

平成 18 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 18 年
第 1 回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 2 月 2 7 日～ 3 月 2 3 日 (2 5 日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
2 月 2 7 日 (月)	提案説明	
2 月 2 8 日 (火)	休 会	
3 月 1 日 (水)	〃	
2 日 (木)	〃	
3 日 (金)	会派代表質問	
4 日 (土)	休 会	
5 日 (日)	〃	
6 日 (月)	会派代表質問	
7 日 (火)	一般質問	
8 日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
9 日 (木)	〃	〃 (総務所管)
1 0 日 (金)	〃	〃 (経済所管)
1 1 日 (土)	〃	
1 2 日 (日)	〃	
1 3 日 (月)	〃	予算特別委員会 (厚生所管)
1 4 日 (火)	〃	〃 (建設所管)
1 5 日 (水)	〃	〃 (総括質疑)
1 6 日 (木)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
1 7 日 (金)	〃	議員定数に関する特別委員会
1 8 日 (土)	〃	
1 9 日 (日)	〃	
2 0 日 (月)	〃	議員定数に関する特別委員会
2 1 日 (火)	〃	
2 2 日 (水)	〃	
2 3 日 (木)	討論・採決等	

平成18年
小樽市議会
第1回定例会会議録目次

○ 2月27日（月曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第46号並びに報告第1号及び第2号.....	3
○市長提案説明（議1～42、報1、2）.....	3
○提案説明 （議43 前田議員）.....	11
○提案説明 （議44 森井議員）.....	11
○提案説明 （議45 斉藤（陽）議員）.....	13
○提案説明 （議46 北野議員）.....	14
採 決（議27、42）.....	
1 日程第3 休会の決定.....	15
1 散 会.....	15

○ 3月3日（金曜日） 第2日目

1 出席議員.....	17
1 欠席議員.....	17
1 出席説明員.....	17
1 議事参与事務局職員.....	18
1 開 議.....	19
1 会議録署名議員の指名.....	19
1 日程第1 議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし 第47号並びに報告第1号及び第2号.....	19
○市長提案説明（議47）.....	19
○会派代表質問 横田議員.....	19

○ 会派代表質問	古沢議員	35
○ 会派代表質問	佐藤議員	58
1 散 会		71

○ 3月6日（月曜日） 第3日目

1 出席議員	73
1 欠席議員	73
1 出席説明員	73
1 議事参与事務局職員	74
1 開 議	75
1 会議録署名議員の指名	75
1 日程第1 議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号	75
○ 会派代表質問	大橋議員 75
○ 会派代表質問	武井議員 87
1 散 会	100

○ 3月7日（火曜日） 第4日目

1 出席議員	101
1 欠席議員	101
1 出席説明員	101
1 議事参与事務局職員	102
1 開 議	103
1 会議録署名議員の指名	103
1 日程第1 議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号	103
○ 一般質問	斉藤（陽）議員 103
○ 一般質問	上野議員 110
○ 一般質問	菊地議員 114
○ 一般質問	佐々木（勝）議員 120
○ 一般質問	新谷議員 128
○ 一般質問	佐々木（茂）議員 136
○ 一般質問	森井議員 142

予算特別委員会設置・付託.....	147
議員定数に関する特別委員会設置・付託.....	147
常任委員会付託.....	147
1 日程第2 陳情.....	147
陳情の取下げ.....	147
議員定数に関する特別委員会付託.....	147
常任委員会付託.....	147
1 日程第3 休会の決定.....	147
1 散 会.....	147
○ 3月23日（木曜日） 第5日目	
1 出席議員.....	149
1 欠席議員.....	149
1 出席説明員.....	149
1 議事参与事務局職員.....	150
1 開 議.....	151
1 会議録署名議員の指名.....	151
1 日程第1 議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし 第47号並びに報告第1号及び第2号並びに請願、陳情及び調査.....	151
予算特別委員長報告.....	151
議案第1号修正案の趣旨説明（古沢議員）.....	158
○ 討 論 北野議員.....	160
○ 討 論 斎藤（博）議員.....	162
採 決.....	163
総務常任委員長報告.....	164
○ 討 論 菊地議員.....	166
○ 討 論 斎藤（博）議員.....	167
○ 討 論 上野議員.....	168
採 決.....	168
経常任委員長報告.....	169
採 決.....	170
厚生常任委員長報告.....	171
○ 討 論 菊地議員.....	172
採 決.....	172
建設常任委員長報告.....	173

○ 討 論	新谷議員	175
採 決		175
議員定数に関する特別委員長報告		176
○ 討 論	井川議員	178
○ 討 論	北野議員	178
○ 討 論	高橋議員	183
○ 討 論	森井議員	184
○ 討 論	山口議員	185
採 決（投票）		186
1 日程第 2	議案第 4 8 号	188
○ 市長提案説明（議 4 8）		189
採 決		189
1 日程第 3	意見書案第 1 号ないし第 9 号	189
○ 提案説明	（意 1、2 新谷議員）	189
○ 提案説明	（意 3、4 佐々木（勝）議員）	190
○ 討 論	森井議員	191
○ 討 論	古沢議員	191
○ 討 論	斎藤（博）議員	194
採 決		194
1 日程第 4	陳情	195
常任委員会付託		195
閉会中継続審査		195
1 閉 会		195

議事事件一覧表

議案	議案	案	第	1 号	平成18年度小樽市一般会計予算
				1 号	平成18年度小樽市一般会計予算に対する修正案＞
				2 号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
				3 号	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
				4 号	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
				5 号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
				6 号	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計予算
				7 号	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計予算
				8 号	平成18年度小樽市住宅事業特別会計予算
				9 号	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
				10 号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計予算
				11 号	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
				12 号	平成18年度小樽市物品調達特別会計予算
				13 号	平成18年度小樽市病院事業会計予算
				14 号	平成18年度小樽市水道事業会計予算
				15 号	平成18年度小樽市下水道事業会計予算
				16 号	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
				17 号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
				18 号	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
				19 号	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
				20 号	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
				21 号	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
				22 号	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
				23 号	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
				24 号	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算
				25 号	平成17年度小樽市水道事業会計補正予算
				26 号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
				27 号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
				28 号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
				29 号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
				30 号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
				31 号	小樽市障害者自立支援法施行条例案
				32 号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
				33 号	小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案
				34 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
				35 号	小樽市企業立地促進条例案
				36 号	小樽交通記念館条例を廃止する条例案
				37 号	市立小樽文学館条例及び市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案
				38 号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
				39 号	小樽市国民保護対策本部及び小樽市緊急対処事態対策本部条例案
				40 号	小樽市国民保護協議会条例案
				41 号	市道路線の認定について
				42 号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
				43 号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案（30人）
				44 号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案（28人）
				45 号	小樽市文化芸術振興条例案
				46 号	小樽市非核港湾条例案
				47 号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
				48 号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告	報告	告	第	1 号	専決処分報告
				2 号	専決処分報告

意見書案

意見書案第1号	「市場化テスト法案」に関する意見書（案）
意見書案第2号	日本郵政公社の集配局再編計画の撤回を求める意見書（案）
意見書案第3号	安心の医療改革を求める意見書（案）
意見書案第4号	「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書（案）
意見書案第5号	最低賃金の引き上げを求める意見書（案）
意見書案第6号	さらなる総合的な少子化対策を求める意見書（案）
意見書案第7号	米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書（案）
意見書案第8号	官製談合への規制強化と「天下り」への厳しい制限を求める意見書（案）
意見書案第9号	公立高校の存続に関する意見書（案）

陳情

陳情第80号	桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について
陳情第81号	「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置について
陳情第82号	小樽市議会議員定数削減方について
陳情第83号	米F15戦闘機の千歳移転訓練に反対の意見書提出方について
陳情第84号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第85号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第86号	市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続き産科開設方について
陳情第87号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第88号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第89号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第90号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第91号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第92号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第93号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第94号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第95号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第96号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第97号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第98号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第99号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第100号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第101号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第102号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第103号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第104号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第105号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第106号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第107号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第108号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第109号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第110号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第111号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第112号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第113号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第114号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第115号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第116号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第117号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第118号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第119号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第120号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第121号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第122号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第123号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第124号	小樽市室内水泳プールの存続方について

[illegible]

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

横田議員（３月３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 平成１８年度予算案の編成状況について
- ２ 財政再建プラン実施計画の実効性は
- ３ 安全・安心なまちづくりに向けた条例制定の可能性は
- ４ 駅前第３ビル再開発の進ちょく状況は
- ５ ２００７年問題と移住促進事業の推進状況は
- ６ 大雪対策の取組概要と福祉除雪について
- ７ 小樽市経済の再生、活性化をどう考えるか
- ８ 小樽市立学校教育推進計画（あおばとプラン）の具体策は
- ９ その他

古沢議員（３月３日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

並びに議案第４３号及び第４４号提出者

- １ 財政問題
 - （１）市長提案説明から
 - （２）「財政健全化計画」の効果
 - （３）三位一体改革とは何か
 - （４）財政再建推進プラン「実施計画」について
- ２ 市立病院建替え問題
 - （１）新病院建設用地は中心市街地で
 - （２）病院規模等は見直し再検討を
 - （３）医師確保の問題
 - （４）建設時期は慎重に
- ３ 障害者自立支援法の実施に向けて
 - （１）障害者自立につながる法律か
 - （２）市独自の負担軽減策を
 - （３）心配な市の組織体制
- ４ アスベスト問題
 - （１）市営稲穂改良住宅でアスベスト材
 - （２）市施設の再点検を
 - （３）除去工事・救済対策への国の措置

- (4) 民間建築物のアスベスト対策
- 5 議員定数削減問題
 - (1) 提案理由から消えた「市民負担の軽減」
 - (2) 「地方自治の本旨」と議員定数
 - (3) 地方自治法否定の「特異な基準」
 - (4) 市民の声の真意は
- 6 その他

佐藤議員（ 3 月 3 日 3 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 行財政改革について
- 2 除排雪問題について
- 3 新市立病院について
- 4 その他

大橋議員（ 3 月 6 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 広域連合と合併について
- 3 移住促進政策について
- 4 除雪について
- 5 職員不祥事件について
- 6 海の自然葬について
- 7 教育問題について
- 8 その他

武井議員（ 3 月 6 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 議案第 1 号一般会計予算案について
- 2 財政再建推進プラン実施計画について
- 3 除雪費の補正予算に関連して
- 4 議案第 2 号港湾整備事業特別会計に関連して
中国コンテナ航路対策について
- 5 議案第 1 0 号介護保険事業特別会計について

- 6 議案第14号水道事業会計予算に関連して
- 7 議案第35号小樽市企業立地促進条例案について
- 8 議案第36号小樽交通記念館条例に関連して
- 9 その他

○ 一般質問

斉藤（陽）議員（3月7日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政再建推進プラン及び同実施計画について
- 2 次世代育成支援行動計画「おたる子育てプラン」の実施状況について
- 3 小樽市観光基本計画「新・いいふりこき宣言」について
- 4 「新博物館基本計画（案）」について
- 5 その他

上野議員（3月7日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 1月6日の市長記者会見について
- 2 小樽グランプリ（チャンプ・カー・ワールド・シリーズ）開催について
- 3 韓国ソウル市特別区、江西区との友好提携について
- 4 市若手職員のプロジェクトチームについて
- 5 その他

菊地議員（3月7日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 道州制について
- 2 合併新法と自治の在り方について
- 3 後志グランドデザインと小樽市の立場
- 4 政策立案への市民参加の在り方
- 5 その他

佐々木（勝）議員（3月7日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政再建について
- 2 総合計画について
- 3 除排雪対策について
- 4 若者定住対策について
- 5 小樽市子どもの権利に関する条例制定について
- 6 教育問題について
- 7 その他

新谷議員（３月７日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽駅前第３ビル周辺地区再開発について
- 2 プール問題
- 3 郵政民営化に伴う集配局廃止問題
- 4 その他

佐々木（茂）議員（３月７日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 成年後見制度の利用について
- 2 国保事業運営について
- 3 地方債総額の減少について
- 4 財政分析による財政計画を
- 5 指導力不足の教員について
- 6 新・児童生徒の問題行動対策重点プログラムについて
- 7 市税横領事件について
- 8 その他

森井議員（３月７日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 一人一役
- 2 除排雪について
- 3 レジ袋税
- 4 その他

平成18年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成18年2月27日

出席議員（32名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大畠護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開会 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、平成18年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、見楚谷登志議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月23日までの25日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第46号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第42号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 平成18年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に対する私の所信と新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員並びに市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

まず、昨年末の元納税課職員の不祥事についてであります。財政再建に全庁挙げて取り組んでいる最中、あってはならない不祥事が起きたことは大変残念でなりません。市政運営の責任者として、市民と市政との信頼関係を著しく損なう結果を招いたことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、その責任を痛感しております。2月16日に関係者の処分を行い、私については、責任を明らかにする措置として、平成18年3月分の給料月額を10パーセント減額することいたしました。現在、庁内で再発防止に向けた取組をしており、二度とこのようなことが起きないよう最大限の努力をし、市民の皆さんとの一日も早い信頼関係回復に努めていく所存であります。

さて、我が国の経済であります。昨年12月に閣議了解された政府経済見通しによると、平成17年度は、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へと波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込んでおります。平成18年度においても、消費及び設備投資が引き続き増加し、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価なども、年度を通してみると、わずかながらプラスに転じると予想しております。

また、国が2月22日に公表しました2月の月例経済報告では、昨年10月から12月期の実質国内総生産、いわゆるGDPが年率換算で5パーセントを上回る高い成長率を示したことに加え、失業率の低下など雇用情勢の改善が図られたことなどにより、景気の基調判断を前月までの「緩やかに回復している」から「緩やかに」の表現を除き、「回復している」と上方修正したところであります。このように景気が本格的に回復しているとの判断を示したことは、全国的には景気低迷の長いトンネルを抜け出し、ようやく明るさが見えてきたものと考えております。

道内経済の状況については、個人消費や住宅着工などの好調により、1年3か月ぶりに上向いたとされておりますが、総務省の家計調査によると、昨年12月の2人以上の世帯収入を合計した勤労者世帯実収入が全国平均の52万2,000円に対し、道内では月額43万9,000円と約8割程度となっております。さら

に常用の有効求人倍率も全国平均の1.0に対し、道内では0.63倍と全国の6割程度になっているなど、北海道の厳しい現実が数字に現れており、地域間格差が拡大しているのが現状ではないかと考えております。

その一方で、道民の長年の願いでありました北海道新幹線新青森・新函館間が昨年5月に着工されました。平成27年度の開業を目指し、順調に工事が進められておりますが、今後は、札幌までの延伸について、北海道や沿線自治体はもとより、地元小樽の各界各層の関係者とともに力を合わせ、早期着工に向け要請行動を行ってまいりたいと考えております。

また、高速道路につきましては、既に整備計画区間となっておりました北海道横断自動車道小樽・余市間について、2月7日に開催された国土開発幹線自動車道建設会議を経て、同月10日に国土交通大臣が東日本高速道路株式会社に有料道路方式による整備を指定したところであり、一日も早い事業の着工を願っております。

このような二つの事業は、将来の北海道にとって、経済の底上げ、さらには本市の経済活性化につながるものと大きな期待を寄せているところであります。

次に、本市の経済状況についてであります。

小樽商工会議所が四半期ごとに実施している「経済動向調査」によりますと、企業の景気状況を示す「業況」では、昨年10月から12月までの3か月間において、平成16年同期と比べて全業種平均で「好転した」とする企業の割合が10.1パーセント、「悪化した」とする企業29.8パーセントとなっており、悪いとした企業の割合がよいとした企業の割合を大きく上回っております。また、本年1月から3月の見通しでも「悪化する」と見る企業が31.4パーセント、「好転する」と見る企業が10.4パーセントと、多くの企業が依然厳しい状況が続くものと予測しております。さらに、昨年1年間の後志管内の企業倒産件数が平成16年に比べ6件増加の25件となっております。

このようなことから見ますと、本市が景気回復基調に至るまでには、まだまだ時間を要し、大変厳しい状況が続いているものと考えております。

人口については、昨年12月に速報された国勢調査の結果、前回の平成12年調査に比べ、5年間で8,500人の減少となり、14万2,165人となりました。全国においても、2月21日に厚生労働省が公表いたしました平成17年度人口動態統計の速報値によりますと、明治32年の統計調査開始以来、初めて出生者数が死亡者数を下回る自然減となることが確定いたしました。このことは、当初の政府の見込みより2年も早い動きであり、我が国が人口減少社会に突入したことを示しているものと考えております。

人口減少には複合的な要因があると言われておりますが、本市の主な要因としては、依然として少子化が進んでいることや札幌市への流出といったことが挙げられます。これまで子育て支援や定住対策など各種事業を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからないのが現状であります。このため、昨年12月、庁内に人口対策会議を設置し、人口減少の要因やその対策について検討を進めているところであります。

次に、本市の財政状況についてであります。

過去2年間の予算編成に当たっては、職員給与費の削減やすべての事務事業の見直し、事業の厳選などのほか、使用料や手数料の見直しにより市民の皆様にも一定の負担をいただくなど、財政健全化に努めてまいりましたが、平成16年度に行われた地方交付税の大幅な減額の影響により、平成16、17の両年度にわたり2年連続の赤字予算となりました。

平成18年度の予算編成に当たりましては、基本的な姿勢として3年連続の赤字予算編成を回避することを念頭に置き、退職者の不補充や職員給与費のさらなる削減、管理経費の圧縮、業務委託の拡大等に

より、歳出の縮減に努めましたが、なおも一般財源に不足が生じることから、企業会計や基金からの借入れ、公的資金借換え制度による公債費負担の平準化など、さまざまな財源対策によって収支均衡を図ったところであります。

大変厳しい財政状況の中、限られた財源での予算編成であります。21世紀プランの各施策の推進に当たりましては、その緊急度、優先度を見極め、子育て支援、教育環境の整備、商業・観光の振興、企業立地促進など、地域経済の活性化のための事業、さらには市民生活に密着した事業の継続に配慮しながら予算計上に努めたところであります。

また、今後の財政状況につきましても、人口減少や厳しい経済・雇用情勢が続くものと考えられることから、市税や地方交付税等歳入のさらなる落ち込みが予想されます。

本市の危機的な財政状況を改善するため、昨年3月、財政再建団体への転落回避と平成21年度の単年度収支の黒字化を目標とする「財政再建推進プラン」を策定いたしました。

このたび平成18年度の予算編成を踏まえ、組織・機構のスリム化、効率化や民間委託の推進など、行政改革の取組により人件費総額の抑制を図るほか、特別会計、企業会計への繰出金の見直しなど、具体的な対策内容を取りまとめた「財政再建推進プラン実施計画」を策定したところであります。

今後は、本実施計画を着実に実行し、何としても財政再建団体への転落を回避するため、職員一丸となって、不退転の決意で財政再建に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、平成18年度は、私にとりまして任期の締めくくりの年であります。2期目就任以来、市政に臨む三つの基本姿勢として、「市民の皆さんの声を大切にしたい、開かれた市政運営の推進」「市民の皆さんが安心して暮らせる『まちづくり』の推進」「財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進」を掲げて、今日まで多くの市民の皆さんの御意見を伺い、また、御支援をいただきながら、まちの活性化と市民福祉の充実を目指し、市政の運営に努力してまいりました。

今後とも事業の実施に当たりましては、財政再建を第一とし、地域経済活性化や、だれもが生きがいを持ち、安心・安全に暮らすことのできるまち、そして活力とにぎわいのあるまちづくりを目指し、残された任期中、市民の視点に立った市政運営に誠心誠意努力していく所存であります。

以下、平成18年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育・文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。

学校教育では、給水施設の老朽化に伴い、赤さびにより赤水が発生する小中学校を対象に、主に飲料用として使用する給水管を改修いたします。

小中学校の適正配置関係では、児童・生徒数の減少に伴い小中学校の小規模化が進む中、今後の学校規模・学校配置のあり方について、幅広い意見を聴取し検討する場として、検討懇談会を設置いたします。

社会教育におきましては、重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号の修復工事を本年度の耐震診断等の調査結果を踏まえ、平成18年度、19年度の2か年で行います。

次に、少子高齢化に対応した子育て支援や高齢者対策など、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

まず、子育て支援では、保育時間を午後7時までとする「延長保育」を新たに新光保育園で実施することとし、これで市内6か所となり、さらなる充実を図ります。

高齢者福祉におきましては、「福祉コミュニティ都市推進事業」として、高齢者みずから生きがいを持ち元気に暮らせるまちづくりを目指し、昨年4月に市民有志による組織「杜のつどい」が設立され

ました。産業会館を活動拠点として、参加型の高齢者福祉への移行を進めるため、世代間交流事業や各種講座等を実施しており、今後は、新たな事業展開も検討してまいりたいと考えております。

次に、本年4月から施行となる介護保険法の大幅な改正が行われました。これは要介護状態の軽減や悪化の防止等を目的とする「予防重視型システムへの転換」が改正の趣旨であり、本市においても、現行の老人保健事業などを再編成して「地域支援事業」として体系的に介護予防を進めるほか、本市の新規独立事業として「介護給付等費用適正化事業」を実施し、不要なサービスが提供されていないかどうかの検証などにより、介護給付の適正化を図ってまいります。

次に、障害福祉保健関係では、身体・知的・精神障害者の福祉サービスを市町村を主体にしたサービスに一体化し、障害者が地域で自立した生活を営むことを目的とした「障害者自立支援法」が4月から施行されます。これを受けて平成18年度中に「障害者計画・障害福祉計画」の策定を行います。また、障害者福祉サービスの支給決定の明確化・透明化を図るための仕組みを導入いたします。具体的には、認定調査を行い、小樽市障害認定審査会の判定を得て障害程度区分を決定し、介護給付や就労のための訓練等給付事業を実施いたします。さらに、利用者負担は原則1割負担となりますが、各種の軽減策を実施するとともに、10月からは地域生活支援事業として、相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援などのさまざまなサービスを組み合わせ、総合的に支援する体制づくりをしていくこととしております。

次に、快適で良好な住環境や道路、上下水道施設の整備、ごみ処理対策など生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。

初めに、市営住宅の整備につきましては、昨年度供用開始したオタモイ住宅1号棟に続き、2号棟5階建て50戸を平成18年度、19年度の2か年で建設いたします。

ごみ処理対策につきましては、ごみの減量化と資源化の促進を目的として、昨年4月から家庭ごみの有料化を導入し、あわせて資源物の収集品目を拡大いたしました。市民の皆様の御協力により、ごみの収集量は大幅に減少する一方、資源物の収集量は大幅に増加いたしました。

家庭ごみの有料化にあわせて、生ごみの減量化と資源化のため、昨年度、電動式生ごみ処理機のモニター制度を実施しましたが、アンケート調査の結果、好評であったことから、本年4月からは購入費助成制度として実施いたします。また、ポイ捨て防止対策として、街頭でのポイ捨て防止の啓発や清掃事業等を行います。

北しりべし廃棄物処理広域連合が建設を進めている「ごみ焼却施設」につきましては本年11月から、「リサイクルプラザ」につきましては平成19年1月から、それぞれ試運転が行われ、いずれも平成19年4月から本格稼働する予定になっております。

下水道事業では、更新計画に基づき、機能低下が著しい中央終末処理場、銭函終末処理場のほか、各ポンプ場、污水管等の施設整備を実施してまいります。

次に、商店街のにぎわいづくりや観光客の誘致促進、企業立地促進など産業振興を図る「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。

商業振興では、既存の商業活性化支援事業のほか、丸井今井小樽店閉店後の中心商店街の活性化策として「中心商店街元気づくり事業」を創設し、中心商店街が連携して行う事業や小樽サンモール・ネオに対する支援を、さらには都通り、サンモール一番街など中心商店街のにぎわいづくりを目的としたイベント事業に対し助成をいたします。

観光振興では、昨年度に続き、教育旅行誘致促進のため、モニターツアーや観光誘致キャンペーン活動を観光協会、観光誘致促進協議会、民間事業者と協働で展開いたします。

企業立地促進では、工場等設置助成制度を見直し、固定資産税等の課税を免除する「小樽市企業立地促進条例」を制定し、これにより他都市との優遇制度の格差を解消して、一層の企業立地を促進し、産業の活性化と雇用機会の拡充を図ってまいります。

次に、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」についてであります。

都市景観においては、歴史的建造物の保全事業など、また、港湾整備につきましては、継続して北運河の水質浄化対策や小樽港縦貫線の改良事業を進めるとともに、平成16年度から改修に着手いたしました北防波堤の改良工事につきましても、引き続き実施してまいります。

また、昨年度から実施している第2号・第3号ふ頭の給水施設の老朽化に伴う敷設替え事業を18年度も実施し、完了いたします。

事業概要の最後に、昨年度から進めている首都圏等の団塊の世代等を対象にした「移住促進事業」についてであります。平成18年度は、北海道及び道内50市町村の自治体が参加する「北海道移住促進協議会」と連携し、移住PR活動や移住ビジネスの研究等を実施してまいります。

さらに、次期総合計画策定についてであります。現行の総合計画「市民と歩む21世紀プラン」の計画期間が平成19年度で終了となることから、平成20年度以降を計画期間とする新たな総合計画の策定が必要となります。策定作業は平成18年度から2か年とし、策定に当たりましては、市民の皆様から御意見、御提言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第16号までの平成18年度各会計予算についてであります。まず平成18年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成18年度の地方財政計画の規模は、平成17年度に比べ0.7パーセント減の83兆1,508億円となりました。極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことで、歳出総額の計画的な抑制が図られ、結果として、地方財政計画の歳出規模は5年連続のマイナスとなりました。

通常収支では、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障経費の自然増などもあって、平成17年度より約1兆8,000億円改善しましたが、なお5兆7,044億円の財源不足を生じることとなりました。この補てん措置につきましては、財源対策債等による措置を除いた不足分は国と地方が折半し、地方負担部分については地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により措置することとなっております。

また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆376億円につきましては、平成17年度と同様、地方税の減収分は国のたばこ税の一部移譲、法人税の交付税率引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行により、地方交付税の影響分は交付税特別会計借入金により補てんすることとし、これを後年度における増収により償還することとなっております。

国は、かねてから、平成18年度においては地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保すると明示しておりました。地方財政計画上は、一般財源の大宗を占める地方税、地方交付税等については、まず地方税が景気の回復や恒久減税の縮減により増収が見込まれるため、前年度に比較して4.7パーセント増となり、地方交付税については前年度に比べ5.9パーセント、臨時財政対策債が9.8パーセントそれぞれ減となったものの、これらの合計は前年度に比べて0.5パーセント増となっており、一般財源の総額は55兆6,334億円と前年度に比較して200億円程度の増を確保した形となっております。

また、「三位一体の改革」の成果については、平成16年度から18年度までを通じて、国庫補助負担金

改革では総額約4兆7,000億円の削減で、税源移譲額は約3兆円となり、地方交付税改革では、臨時財政対策債を含めて地方交付税等の総額が約5兆1,000億円の抑制となりました。国庫補助負担金改革と税源移譲の規模については、政府が掲げた数値目標は達成しましたが、その内容としては、補助金等の削減では生活保護費負担金はその対象となることが避けられたものの、児童手当、児童扶養手当などの国庫負担率の引下げなど地方案にないものも多く含まれており、今後の地方財政運営に不安を残す結果となりました。国は、今後もさらに改革を進める中で、「地方の自由と責任」を高める一方、財政面ではさらに地方交付税制度の改革に取り組むとしております。地方においても「三位一体の改革」については、平成19年度以降も引き続き進めるべきと主張しておりますが、その改革に当たっては、真の地方分権と地域主権が財政的な裏づけの下に確立されるよう、今後も地方六団体が結束して取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、平成18年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では定率減税の縮減など税制改正の影響で個人市民税が前年度に比べて増収となる一方、固定資産税は地価の下落や評価替えなどにより減収となるため、市税全体では対前年度当初予算比で2.7パーセント、4億1,724万円の減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案と同時に示された地方財政対策における地方交付税総額の伸び率などを基本に、事業費補正など本市の特殊財政需要や平成17年10月に行われた国勢調査における人口減少などを踏まえて試算した結果、対前年度当初予算比で4.3パーセント、6億9,400万円の減と見込み、臨時財政対策債については10パーセント、1億5,400万円の減と見込みました。

地方譲与税は、税源移譲の暫定措置としての所得譲与税の増額などにより44.4パーセント、4億4,820万円の増となりました。

この結果、財源対策を除く一般財源総額は、対前年度当初予算比で2.8パーセント、10億3,098万円の減となり、本市財政にとっては大変厳しい結果として見積もらざるを得ないこととなりました。

次に、歳出の性質別経費ごとに、主なものについて前年度当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、義務的経費につきましては、人件費では職員給与の独自削減などにより抑制を図りましたが、定年退職者の増による退職手当の影響により0.9パーセントの減にとどまりました。

扶助費では、医療助成が診療報酬改定の影響などにより1.8パーセント減となり、公債費では市債借換えの皆増などにより0.5パーセントの増となった結果、義務的経費合計では1.0パーセントの減となり、歳出合計の54.5パーセントを占めることとなりました。

普通建設事業費につきましては、厳しい財政状況を受けて事業を厳選しましたが、重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業費などの皆増により3.3パーセントの増となりました。

貸付金につきましては、国民健康保険事業会計貸付金の減などにより5.5パーセントの減となり、繰出金につきましては、新たに青果物卸売市場事業への繰出金が生じたほか、老人保健事業、介護保険事業が保険給付費の増加などに伴い増となりましたが、港湾整備事業への繰出しが皆減となったほか、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、病院事業、水道事業、下水道事業への繰出しがそれぞれ減となり、駐車場事業の廃止に伴う繰出しの皆減などを合わせて10.8パーセントの減となりました。

18年度予算においても、人件費の独自削減や事務事業の見直しなどを着実にを行い、徹底した「財政健全化」の取組を行ったことにより、その効果を予算に反映させましたが、それだけでは収支均衡を図ることができず、約9億7,500万円の財源が不足することになりました。このため、他会計及び特定目的基金からの借入れに加えて公的資金借換えなどの財源対策をとり、3年連続の赤字を回避し、収支均衡予算として編成いたしました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率を勘案し算定した結果、単年度で6億6,886万2,000円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、財政原則の特例として一般会計から4億8,000万円を繰入れし、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

老人保健事業におきましては、対象年齢の引上げにより受給者数は減少するものの、公費負担割合の引上げなどにより、一般会計からの繰入金は10.0パーセント増の16億9,111万4,000円となりました。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績などを勘案し算定した結果、保険給付費で0.3パーセント増の115億1,073万7,000円、新設された地域支援事業費で1億250万円の皆増となり、一般会計繰入金では2.0パーセント増の17億510万1,000円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から11億2,509万8,000円を繰入れし、資金収支の見通しは平成18年度末で2,454万6,000円の資金余剰となる見込みであります。今後、さらに効率的な事業運営に努めるとともに、引き続き、公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水池の改良や送水管、配水管の更新などを実施してまいります。資金収支の見通しは、平成18年度末で6億9,371万8,000円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、常に経済性を考慮するとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、勝納、塩谷、朝里地区の污水管整備を進めるとともに、中央及び銭函の下水終末処理場の污泥処理棟焼却設備など、大規模な更新事業に着手してまいります。平成18年度は、新たな下水道事業債特別措置分の借入れなどにより、一般会計からの繰入金を縮減するとともに、資金収支の改善を行います。今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、土砂等で搬入量の減が見込まれますが、処分場管理運営等業務委託料などの削減により、収益的収支におきましては、引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成18年度の財政規模は、一般会計では613億3,496万5,000円、特別会計では548億9,756万円、企業会計では283億7,255万2,000円の合計1,446億507万7,000円となりました。前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計では3.1パーセント、特別会計では1.3パーセント、企業会計で5.6パーセントそれぞれ減となり、全会計では2.9パーセントの減となりました。

次に、議案第17号から議案第25号まで及び議案第42号の平成17年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしましては、一般会計では、除雪費に不足が見込まれるため追加の補正を計上するとともに、障害者自立支援法による新たな福祉サービスへ円滑に移行するための障害者自立支援システム導入費などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上し、歳入においては、市税、地方交付税の減額を計上いたしました。

以上に対する財源としましては、負担金、国・道支出金、寄付金等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上いたしましたが、なお財源が不足するため、諸収入を増額計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに3,309万8,000円の減となり、財政規模は651億362万2,000円となりました。

次に、特別会計、企業会計の主なものについて説明申し上げます。

青果物卸売市場事業特別会計では、卸売市場使用料等の一部減免などに伴う所要の補正を計上いたし

ました。

国民健康保険事業及び介護保険事業では、それぞれ保険給付費の減額等に伴う所要の補正を計上し、老人保健事業では医療給付費の増加に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では、入院患者及び外来患者の減による医業収益の減に伴う所要の補正を、水道事業では、退職給与金の増額を計上いたしました。

次に、議案第26号から議案第41号までについて説明申し上げます。

議案第26号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の年次有給休暇及び組合休暇を暦年ごとの付与から年度ごとの付与に改めるものであります。

議案第27号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、市長の平成18年3月分の給料月額を減額するものであります。

議案第28号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成18年4月分から平成19年4月分までの特別職等の給料月額を減額するものであります。

議案第29号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の給料月額を減額し、及び地方自治法の一部改正に伴い調整手当を地域手当に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、指定管理者による利用料金制導入に伴い、駐車場事業特別会計を廃止するものであります。

議案第31号障害者自立支援法施行条例案につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、障害認定審査会委員の定数及び報酬額等を定めるとともに、罰則を設けるものであります。

議案第32号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、知的障害者福祉法の一部改正に伴い、助成対象者の範囲を拡大するとともに、障害者自立支援法の施行に伴い、標準負担額についての規定を改正するものであります。

議案第33号浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、財政原則の特例措置を設けるとともに、地方税法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第35号企業立地促進条例案につきましては、市内に工場等を新築する者に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うことにより、企業の立地を促進するものであります。

議案第36号交通記念館条例を廃止する条例案につきましては、現在の施設を社会教育施設として再整備するため、交通記念館及びこれに係る基金を廃止するものであります。

議案第37号文学館条例及び美術館条例の一部を改正する条例案につきましては、文学館及び美術館の共通料金を設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号国民保護対策本部及び緊急対処事態本部条例案及び議案第40号国民保護協議会条例案につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部並びに国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第41号市道路線の認定につきましては、オタモイ北1線ほか24路線を認定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては除雪費の所要額を、報告第2

号につきましては、第2号ふ頭3号上屋の倒壊に伴い、除去費等を含む荷さばき地整備事業の所要額を、それぞれ2月1日及び2月14日に専決処分により補正予算措置したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第43号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 12番、前田清貴議員。

（12番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○12番（前田清貴議員） 議案第43号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、自由民主党を代表して提案理由の説明をいたします。

平成15年に施行されました地方統一選挙では、地方分権一括法による地方自治法の改正により、議員の上限定数が本市の場合34名と定められました。もって議員提案による条例改正が行われ、現在32名の小樽市議会議員が誕生し、市民の負託にこたえるべく活動しております。

しかし、全国の地方自治体の多くも同様でありますように、本市を取り巻く財政状況は御承知のとおり危機的な状況下にあり、議会として何らかの施策をみずから講じるべきとの考え方から、これまでも各会派代表者会議や、その後の財政再建に関する小樽市議会検討会議において、海外視察の凍結や毎年実施していた会派視察、委員会視察を隔年に、また、議員報酬の5パーセントカットなど、今任期中に財政効果が発生する施策として、自民党は議会経費削減に努めてまいりました。また、このたびの新年度予算編成に当たりまして、他会計からの借入れにより収支均衡を図らなければならない現下、議員定数削減までも踏み込んださらなる手だてが思考されます。

過去、議員定数においては、定数40名を1割減の36名に、34名を32名に、みずからが削減した経緯がありますが、このたびの提案は、平成15年に削減して以来1度の選挙しか経ていないこともあり、急激な変化を避ける観点からも、小樽市議会の議員定数を昨年の第4回定例会終了後、再度、各界各層の皆さんからの御意見をお伺いしました結果、改めて30名とする定数条例案を議員提案させていただくことといたしました。

なお、ただいまの口述中、財政環境悪化に至る背景につきましては、特定の施策、歳出を指すものではないことを申し添えておきます。

以上、多くの議員の皆さんの賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の趣旨説明といたします。

（拍手）

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第44号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○2番（森井秀明議員） 提案者を代表し、議案第44号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の提案説明を行います。

住民基本台帳における人口での減少比率をまずお伝えします。平成11年では15万3,550人で、平成14年では14万8,791人、前期4年では減少率3.1パーセントです。今期については平成15年14万7,124人、そして17年が14万3,490人、現時点で2.5パーセントの減少率があり、人口が大幅に減少していることは否めません。3.1パーセントの人口減少をした前期に4人減を行っております。今期は前期よりも早いペースで人口減少が進んでいる中で、今期は減らさないとか、2減でよいとはならないのではないでしょう

か。

さて、前定例会でもお話しさせていただきましたが、道内他都市で小樽と人口が類似する都市の議員数と人口割合について、改めてお話しさせていただきます。

今回は、合併された釧路市は合併特例により議員の数が大きく膨らんでいますので、10万から20万都市の法定上限数で計算させていただきます。資料としては、一番の近況で算出するために各自治体のホームページより算出しております。まずは、議員定数が小樽市と同じ2都市ですが、苫小牧市で人口17万3,403人、5,418人に1人、帯広市は人口17万1,612人、5,362人に1人です。小樽市と議員定数が同じこの2都市では、どちらも小樽より人口規模は大きく、小樽だけが突出して下回っています。次に、釧路市は19万5,095人であり、法定上限定数34人で割ると5,738人に1人、小樽市より人口規模の小さい北見市と江別市ですが、北見市が議員定数30人で人口は11万1,047人、3,701人に1人、江別市は定数29人で人口が12万4,128人、4,280人に1人です。小樽市を除く北海道の10万人都市5都市の平均は、4,900人に1人となります。限りなく5,000に近い数字で推移しており、私たちが主張する5,000人に1人の議員数はやはり妥当ではないかと考えております。現在の小樽市の状況は14万2,868人で定数32人ですから、4,464人に1人の割合となり、これらの平均を大きく下回っております。

一つここで特化すべきことは、小樽市以外の他の10万都市は急激な人口減少が起きていないことです。帯広市や苫小牧市、同じ定数32人の都市においては人口は微増しており、議員に対する人口割合は増えてきています。このことは、やはり重く受け止めなければならないのではないのでしょうか。

では、前回と同じように小樽市の人口について、平成19年、来年の改選時期において14万人を切る可能性が出てきておりますので、14万人と勘案し、5,000人で割りますと、やはり28人と割り出されると思います。つまり、次の改選期、また、その後の人口流動を考慮すると、この28という数字が小樽でのより適正な議員数と考えるのが本来かと思います。

また、前定例会の最終本会議で高橋議員からもお話がありましたとおり、過去の経緯からの人口と議員定数の関係も改めてお話しさせていただきます。

昭和22年から選挙が行われ、昭和58年まで議員定数は40人でありました。昭和61年に36人、平成15年に32人の定数となっているところは御承知のとおりかと思います。議員1人当たりの人口割合は、改選期で一番市民負担が軽減されていたのが昭和38年であり議員1人当たり5,169人であり、また、定数改正後の中では昭和62年の4,789人となっており、やはり5,000人という数字が検討する上での基準値となり得ると思います。それに比べ自民党案の2減、議員数30人は論拠に欠けると言わざるを得ず、また、共産党の主張である32人という現状維持は論外であります。

さらに、北海道の状況や小樽での過去の経緯だけでも4減である根拠が十分伝わるとは思いますが、さらに全国の状況にかんがみましますと、全国市議会議長会ホームページによりますと、全国735市のうち合併に携わっていない10万から20万都市118都市の議員定数の平均は28.54であります。

前定例会でもお話しさせていただきましたが、この人口との対比から考えても、また、別な角度から見ても、議員を現状から減らすという考え方に行き着くのは当然であり、基準として28人という人数は、やはり適切な人数であると言えます。

議員の定数は、議員の職についている人たちの権利ではありません。このまちに住んでいる市民全員の権利です。だれもが選挙権、被選挙権を持ち、だれもがこの仕事における責任を負っています。その市民自身が減らすべきというお話をしているわけですから、減らす議論が行われて当然ではないのでしょうか。その代弁をしている我々は、この議論を成り立たせていくことが役割ではないのでしょうか。前期に4人減らし、その影響がまちに出て不便さを感じているというような市民の意見を皆さんは耳にされ

ているのでしょうか。私たちは、多くの方々から、この議案に対する意見に賛同しますとお聞きしております。私たちは、その意見を踏まえ、この議員定数4減の議員提案を提出させていただきます。

提案者を代表し、提案説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第45号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○29番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表して、議案第45号小樽市文化芸術振興条例の提案説明を行います。

文学、美術、演劇、音楽など、いわゆる芸術、また、華道、茶道、書などの日本の伝統文化などに触れ、広く市民がこのような活動に参加する機会を保障することは、心豊かな市民生活の実現と活力ある地域社会の建設のために欠くことのできない行政サービスの一つであると考えます。

また、文化芸術に関する活動から派生する経済波及効果は、本市経済の活性化にとっても決して無視することのできないものがあります。今や本市の基幹産業に成長している観光、また、それと結びついたガラスやオルゴールといった商品は、本市の貿易港としての繁栄の歴史や文化を背景として企画されたものが多く、文化芸術の活動を活性化することにより、それらの商品のブランドイメージを高め、結果的に小樽産品の競争力を高める効果が期待できます。

本条例は、「21世紀の我が国のあるべき姿は、文化芸術立国である」との我が党の提唱により、平成13年11月に成立した文化芸術振興基本法を受けて、本市における文化芸術振興のための施策の基本を定めるものです。現状は、施設整備に関して、文学館、美術館など社会教育施設は教育委員会、市民会館やマリノホール、公会堂などは市民部所管であり、文化芸術支援は教育委員会、国内他都市や海外との国際交流、文化交流は総務部秘書課、また、雪あかりの路など文化性の濃い観光イベントやガラス工芸、ブランド化は経済部などと、多くの部署に分散している関係施策を総合的、計画的に企画立案、調整、推進する行政事務を包括的に基礎づける条例となります。

本条例の構成は、初めに文化芸術活動に携わる方々が地域文化振興の指導者であり、地域社会の大切な宝であることを確認し、人材の育成を旨とし、その自主性、創造性が尊重され、地位の向上が図られ、その能力が発揮されるよう考慮されなければならないなど、文化芸術振興の基本理念を定め、施策の実効性を確保するため基本方針に基づき基本計画を定め、新たな制度として、芸術家や文化団体が地域の学校教育や生涯学習、イベントなどで活躍していただけるように「アーティスト・バンク」という名称の登録制度を設けます。

また、施設利用料の減免を含め、文化芸術活動に携わる方々への支援や顕彰についても規定を設け、市の基本計画などに意見を述べる小樽市文化芸術審議会を設置します。

また、あわせて小樽市資金基金条例の一部を改正し、文化芸術振興の資金とするため、小樽市文化芸術振興基金を設けるものであります。

以上、条例案の概要について述べましたが、議員各位の御賛同をお願いして、提案説明といたします。

（拍手）

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第46号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○ 22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、議案第46号小樽市非核港湾条例案の提案の趣旨を説明いたします。

小樽市議会が核兵器廃絶平和都市宣言を満場一致で採択してから丸23年と4か月が過ぎました。我が党が核兵器廃絶平和都市宣言を具体化しようとして、小樽市非核港湾条例案を提案し、その提案説明の中で非核港湾条例の必要性をその時々的情勢に即して述べてきました。

これまで市長は、小樽港への米艦船入港に当たっては、核兵器搭載の有無の確認のほか、二つの条件をクリアすれば小樽港の港湾施設使用を認めるとしてきました。二つの条件も、係留施設は船舶の入港が少なく、あいていることが多く、商業活動に影響が及ぶことはほとんどありません。また、港湾の安全についても、既に巨大空母インディペンデンスやキティホークの入港で問題が生じておらず、この二つの条件、ハードルは核兵器搭載可能艦の小樽港の港湾施設使用拒否の根拠になり得ないことは、この間の空母を含む米艦船の入港で明らかです。

一番肝心なのは、核兵器搭載の有無についてです。この問題で市長は、核兵器搭載可能米艦船への港湾施設使用を許可するかどうかを、米国政府、実際は札幌のアメリカ総領事館と外務省への搭載の有無の照会を行っています。アメリカ政府は、核兵器搭載の有無を明らかにしないのが方針との回答です。外務省も、核兵器が日本へ持ち込まれるときは事前協議の申入れがあるが、事前協議の申入れがないので核兵器はないと判断するとの返事です。市長は、この返事を根拠に核兵器は搭載されていないと判断し、港湾施設使用を許可してきました。

しかし、日本政府もアメリカ政府も、日本への核持込みについては、1960年の安保条約締結の際、密約を結んで、占領時代からアメリカの航空機が核兵器を搭載して日本の空港へ離発着することや、同じく核兵器搭載米艦船が日本の港湾へ自由に入港していたことを、1960年の安保条約改定時に、引き続きこれまでどおりできるように事前協議の対象としないことを密約として取り交わしていました。これが2000年にアメリカ政府が公文書公開に踏み切り、アメリカ国立公文書館で自由に閲覧できることになったわけです。一方、日本政府は、この安保条約改定時の核密約の話は聞いていないと国会で答弁し、保管している関係公文書の公開も行わないとのことであります。公開すれば、核密約の存在がだれの目にも明らかになるからにほかなりません。

最近、沖縄米軍基地の機能を日本全土に分散して強化しようということが、米軍の軍事基地のある各自治体で住民総ぐるみの反対運動が起こっています。これは日本にある米軍基地を強化して、安保条約で日本有事の際に限定されていた日本からの米軍出撃を、アメリカが世界各地で行う戦争に日本の基地を拠点として展開するためのものです。これは事実上の安保条約の改定にほかなりません。また、憲法第9条の規制を取り払って、自衛隊を世界の至るところで引き起こすアメリカの戦争に参戦させようというねらいとも一致しています。

加えて、沖縄返還協定時に、沖縄の本土返還の見返りに、本来アメリカが負担すべき土地の復元費用を日本が肩がわりするという密約の存在が、当時アメリカ政府との交渉に当たっていた元外務省アメリカ局長の証言で明らかにされました。時代とともに外交文書の公開が行われ、関係者の証言などで真実がやがて明らかになるものです。仮にその間あるいはその密約の存在が証明されたとしても、我が党の条例案が可決されていれば、小樽港への核兵器持込みを防ぐことができます。

小樽港への米艦船の入港で一番問題となるのは、核兵器が搭載されているかどうかです。アメリカ艦船が核兵器を搭載していたら、港湾施設使用を拒否できるように条例を制定すればいいわけです。我が党提案の議案第46号小樽市非核港湾条例案は、23年前に本議会で満場一致で決められたように、核兵器廃絶の立場から市の区域において核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しないことを明確

にし、港湾区域に入港する外国艦艇を保有するすべての国に対し、核兵器不積載の証明書の提出を求め、証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設使用を認めないというものです。核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしく、ぜひ議員各位に賛成していただきますようお願いし、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） ただいま上程中の案件のうち、議案第27号及び第42号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

両件とも原案どおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月28日から3月2日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 2時04分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 菊 地 葉 子

議 員 見 楚 谷 登 志

平成18年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成18年3月3日

出席議員（32名）

1番 上 野 正 之
3番 山 田 雅 敏
5番 井 川 浩 子
7番 若 見 智 代
9番 小 林 栄 治
11番 大 畠 護
13番 横 田 久 俊
15番 佐々木 茂
17番 山 口 保
19番 武 井 義 恵
21番 古 沢 勝 則
23番 大 竹 秀 文
25番 見 楚 谷 登 志
27番 中 畑 恒 雄
29番 斉 藤 陽 一 良
31番 佐 野 治 男

2番 森 井 秀 明
4番 小 前 真 智 子
6番 吹 田 友 三 郎
8番 菊 地 葉 子
10番 大 橋 一 弘
12番 前 田 清 貴
14番 成 田 晃 司
16番 斎 藤 博 行
18番 佐々木 勝 利
20番 新 谷 と し
22番 北 野 義 紀
24番 松 本 光 世
26番 久 末 恵 子
28番 高 橋 克 幸
30番 秋 山 京 子
32番 佐 藤 利 幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長 山 田 勝 磨
収 入 役 中 松 義 治
水 道 局 長 工 藤 利 典
総 務 部 参 事 吉 川 勝 久
経 済 部 長 山 崎 範 夫
福 祉 部 長 山 岸 康 治
環 境 部 長 安 達 栄 次 郎
港 湾 部 長 本 間 達 郎
消 防 長 仲 谷 正 人
総 務 部 総 務 課 長 田 中 泰 彦

助 役 鈴 木 忠 昭
教 育 長 菊 讓
総 務 部 長 山 田 厚
財 政 部 長 磯 谷 揚 一
市 民 部 長 佃 信 雄
保 健 所 長 外 岡 立 人
建 設 部 長 嶋 田 和 男
小 樽 病 院 長 小 軽 米 文 仁
教 育 部 長 中 塚 茂
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務 係 長	石崎 政 嗣
調査 係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次 長	三浦 波 人
議 事 係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

- 議長(中畑恒雄) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、佐々木勝利議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第47号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

- 市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案第47号について、提案理由を説明申し上げます。

介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成18年度から平成20年度までの保険料率及び介護保険法の一部改正に伴う新たな予防給付に係る規定を適用しない期間を定めるとともに、介護認定審査会委員の定数を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(中畑恒雄) 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- 議長(中畑恒雄) 13番、横田久俊議員。

(13番 横田久俊議員登壇)(拍手)

○13番(横田久俊議員) 平成18年も早いもので2か月余りが過ぎました。市長及び我々議員の任期もこの1年有余を残すばかりとなりました。4年間の集大成、総まとめの時期となってきました。市長はもとより、議員各位がこの1年を正念場の年として、全力で小樽再生のために奮闘しなければなりません。私が言うのもおかしいですが、健康には皆さん十二分に御留意をされ、政策論争を重ねていこうではありませんか。以下、自民党を代表して、8項目について市長、教育長、関係理事者にお尋ねをいたします。

まず、新年度予算案についてお尋ねをいたします。

小樽市は、平成16年度の予算編成で、全国的にもけ有な赤字予算を編成いたしました。私は、同年の第1回定例会の代表質問において、赤字予算を編成された市長のお考えをお聞きいたしました。このたび16年度、17年度と2年連続の赤字予算編成を経て、3年連続の赤字予算を回避された市長の努力に対し、敬意を表するとともに、その御苦勞を推察申し上げます。以下、何点かお尋ねをいたします。

18年度予算に触れる前に、17年度の決算見込みについてお聞きをしなければなりません。17年度予算は3億9,000万円の赤字予算を編成いたしました。そうしたこともあってか、先日の説明によりますと、今定例会の補正までの累積赤字は17億4,000万円であるとのことでありました。さらに、市税収入の減や除雪費の再補正などで20億円になりそうとのことですが、もう少し市民にもわかりやすく累積赤字の状況と17年度の決算見込みについてお聞かせください。

さて、18年度予算であります。新年度予算は、前述のように3年連続の赤字予算を何としても回避するとの強い意志で編成に臨んだとのことですが、まず市長が収支均衡予算にこだわったその真意についてお聞かせをお願いします。

次に、16年第1回定例会で私はこう質問いたしました。「財政健全化の目標である18年度までの3か年で35億円の財政効果を達成できるのか」この質問に対し市長は、「目標達成は非常に難しい厳しい課

題ではあるが、創意工夫し、達成に向けて最大限の努力をしていく考えである」との答弁をされております。平成18年度予算を編成され、その財政効果の達成状況をお示しく下さい。

あわせて、財政健全化取組前の平成15年度と平成18年度の予算規模を比較し、その特徴などについてお聞かせをお願いします。

平成16年度が赤字での予算編成を余儀なくされた大きな要因として、一般財源収入の落ち込みが挙げられました。その後、平成17、18年度は地方の必要な一般財源は確保するとの方針を示しておられましたが、本市の場合、平成18年度予算編成でそれらがどのようになっているのか、平成15年度予算との比較で、その主な要因にも触れてお答えください。

平成18年度予算を収支均衡とするために、新たな財源対策として3億3,000万円の公的資金借換債を導入しておりますが、一部には単なる負担の先送りだとの批判もなされております。また、10年で4,000万円ほどの新たな利子負担も増えるわけであります。収支均衡のためのやむを得ない選択であることは理解できますが、今回その導入に踏み切った考え方についてわかりやすく説明し、市民の理解を得るべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、さきに示されました財政再建推進プラン実施計画について何点かお尋ねをいたします。

まず、昨年3月財政再建推進プランを策定された後、実施計画の取りまとめに御苦労されたことと思います。これまで市長は、「実施計画を取りまとめ財政再建の道筋を示したい」「財政再建には不退転の決意で臨む」と繰り返し発言されてきました。今般策定された実施計画、これは総務省が公表を求めている集中改革プランと同様の位置づけとしておりますが、これを策定された今の市長の見解を改めてお聞かせをお願いします。

次に、改善目標額についてお尋ねいたします。

計画によりますと、19年度から21年度の3か年で実に108億円の改善目標を掲げております。既に18年度予算に20億5,000万円の財政効果を反映させたことと、赤字再建団体転落絶対阻止の意気込みは大いに評価をするところでありますが、19年度以降の一般財源収入を一律マイナス10億円と見込んで試算をされておられます。ここは未知の部分で、これが大きく狂いますと試算は成り立たなくなります。改善目標達成の可能性について市長のお考えをお聞かせください。

実施計画では、取組項目として大きな5本の柱を立てられ、その柱に沿った具体的な取組やその財政効果について立案をされておりますが、多岐にわたっており、そのすべてについてここでお尋ねするには時間がありません。詳細は予算特別委員会等にゆだねるとしまして、何点かに絞って市長のお考えをお尋ねいたします。

まず、行財政システムの改革の官民の役割負担の見直しでは、業務委託の推進の項があります。これをよく見てみますと、委託料という経費の増として、いわゆる財政効果としてはマイナスに現れております。私は、短期的には財政負担が生じるとしても、委託化を進めて民間活力を大いに市政に生かすべきと考えております。民間委託を拡大することについての市長の御所見をお伺いいたします。

次に、職員の協力についてであります。今回の実施計画は、職員給与費の独自削減や職員数の削減などで大きな効果を見込んでおります。少ない人数で少ない給与で困難な時代を乗り切らねばならない市職員の皆さんには、大変な協力を得なければなりません、組織の長としてこの計画を実施する上で、職員のやる気を引き出し、能力を向上させ続けるのは大変なことと感じます。この点についての市長の御所見をお聞かせください。

一方、組織の継続性、活性化の面から新規職員の採用は一定程度必要と考えますが、この点についてはどういったお考えを持たれているのかもあわせてお示しく下さい。

次に、財政再建推進プランと新しい総合計画の関連についてお尋ねをいたします。

平成18年度予算には、新しい総合計画の策定に向けた予算が計上されております。財政再建に取り組む中で将来の小樽を思い描くわけであります。一見矛盾する課題に取り組まなければならない非常に厳しいかじ取り、調整力が必要と思われます。特に新しい総合計画は20年のスタートで、再建プランは21年度までとなっております。そうした調整をどのようにするおつもりなのか、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、安全・安心なまちづくりについてお尋ねをいたします。

私が議員になりたての平成11年第4回定例会の代表質問、ここで生活安全条例の制定について質問をいたしました。地域の安全は住民が率先して守らなければならない、そのために条例を制定するお考えはないのかという趣旨でありました。そのときの御答弁では、安全確保のためには条例制定も一つの選択肢として考えられるが、当面は関係機関との連携を図りながら、相互に有機的な活動を展開していくとのことでありました。言うまでもないことですが、地方自治法第2条には、地方自治の事務として「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」と規定されております。我々が日々生活を送る上で安全で安心に暮らせるということは極めて重要であり、あらゆる生活基盤の基礎となるものであります。

そこでまず伺いをいたしますが、市民の生活の安全確保ということについて、これを責務とされている市長の基本的な認識、見解をお尋ねいたします。

また、これまで安全確保のためにどのような施策をとってこられたか、その効果はいかがであったのかをお尋ねいたします。

平成14年、大阪府は、全国の都道府県に先駆けて「大阪府安全なまちづくり条例」を制定いたしました。前年の池田小学校児童殺傷事件を受けてのことです。これを手始めに、平成15年には4都県、平成16年11府県、平成17年、昨年ですが、12道県と現在まで28都道府県が条例を施行し、今後13県が今年度中に制定を予定又は実現に向けて検討中であるとのこととあります。制定していないのは長野、岐阜などわずか6県であります。

こうした全国的な流れの中、昨年4月、北海道も全27条から成る「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を制定・施行しました。さらには、同条例に基づき、学校、通学路、道路・公園・駐車場及び駐輪場、住宅の4点について安全確保のための具体的な方策である指針を定めています。そして、この条例の制定を機に、道民、事業者、関係団体、行政機関の連携をさらに強め、日本一安全で安心な北海道の実現を目指そうと内外に強く訴えているところであります。

そこで、北海道がこうした条例を制定し、安全な地域づくりに本腰を入れてきたことに対して、市長はどのようにお考えになっておられるのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

北海道が条例を制定した背景には、「子供を守る」というキーワードが重要なポイントになっております。昨年も子供が犠牲になった多くの悲しい事件が発生しました。制定された都府県の条例は、いずれも子供の安全確保に関する条項を設けている点が共通しております。道内に目を転じますと、昨年12月末現在で、16市77町10村、103の自治体で生活安全に関する条例が制定されております。平成11年当時は55自治体ほどでありましたから、ほぼ2倍に増えたわけであります。市長はこのような条例制定自治体の増加傾向をどう見るのか、御所見をお伺いいたします。

関連して、教育長にもお尋ねをいたしますが、北海道の学校、通学路に関する指針は、まさに本市教育委員会の所管にかかわるものと思われます。教育長は道の指針に対してどのような御見解をお持ちでしょうか。

また、今後学童の安全についてどのような施策をとっていかれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

私は、条例制定によって、行政、警察が連携して、地域住民ぐるみで防犯意識を高め、その活動を盛り上げるというような効果があると思っております。行政にとりましても、条例制定はさまざまな安全施策を講じる上での根拠となり得るなど、相応の効果があるものと考えております。小樽市も道の条例を受け、本市の特徴を生かした条例を制定し、それこそ日本一安全・安心な街・小樽を目指す時期に来ていると思われませんが、今後の条例制定に向けての市長の御意見をお伺いいたします。

次に、旧国際ホテル跡の駅前第3ビル再開発についてお尋ねをいたします。

昨年7月、地権者などで構成する「第3ビル周辺地区再開発準備会」が発足いたしました。国や道の補助を視野に入れた市街地再開発やTMOなどによる資金確保も見込みながら、ホテル、マンション、商業スペースを併設する複合ビルの新築を目指して、さまざまな角度から具体的な内容について検討中であるとお聞きしております。景気の厳しさがまだまだ感じられる小樽において、新しい動きが出始めたということは極めて大きな前進と評価するものであります。民間主導とはいえ、行政の果たす役割も極めて重要なものがあると思います。本再開発に対する市長の思い入れ、御所見をお伺いいたします。

次に、小樽市も床を持つ地権者であり準備会に参加しておりますが、まず準備会の最新の検討状況、つまりは、どこまで協議・検討が進んでいるのか、ビル全体の青写真、各スペースについてどのような具体化議論がなされているのか、お聞かせをお願いします。

あわせて、商業スペース、これにはいわゆる核となる店舗、施設が必要不可欠と思われる。核店舗で集客し、それらの客によりビル内の他の店舗も潤っていくという図式は、商業施設における必要不可欠な戦略と思われます。核店舗の誘致についてどのような動きを現在されているのか、お聞かせください。

ホテル部分についてお尋ねをいたします。ホテル棟は大手ホテルチェーンにリースする方針と聞いておりました。側聞するところによりますと、そのホテルチェーンは東横インであるとのことですが、同社は御案内のように各地で建築基準法やハートビル法に抵触するような不正改造等で問題となりました。同ビルのホテル部分は、小樽の玄関口として極めて重要な位置を占めます。こうした場所に全国的に物議を醸し出した、また、反社会的行為で国民の信頼を大きく損ねたホテルが入居するということについては、市民の賛同を得られるかは甚だ疑問であります。ホテル部分に関して東横インとの交渉経過等にも触れながら、どのような協議・検討がなされているのか、お聞かせください。

観光小樽の玄関口である駅前ビルの大部分が廃きょのような空き家になっているという、極めて異常な事態がもう4年余りも続いているわけであります。入居している商店会の売上げも、ホテル破たん以来、大きく減少し、その営業も限界に来ているとお聞きをしております。再開発は一刻の猶予もありません。当初予定では19年から20年に着工予定とのことですが、早期に地権者、テナントなどの合意を形成し、年度内に基本設計に入らなければ、補助金申請等の作業が間に合わないのではと懸念しているところであります。こうした再開発全体の進ちょく状況、年度内基本設計決定の可能性などについて御所見をお聞かせください。

次に、2007年問題、全国に680万人と言われる、いわゆる団塊の世代が大量退職を迎える最初の年であります。私も団塊の世代の最後の方の一員ですが、小中学校の同級生や先輩が子供のころ学校にあふれんばかりにいたのが記憶にあります。1学年50人のクラスが我々で10学級でありました。我々の二、三年先輩のときには、十二、三学級あったそうであります。大きな人口の固まりが一気に退職することになりますと、その労働力、技術力は圧倒的であります。問題となるのは、一気に中核を失うため、技術

やノウハウをどう継承・伝承していくのか、年金を支払う側から受け取る側にシフトするために制度が維持できるのか、さらには、膨大な退職金対策はできているのかなどなどであります。小樽市及び市内各企業で起こり得る2007年問題とその対策についてどのようにお考えになっているのか、御所見をお伺いいたします。

一方で、そうした団塊の世代の巨大市場やパワーに対する期待論が高まっております。首都圏で退職を迎える人口は約110万人と言われております。これらの人々の第2のふるさと探しの動きが活発化していることを受け、北海道は、「北の大地への移住促進事業」を立ち上げ、首都圏退職者の北海道への移住促進を図り、経済の活性化や地域生活環境の向上などをねらっております。小樽市も昨年から移住促進には力を入れ、さまざまな施策に取り組んでおられることは、大変評価するところであります。小樽の人口を1人でも増やそうを合い言葉に、官民が一体となって、それこそ真剣に移住促進を図ることが極めて重要であります。市長も新年の記者会見で、本事業につきまして、今年はさらに力を入れて新たな取組をしていきたいとおっしゃっておられました。2007年まで時間がありません。どのような戦略をもって移住促進を進めておられるのか、現在までの成果はどうか、今後の取組はまさに現実対応となると思いますので、大変重要ですが、どのような取組を考えておられるのか等々について市長のお考えをお聞かせください。

小樽へ移住してもらうためには、小樽に魅力がなければなりません。北海道は14のパートナー市町村を指定し、小樽市もその一つとして登録されておりますが、他の市町村との地域間競争に打ち勝つためには、小樽らしさをアピールしなければなりません。本市も手づくりパンフやホームページなどで小樽の生活情報やセールスポイントを紹介しておりますが、移住促進事業は観光客誘致とは異なるものと認識しております。道の提言では、各所に「オンリーワンの魅力づくり」というキーワードが出てきます。我がまち小樽のオンリーワンの売り、いわゆる移住を呼び込むための小樽の売り込みポイントをどのようにお考えになっているのか、御所見をお伺いいたします。

また、本事業担当の企画政策室は、本事業のターゲットに対し道が団塊の世代を前面に出しているのに対し、これを一つのきっかけとして、現役の世代の移住も促しているとお考えをお持ちだそうであります。そうであるならば、教育に関するアピールは避けて通れないアイテムではないでしょうか。道の提言や本市の施策の中には、教育に関するものは見当たりませんが、子供を持つ親が移住を考えたときに、教育を考慮するのは必然ではないでしょうか。本市に移住を希望する方から小樽の教育に関する問い合わせがあった場合にどうアピールするのか、お考えをお聞かせください。

次に、市民生活に大きな影響を与えた今年の冬の大雪対策についてお尋ねをいたします。

今年の冬の小樽、後志地方は、記録的な大雪に見舞われました。今年に入り、1月5日には積雪がとうとう100センチメートルを超え、さらに2月10日には観測史上2番目の172センチメートルを記録し、市民生活に多大な影響を与えました。小樽市地域防災計画第5章第23節の雪害対策計画では、積雪高100センチメートルを超えた時点を基準として対策を講ずるものとする規定しております。市長は、1月10日に大雪対策本部を設置し、各種の大雪対策をとられました。その対応は素早く、大いに評価するところでありますが、一方では対応が追いつかない排雪等に関しての苦情も多かったと聞いております。

まず、今回、大雪対策としてどのような措置がとられ、その効果はどうであったのか、反省教訓とする点はあったのか。あったとすれば、今後それをどう生かしていくのかなどについて御所見をお伺いいたします。

また、小樽市雪害対策実施要綱では雪害時には助役を長とする緊急雪害対策室を設置することとされておりますが、今回同要綱の規定を上回ることとなりました市長を本部長とする対策本部が設置された

理由についてもお知らせください。

次に、市職員による福祉除雪サービスについてお伺いをいたします。

本市の福祉除雪サービスは、市が社会福祉協議会に委託をし、通常は市民ボランティアが休日などに対応すると聞いておりましたが、今回の大雪でボランティアだけでは対応が困難になったとして、市職員を通常業務から外し、勤務時間中に除雪に派遣するという措置をとられました。行政事務より人命、そして職員が市民の苦労を肌で感じるなどの面から大変な英断と認識しておりますが、その概要についてお知らせください。

地域防災計画には、雪害時の福祉部の所掌事務として、独居老人等災害時要援護者住居の屋根雪の除雪対策についての項目があります。大雪がピークに達し、独居老人宅などの屋根に大量の雪が積もったことから、家屋の倒壊や落雪などの危険状態が市内各所で発生・認知されてきました。大雪対策本部は、2月9日、高齢者宅の屋根の雪おろしについて条件を定めて対応すると発表しました。これまで福祉除雪では、屋根雪の処理まではしないこととなっていたと聞いておりましたが、今回の措置は、雪おろしをしたくてもできない、費用もねん出できないというお年寄りには大変喜ばれ、来年以降もその継続を望む声が聞かれたわけであります。今回の措置についてその概要と反響、そして今後どう生かされるのか、お聞かせください。

先日、私どもの町内会の総会がございました。除排雪に関する意見・要望が数多く出されました。いずれもその充実を願い、市に要請せよとの声でありましたが、町会長は、これらの声にこう答えました。

「皆さんの御不便・御苦労は痛いほどわかる。ただ、自然現象の猛威の前には人間は無力になることもある。そのようなときこそ、町会の隣人同士がお互いに助け合って難局を乗り切っていこう」と話されました。市民がマナーを守り、相互に助け合う。そして、行政がそれをしっかりサポートする。そんな小樽になることを願って、次の項目に移ります。

次は、小樽市の経済再生、その活性化についてお尋ねをいたします。

さきの議案提案説明で、市長は、本市の経済状況について、「景気回復基調までにはまだまだ時間を要し、厳しい状態が続いている」とまとめられました。これまでも本市の経済についてはさまざまな議論が行われ、その一日も早い再生が望まれてきました。しかし、日本経済全体の不況という大きな枠組みの中で、小樽市のみが好景気となるすべもなく、数々の経済施策もなかなか功を奏さないというのが実情であると認識しております。景気が回復しないといういら立ちは、議員として極めて歯がゆい思いを強いられることであります。経済状態が好転することにより、企業が利益を生み出し、税金を多く納める。新規雇用が生まれる。人口が増える。その結果、市税収入が増加するという好循環が見込まれます。小樽市が赤字体制から脱却し、未来に大きな期待を寄せられるようにするには、この経済活性化は何にも増して重要であると認識しているのは、この議場におられる皆さん全員の思いではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたしますが、市長は、本市の経済施策の軸をどこに、あるいは何に置いておられるのでしょうか。多くの産業振興・観光振興策が推進されておりますが、その優先順位はどのようになっているのでしょうか。あれもこれもでは大きな効果は期待できません。大きく数点に絞り、それを強力に推進していくという考え方も必要と思いますが、いかがでしょうか。

今回、企業立地を促進する小樽市企業立地促進条例が議案として上程されております。本議案も重要な経済施策の一つであろうと思いますが、つい先日、某港湾関係の経営者が、「小樽市も優遇税制などで企業を呼び込めばいいのにね」と話していたやさきであります。まさに、時宜を得た提案ではないでしょうか。

これは難しい質問かと思いますが、本条例で税金を優遇することにより、どの程度の企業誘致をもくろんでおられるのか、現実に優遇制度があれば進出したいという企業はあるのかないのか、つかんでおられればお尋ねをいたします。

産学官の組織、小樽市地域経済活性化会議は、昨年5月、これまでの事業内容をまとめた報告書を市長に提出しております。2年間活動し、東アジア地域への販路拡大など、一定の成果を盛り込んでおりました。課題整理のために1年間延長されたようではありますが、同会議の最近の活動事例がありましたら、お聞かせください。

民間の目線というものは、極めて大事であります。北広島市では、経済活性化策を民間の発想から出してもらおうとして、企業代表4人、会議所、農協、大学教授、市長の8人から成る「経済戦略会議」を2月22日、つい先日発足させました。この会議は、委員を委嘱して諮問答申する形式や単に懇談会の域を出ない意見交換会ではなく、市長みずからが会議の議長を務め、議論の進行役となり、議論に積極的に加わりながら、意見や提言を施策・立案に反映させるとのことです。同じことをやってはなどとは毛頭申しませんが、こうした視線も必要かとは思いますが、御意見をお聞かせください。

いずれにしても、経済再生は14万小樽市民の切なる共通の願いであります。我々議員も現状の把握や実態の調査あるいは市政への積極的な提言などの責務を果たさなければなりません。議員はもとより、市長はじめ理事者各位の奮闘を期待申し上げます。

最後に、教育委員会にお尋ねをいたします。

過日、平成18年度から20年度までの3か年の小樽市立学校教育推進計画、愛称「あおばとプラン」が示されました。同プランの内容を見ますと、これまでの教育活動を見直す、保護者や地域住民の信頼にこたえる、学校が家庭や地域社会と連携協力して地域全体として子供たちを支えていくなどなど、小樽の教育改革に向けた教育長の強い意気込みが感じられます。

まず、本計画策定に当たっての教育長の御所見をお伺いいたします。

また、これまでの推進計画は単年度計画でしたが、今回の計画は3か年という中期展望となっております。あえて3か年計画にした理由についてお聞かせください。

あおばとプランでは、三つの重点を掲げ、それぞれの主な取組について規定しております。各重点ごとにその具体策などについてお尋ねをいたします。

重点1の「確かな学力の育成」であります。学習状況を把握して指導の改善を図るとの項があります。児童・生徒の学力がどのレベルにあるのかを把握していなければ、その児童に合った指導などできるはずありません。画一的な指導にならないためにも、学習到達度の調査は不可欠だと思います。具体的にどのように子供一人一人の到達度を評価し、学習指導を図っていくのか、お聞かせ願います。

2月8日、中央教育審議会教育課程部会は、授業時間数は特に小学校低学年について検討し、国語力、理数教育は内容を充実する必要があるとする審議経過報告の素案をまとめました。これは学習内容や授業時間数を増やす方向で、現行指導要領で進めてきたゆとり教育を修正する内容であります。これまで続いてきた授業時間数削減の路線は、それこそ約30年ぶりに転換される可能性が高くなってきたわけですが、こうした背景には日本の子供の学力の低下が大きな要因となっていることは間違いありません。

さて、本プランでは、こうした動きもとらえてか、学力向上委員会を設置して、向上のための課題と方策を研究するとあります。この委員会のメンバーはどのような構成でなされるのか。そして、学力向上のためにどのような改善策をお考えなのか、お聞かせください。

重点2の「豊かな心の育成」では、冒頭に道德教育の充実を挙げています。これまで議会でも多くの

会派、議員から小樽の道德教育に関して、その充実を願う議論がなされております。しかし、実際に保護者や関係者のお話をお聞きますと、学校現場で一向に道德教育が浸透しているようには思えません。昨今の子供たちによる悲しい事件や現状の悪い部分の風潮が、すべて道德教育が適切になされていないからだとは毛頭申しません。家庭でのしつけや教育が根本なのは言うまでもありませんが、学校でのしっかりとした道德教育の必要性は、普通の親であれば、だれしも真剣に願うところではないでしょうか。学校における道德教育の実態について教育課程の編成、実施にも触れながら、建前ではなく本音の部分をお聞かせ願います。

もし教育委員会の望む姿でない場合には、どのようにして道德教育を充実させるおつもりなのか、お示ください。

重点3の「健やかな体の育成」も極めて重要です。単に体力向上の推進といいますが、年々低下している子供たちの体力を向上させ、傾向を上向きに変えるのは大変な努力と綿密な計画が必要です。どのようにして体力向上の取組を図られるのか、お聞かせください。

また、やみくもに取り組みられるだけでなく、体力向上に関しての目標値などをお持ちなのか、お聞かせください。

この項では、児童の体を守るための安全・安心な学校づくりも挙げられております。先ほど生活安全条例の質問の中でお聞きをしておりますので重複は避けますが、しっかりとした安全教育の充実も願うところであります。

以上、再質問を留保して、自民党を代表しての質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 横田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成17年度決算の見通しであります。平成17年度は当初予算を約3億9,000万円の赤字として編成し、さらに平成16年度決算の赤字額約11億8,000万円を引き継ぐ、大変厳しいスタートとなりました。その後、市有林の売却や不用額の早期把握で歳出予算を減額計上するなど、赤字額の圧縮に努めたほか、アスベスト対策のような予期せぬ支出には起債を導入するなどの努力を重ねてまいりました。しかしながら、この冬の大雪で2度にわたり計4億6,000万円の除雪費の増額を余儀なくされ、さらに市税と普通交付税の減額補正などの収入減も重なって赤字額が膨らみ、今定例会後の最終予算では約19億5,000万円の累積赤字を諸収入に計上することとなる予定であります。

次に、新年度の収支均衡予算でありますけれども、地方自治法では「各年度の歳出はその年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と規定しているように、そもそも地方自治体の予算は収支均衡が基本原則であります。しかし、本市の場合は、平成16年度予算編成において、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減額の影響を受けて、財政調整の基金も底をつく中で、やむを得ず収支不足額を諸収入に形式計上し、実質的な赤字予算となりました。同じく平成17年度の財源のやりくりを行いました、ピークを迎えた公債費や高齢化に伴う老人保健、介護保険事業への繰出金の増などで、残念ながら2年連続の赤字予算を編成したところであります。このことは市の広報誌やマスコミなどを通じて広く報道され、庁内はもとより市民の皆さんにも厳しい市の財政状況を再認識していただく機会となりました。

18年度の予算編成に当たりましては、平成16年度の約12億円の赤字を引き継ぐ17年度の決算見込みが

厳しい中で、これ以上赤字を増やすことは市政に対する閉そく感を招くおそれもあり、何とかして赤字額の増加を食い止めたいとの思いから、あらゆる財源対策を検討して、3年連続の赤字予算編成を回避することに努めたところであります。

次に、財政健全化の達成状況でありますけれども、人件費では平成16年度以降、各年度3パーセント、5パーセント、7パーセントと給与の独自削減を続けてきており、職員数もこの間約70名の削減を図るなどとして、3か年合わせますと約17億8,000万円の財政効果を上げております。一方、事務事業の見直しに伴う歳出の削減では、政策課題として示した約40事業で7億円、このほかの事務事業の見直しや他会計への繰出金の削減など22億3,000万円、3か年合わせますと29億3,000万円の財政効果を上げております。また、歳入の見直しでは、保育料のほか、家庭系ごみの有料化などを含め、3か年で約7億円の効果を上げており、これらを合計しますと約54億円となり、当初の目標を大幅に上回る達成状況となっております。

次に、平成15年度と18年度の予算規模の比較と特徴についてであります。平成15年度は改選期のため、第2回定例会後の予算との比較で申し上げますと、平成15年度の予算規模は約672億6,000万円に対し、18年度は約613億3,000万円と約59億3,000万円、8.8パーセントの減となっており、18年度予算の規模は15年前の平成3年度と同程度までに圧縮したものとなりました。また、両年度予算には、財政状況に大きな違いがあるのが特徴と考えております。15年度はまだ若干の減債基金残高を残した上で14年度の決算見込みも黒字となる見込みでありましたが、18年度は減債基金も底をつき、一般財源収入が対前年度比で10億円を超える減収が見込まれ、加えて17年度の決算も約20億円という大きな赤字が予想される、さらに厳しい中での予算編成となったものであります。

次に、一般財源収入であります。平成15年度の第2回定例会後の予算と18年度当初予算の主なもので比較いたしますと、市税が約12億8,000万円、臨時財政対策債を含む地方交付税が18億1,600万円、地方特例交付金が2億4,200万円とそれぞれ減額となり、税源移譲の暫定措置である所得譲与税が9億5,700万円の増となったものの、一般財源収入全体では約24億3,000万円、6.5パーセントの減額となりました。国は、景気回復と定率減税の廃止などで地方税収の伸びを見込み、地方交付税の改革による減収を考慮しても、地方の必要とする一般財源総額を確保するとの方針を示しており、地方財政計画上是平成15年度と平成18年度の比較では地方の一般財源総額を3.8パーセントの減額と見積もっております。しかし、結果として、本市のように税基盤がぜい弱で景気の回復も遅れている自治体にとっては、交付税改革の影響が人口減などとも重なって大きく一般財源の減少となって現れ、厳しい現実として本市財政を圧迫しているものと考えております。

次に、公的資金借換債の導入であります。私は、従前から過去に借り入れた高利率の公的資金については、低利の民間資金などへの借換えを認めてくれるよう要望しており、全国市長会でも同様の要望をしてまいりました。平成13年度からは地方自治体が保証金を支払うことにより、任意の繰上償還が認められ、さらに平成17年度からはその保証金も含めて借換債の発行が許可される制度となったところであります。平成18年度の予算編成に当たっては、不足する財源をどう措置するか検討の中で、他会計や基金からの借入れをしても、なお不足する財源に本制度の活用を決定したものであります。確かに本制度によって短期的には公債費負担を軽減する効果がありますが、後年度には借りかえた資金の償還が生じます。これは当初借入れの原因となった施設の耐用年数の範囲内で認められるものであり、負担の公平性からは一定の理解が得られるものと判断しております。今回の措置は、累積赤字を抱える現状の厳しい財政状況の中で、その効果と将来負担を比較検討し、最小限の導入を図ったものであります。

次に、財政再建推進プラン実施計画についてのお尋ねでありますけれども、まず実施計画策定に対す

る見解ですが、本市を取り巻く情勢は、少子高齢化の進展や景気回復の遅れによる市税収入の減、国・地方とも厳しい財政状況の中での地方交付税の削減など、従来にも増して深刻なものとなっております。一方、行政に対する市民要望は多様化しており、これらに的確に対応し、安定的に自立した行財政運営を持続するためにも、財政の立て直しは本市の最重要課題であります。このたび策定した実施計画では、これまでの財政健全化の取組をさらに進め、退職者不補充を原則とした職員数の削減を盛り込んだ定員管理計画に加え、職員給与の独自削減など、内部努力の徹底を図るとともに、民間にできるものは民間にとの観点から、学校給食調理をはじめとする業務の民間委託の拡大など、官民の役割分担の見直しを行い、それらの実施年次、財政効果額なども可能な限り具体的に明示しました。その内容は国が示した集中改革プランにも合致するものであります。今後は、本実施計画を着実に実行し、財政再建推進プランの目標である財政再建団体への転落回避と、平成21年度における単年度収支の黒字化を不退転の覚悟でなし遂げ、将来に明るい展望を持てる行財政構造の構築を目指してまいりたいと思っております。

次に、改善目標達成の可能性でありますけれども、このたび策定した実施計画では、平成19年度以降の地方交付税や市税など、収入の動向が不透明であり、現時点では算出困難なことから、各年度の一般財源収入を平成18年度と同額を見込み、収支試算を行ったものであります。確かに国は今後も地方交付税制度の改革を進めるとしており、地方交付税に一般財源の多くを依存せざるを得ない本市にとっては、非常に厳しい状況も予想されますが、本実施計画に掲げた各項目を着実に実施していくことが重要なことであると考えております。

次に、業務委託の拡大でありますけれども、これまでも行政の効率的運営を図るため、現業業務や施設の管理・運営業務などについて民間への業務委託や指定管理者制度の導入を進めてまいりました。また、市民との協働の観点から、市民の皆さんに行っていただいた方が効果的・効率的で、市民サービスの向上が見込まれるものについては、地域住民、ボランティア、NPOなどの方々に施設の管理運営や各種業務を行っていただいております。業務委託を進めることで、短期的に財政負担が生じるという場合もありますが、委託する業務に従事する職員の配置転換や職種変更を進め、効率的な人員配置を行うことで、組織のスリム化を図ることができると考えております。今後も民間にできるものは民間を基本に、行政と民間との適切な役割の下、行政責任や市民サービスの確保、経済性などの委託効果を検証し、民間委託を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の協力でありますけれども、実施計画の達成には、まずもって職員全体で地方分権に対応する自主・自立の精神や三位一体改革による構造改革の影響、そして財政再建プランで克服しようとしている小樽市の独自の厳しい状況を共通の認識にしなければならないと思っています。職員数を削減する中での事務事業の見直しや組織機構の見直しでは、現場における問題意識と解決能力がなければできませんし、結果として従来の業務の処理方法では通用しなくなりますので、職員一人一人の自己啓発や職場内での研修が必要となるものと考えております。また、市民の負託を受けた公務員としてその真価が問われる厳しい状況でありますので、人材の育成に配慮するとともに、能力と業績に見合った処遇をすることも必要ではないかと考えております。

次に、職員の採用についてですが、基本的には退職者不補充を基本方針としておりますので、配置が義務づけられている医療技術などの専門職員や配置基準の定まっている消防職員などを除いて、極力採用しない予定であります。なお平成19年度以降、退職者が大幅に増えることもあり、計画期間中に30名程度の採用を予定しております。

次に、次期総合計画と財政再建プランの関係でありますけれども、21世紀プランの計画期間は平成19年までとなっており、18年度から次期総合計画の策定に着手いたします。策定に当たりましては、現計

画の点検・総括、市民各層からの意見、総合計画審議会での御議論をいただきながら進めてまいります。現在の財政状況が一挙に好転するとは考えられません。財政再建プランでは、将来にわたって効率的、安定的に継続可能な財政構造を構築し、財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で財政再建を図るとしており、総合計画もその観点を堅持すべきと考えております。しかし、一方では、少子高齢化の急速な進展、地域主権型社会への移行、市民との協働など、時代の新たな潮流を踏まえる必要もあります。このような状況を踏まえ、限られた行政資源を有効的・効率的に活用する視点からの計画策定が必要と考えております。

次に、安全・安心なまちづくりに向けた条例制定の可能性についての御質問でありますけれども、初めに、市民生活の安全確保についての基本的認識、見解でありますけれども、市民が安全で安心して暮らせることは市民共通の切実な願いであります。犯罪や事故のない住みよい地域社会の実現は、自治体に課せられた責務であると認識しており、豊かで快適な市民生活や社会経済発展の基盤となるものと考えております。

次に、安全確保の施策とその効果でありますけれども、これまでも街路灯や信号、歩道の整備及び交通安全、防犯、暴力追放運動に係る啓発活動やパトロールの実施並びに防犯ブザーの貸与や子ども110番事業、声かけ運動による子供の登下校時における安全の確保などについて、関係機関や地域との連携を図りながら、各種施策を実施してまいりました。その結果、これらの施策が事故の防止や犯罪の抑止力となっていること、さらには昨年11月に暴力団排除市民緊急集会を開催し、市民の力で市内から暴力団事務所を撤去させるなど、一定の効果があったものと考えております。

次に、北海道が条例を制定したことに対する考え方ですが、近年の急激な社会変化に伴う地域社会の連帯意識の希薄化や青少年の規範意識の低下等から、身近なところで発生する犯罪が増加し、多くの道民が犯罪被害に対する何らかの不安を抱いていることから、みずからの安全はみずからが創造していくという意識を基本に、細部にわたって指針が定められており、安全で安心な北海道の実現を目指すという強い意志を感じております。

次に、条例を制定する自治体が増加傾向にあるということですが、近年、全国で幼い命が奪われる痛ましい事件が相次いだことなどから、地域社会に不安が広がり、今まで以上に地域ぐるみで安全・安心の確保に取り組む必要性が出てきたことや、みずからの安全はみずからで守るという意識の高まりから、各自治体における条例制定が増加しているものと考えております。

次に、条例制定に向けた考え方でありますけれども、全国では今申し上げましたように、幼い命が奪われる痛ましい事件が相次いでおり、幸いにも本市ではこのような事件は発生しておりませんが、不審者の情報が後を絶たない状況にあります。また、昨年11月には、みかじめ料が表面化するなど、暴力団の潜在的な問題もあること、さらには昨年の交通死亡事故が全道では大幅に減り、14年ぶりにワーストワンを返上する中で、当市では逆に4人も増加し、札幌に次いで道内2番目になるなど、安全・安心が脅かされる状況にあります。このような状況の中で、町内会による登下校時の見守り運動のほか、交通安全1,000人旗波運動や会場があふれるほどに参加のあった暴力団追放緊急集会など、住民に自発的な行動や危機感が見られることから、今後は教育委員会とも連携し、関係団体等の協力も得ながら、本年中に条例制定に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、駅前第3ビル開発についての御質問でありますけれども、初めに小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業であります。旧国際ホテルが閉鎖になって4年を経過しようとしており、同ホテルの所有者も昨年の7月に変わり、関係者の皆さんの努力により、いよいよ再開発事業として国の認可を受けてスタートしようとしております。この再開発事業は、中心市街地の活性化に向けた商業サービス機

能の集積やまちなか居住の導入を図ることができる核的な事業であることから、市といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、準備会の検討状況であります。準備会では再開発事業の実現に向けて事業の基本計画づくりを鋭意進めているところでありますが、その用途は大きく分けてホテル、マンション、商業施設、駐車場から成る複合商業ビルとなっております。個々の用途などの決定については、第3ビルの権利者の意向確定や保留床の取得者及びテナントの誘致などの課題の整理を行っているところであります。また、核店舗の誘致についての動きであります。準備会では権利者の商業スペースのほかに物販、飲食などの業態で誘致を進めているところであります。

次に、ホテル部門に関しての協議、検討経過であります。準備会では駅前にふさわしい建物用途として、駅周辺などの利便性を生かした商業施設やホテル、駐車場、まちなか居住のニーズに対応するための住宅などの導入について議論をし、ホテルの必要性を確認してきました。ホテルの誘致については、複数の企業が名乗りを上げておりましたが、東横インをメインとする協議を進めてきたところであります。しかしながら、準備会としては、東横インの法を遵守しない、障害者など弱者に対する不誠実な企業体質については容認しないこととし、誘致活動について断念したものであり、現在、新たなホテルチェーンの誘致を行っているところであります。

次に、再開発全体の進ちょく状況、年度内基本設計の可能性などありますが、これまで準備会では年度内に基本設計をまとめることで作業を行ってききましたが、この再開発事業に東横インを誘致することを断念したことから、新たなホテルを誘致し、早期に基本スキームを再構築する必要が生じました。したがって、年度内の基本設計の確定は大変厳しい状況になっております。

次に、2007年問題と移住促進事業であります。まず2007年問題の小樽市における問題と対策でありますけれども、団塊の世代の退職者数は、平成19年度から21年度の3か年で211名となっており、約10パーセントの職員が退職することになります。業務についてはIT化も進んでおり、事務引継ぎ面での支障はないものと思っておりますが、事務事業の見直しによる民間委託や組織機構のスリム化を短期間で進めていかなければならないものと考えております。また、増加する退職手当につきましては、このほど新設された定年退職者への退職手当債の導入で対応し、その負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。また、市内企業の2007年問題対策でありますけれども、全国的には従業員規模の大きい企業ほど危機感を強めているとの調査結果もありますが、市内企業におきましても影響は少なくないと考えております。本市は従業員規模が比較的小さい企業が多いわけですが、一方では食品製造や機械・金属加工技術などに特化した企業も多く、それだけに固有技術の伝承が企業の発展を左右する大きな要因とも考えられます。昨年9月に実施した小樽市労働者労働実態調査によりますと、本年4月から施行する改正高年齢者雇用安定法の対応策として、継続雇用制度の導入を検討している企業が多いとの結果が出ており、高齢者の経験や長年培ってきた技術を継続雇用という形で活用するとの動きが、今後顕著に現れてくるのではないかと考えております。市といたしましては、今後の企業動向を注視するとともに、新年度の雇用創造促進事業（パッケージ事業）の中で、企業内における雇用制度の整備や制度導入の実務などについてセミナーを開催するなど、広く周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、移住促進事業の戦略や成果でありますけれども、まず戦略としては、北海道や北海道移住促進協議会と協働して首都圏等へのプロモーションや受入れ体制の整備を図るとともに、本市としては団塊世代にとらわれることなく、幅広い世代への移住PRもあわせて行い、地元の地域資源の有効活用なども視野に入れた移住の促進を目指してまいりたいと考えております。

また、成果でありますけれども、昨年7月に移住専用のホームページを開設し、これまでのアクセス

数が約1万3,000件で、現在、移住希望の51世帯から相談があり、これまで3世帯の移住が予定されています。今後は、道庁や協議会との連携により移住ビジネスの研究等を行うとともに、市としましては、これまでに小樽に移住した方々の体験談等を掲載するなど、移住専用ホームページの充実や東京小樽会や関西小樽会、さらには小樽にゆかりのある企業等に協力をいただき、首都圏等での移住相談会や移住希望者との意見交換会の開催など、積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、移住者へのセールスポイントでありますけれども、小樽は先人が築き上げてきた歴史と文化が織りなす落ち着きと風格のある個性的なまち並みを形成しているほか、市民活動やものづくり活動などが盛んなまちであり、職人団体等のネットワークが構築され、連携していることなどが挙げられます。これまでの問い合わせの実績から申し上げますと、団塊世代の方々には医療・福祉機関の情報、杜のひろばやシニアネットなどの市民活動など、30代から50代の方々にはものづくりや芸術・文化面などの問い合わせがあり、これらはセールスポイントになっております。また、小中学校教育では、各学校が小樽の豊かな自然や歴史、文化などを教育活動に積極的に取り入れており、また、海を見晴らすスキー場でのスキー学習なども小樽ならではの特色と考えております。

次に、大雪対策と福祉除雪の関係でありますけれども、初めに今回とった措置と効果、反省点であります。市内の積雪深が1月9日午前3時で143センチメートルを記録し、昭和29年以来の174センチメートルに次ぐ記録的な大雪となったことから、9日午後から大雪対策緊急関係部長会議を開催し、私を本部長とする大雪対策本部の設置を決めたところであります。対策としましては、道路の除排雪体制、落雪・倒壊危険家屋のパトロール、高齢福祉施設への特別査察など、各部所管事項の再確認をするとともに、福祉除雪については従来からの業者発注、ボランティアのほか、市職員による除雪体制を組むこととし、除雪費については不足することが予測されることから、補正予算を計上することなどについて決定をいたしました。また、市内での降雪がその後もやまず、気温も連日低い日が続き、積雪深がさらに増えたことから、2月9日に緊急対策措置として福祉除雪登録世帯の屋根の雪について現況を確認の上、危険と判断した家屋の雪おろしをすることにいたしました。結果としては、現在まで家屋の倒壊などによる死傷者を出さずに済んだことは何よりと思っております。また、除排雪に関しては、この冬の降雪状況のような場合、除雪機械や運搬車両、作業員などの手立てが各方面で競合することなどから、降雪を一気に解消するのはなかなか困難であり、今後、国や道など各道路管理者の連携を強化する必要があるものと考えております。

次に、大雪対策本部を設置した理由でありますけれども、小樽市雪害対策実施要綱では、大雪により道路交通のまひや公共交通機関の運休などが発生し、市民生活及び社会経済活動に影響を及ぼすおそれがあるときに緊急雪害対策の設置をすることとなっております。今回は寒気団の影響などもあり、1月に入り市内の積雪深が例年に比多く推移し続けたことから、近年、単身高齢者や高齢者世帯が増加していることや空き家の増加、また、他都市ではグループホームの火災事故の発生もあり、降雪に伴うさまざまな課題について緊急に総合的な対策をとる必要があったことから、私を本部長とする大雪対策本部の設置をしたところであります。

次に、市職員による福祉除雪であります。通常、福祉除雪は例年委託業者と市民ボランティアにより行われてきたところであります。しかし、今年の雪は一気に降ってきたことから、約400世帯が登録されている福祉除雪がなかなか思うように進まない状況となりました。そこで、緊急対策として市職員による福祉除雪の応援体制を組むこととし、1月16日から27日までの約2週間の期間で76件の福祉除雪を実施したところであります。この間、本庁内外を問わず、すべての職場に参加要請をし、福祉除雪に参加した職員は述べ280名となっております。3月に入り気候も少しずつ暖かくなってきており、今後、職

員による福祉除雪の出動の可能性は低くなっておりませんが、3月末まで現体制を維持しているところがあります。

次に、福祉除雪世帯の屋根の雪おろしでありますけれども、今年の雪は例年にない雪の降り方であったことから、屋根に積もっている雪もなかなか解ける間もなくだんだんと増えていく状況となりました。古い木造家屋では倒壊などの危険な状態となり、また、通路に面している家屋では一気に屋根の雪が落ちて通行人などに危害を及ぼすおそれがあるところも出てきたことから、2月1日から3日間で福祉除雪登録全世帯の屋根の雪の状況について市の職員による現況調査を実施いたしました。結果は約40数世帯の家屋で危険な状況にあることを確認し、2月9日に緊急対策として福祉除雪登録世帯の屋根の雪おろしをすることにいたしました。その後、屋根の雪の自然落下した世帯、登録漏れなどで新たに申込みがあった世帯などで、実施対象世帯の増減がありました。3月1日現在では32世帯について屋根の雪おろしを実施したところであります。今回の措置は緊急避難的な対策として取組をしたものですが、今後とも状況に応じて住民の命、安全を第一に考えた取組をしてまいりたいと考えております。

次に、本市の経済の再生、活性化についてでありますけれども、まず本市の経済施策であります。市といたしましては、総合計画に産業振興策として位置づけられた地場産業の活性化、商店街や小売業の振興、さらには新しい観光の魅力づくりや国際観光の推進などに取り組んでおり、どの施策も本市経済の活性化には欠かすことのできない重要な施策と考えております。中でも近年高い経済成長を背景に、東アジア諸国から多くの観光客が訪れるなど、経済的な波及効果が期待できる観光振興策は、現在、本市経済を支える重要な施策の一つであると考えております。また、本市の産業構造は、平成13年の事業所・企業統計調査の結果を見ますと、従業員が30名未満の事業所の数は全体の95パーセントを占め、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしている一方で、景気が低迷する中で厳しい経営環境にあると言えます。今後とも本市の経済基盤を安定させ、将来にわたってまちの活力を維持するためには、地域に密着した中小企業の健全な発展と地産地消など資源の域内循環を高めていく必要があり、産学官連携の枠組みなどを活用し、効果的に支援していくことが重要と考えております。

次に、小樽市企業立地促進条例でありますけれども、これまでの企業誘致活動におきましては、優遇制度の面で他都市との競争力が弱く、進出企業に対する誘致活動もなかなか強く推し進めることができない状況でありました。今後は、この条例の制定により、他都市に引けをとらない優遇制度を持つことになることから、より一層強力な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。今ここで進出企業を予測することは難しいわけですが、ここ数年、既に用地取得した企業や市内の既存企業からも優遇制度の見直しを求める要望が出ており、この条例の制定を契機に、今後、積極的な設備投資が期待できるものと考えております。

次に、小樽市地域経済活性化会議の最近の活動事例でありますけれども、昨年度と今年度の2か年、小樽物産の海外への販路拡大を目的とし、香港と台湾の百貨店において市場調査を実施いたしました。今年度は小樽商工会議所が中小企業庁の支援を受け、小樽産ガラスのブランド化を目的としたジャパン・ブランド育成支援事業や小樽観光誘致促進協議会の観光キャンペーンを市場調査事業とあわせて台湾で実施をし、オール小樽での取組により、物産と観光のPRに努めたところであります。特に本市で製造される菓子類や工芸品には高い評価をいただき、既に現地百貨店などと新たな取引が生まれている事例もあります。また、小樽観光の質的な向上をねらう人材の育成を目的とした（仮称）小樽観光大学校の設立に向けた取組も行っており、現在、新年度の開設を目指し、組織編成や資金計画などについて商工会議所など関係機関と協議を進めているところであります。

次に、地域経済の活性化には民間の目線が大事という御提言であります。私としては市長就任以来、

何といっても地域を支える産業の躍進が必要との観点から、地域経済の活性化を目指す地場産業振興会議や地域経済活性化会議を立ち上げました。いずれも産学官の連携による取組で、多くの民間の方々に参加をいただき、活発な議論がなされ、これらの成果として朝里川温泉におけるクラスター研究会や台湾や香港を舞台にしての東アジア経済研究会の活動は産業振興に結びついた施策であり、小樽観光の質的向上を担う人材の育成を目指すため開講が予定されている（仮称）小樽観光大学の取組にも期待を寄せているところであります。今後とも、民間の方々からさまざまな意見や提言について、積極的に施策に反映してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 横田議員の御質問にお答えいたします。

まず、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の学校、通学路に関する指針についてであります。教育委員会は、これまでも児童及び教職員の防犯訓練の実施や学校の施錠の徹底、さらには防犯ブザーの貸与や「子ども110番の家」の拡充、安全マップの作成の促進など、子供たちの安全の確保に向けた取組を進めてまいりました。このたび道が示した指針の具体的な方策については、学校等の安全対策の推進など6項目を掲げ、児童・生徒の安全確保を図るための方策を示しているものであり、これらの項目の多くは、既に教育委員会で取り組んでいるものと考えております。したがって、今後も全市的に子供を見守っていくことが重要であるとの強い考えに立ちまして、これまで以上に各学校で進めてきた取組を支援しながら、地域との連携を一層図り、町内会への働きかけを行うとともに、学校やPTA、警察とも連携をとりながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、あおばとプランの策定についてであります。このプランは、国などの教育改革の動向を踏まえ、平成18年度から3か年にわたる中期的な視野に立った小樽市教育委員会としての学校教育推進のビジョンについて指針を示したものでございます。このプランでは、これまでの教育活動を見直し、再構築するとともに、その取組状況などについて積極的に情報公開を行う中で、保護者や市民の皆さんの信頼にこたえ、学校が家庭や地域社会と連携協力して、地域全体として子供の教育を支えていくよう、確かな学力、豊かな心、そして健やかな体の育成を重点に掲げております。各学校においては、校長を中心にこの目標の実現を目指して、これまでの教育活動を再構築し、見通しを持って継続的に学校改善を進めることができるようにするため、中期的な計画としたものでございます。私は、小樽の特色を生かした教育活動を展開し、ふるさとに夢と誇りを持つ子供の育成を合い言葉に、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を自覚して、ともに考え、ともに汗を流して小中学校の教育を推進していく決意であります。

次に、確かな学力の育成に当たり学習到達度調査を行うことについてでございます。この調査は小学校における教育課程の実施状況について平成18年度の中学1年生を対象に行うものです。この調査により、学習指導要領の目標及び内容に照らした学習の実現状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにすることにより、今後の各学校の教育課程や学習指導の改善に役立てるために実施いたします。調査する教科は国語及び数学とし、出題の範囲は小学校において学習した内容としており、あわせて生活や学習に対する意識についても調査をするものであります。調査の結果につきましては、全市的な学習状況について分析を行い、また、各小学校においても課題や改善の方策について検討していただき、指導計画や指導方法の工夫・改善などに取り組むこととしております。また、中学校におきましては、生徒一人一人が今後の学習での課題や目標を持って学習に取り組むなどの意欲づけに生かしていくことになろうかと思っております。

次に、学力向上検討委員会についてですが、その構成は小中学校長会や研究団体、教育研究所など、専門的な知識や経験を有しているメンバーで構成する予定となっております。平成18年度には同委員会が学習到達度調査の結果について分析を行い、それに基づきまして課題や学習指導の改善方策などについて研究をしていただき、報告書にまとめていただくことになります。調査の結果、理解の程度やつまづきの状況などが明らかになった場合には、それらに応じた単元構成の見直しや繰り返し指導の充実、習熟度別指導での対応、家庭での学習習慣の形成などの方策を提示していただくことになりますが、いずれにいたしましても、調査の結果を丁寧に分析することが大切であると考えております。

次に、道徳教育の充実についてであります。学校における道徳教育は、学習指導要領にも触れられておりますが、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じて、特質に応じて、その都度適切な指導を行うことが大切であります。教育課程の編成に当たっては、本市の小中学校では道徳教育の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画については整備されておりますが、それぞれの学級における指導計画の作成が課題となっております。また、道徳の時間の実施状況につきましては、おおむね指導時間は確保されておりますが、読み物や視聴覚教材などに偏りがちになっており、豊かな体験活動をも取り入れた指導方法の工夫改善等が課題となっております。このようなことから、研修における道徳教育の充実や子供にとって身近な教材を開発するなどの取組が必要であると考えております。今後、道徳の時間において、地域の方々のお話を聞いたり、地域素材を生かした資料の活用など、子供たちの心に響く授業改善を進めるとともに、道徳教育の研修会等を開催いたしまして、教員の指導力の向上に努めてまいります。

最後になりますが、体力向上の取組についてであります。体力の向上を図るためには、子供がみずから進んで運動に親しむ態度を身につけ、心身を鍛えることができるようにすることが何よりも重要であります。そのため、各学校におきましては、子供が主体的に学ぶことができるよう、体育科の指導の改善を図ることはもとより、特別活動における運動会や球技大会、遠足などの体育的行事、また、クラブ活動や部活動の内容を見直し、体力づくりを充実させていかなければならないものと考えております。とりわけこのような指導を効果的に進めるためには、例えば新体力テスト等を活用し、子供たちの体力の状況・状態を的確に把握しながら、それにふさわしい学校の全体計画を作成して、計画的、継続的に指導することが必要になるかと思います。また、子供みずからも目標を持って体力づくりに励むことが大切でありますことから、目標値につきましては、新体力テストの全国平均値等を参考にするなど、楽しみながら取り組ませていきたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 13番、横田久俊議員。

○13番（横田久俊議員） 市長、教育長とも大変御丁寧な答弁をいただきました。具体についてはまた委員会等々でお尋ねいたしますが、1点だけ、生活安全条例の関係で前向きにというお答えでしたが、今年度中とおっしゃったのですか。17年度中ですか、18年度中なのか。その辺がちょっとわからなかったのですが、それについて、1点だけです。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 18年度中といいますか、今年じゅうといいますか、年内にはつくりたいということです。

○議長（中畑恒雄） 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時50分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたしますが、古沢議員の代表質問において、議案第43号及び第44号の提出者に対し答弁が求められておりますので、両議案の提出者の皆様は答弁席に御着席をお願いいたします。

（議案提出者が答弁席に移動）

それでは、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して質問をいたします。

初めに、財政問題から伺います。

市長は、本定例会初日の提案説明で、我が国の経済状況を政府の月例経済報告どおり、実質国内総生産の伸び、失業率の低下など雇用情勢の改善などから、全国的には景気低迷から抜け出し、明るさが見えてきた、このように語りました。単なる前置きの話だと黙過することはできません。

日銀の「生活意識に関するアンケート調査」では、8割以上の方が1年前より悪くなった、あるいは変わらないと答えています。これが国民の実感です。消費支出が昨年再び減少に転じるなど、家計の低迷は政府の各種統計にも表れています。確かに企業の収益と設備投資が大幅増を示していますが、収益増加の8割は大企業への集中です。資本金1億円以上の企業収益は、直近の経常利益の底をつけた01年に比べ、04年度には13.2兆円増、しかし同時に小泉内閣の発足後、働く人の所得は12.3兆円のマイナスです。つまり、リストラ、非正規雇用への転換などにより、働く人の所得が大企業につけ替えられてきたことを表しているのではないのでしょうか。

「努力した者が報われる社会」、小泉内閣の構造改革のスローガンであります。この内閣の下で、庶民には5回の予算編成で13兆円に上る増税が押しつけられてきました。その逆に、大企業や大資産家への行き過ぎた減税は温存、拡大であります。貧富の格差拡大と言われていますが、実は大多数の貧者をつくり出すことになっただけであります。こんな政治が続く限り、額に汗する庶民、働く人たちの報われる社会はますます遠ざかっていきます。全国的には、これが実体経済、実体社会だと見るのか、国がいいのだからそのうち地方もよくなると見るのか、これでは天と地の違いがあります。あなたの経済認識について、まず最初に見解を伺っておきます。

さて、平成12年に作成した財政健全化計画は、平成16年度の地方交付税大幅削減によって破たん、改めて昨年3月に財政再建推進プランの策定、このほどその実施計画が示されました。健全化計画においては、市民負担20億円、職員人件費削減等で20億円、合計40億円によって財政再建が可能だとしてきましたが、その削減効果額はどうか計画を大きく上回っているようであります。この削減効果額と上回ったとしたら、その理由についてお聞かせください。

健全化計画が予定どおりの効果を生み出しても、市財政の状況は、再建どころか、より一層深刻度を増しています。平成16年度には、三位一体改革の名の下で地方交付税が12億円も削減されました。この結果、16年度の予算編成では、御承知のように、カラ財源19億円の赤字予算であります。市財政に与えたこの影響は極めて深刻で、今なおその後遺症から抜け出せません。今回、実施計画策定を余儀なくされたことがそのことを如実に示していますし、17年度決算見込みの20億円の赤字についても、やはりこ

の地方交付税の大幅削減こそが最大の原因になっているのではないのでしょうか。では、小泉内閣の三位一体改革とは一体何か、市長の見解をお聞かせください。

次に、実施計画で示されている改善目標の財源に関して幾つかお尋ねしておきます。

平成19年度から21年度の3か年で、108億円の財源を生み出すとしています。実施計画の収支試算では、昨年3月のプランで示されていた単年度収支の不足額に、さらに各年度マイナス10億円を加えています。その理由については、平成18年度予算で交付税と市税の落ち込みが10億円、この10億円を各年度にフラットさせたと説明されていました。政府は、平成17年度及び18年度は地方が必要とする一般財源は総額で確保する、このように約束していたのではないのでしょうか。そうであれば、平成18年度普通交付税の落ち込み額6億6,200万円はなぜか、内訳を説明してください。

この108億円は再建団体への転落を回避する改善目標です。人件費の抑制で69億2,000万円、これは目標額の64パーセントに当たります。事業の見直しが32億円、30パーセントです。この二つの歳出削減対策で、実に101億円ですから、目標の93.5パーセントになります。歳入増の取組では、入湯税課税免除の見直し、使用料・手数料の値上げなど、いずれも市民への負担増ですが、これが3億円、財源対策の公的資金借換債も、これを導入しても実は公債費の負担を先送りするだけに過ぎません。歳出削減で人件費削減を見込んでいますが、これは一層市内の購買力を低下させることに直結し、ひいては市内経済の冷え込みに追い打ちをかけてしまいます。職員人件費69億円のうち42億3,000万円が独自削減ですが、これが直接的には税収減につながっていきます。市税収入への影響をどのように想定しているのか、お答えください。

事業の見直しでも何点かお伺いします。

まず、港湾のひき船についてです。2隻から1隻に更新します。港湾事業では貨物量の増大に取り組もうとしていますけれども、これへの支障、影響はないのでしょうか。石狩湾新港の取扱貨物量が17年度がこれまでの最高を記録したと聞くにつけ、大変心配であります。

若年者定住促進家賃補助についてです。既に18年度から新規募集の休止が決められています。本市の人口増対策からいっても、これは逆行の見直しになるのではないのでしょうか。

これらに加えて、消防署所の統廃合や学校給食調理場の統廃合・民間委託についても心配です。消防署所の統廃合によって、果たして市民の命と安全、そして財産が守られるのか。学校給食調理場の統廃合・民間委託は、食の安全・安心からいっても、また、地元の食材を活用するという地産地消の取組の後退にもつながらないのか。こうした市民の心配にどのように答えていくのでしょうか。いずれもしっかりと説明をいただきたいと思います。

これらの人件費削減、事業の見直しなどは、詰まるところ再建団体への転落回避のためだと説明されていますが、しかし政府はこの先も地方交付税削減の方針です。職員や市民への負担転嫁もこれ以上は限界ではないのでしょうか。この政府が大幅に削減し、また、これから削減しようとしている地方交付税をはじめ、地方財政の財源確保に対する市長の取組の姿、どんな対策を講じようとしているのか、これが見えてきません。政府が削減した交付税を元に戻せば、新たに生み出すべき財源108億円のうち、実にその6割が確保できることになります。国の責任で生じたものは、国の責任において補てんしてもらべきではないのでしょうか。市長は、この財政再建のかなめとも言うべき問題を、率直に政府に提起すべきではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

この実施計画では、それが国の責任放棄の結果が含まれているとはいえ、本来の自治体の役割が放棄されかねない内容になっています。結論的に言えば、国言いなり、地方切捨ての方向につながる計画、つまり地方自治の危機につながる重大な問題だと考えますが、市長の見解をこの点でもお聞かせいただ

きたいと思います。

次は、市立病院建替え問題で伺います。

昨年9月、市立病院調査特別委員会ですが、学校跡地が使えないから第2候補の築港地域だと建設用地について報告されました。まるで決まっていたかのような報告には同意できません。市民の8割が市の中心部とその近隣を望んでいることは、市長も十分承知のことです。市民アンケートの設問1及び2は、あなたが基本構想で報告したように、1、駅前周辺の中心部、そして2、そこから若干離れた地域であったはずですが、この中心部から若干離れた地域のエリアを強引に拡大し、市民の大多数が望まない築港地域での新病院建設計画は再検討を求めます。

同じく、昨年9月の市立病院調査特別委員会では、土地開発公社が所有する約3,800平方メートルの土地を含んだ街区4、これについてお尋ねした際に、土地形状の異なる土地所有者との協議は今後行われる、このように答弁して、事実上街区4が候補地であることを認めました。我が党はそもそも築港で新病院建設は反対ですが、ところが先月の市立病院調査特別委員会では、これも突然のように、実は街区4ではなく、街区5、築港駅舎寄りの街区5だと変更をいたしました。しかも、取得面積はそれまで説明されていた3万平方メートルから約1万9,000平方メートルだとのこと。もはや市長の頭の中には、基本構想などどこ吹く風です。築港地域への是非さえ議会は審議していない。これに加えて、報告、答弁もその都度変わってきます。変更した理由をお聞かせください。

この地域、街区に関連して言えば、築港再開発事業において、当時、鉄道事業用砂利・レール積み込み施設の手稲地区への移転補償として、施行者は既に約16億6,000万円負担済みであります。この結果、鉄道事業用地としては全く必要なくなったこの土地をJRに換地しました。それを今度は街区4に事実上上市有地がありながら、街区5、つまりJRの土地をそっくりそのまま時価で買い上げようとの計画であります。築港再開発がそうであったように、また、旧手宮線の一部取得がそうであったように、またまたJR奉仕が、このように言われても仕方がないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

JR築港駅で下車、マリンロードを経てウイングベイからホテルヒルトン、そしてボスフルを経由、要するに旧マイカルを抜けなければ病院に行けません。外来患者、市民にとり、これほど使い勝手の悪い不便な病院はないと思うのですが、市長はどのように考えておられるのか、伺っておきます。

さて、病院規模に関連してです。

当市と同じように財政問題を抱えつつ市民に信頼される総合病院を目指して頑張っている自治体、全国にはたくさんあります。例えば東京都日野市、人口16万9,000人、病院規模、病床数300、医師43人、診療科目17、栃木県小山市、人口15万4,000人、病床数342、診療科目16、広島県尾道市、人口15万人、病床数340、診療科目23、福岡県大牟田市、人口13万4,000人、病床数350、診療科目18、ほかにも幾つも挙げることができますが、これらの病院では、それぞれ地域の救急センター、腎センターなどを担って医療連携の中心として頑張っています。病床数は総じて300から350、診療科で16から20という規模は、決して病院の機能、役割を損ねるものにはなっていません。総じて敷地面積は1万平方メートルから1万六、七千平方メートルであります。参考までに言えば、新病院規模の一つの指針とされた外来患者数、どうなったでしょうか。基本構想では1日当たり1,500人と見込みました。これがわずか4年経過、17年度決算見込みでの患者動向では、1日当たり1,059人です。実に基本構想から見れば3割減であります。こうした現状認識の上に、いま一度全国各市の経験、実績に学ぶという立場に立ってみてはどうでしょうか、いかがですか。

規模の比較対象にはなりませんが、市立札幌病院の場合は、病床数1,064、医師114、診療科22であります。このうち病床数254の精神科は本院組織の下で、組織は本院一体ですが、施設は別になっていま

す。この精神科の施設には、10名の医師が配置され、うち1名が内科医であります。ここでは他の診療科への入院治療、外来治療を要する場合は、本院、市立札幌病院に搬送、受診のシステムが確立しています。つまり、病院統合は、それは組織の機能的な統合を意味しても、それが決して物理的には1か所、1施設に限定する必要はないということを申し上げたいのです。こうした立場に立てば、建設地の選択肢も広がるのではないのでしょうか。

新病院は市民や後志のすべての患者を受け入れるわけではありません。もともと構想の中でも地域医療機関との連携、機能分担が検討されていたはずですが、しかし、救急問題に見られたように、これが実態的には置き去りにされてきました。三つもある公的医療機関など、さらには開業医との連携・分担、例えば診療科の過不足や外来患者動向、救急体制の問題なども、よりはっきりとしてくるはずですが、この点は改めて検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

医師確保の問題です。深刻です。市立函館病院が4月から産科を休診、常勤医3名の辞職に伴い、かわりの医師確保ができないことが理由です。市立根室病院では、新病院開設に必要な医師確保が困難になった。新病院建設工事を先送りにしました。これらの背景には04年度から導入された臨床研修制度があります。しかも、この制度の1期生が、実はこの春から大学病院などに勤務する、戻ってこなくなります。しかし、小児科や産科希望の医師が激減しています。労働条件や待遇の改善、研修制度の抜本的な見直しがなければ、この先加速度的に減少すると見られています。今のままでは医師確保の展望は絶望的と言っても過言ではありません。国の責任こそ重大です。同時に、この問題の見通しなくして新病院建設に責任を持つことができるのでしょうか、市長の見解を伺います。

これから、建設時期については、より慎重にならざるを得ません。まず、危機的な財政問題があります。再建実施計画で一定の報告を示したとはいえ、検証にも確信を持つにもなお時間が必要であります。本年中に基本設計だとする市長の方針は、無謀のきわみであります。再検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次は、障害者自立支援法です。

4月から実施されます。全国の市町村で準備が進められています。これまでどおり受けられるのか、1割の利用料は払えないなど、障害者と家族の不安は深刻です。言うまでもなく、この支援法は、昨年10月の特別国会において、自民・公明両党が我が党など他の党の反対を押し切って可決・成立させたものであります。身体、知的、精神の三障害一元化など、一部関係者の声を反映したものもありますが、しかし重大な問題は、利用料負担に応益負担を導入したことです。障害者が人間として生活するために必要とされる支援、これらが益とみなされる。サービス量に応じた負担が求められる。障害が重い人ほど、つまりサービスを利用すればするほど負担が重くなる。これでは負担に耐えられない障害者が出てくることは必至であります。法律は成立しました。とはいえ、国や自治体には憲法第25条が保障する障害者が人間らしく生きる権利、守る責任があるのではないのでしょうか。「障害者が地域で自立した生活を営むことを目的とした法律」、このように市長は説明しましたが、果たして多くの人が障害年金などの低収入の障害者、この法律の下でどのように自立していけるのか、どんな生活を送ることができるのか、あなた自身の言葉で改めて語る必要があります。いかがですか。

政府は、所得に応じた4段階の月額上限額を設ける、軽減策を講ずると言っています。それでも、生活保護世帯以外は有料負担です。我が党は国に対して応益負担を撤回するよう引き続き要求していきませんが、差し迫って必要なことは、市長こそが負担減免策の一層の拡充、加えて市町村への支援など、十分な財政措置を強く求めることです。事業主体の長としての見解をお聞かせください。

具体的に何点が伺います。

まず、小樽市における三障害別の対象者数、現行制度支援費該当者数、有料負担者の割合をお聞かせください。

そして、この人たちが新制度の下で求められる利用者負担によって、実は小樽市の持ち出し分、負担額が軽くなるのではないのでしょうか、少なくなるのではないのでしょうか。これも概算で結構ですから、お示しください。

国に負担、減免策の拡充などを求めつつ、東京都、京都市、横浜市あるいは道内では、帯広市などのように市独自の軽減策で可能な改善を図るべきです。新制度では市の負担が減ることになります。これを原資にすれば、低所得の障害者対策に回すことが可能ではありませんか。検討の上、早急に実現してください。いかがですか。

この問題ではもう一つ、市の組織体制の問題、直接の担当窓口は地域福祉課障害福祉係が担うこととなりますが、現係体制は3名、これに福祉司を加えても4名であります。この体制で障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを把握しなければなりません。積極的な聞き取り調査や判定、障害程度区分認定、これらを迅速に正確に進めていく上から、専門性を持ったスタッフの増員配置が急務ではないでしょうか。市長の見解を伺っておきます。

アスベスト問題でお伺いします。

昨年第3回定例会で我が党議員団の調査に基づき、市営稲穂改良住宅の1階から9階までの階段室すべてでアスベスト吹きつけ材が使用されていないかとお尋ねしておきました。その際、市長は、これまでの吹きつけ材とは違う、いわば安全だと言わんばかりの答弁、調査漏れもない、このように言っておりました。再三の指摘に念のための調査を約束されましたが、結果は心配していたとおりになったようです。調査結果について報告をしてください。

それに基づく対策工事、そして何といっても、この市営住宅に入居している人、この市営住宅の1階から9階までの階段室を利用される市民の皆さん、これら特に入居者に対する対策についてどのように考えているのか、御報告ください。

調査漏れがわかった以上、市の全施設の再点検が必要です。今回の市営稲穂住宅のように、設計図書の調査段階で問題なしとされていたものが果たして安心できるものだったのか、大変心配です。再点検を求めますが、いかがでしょうか。

我が党は、昨年11月に党国会議員団、花岡ユリ子道議会議員、そして小樽からは私が参加をして、この問題での対政府交渉を実施してきました。文部科学省の担当者が対応した際に、文部科学省としては、「従来からの補助制度があるからそれを利用してください」、こういう態度であります。以後、何度も国会の場で取り上げてきました。このほどようやく国の対応が示されたようですが、対策工事などへの財政措置は、どのようになっているのか、お聞かせください。

また、健康被害の救済に関しても、新法において一定の方向が示されました。申請窓口として保健所に委託されるようであります。救済制度の概要とあわせ、被害者に対して、実はこの保健所がどこまで対応責任を負うことになるのか、これもお聞かせください。

民間建築物の関係です。公共施設などでの調査対策に比べて、民間建築物におけるアスベスト問題の対策が思うように進んでいません。当市のアンケート調査では、回答のあった施設、建築物のうち約1割、工場、店舗、診療所、ホテル、娯楽場、浴場など40棟以上で露出アスベスト材が使用されていると回答しています。しかし、これが市民には知らされていません。これまでの取組と今後の対策について伺っておきます。何よりも、こうした情報の公開、公表はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、質問の最後は、議案第43号及び議案第44号の議員定数条例の改正案に関してであります。

小泉政治の下で年金・医療・介護などの社会保障制度の改悪や増税攻勢が相次ぎ、加えて深刻な不況が長期にわたっています。市民の暮らしと営業は大変な困難に直面しています。こうした下で、市民の中から悪政に対する怒りとともに、市政に向けた要求・要望がますます切実なものになっています。そもそも地方自治体の本来の仕事とは、そこに住んでいる地域住民の暮らしや福祉、健康や安全を守ることにあります。国の悪政が地域住民を直撃している今日ほど、この役割の発揮が求められているときはありません。それは同時に、市議会が「しっかりと仕事をしてほしい」、こうした市民の強い願いがあります。「役に立たない議会、役に立たない議員なら規模も数も小さくしていい」。時にはストレートにこうした市民の声が聞こえたりしますが、そこに流れている真意こそ、当市議会は真しに受け止めるべきではありません。肝に銘じなければなりません。詳細は委員会に譲りますが、幾つかの点でお尋ねしておきます。

まず、議案第44号の提出者に伺います。今回の提案理由の最大の特徴は、第1に、前回わずか1,600字程度の提案理由の中で随所で強調していた市民負担の軽減、これが姿を消しました。第2には、それとの関係において、小樽市の議会費は類似3市、つまり苫小牧市、帯広市、釧路市と比べると高いとしていた理由も姿を消しました。議会費は高くない。したがって、それを理由にして市民負担の軽減を説明することができなくなった。実はこれが理由だからではないでしょうか。同じ条例改正案を提出されている以上、無責任だと思うのですが、まずこの点をお聞かせください。

提出者双方に伺います。地方自治法第1条において、この法律の解釈を運用する場合、地方自治の本旨に基づく規定としています。これは憲法第92条、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」。これと同意義であります。つまり地方自治制度とは、憲法上の要請に基づく制度であることをここでは正確に理解しておかなければなりません。この地方自治の本旨とは、団体自治、そして住民自治を確立することにあることは言うまでもありません。それを担保するのがこの議会であります。市民が選挙を通じて一定数の代表者、議員を選んで、その議員によって構成される議会が市民に代わって地方公共団体の意思を決定していく。だからこそ、旧法、改正前の地方自治法第91条で定めていた議員定数は、原則として地方議会が守るべき基準、法定定数でありました。減数条例を認めてはいましたが、それは例外規定であります。その運用に当たっては、あくまでも例外だから、地方自治の本旨に基づくようにとされていたのではないのでしょうか。この趣旨は、憲法上の要請であるがゆえに、新法第90条、第91条でも、つまり議員定数条項の運用に当たっても引き継がれているものだと考えますが、提出者双方の見解をお聞かせください。

議会の規模、議員定数は、民主主義と地方自治の側にあるものです。議員の既得権益、このように軽々に論評されるものでは決してありません。戦後獲得した市民の側の陣地であります。断固として守るべき陣地であります。双方の議案からは、残念ながらその立場は見受けられません。

1980年代半ばから中央政府が地方行革大綱において地方議会の定数削減を指導して以来、極めて残念なことに地方自治の基礎単位である市町村議会で規模縮小が急速に進みました。行政府が立法府に介入したと言っても過言ではないと思うのですが、地方議会の議員定数は、既にそのとき以来、経費節減のシンボリック役割を担わされてきたことは、これは通説であります。極めてし意的な強制的な指導の下に進められてきた地方議会の規模縮小、これを追認するようにして、これを是として、これとの比較において小樽市議会を論じることには、くみすることができません。

特に議案第44号の提案理由では、地方自治法の基準の全否定につながりかねません。あなた方の人口基準を小樽市の将来推計人口に置きかえれば、2030年10万人割れですから、これでは今後4年ごとの選挙を前にして、毎回2名ずつ削減をしていきなさいという提案になってしまいます。25年後には2万

5,000人規模の町村議会と同じに下さいという提案になってしまいます。地方自治法否定の特異な基準だと言わざるを得ません。いかがでしょうか。

昨年の第4回定例会に引き続き、議員定数削減を求める陳情が提出されています。市財政悪化の下、議員定数削減だ。議会は少数精鋭で市政運営に協力をしてほしい。この陳情願意には、市民から見て市議会がこれまであまり重要視されてこなかった、このことのサインだと思えてなりません。議案第43号の提案者は、本市の財政状況は危機的だ、このように言いつつ、同時に財政環境悪化に至る背景については、特定の施策、歳出を指すものでない、このように予防線を張っています。果たしてそうでしょうか。例えばマイカル誘致で100億円の借金、この市財政危機を象徴的に現す問題で、当議会は一体どんな役割を發揮したのだろうか。市民の目には借金財政に加担してきた議会として焼きついているのではないか。つまり市民にとって「役に立つ議会」、「役に立つ議員」であったのかどうか、これらをみずから問うこともなく数合わせの議論に終始することは、市民の声に最も反することではないでしょうか。提案者双方の自負するところ、財政をこれほどまでに悪化させてきた原因は何であったと考えているか。そして、議会議員が反省すべき負の遺産はなかったのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、提案説明に関連して経済認識についてのお尋ねでありますけれども、2月に発表されました月例経済報告では、企業収益、個人消費、雇用情勢と幾つかの指標において前期比を上回っており、国は「景気は回復してきている」と判断をしております。しかしながら、提案説明で申し上げておりますとおり、道内経済の状況は、勤労者世帯実収入や常用の有効求人倍率などが全国に比べて低く、こうした数値からも大変厳しいものとなっており、さらに本市においても、経済動向調査では今後の景気の見通しを悪化するとした企業が3割を超えております。このようなことから、我が国の経済状況は、全体的には回復基調にありますけれども、地域間の格差はあるものと認識いたしております。

次に、平成16年度から18年度までの財政健全化の効果額でありますけれども、人件費では平成16年度以降、各年度3パーセント、5パーセント、7パーセントと給与の独自削減を続けてきており、職員数もこの間約70名の削減を図るなどして、3か年合わせますと17億8,000万円の財政効果を上げております。一方、事務事業の見直しに伴う歳出の削減では、政策課題としてお示しした約40事業で7億円、このほかの事務事業の見直しや他会計への繰出金の削減など22億3,000万円、3か年合わせますと29億3,000万円の財政効果を上げております。歳入の見直しでは、保育料のほか家庭系ごみの有料化などを含め、3か年で約7億円の効果を上げており、これらを合計しますと約54億円となっております。当初の目標額40億円を約14億円上回っておりますが、その主なものは企業会計、特別会計への繰出金の見直しによる効果額であります。

次に、三位一体の改革に対する見解でありますけれども、さきの提案説明でも申し上げましたが、平成16年度から3か年の改革で、国庫補助負担金改革と税源移譲の規模については、政府が掲げた数値目標は達成しましたが、その内容としましては国庫負担率の引下げなど、地方案にないものも多く含まれており、今後の地方財政運営に不安を残す結果と考えております。国は今後もさらに改革を進める中で、地方の自由と責任を高める一方、財政面ではさらに地方交付税制度の改革に取り組むとしておりますし、

経済財政諮問会議の民間委員の中からも同様の意見が出ていると聞いております。地方においても三位一体の改革については、平成19年以降も引き続き進めるべきと主張しておりますが、その改革は地方が担うべき事務と責任に見合った財源配分に向けた抜本的な改革を目指し、真の地方分権、地域主権の確立が財政的な裏づけの下になされるよう、今後とも地方六団体が結束して働きかけることが必要であると考えております。

次に、平成18年度予算の地方交付税の額でありますけれども、地方交付税の見積りは、国の予算案と同時に示された地方財政対策における地方交付税総額の伸び率などを基本に、事業費補正など本市の特殊財政需要や昨年行われた国勢調査における人口減少などを踏まえて試算しております。具体的に申し上げますと、基準財政需要額においては、国の交付税総額の17年度に対する伸び率マイナス5.9パーセントを経常的経費、投資的経費ごとに調整して本市の17年度の算定数値に乗じて計算し、主に起債の償還に措置される事業費補正については、18年度の見込額を計算して加え、国勢調査の人口減約8,500人の影響額は、測定単位となる人口を置きかえて約4億5,000万円の減額と計算しております。また、基準財政収入額については、市税、譲与税、交付金について予算計上額を基に計算した結果、ほぼ17年度と同額となりました。結果として、平成17年度の当初予算に計上した普通交付税額148億9,300万円に対して、6億6,200万円減の142億3,100万円となったものであります。

次に、人件費の抑制に伴う市民税への影響でありますけれども、職員給与の削減額は3か年で42億3,000万円となり、1人当たりの給与費を630万円として所得換算し、市税の平均税率4.7パーセントで計算いたしますと、個人市民税の減収は3か年で約1億5,800万円程度と推計しております。

次に、ひき船の1隻化による影響でありますけれども、これまで小樽港のひき船作業につきましては、2,600馬力のひき船2隻を所有し、さらにパナマックス船などの大型貨物船入港時には、石狩湾新港からの2,000馬力のひき船1隻の応援を得て対応してまいりましたが、両港とも老朽化による更新時期を迎えているところであります。更新に当たりまして、両港が現在よりも性能の高いひき船を1隻ずつ導入し、これからも相互応援することで支障なく対応可能であると判断し、関係者からも支障ないとの意見をいただいております。

次に、若年者定住促進家賃補助でありますけれども、当補助制度は若年者の定住対策として平成14年度から実施しており、18年2月末現在で市外から転入してきた72世帯に家賃補助を行ってきております。利用者へのアンケート調査の結果では、当補助制度があったことから転入したというのは21パーセント程度の世帯であったことから、費用対効果を考慮して18年度は休止することにいたしました。この補助制度のあり方につきましては、今後、庁内の人口対策会議の中で各種施策の検証や新たな施策の研究とあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、消防署所の統廃合でありますけれども、消防体制の見直しに当たっては、消火活動等における消防力の向上を図りながら、効果的・効率的な消防体制を構築していきたいと考えております。そのためには、大型、中型タンク車の複数導入や資機材・装備の高機能化を図ることなどにより、迅速で効果的な消火活動を進め、署所の統廃合後においても引き続き市民の生命と財産を守ることができるよう、努力していきたいと考えております。

次に、地方の財源対策・確保に対する見解でありますけれども、国は景気回復と定率減税の廃止などで、地方税収の伸びを見込み、地方交付税の改革による減収を考慮しても地方が必要とする一般財源総額は確保するとの方針を示しておりましたが、結果として、本市のように税基盤がぜい弱で景気回復も遅れている自治体にとっては、交付税改革の影響が人口減なども重なって一般財源の減少となって大きく現れ、厳しい現実として本市財政を圧迫しているものと考えております。地方交付税については、

地方団体の安定的財政運営に必要な総額と財源保障、財源調整の機能維持を確保することが必要と考えており、特に本市をはじめ、道内各都市はもともと財政基盤がぜい弱な上に景気回復が遅れており、これ以上の交付税の削減は財政の根幹を揺るがす重大な問題と認識しております。そのため、地方の立場や意見、特に本道自体の厳しい実態が正しく理解をされ、今後とも地方交付税の総額確保と制度の堅持がなされるよう、あらゆる機会を通じて強く働きかけていきたいと考えております。

次に、実施計画の内容が地方自治の役目の放棄につながるという御指摘でございますが、私は、市長就任以来、常に地域の活性化や市民福祉の向上を図ることを念頭に市政を執行してまいりました。少子高齢化の進展や景気回復の遅れによる市税収入の減など、厳しい社会経済情勢の中でも安定的に自立した行財政運営を持続するためにも、財政の立て直しは本市の最重要課題であり、このたび財政再建推進プラン実施計画を策定したものであります。確かに国は今後も地方交付税制度の改革を進めるとしており、地方交付税に一般財源の多くを依存せざるを得ない本市にとっては大変厳しい状況も予想されますけれども、本実施計画に掲げた各項目を着実に実施していくことが重要なことであると考えております。

次に、市立病院建替えについての御質問でございますけれども、まず新病院の建設場所でございますが、新築検討懇話会や市民アンケート調査結果を基に、面積や交通アクセスなどの要件から、現市立小樽病院と量徳小学校とを合わせた敷地と築港地区でＪＲ北海道などが所有する未利用地の２か所を候補地として挙げておりました。しかし、昨年９月に小学校適正配置計画の策定が見送られたことから、現在地を含めた量徳小学校の敷地での建設を断念せざるを得なくなりましたので、もう一方の候補地である築港地区での建設に向けて具体的な検討を始めたところであります。また、両病院の現状から新病院建設は一日も早く取り組まなければならない事業でありますし、他に適地がないことから、築港地区での建設に向けて進めていきたいと考えております。

次に、新病院建設予定地を街区４から街区５に変更したとの御指摘ですが、昨年９月の市立病院調査特別委員会では、学校適正配置計画が見送られたことから、築港地区での新病院建設に向けて具体的な検討を進めると御報告したものであり、建設地を街区４に特定したものではありません。この間、建設予定地はプロジェクト委員会で検討しておりますが、先月の市立病院調査特別委員会では病院利用者の安全性や利便性を考慮し、また、構想では建物を本館と別館の２棟としていたものを合築することや、駐車場を立体化することなどにより、街区５の約２万平方メートル弱で建設可能と報告したものであります。

次に、街区５を建設地とすることはＪＲ奉仕ではないかとの御指摘でありますけれども、ただいま申し上げました理由によりまして、街区５での建設がベターであると考えたものであります。

次に、築港地区に建設した場合、通院などに不便ではないかということですが、交通手段としてＪＲを利用して、現在の小樽病院へ通院されている方などにとりましては、ＪＲ駅から病院までの距離が長くなることで、これまでよりも御不便をおかけするものと考えておりますが、市民要望の多い駐車場が十分確保できることなど、新病院の交通アクセスを総合的に考えた場合、現状では築港地区以外での敷地の確保は難しいものと考えておりますし、今後、多くの方が利用されるバス路線の整備などについては、引き続き関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、病院規模等の再検討についてであります。全国的な自治体病院での事例を見ますと、各市が持っている医療環境などから適切な規模、機能を備え、それぞれの地域での役割を果たしているものと考えております。本市における新病院の規模、機能につきましては、将来の人口推計や年齢構成などから患者推計を行い、必要な病床数や診療科などを基本構想において定め、その後、規模、機能については２度の見直しを行い、修正を加えたところであります。今後も医療環境の変化に対応するため

の修正はあり得ますし、将来的にはさらなるダウンサイジングも必要と考えておりますが、いずれにいたしましても、常に地域にとって必要な医療は何なのかを見極めながら、市立病院としての役割を果たしていきたいと考えております。

次に、新市立病院の機能を一施設に限定することはないのではないかとの御質問であります。総合的・包括的な診療機能を発揮するためには、精神科を含めた全診療科が同一施設内にいることが必要と考えております。仮に2施設を持つということになりますと、医療上の問題だけでなく、薬局、検査、事務など、重複した部門を抱えることになり、また、施設の維持管理面からも現在と同様の非効率的、非経済的な運営形態となりますので、難しいものと考えております。

次に、地域医療機関との連携・機能分担であります。基本構想においては新市立病院は、紹介患者を中心とした地域支援病院の要件を目指すべき指標として、地域完結型医療の実現のため、地域連携の中心的な役割を果たすことを基本的な姿勢としております。また、総合的・包括的医療の提供を行うため、20診療科が必要であるとしておりますが、全体の病床数を大幅にダウンサイジングしている中で、あらゆる症例を診るということにはなりませんし、市内の他医療機関との連携や機能分担も視野に入れておりますので、今後はできるだけ早い時期に地域連携室を立ち上げ、他の医療機関や開業医と情報を共有し、医療情報のネットワーク化を図るなどして、連携を推進していきたいと考えております。また、その中でさらなる機能分担についても検討していきたいと考えております。

次に、医師確保の問題でありますけれども、医師の研修制度の影響もあり、全国的に大学の医局に医師が不足している状況で、医師確保の見通しが立つのは後期研修が終了してくる数年先と言われておりますので、それを待っての建設は困難と考えております。なお、診療科目など基本構想の内容につきましては、現在、医師確保の問題をはじめとし、医療環境が大きく変化してきておりますので、今後、事業を進める中でそれらに対応した検討、修正などが必要であると考えております。

次に、建設時期でありますけれども、現在の両病院の現状から考えまして、医師確保の面などからも、これ以上計画を先延ばしにすることは困難でありますし、また、財政再建を進めていく上でも、一日も早く効率的な病院を建設し、健全な経営を行っていくことが必要であると考えております。なお、新病院は起債を導入しての事業で、その償還は30余年にわたり計画的に行っていくこととなりますが、一定の交付税措置もありますし、負担増となる部分については、病院事業の収支改善の中で計画的に解消していけるものと考えております。

次に、障害者自立支援法の施行に関してのお尋ねでありますけれども、まず初めに新しい自立支援法の下での低所得者の自立等であります。国会の附帯決議を受けて低所得者対策として負担上限額の設定、さらには個別減免、社会福祉減免などが制度化されたところであります。また、施設入所者については、収入から毎月2万5,000円ほどを手元に残すよう補足給付されるなど、一定の低所得者対策がとられたものと理解しております。この法律は、障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供する。それと障害者がもっと働ける社会に変革する。それには増大する福祉サービス等の費用をみんなで支え合い持続する制度にしようというものであり、さまざまな福祉サービスを組み合わせて提供することにより、障害のある方々が地域で自立した生活ができるようにすることと考えております。

次に、負担減免策の拡充でありますけれども、この点に関しましては、さきの国会において時間をかけて議論され、さまざまな軽減措置が講じられたところと理解しております。しかし、障害者団体等においては、まだ十分でないとの御意見があることは承知しておりますが、制度を安定的に維持していくためにはやむを得ない面もあると考えております。これまでも全国市長会を通して国に対し施策の充実

と十分な財源措置につきましては要望してまいりましたが、今後とも同様に求めていきたいと考えております。

次に、三障害別の対象者であります、手帳の交付人数で申し上げますと、昨年11月の数字になりますが、身体7,530名、知的896名、精神291名の合計8,717名となります。そのほかに手帳の交付はされておりませんが、精神の通院医療公費負担該当者が2,336名となっております。また、そのうち支援費の該当者は身体509名、知的649名の合計1,158名で、現行制度では精神は支援費の対象となっております。現行支援費制度での有料負担者の割合は、施設利用者で63.8パーセント、居宅サービス利用者で5.8パーセントほどとなっております。

次に、小樽市の負担減少額でありますけれども、利用者負担や国等の負担割合変更により、道負担が増えることから、市の負担は当初予算ベースで17年度に比べ18年度は2億円の減となっております。しかしながら、利用者負担の減免が増えることで給付が増加することや、10月以降実施される地域生活支援事業に向けての追加補正などのほか、今後、重度心身障害児施設などの実施主体が道から市へ移管される予定など、不確定な要素が多いものとなっております。

次に、市独自の軽減策でありますけれども、国会での附帯決議を基に複数の負担軽減策が検討され、低所得者に対する配慮がなされたところであります。また、独自減免を打ち出した自治体もあると聞いておりますけれども、現状各自治体で提供する福祉サービスには大きな格差があり、各自治体の負担もまちまちであります。先ほど答弁したとおり、旧制度との差の財源は、今後、発生する事業主体の変更や事業の追加、さらには事務量の増大に伴うシステムの構築など、財源を必要とするものがあり、どれくらい軽減になるのかわからない状況であるほか、小樽市の財政状況では国に上乘せする軽減策について現時点では難しいものと考えております。

次に、職員体制でありますけれども、確かに現在の職員配置体制では、認定調査事務や障害程度区分認定、障害福祉計画策定業務など、増大する業務に対応することは困難と考えております。現在、臨時職員を2名採用して準備を進めているところでありますけれども、新年度からはさらに職員を増員するほか、認定調査、相談等については、外部の専門職を活用するなど検討しているところであります。

次に、アスベスト問題についてのお尋ねでありますけれども、初めに稲穂改良住宅の階段室に使われている材料につきましては調査結果と対策工事、入居者に対する対策でありますけれども、この材料につきましては、図面では塗装と明記され、現地調査で階段室の段裏に厚さ2ミリから3ミリの吹きつけ塗装を確認しました。これについては、調査対象としていた吹きつけロックウールとは異なるものと判断しておりましたが、念のためサンプルを採取し、分析調査を行うことにしたものであります。その定性分析及び定量分析の結果はクリソタイルを7パーセント含有するというものであり、アスベスト粉じん濃度測定では1リットル当たり0.05本未満という結果でありました。このことから、対策工事は新年度早々に除去工事を行うこととし、設計を開始したところであります。なお、入居者に対する対策としては、アスベストが飛散していないことが確認されましたので、今年2月に入居者に調査結果及び注意事項を文書で周知したところであります。

次に、アスベスト調査の全施設の再点検でありますけれども、稲穂改良住宅は特殊な材料で判断がつかなかったことから分析調査を行ったものであり、他の施設については、同様の材料がないことから、再点検は行わないことといたしました。

次に、アスベスト対策工事等の財政措置でありますけれども、本市においても約4億円の予算措置をし、いち早く対策工事を行いましたので、その財源対策については全道・全国の市長会とも連携し、機会あるごとに関係機関に働きかけてまいりました。国は昨年12月27日付けでアスベスト問題に係る総合

対策を示し、その中で地方公共団体等によるアスベスト除去等に対する支援を行うことが明記されました。また、関連法案及び補正予算は、本年2月3日、可決・成立したところであります。概要といたしましては、学校や文教施設、社会福祉施設などの地方公共団体所有の施設に対し、所管省庁から補助金が交付され、その地方負担額に対しては、補正予算債として後年度交付税措置のある起債が充当されるほか、補助対象外の施設に対しては、特別交付税や地方債の活用を通じて財政支援がなされるものであります。特に除去工事は新たな資産形成に当たらないため、その適債性を心配しておりましたが、地方財政法の改正により、特例的に起債が認められることとなりました。また、この措置は平成17年度着手済みの工事等についても認められることとなり、本市においても、小中学校や体育館など、大半の施設がその対象となる見込みであると聞いております。

次に、アスベストによる健康被害の救済につきましては、石綿健康被害救済法が去る2月10日公布され、本年3月末までの間の政令で定める日から施行される予定となっております。この法による救済制度は、救済給付と特別遺族給付金の2種類の給付制度から成っております。まず、救済給付とは、石綿により中皮しゅや肺がんなどの指定疾病の認定を受けた健康被害者であって、石綿関連工場の従業員家族など、労災補償の対象とならない方々に支給されるものです。内容につきましては、医療費、療養手当並びに葬祭料等を支給するものです。また、法の施行前にこれらの指定疾病で死亡した方については、遺族に対して特別遺族弔意金及び葬祭料が支給されます。これらの救済給付に係る対象者の認定並びに各給付の支給については、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととなります。また、認定申請については、本年3月末から同機構と全国7か所の環境省地方環境事務所において受付を開始することとなりますが、今後、全国の保健所においても申請の受付を行うことができるよう準備が進められています。その際、保健所に委託される業務につきましては、近く国から具体的な説明を受ける予定となっておりますが、基本的には認定申請書等の確認事務となるものと聞いております。

一方、特別遺族給付金の支給制度につきましては、石綿に起因する中皮しゅなどの指定疾病等により死亡した労働者の遺族が対象となりますが、そのうち時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の権利が消滅した方に対し、特別遺族給付金を支給するものであります。この給付金の申請につきましては、本年3月末から労働基準監督署等で受け付けることとなっております。

次に、民間建築物のアスベスト対策でありますけれども、初めにこれまでの取組については、昨年8月に所有者に対するアンケート調査用紙を送付する段階において、アスベストに関する適切な管理や除去等の指導文書を添付し、意識啓発を行ってきたところであります。次に、今後の対策としましては、現在2月20日付けで追加調査書を送付し、アスベスト使用と回答した所有者に対して、アスベストの使用部位、管理状況、面積などの調査を実施しており、詳細な状況の把握に努めているところであります。この回答を受けて、飛散防止を要する建物に対しては個別に指導してまいりたいと考えております。

また、これらの建物の公表でありますけれども、北海道より所有者に対し、建築物における吹きつけアスベスト等の飛散防止に関する指導指針が配布されたところであり、その中で多数の人が利用する場所にアスベストが使用されている建物については、その所有者に対してみずから公表するよう促しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

学校給食調理場の統合・新築や民間委託に伴う食の安全・安心につきましては、施設設備の高度化を図ることにより、より一層の安全性を確保できるものと考えます。また、市が定める衛生管理マニュアル

ルを遵守するよう指導を徹底してまいります。

次に、地産地消についてであります。食材の選定、購入は、これまでどおり教育委員会が行うことを考えており、可能な限り地場産の使用に努めてまいります。

○議長（中畑恒雄） 議案第43号及び第44号提出者の答弁を求めます。

まず初めに、議案第43号提出者から答弁願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 前田清貴議員。

○12番（前田清貴議員） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方自治法での旧法第91条についてであります。現在の本市人口を当てはめた場合、人口5万以上15万未満の市に該当しますので、旧法では上限が36名になります。また、旧法でも「議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる」となっており、本市の場合、減数条例により、前々回の選挙では36名で選挙を行い、市民の負託にこたえてきました。一方、新法第91条についてであります。「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」としております。本市の場合、人口10万以上20万未満の市に該当しますので、上限が34名となります。もって、前回の選挙では減数条例を定め、34名の上限から2名減員して32名となり現在に至っていますことは、議員御承知のとおりであります。議員お尋ねの旧法と新法の違いであります。旧法では「条例でこれを減少することができる」とあり、新法では「議員の定数は、条例で定める」と両者多少異なった表現がなされておりますが、旧法も新法も精神は同一のものと認識しております。

次に、これまでの本市の施策施行に当たり議員として十分に機能を果たしてきたのかとお尋ねかと思いますが、これまでに施行されました施策につきましては、成果を見たもの、あるいは現在進行形の施策など、過去を振り返りますと数え切れないほどの施策があることと思います。これらの施策の中には、長い年月を要するプロジェクトもあり、一概に過程の途中で総括することが難しいもの、あるいはそれらを特別要しないものなどがあると思います。お尋ねの本市の財政環境悪化に至る背景につきましては、さまざまな要因があると同時に、一自治体の努力では防ぎようのない、あるいは解決のできない大きな要因も、またあります。本市の施策の可否につきましては、一概に今できるものではなく、一定の時間が必要であり、歴史が証明してくれるものと信じております。

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第44号提出者から答弁願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 森井秀明議員。

○2番（森井秀明議員） 共産党古沢議員の代表質問にお答えします。

まずは、市民負担の軽減についてですが、私たちは前定例会からの主張と何も変わりはありません。実際に5,000人に1人という主張は、その人数に伴う市民負担が現状として適当だという意味も含んでいるということは前定例会で主張したとおりです。一般財源からの割合で前回お話しさせていただきましたが、その割合がこの3か月で急激な変化を起こしているわけではなく、また同じ文章の繰り返しとなると思われました。ですから、理由がなくなったわけではなく、このたびの提案をこの3か月間に変化のあった人口減少を主たる内容とし、提案とさせていただきます。

地方自治の本旨においてですけれども、市民が選挙を通じて一定の代表者を選び、この議員によって構成される議会が市民にかわって地方公共団体の意思を決定していく間接民主主義としての本質であり、そのとおりだと思います。しかし、定数については、新法第90条、第91条で書かれており、上限定数については定められているが、下限は決められておりません。旧法においては減数条例を例外規定

と定めていたのかもしれませんが、新法においては例外ではありません。

よく共産党の皆さんは「常識的に」という言葉で5万から10万都市の上限定数を下限と表現されますが、それこそ全く根拠のないことだと思います。全国の10万から20万都市で30人以下を条例定数としている都市が、すべて法律違反を犯しているとおっしゃりたいのでしょうか。地方自治を担保するという考え方が、この4減が成立することによって阻害されるとは考えておりません。古沢議員が「守るべき陣地」と表現されておりますけれども、我々が提案した説明の中でも、「議員定数はこのまちに住んでいる市民全員の権利です」と提案説明の中で伝えさせていただきました。しかし、その意思が議員と権利者である市民とでかい離してはならないと思っております。陣地を守るべきというよりも、むちを入れるべきと権利者である市民が言うならば、まずはその意を受け入れるべき姿勢が必要かと思えます。さらに、今後人口が減少した場合は、さらに減らすべきなのかという意見においては、実際にそうなるならば、定数を減らすという考え方は持ち得るべきことだと思います。

さて、先々そうな状況を指をくわえてただ黙って見ているわけではありませんので、そのとおりの人口にはさせたくありませんが、もし実際に小樽の人口が10万人を切り、議員定数が20人でということが、そのときの概念として特異な基準と言えるかどうかは、そのときにならなければわからないと思いますが、あり得ることではないでしょうか。

さて、このたびこの議案第44号で共同提案されている公明党は、以前から財政問題を前提とせず、市民負担の軽減を考え、定数削減についての議論をされておりました。実際に平成10年、今回の提案者の1人でもある佐藤議員が提案者となり、公明党を中心として、人口減少に伴い15,000人に1人が妥当ではないかと訴えて議員定数削減の提案をしております。時代時代に伴う財政の問題はあったにせよ、今ほどに深刻ではないときから今と同様の趣旨の提案をされているということが、財政が悪化した背景に伴う提案でないことを表しています。

議員定数の削減を行う提案理由は何度もお話ししておりますが、人口減少、市民負担の軽減、そして民意です。それに対し、議員定数削減を提案するのは財政の悪化ではないかと、その財政悪化を背景に追及されている共産党側が現状維持でよいと言っているわけですから、我々の方が困惑します。

古沢議員が初めにお話しされていましたが、市議会がしっかり仕事をしてほしいという市民の強い願いであり、役に立たない議会、議員なら規模も定数も小さくしていいという、市民より古沢議員がそれを聞かれていますのであれば、やはりそれを真しに受け止めなければならない、肝に銘じなければならないと、おっしゃるとおりだと私は思っております。その背景の中で、定数は変えないという議論そのものが矛盾を引き起こしているのではないのでしょうか。

最後に、私たちは、議員として議会として資質を高めていくという行為に関しては、常に行うべきことであり、今までも、また、これからも取り組んでいかなければならないと思っております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 再質問をいたします。

財政問題で教育長がお答えいただいた民間委託、調理場の統廃合に関連してですけれども、特に地産地消の取組との関係で言えば、ぜひ大いにそういうふうに進めていってほしいと思うのです。ですから、そういった面まで含めて、例えば表現は露骨ですが、目先の現金欲しさにそういったものも全部ほうり出してしまうなんてことはあってはならないことだということを、それこそ肝に銘じておきたいと思うのです。

市長が最初にお答えいただきました。私が問題にしたのは、国はよくなっているという認識、政府は

言っているわけですが、私はそうは思わないのです。実体経済を見る場合に、日本の経済をどこに軸足を置いて考えるかというときに、よく言われていることですけれども、経済の6割は個人消費だというふうに言われてきています。個人消費、その代表格は家計消費ですけれども、働く人たちの収入です。こういったところが本当に元気を回復しているのかどうか、状況が好転しているのかどうか。このことを見ないと、日本の経済が本当によくなったというふうに見られるのかどうかという疑問を私はお尋ねしたわけです。そうやって考えれば、一向によくなっていないではないか。国がよくなっているというふうを考えれば、今、北海道は、小樽はいまだしだけれども、国がよくなっているのだから、そのうちきっと北海道にも小樽にも春がめぐってくるはずだと。国がよくなっていないというふうに見るか見ないかで大違いです。国のかじ取りをやはり変えていかなければ、この国の経済自体がよくならないのではないかということでお尋ねしたのですが、念のためもう一言考えを聞かせていただきたいと思います。

病院の問題です。

最初に、市長にお尋ねしておきたいと思いますが、二つに候補地を絞った、そのときから今日まで、昨年の9月に築港地区へと切り替えたその後も、この築港地区で新病院を建設していいのかどうかということが果たして議会の場できっちりと審議されてきた、議論されてきたとお考えかどうか、このことをまず一つ。

それから、市民はどこに病院を建ててほしいと願っているかということに関連して、市長は現在の築港地域を含めて相変わらずお答えになったのですが、ですから私は質問の最初に、あなた方がまとめた基本構想の中で現在地以外というふうに条件をつけながらどこがいいかというふうに説明をしたときに、その位置は駅と駅の周辺、中心部というふうにしたわけです。二つ目、設問の2は、そこから若干離れた地域というふうに言ったわけです。そこで、あなた方が設問したその1と2は、実は確たるものがありません。ただ、イメージすれば、まちなか計画との関係で210ヘクタール、中心市街地のエリアの中でその中心部とその周辺、こういうふうに考えていたのではないかというふうには私は思いました。つまり、まちなか計画で言えば、210ヘクタールのエリアの中でざっと言えば、手宮から現在の小樽病院の手前までのエリアで210ヘクタールですが、その中心部というのは、そこで言っている商業業務中核ゾーン、210ヘクタールを二つに分けています。これが中心部で、その周辺、地域コミュニティゾーン、これがいわゆる若干離れた地域というふうにあなた方はそもそもがイメージしていたはずだと、そこしか考えられません。だから、この点について、市民も当然そうした意味合いから、中心部・中心街に病院を建ててほしいのだというふうに、8割の方がそういうふうに希望したというふうに受け止めるべきだと。そうでなければ、大変な間違いを起こすのではないかと、そういうふうに思います。

それからもう一つ、街区4と街区5の関連ですが、これも質問の中であえて質問のやりとりを御答弁いただいた点を紹介しました。私が土地開発公社、つまり市有地、実態的には市有地ですが、市有地3,800平方メートルを含んだ土地、街区4についてお尋ねをしながら質問したのですが、それに対して質問のときに述べたように、土地形状の異なる土地所有者との協議は今後行われていくのだというふうにお答えになっている。街区5だったら、土地形状が何も変わらない。土地所有者も変わらない。ＪＲ北海道1本ですから。そう言って、この市立病院調査特別委員会の議論のときには、事実上3,800平方メートルの市有地を含んだところで建てていこうとしているというふうに我々には伝わったわけです、そういう答弁から。ところが、2月の市立病院調査特別委員会では、突然のように報告がされて、実は街区4と街区5で考えていたというようなことも含めつつ、道路を挟んだらぐあいが悪いから、それだったら一枚物の街区5だというふうに、そういう報告があって、議論の中ではそういうやりとりになりました。それでは、街区4と街区5でどれほどの面積の違いがあるか。大差ないではないですか。街区4、街区

5についてあなた方はどういうふうに報告していたか。くくって1万8,000平方メートルから1万9,000平方メートルというふうに言っていたではないですか。大きく違うのだったら別です。それなのになぜか。築港駅をおりてマリンロードを抜けて、マイカルを抜けたら病院だったなんていう笑い話になってしまうような街区4と街区5にどれほどの利不便の差がありますか。土地の面積で市長がお答えになったように、十分な駐車スペースもとっている。街区4だったら、それが制約されるのですか。大きく違わないでしょう。そういったことが、その市立病院調査特別委員会のたびに変わってくるということ自体が問題だと。

そこでお尋ねしたい。実は資金手当の関係で、これは簡単にお答えいただけると思うのですが、土地取得についても起債対象になります。しかし、3,800平方メートルはいわば市の土地ですから、しかし土地開発公社に先行取得をさせておりますので、ここを事業用に使う場合は、簿価で買戻ししなければいけません。3,800平方メートルですが、簿価ですから1億4,000万円必要になります。この1億4,000万円が実は起債の対象にならないのではないのか。そうしますと、1億4,000万円起債の対象にならないし、基本設計の前段で起債の対象にならない設計関係で1億4,000万円ほどありますから、それらの資金手当等を考えた場合に、一括くくって起債で年賦払いできる土地の方がよかったと、そういうことが理由になったのではないかということとはちょっとお尋ねしておきたいと思います。

(「言っている意味わかるでしょう」と呼ぶ者あり)

わからないですか。わかりますね、言っている意味。

聞きたかったのは、今の現金より先々分割で払っていく土地の方がいいと判断をしたのかということです。

それからもう一つ、建設候補地選定について、市長、お尋ねしておきます。基本構想であなたは何とおっしゃっているか、候補地の選定について。市民要望の高い地域で幾つかの候補地を選んで、現地概要調査をする。そして、評価・採点を行うというふうに言っています。その中で、評価点の最も高かったところを最有力候補地にするというふうに報告をしています。そこで、お尋ねをしました。そのときの評価表、これも基本構想に様式、レイアウト、決まっております。評価表を見せてほしいと。驚いたのですが、評価していないと言うのですよ。基本構想でそういうふうに報告しておきながら、それでは土地はどういうふうに決められてきたかというのは、これまでいろいろ報告されておりますから、改めて基本構想を読んだら、あなた方のやり方がおかしいというふうに行き着いたのが今のところ。結局は総合調整会議という、いわば市長の意を受けて、キャップとして助役が座っているこの会議で二転三転しながら、二転三転というか、絞り込んできたわけでしょう。14年には北荷の跡地を含めて三つの候補があったけれども、北荷の跡地は石油施設等のそばだからぐあいが悪いと。北荷の跡地というのは、その前、道路側は小樽の市有地ですから、合わせて2万8,000平方メートルあったのです。そして、市の方に買い取ってくれないか、土地の利用計画、例えばそうでなければ変更してもらえないかという、そういう誘いもあった土地ではないですか。しかし、そこはぐあいが悪いと、この調整会議で切り捨てた。同じく14年、住吉中学校を売った。跡地に量徳小学校を持って行って、そして量徳小学校の跡地と現在地、合わせて2万3,000平方メートルで新病院、市民の願いに沿う地域で建てたらどうか。私どもは提案した。すぐにお断りしますと断った。住吉中学校の跡には中学校を切り捨てて私立の中学校が建てしまいました。理由はあれこれ言っています。中学校で建てているから小学校には合わない、体育館が4階にあるからと、あれこれ言っています。けれども、10億円、12億円でJRから土地を買おうとするお金を考えれば、あなた方が説明していた住吉中学校に、例えば施設を変えとしても大変なお金がかかると言ったのは、およそ半分強ぐらいではないですか、JR用地を買おうと今考えている金額と照らし

て。そういうことも、この調整会議で切って捨てていった。そして、最初に言ったように、この築港地域に変えてからでも、3万平方メートル、3万平方メートルとまた言い始めたのです。2万3,000平方メートルでいこうと言っていたあなたが、築港地域に変えた途端、また3万平方メートルと言い始めた。おかしいではないかというふうに何度聞いても3万平方メートルと言う。ところが、2月の市立病院調査特別委員会では1万9,000平方メートルでいいのだと。JRから買いますと。こういう話を用地取得に関連して考えてみれば、そういったことも含めて、これは用地候補を絞っていく過程から、築港地域に決めていこうとしている過程から、議会との関係から見て極めて適切ではない、そういうふうには思わざるを得ないのですが、いかがでしょうか。

医師確保の問題ですが、一言だけ。

研修医がそろそろ後期で戻ってきてからといったのでは遅いと言っているのですが、そうは言っていないです。全国自治体病院協議会、こういったところでは、もう深刻だと。全国の自治体病院で医師が確保できない、不足しているという病院が半数近く悲鳴を上げている。これはどうするかといったら、全国規模の医師確保システム、つまり国の責任、都道府県を入れたそうした大きなシステムを確立しない限り、一病院や、あるいは小樽病院みたいなように新築すれば何とかなるなんていうものではないということを既に言っている、いかがですか。

障害者自立支援法です。

独自軽減を考えてくれませんかというふうにお尋ねをしました。あなたは答弁で、利用料負担は障害者が求められる。結果、市の持ち出し分が減るのではないかと。ちょっとここ早口だったのですが、危うく聞き漏らしそうになったのですが、浮く金は何ぼだという意味合いのことを尋ねたことに対してお答えになったのは2億円ですね。私は、これを原資にして、大変な状況になる人たちに、何とかほかの自治体でやっているような軽減策、小樽市独自のことをできないかということをお尋ねした。そうすると、できないとおっしゃる。国が軽減策をあれこれやっている。2万5,000円手元に残るようになるのだからと。2万5,000円で暮らせと言ったのですよ、あなたは。そういうことでよろしいか。けれども、実態としては、そんなことでは暮らしていけないのです。

私、市内の通所関係の施設で聞き取りをしてみました。まだ、そんなに小樽市の場合は深刻になっていないようです。施設の実態もほかの市やなんかとちょっと違いますから、それでも紹介しておきます。ある施設です。通所者が60人いますが、20歳以上の園生が今は個人負担ゼロだということです。御答弁の中にあつたように、居宅サービス、ですから通所なんかはそうだと思うのですが、今の支援費制度の下では有料負担5.8パーセント、つまり95パーセントが無料なのです。この施設では、60人いて20歳以上の園生で個人負担はゼロだそうです。制度改正で最低1万2,600円、利用料をもらわなければいけないということになる。法人減免は該当しないかもしれないと。そうになったら、2万1,000円、利用者から、障害者からもらわなければいけないと。ちょっと心配しているとおっしゃっている。次、別の施設、防衛策として、世帯分離を一生懸命進めているとおっしゃっている。これも利用料とのかかわりでしょう。それから、別の施設、通所者が22人いるけれども、そのうち5人が法人減免の対象になっている。だから、1万2,600円だろうと。それは負担はこうやって増えるのだけれども、自分のところは工賃がほかから比べて高いから、ゼロになるというか、持ち出しになるとか、そんなことにならないから、これで利用をやめるといえる人が出るか出ないか、それはやってみなければわからないとおっしゃっていました。ここは市内でも比較的好い方の通所です。それからもう一つ。今でも生保受給者が5人いると。制度の正確な理解がされているかどうかは別ですけども、ぎりぎりで行っている人たちは、新しい制度になったら、全部生保を受給しないとやっていけないのではないだろうかと心配していた。これが市内の実態で

す。そういう状況をきちんと把握されているのでしょうか。実際は3名の体制で、福祉司を入れて4名の体制で、個別のケースの把握なんてできる状況にないのです、現場は。小樽市の場合、毎日9時、10時まで残業しても全然追いつかないのです。こういったことを真剣に、4月1日には物理的に間に合わないでしょうから、4月1日が難しいのであれば、10月1日からでも、そういった方向性を示していただきたい。これが支援費の関係です。

アスベストの問題です。

御答弁でも言っていました。設計図書検査で塗料だから安心だと言ったと。ほかにはないのだと。ほかにはないのだということは、改めて再点検したのですね。再点検をしなければいけないのではないかなと思うのですが、そういう意味合いのことを聞いたのです。アスベストペイントと書いてあるから、それで安心したというのですが、実はここは違ったわけですね。そういったことを再点検、そういう意味合いを含めて見逃しがいいのかどうか、再点検はやはり必要だということを私は求めたのです。

それから、新法の問題ですが、いよいよ始まります。概要、かなり詳しく、概要と言いつつ詳しく説明してくれました。3月20日から申請スタートだと私は理解していたのですが、先ほどの話だと3月末というふうに言うておりましたけれども、その辺は整理しなければいけないと思いますけれども、直接的には保健所がこれに組み込まれていくわけです。実際には、もう既に申請が始まろうとしているのに、国の具体的な内容が何もまだ示されていないというのが実態なのです。だから、困るのです。そして、これは給付金絡みですから、税であれ何であれお金が絡むと、こういう制度は必ず申請主義なのです。申請があった月まではさかのぼるのだけれども、つまり申請した月以降なのです。ですから、こういう情報をどうやって知らせるかということと、きちんとケアをしていくというか、フォローしていくということが必要だと思うのです。小樽市内では既に皆さんも御承知のような実際には中皮しゅの患者だっているわけだから、保健所だって承知しているわけだから、ただ待っているというわけにはいかない。第3回定例会で保健所長が答弁しました。相談に見えたらきちんと調査する予定でいると言っている。相談に見えたらではなくて、状況がわかっているのだから、打って出ようということを私は言いたいのです。ぜひそういう考え方に立っていただきたいと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

もう一つ、新法の問題で言えば、拠出金を地方自治体も求められるというのはとんでもない話だと私は思います。もともとこの問題がなぜ起きたかというのは、やはり危険だということを承知しながら、それを容認してきた国、その下で大量にアスベスト建材等を製造し続けてきて、利益を上げてきた関連企業、ここがきちんと拠出金を出して対応すべきです。地方六団体等では、この問題、国の姿勢に対してどういう意見・方向を持っているのか、教えてください。

議員定数の問題です。

詳しくは、議員定数に関する特別委員会が2日間も設定されますから、私は基本の柱とも思えるところをぜひと思って今回は聞きました。それで、実は大変重大な問題、民主主義との関係で言えば、重大な問題を答弁でいただいているというふうに考えています。

詳しく時間をかけてはここではやれませんが、議案第43号の提案者は、いわゆる議員定数条項の運用に当たって私は聞いたのですが、旧法であれ新法であれ、やはり考え方としては基本的には同じだというふうに理解されているというふうにおっしゃられた。

ところが、議案第44号の答弁は、実にやはり地方自治法の第91条というのは一体どこに行ったのかというふうに思いたくなるほど、見事に第91条が全否定の答弁になっているわけです。私は、そのことを問題にしたのです。人口比だと、市民の声だというふうな基準でいくと、第91条というのは上限だ下限だの問題ではなくなるのでしょうか。5,000人なんていうのは第91条のどこで示していますか。だから、第

91条というのは、やはり議会をつくる上での一つの規模を示している明解な基準なのです。これを全部否定してしまうがごとき、しかも財政問題を聞けばお答えにならないと、こういうことでは大変残念だというふうに思います。

一致する点は、32名であれ、仮に28名になったとしても、この議会を構成する議員の数というのは、市民の側にある数です。ですから、市民が例えば28名にしろと言ったら、それは決めることは可能ですよ、28名にしろという議員を議会に送り出せばいいのですから。民主主義、間接民主主義の中ではそういう手を踏む、これも民主主義として大事なことなのです。けれども、私たちは、その32名というのがやはり市民の側にとって大事な規模だと思っているから譲れないのです。

だから、例えばどうですか。4名、人口基準だと言うからあなた方は答えないと思うけれども、皆さんと一緒に議会費について何とか頑張ろうではないかという議論経過がありましたよね。既に2,200万円弱の効果を上げています。調べてみたら、17年度にこれだけの効果額を上げている自治体はほかにありません。ささやかにいろいろやっているところは数か所ありますが、飛び抜けて小樽市の議会が、すぐれて小樽市の議会が他の議会に先べんをつけるように議会費についてみずから検討した。例えば32名の規模は譲れないけれども、そういう議論がまだまだ先にやれるのではないですか。そういうことだって、やはり考えていかなければいけないと思うのです。ですから、こういった点については、改めて特別委員会の中でしっかりとお尋ねもするし、議論もしていきたいというふうに考えています。

一つだけ質問は、第91条との関係ですが、新法の第90条と第91条の違い、そこで定めている数の違いです。第90条は都道府県の議員定数を決めていますけれども、いろいろあったけれども、従来の定数を結局そのまま、いわゆる上限数というふうに置きかえたのが第90条です。第91条は人口区分を大きくりにするということと、実態的には議員定数が当時の法定定数より下がっているという状況も加味をして、それを含んだ上で定めた人口大きくりの数、これがいわゆる上限数、超えない範囲でと条文では言っていますから、これをわかりやすく言えば上限数だというふうにどなたかが解釈したのでしょう。同じ意味です。そういうふうにして示したのです。これは明解な基準ですから、このところをしっかりと議論しながら、なぜそういうふうに決まって、この規模は何なのかということを考えなければいけない。私たちは、この上限数というのは、都道府県の議会の上限数と言われている数とは違って、都道府県、市町村の議会の規模を決める上で、整合性のある数として出てきている数だというふうに理解しています。こういった点については皆さんどう思うか。この点だけは今日聞いておきたいと思います。

○議長（中畑恒雄）　あまり質問が多いから、ちょっと。今、古沢議員の質問の中で、議員定数の方は議案第44号に聞いたのですか。

○21番（古沢勝則議員）　議案第44号と第43号、最後のところだけ両方に。

○議長（中畑恒雄）　そうですね。前段はないですね。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄）　市長。

○市長（山田勝麿）　再質問にお答えしますが、私自身が答えた以外のものは担当の方から答えさせます。

初めに、経済の認識の問題ですけれども、これは見方の違いといいますか、国も含めて日銀も含めて日本の経済は回復基調にあるということははっきりしていますから。それから、個人消費につきましても、完全によくなったとは言っていないで、回復の気配が見られるというふうに言っていますから、全部が全部すべてよくなったというふうには思っていないし、おまけに、北海道、特に小樽について

は、先ほど申し上げましたとおり、大変厳しい状況は続いているとそういうふうに思っていますし、日銀の生活意識調査では、前年と比べて景気がどう変わったかと。よくなっているというのは、去年が11.8だったのです。今年は19.2に増えていますから、そういう意味からいって緩やかに回復しているのだらうというふうには思っています。ただ、北海道、小樽の状況については、なかなか厳しいということは言えると思います。

それから、病院の候補地の問題で議会の方で議論されているかというのは、まさに今議論している最中でないかと思いますが、そういうふうには私は思っています。決定しているわけではございませんから、そういう部分で今議論していると。

それから、まちなか計画と今の病院の関係ですけれども、要するに基本構想で3万平方メートルというふうにありましたけれども、病院を建てるには2万平方メートルから3万平方メートル必要ですから、この土地がどこに求められるかということが、まず一番問題なのです。我々としては、できるだけ現病院に近いところがいいだろうというふうに思っずずっと進めてきましたし、そういう期待感を持ってきましたけれども、適正配置計画であいうことになったわけですから、それでやむを得ず築港というふうになったわけです。土地の評価の問題、評価表の話もありましたけれども、三つも四つもあれば評価は当然していきますけれども、もう考えられるのは二つしかないわけですから、これは一つだめならもう一つというのは、当然そういうふうになるだろうと、流れとしてはそうなるだろうというふうに思っています。評価点の話は今申し上げたとおりです。

それから、医師確保の問題ですけれども、新病院ができれば医師を確保できるのかという、担保の問題ですけれども、我々も何回か北大なり医大なり、いろいろ医者確保の問題についてお願いに行きました。言われるのは、小樽市はいつになったら病院ができるのですかと。我々も期待していましたと。しかし、10年ぐらいたってもまだできる話ではないと。そういうことであればなかなか医師の派遣は難しいという、実際にそういう話を聞いてきていますから。それで、先般も市立病院調査特別委員会以小樽病院事務局長から申し上げましたとおり、周産期の問題、産科、小児科の問題、こういう問題で将来的に病院をつくる場合に、大学の方から医者が派遣されるかどうかと、こういう問題についてもお話をしに来ておりますから、そういうこれからいろいろな状況が変わりますから、これは確保については現病院でも今確保が大変ですから、これからも確保については努力していく。そしてまた、病院がいざ建設となった場合には、改めてまた大学の方にもお願いしていくと、こういうことになるのだらうというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 総務部長。

○総務部長(山田 厚) 病院の築港議論で、プロジェクトでいろいろ議論をして先般の委員会で報告した関係もありますので、私の方から関係する部分について答弁させていただきます。

まず、今、市長が答弁申し上げたように、この間の委員会でもお話ししたように、市長からいわゆる委嘱を受けてといいますか、指示を受けて委員会で議論をし、一定の結論を出して市長に報告した内容が先般の市立病院調査特別委員会の中で言った内容ですから、それがいい悪いについては、私どもとしては、これから財政問題の一定の整理をつけるというのが着工の前提ですから、そういった意味では場所の議論としては築港でどうだということについて市長から指示を受け、内部で検討したと。単純に場所の問題よりも、残された、先ほど古沢議員がおっしゃったように、街区的には1万8,000平方メートルと1万9,000平方メートルに分かれて二つ街区があるのですけれども、問題は、その国なり道の方に地区計画なり港湾計画の一部変更をするに当たっても、病院を建てる街区だけを特定して、そこだけ変えま

すということにならないわけで、ですから今言う1万8,000平方メートルと1万9,000平方メートルトータルで3万7,000平方メートル何がしかの土地全体を、どのようにこれから土地利用をしていくのかという、こういう整理をして、その中のどの部分を病院建設の用地に充てるかという、こういう手順で整理しなければならない。したがって、あくまでも病院の議論をした、築港の議論をする中では、対象としては、私は古沢議員には言ったような気がするのですが、街区4も街区5も含めた3万8,000平方メートル全体の中で病院というものがどの位置にあるか、残った土地をどのような土地利用にすべきか、そういうことを含めてこのプロジェクトでは議論をするというふうにお話ししたというふうに思っています。ただ、形状の問題は隣で区画整理の換地の仕方がかぎ型で公社の土地になっていますから、隣接地の土地所有者との関係で、その土地の使い方も含めて、そういった協議はしていかなければならないという考え方を持っていたので、そのようなお答えをしたかと思います。

それで、そういう意味では、これから今言う都市計画の一部変更の将来の残った土地の利用をどうするかについても、まだお示ししておりませんので、そういうことも含めてこれから私どもとしては議会にお示しをし、議論をしていただきたいというふうに考えているところでございます。したがって、今、申し上げた街区4、街区5については、4だったものが5に飛んだというのは、全く私どもは4に固定したことはございませんので、そういうことで御理解いただきたいし、4がだめな理由はだめなりに私どもとしてはプロジェクトとしては整理しておりますので、そういった立場でまた改めて見解は述べたいというふうに思います。

それから、3万8,000平方メートルの公社の土地の件については、これは買い戻しするについては起債の対象にはなるのですが、要は、問題は街区4を起債で買えないから5に行ったという議論でありませんので、その土地の買い戻しの関係は今回の選定の中では考えておりません。

したがって、その3万5,000平方メートルとか3万平方メートルとか、最終的に2万平方メートルとかというのは、そういう意味でのいろいろな議論経過の中で、庁内で議論して最終的に整理をした見解を述べているところですので、当然構想では1万5,000平方メートルの建物敷地プラス2万平方メートルの駐車場ということですから、あそこにはそのままやるとすれば、築港のところには十分それは1万5,000平方メートルの敷地、街区1は1万9,000平方メートルで隣の街区1万8,000平方メートルですから、一つの街区に病院を建て、もう一つの街区に駐車場という、それを全部土地の取得をしてやっていくという、このことはいろいろ御指摘をいただいている土地取得をしながら建てるということについても、限られた財源の中でやるとすれば、どれだけのことができるかというのは、内部で検討すべきことだし、そういう立場で検討し、約2万平方メートルで足りるだろうというふうに判断をしたという結果でございますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 福祉部長。

○福祉部長(山岸康治) 私の方から障害者自立支援法の関係についてお答えをさせていただきたいとします。

市の持ち出しといいますが、一般財源部分で2億円という話をさせていただいていますが、これは当初予算同士の比で一般財源の2億円の差を出しているわけでございますが、御存じのとおり、まだ制度が固まっていない部分が非常に多いでございます。そういう中で、利用者負担もあるわけですが、大きなのは、知的障害施設関係では、従来、国2分の1、それから市2分の1だったものが道の4分の1、市に4分の1という形で道費が入ってくる、これが結構大きな金額になっているわけでございます。ただ、一方で児童施設関係が、これからでございますけれども、今度市の負担が伴ってくると、こういう

状況になります。そういうこともございまして、非常にいろいろな動く要素が大変多うございますので、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、負担における通所の施設でございますけれども、市内に5か所の通所施設がございまして、私どもも施設側とお話をさせていただいてございます。そういう中で、法人側の方でお話ししていただいているのは、やはり議員がおっしゃるように、大変世帯分離をして、そして負担軽減を図るという形で進んでおります。そういう意味で、世帯分離をすることによって負担軽減を今図っているわけでございます。そういう中で、法人減免といいたしましょうか、社会福祉法人減免制度、こういうもののその負担の今、通所ですと上限額1万5,000円を法人負担減免で2分の1にすると、こういう制度を法人側がとった場合に、大変法人側の負担が出てまいりますので、その部分の心配と、それから今後、10月から予定される施設のどうあるべきかという非常に複雑な制度になっていますので、そこら辺の考え方がこれから5年の経過措置の中でやっていかないとならない。それから、報酬関係が最近出てまいりました。見えていなかった部分もあるものですから、そこが法人側として非常に心配していた部分でなかろうかというふうに思っています。そういう意味で、その法人減免を適用するかどうか、その部分が今法人側といろいろお話をさせていただいている段階で、そのところがまだ法人側で決めかねているという部分がございました。そこについては、今、報酬も見えてきた段階の中で、また法人側と十分話しながらこの軽減策をとっていきたいというふうに思っていますし、法人側ともまた十分これから協議をしていききたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 保健所長。

○保健所長(外岡立人) 石綿による健康被害の救済に関する法律案、「石綿健康被害救済法」と言われていますけれども、このことに関しての御質問なのですが、何かもう急速につくられている過程で、我々保健所も今日段階で国にかなり問い合わせています。では、どういった内容だ、保健所がどういうことをやるか。しかし、出てくる人間はほとんどまだばたばたしている感じで全然わかっていないのです。たぶん私は、この数日ないし1週間ぐらいしたらはっきりしてくるのかと考えています。

議員がおっしゃるように、では、保健所はきちんとやっているのか、打って出ているのか。それは確かに議員のおっしゃる意味はわかります。でも、この法律の中で規定されるであろう保健所の役割は、たぶん事務書類の手续だろうと。では、それで十分かと言えば、そうではないと思うのです。ただ、議員が第3回定例会で私が答えたことについて不満だということをおっしゃったのですけれども、保健所としては窓口に見えた方には誠心誠意対応しようと思っています。でも、窓口に見えていない方に関してはちょっと難しいです。そういった意味では、今後も窓口に相談に見えた方には誠心誠意対応しようと思っています。

あともう一つ、そのほか何か質問がありました。ちょっとその辺も国に聞いていますけれども、まだはっきりしていない部分があって、今日段階ここでは単なる推論の答えにしかならないので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 建設部長。

○建設部長(嶋田和男) 古沢議員の再質問にお答えします。

アスベストの問題で再調査すべきということにお答えします。

昨年、調査を実施した経過について話をいたしますと、該当する建物のまず図面で有無を確認し、かつ該当する施設の現地に入りまして、建築職員による調査又は一部施設管理者に協力をいただいて、情

報をいただいて現地調査をするという形の中で実施をしてございます。そういった中で、稲穂改良住宅については特殊ということがあって、建築職員も見たのだけれども、あまりにも調査対象とするものよりも異質な状況ということで、そうでないという判断をしてしまったということでございますが、その後、数字、図面等でチェックして安全確認してございますので、再度の調査は必要ないものかというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 答弁漏れがありまして、拋出金の関係、これは地方六団体といいますが、全国市長会でもまだテーブルに上がっていないような気がしたので、機会がありましたら、またお話ししていきたいというふうに思います。

○議長（中畑恒雄） 議案第43号、第44号の方、どなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 12番、前田清貴議員。

○12番（前田清貴議員） 第90条と第91条の違いは何かというふうに聞かれたのかなと受け取ったのですが、それでよろしいですか。

○21番（古沢勝則議員） それより、要するに、第91条で言っていた数字は、整合性のある数字なのだというふうに受け止めるべきだというふうに思っているのだけれども、いかがかと。

○12番（前田清貴議員） それがどうかと、わかりました。こちらで、第91条で新しく新法で定められてる数字ですから、これを当然遵守しなければならないというのは、もっともなお話だと思います。

○議長（中畑恒雄） 第44号の方、どなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

○32番（佐藤利幸議員） まず、第90条の方は都道府県の数値条例でございますから、私どもが答えるものではありません。第91条に関しましては、市町村ということで、従来共産党が議案に対して旧法と新法の関係、これが議論の中心になっているところですけれども、私たちとしてはやはり新法が出たら新法を遵守してやろうと。旧法は旧法であろうと。私は、消費税が3パーセントの時代もあったし、今、5パーセントになっていますから、それが間をとって4パーセントと、こういうことにはならないだろうという意味では、私どもは民衆の、大衆の、また、市民の意思によって市議会議員がみずから自分の定数を決めることができると、下限はないと、こういうようにとらえております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

次の代表質問者もおられますので、時間の関係があるので、まとめて簡略にひとつお願いをいたします。

○21番（古沢勝則議員） わかりました。支援法の関係で、小樽市の場合、お伺いしましたら、体制上の問題もあってなかなか大変だなというふうに私も理解はしているのですが、方向性の問題として、ちゃんとした、4月1日からですから、今、大変な時期なのですが、移行して、しゃにむりと言ったらおかしいですね、とにかく頑張って移行させていかなければいけないわけです。そして、おっしゃられているように新たなしくみをつくっていかなければいけないのだと思うのです。そのためにもお金もかかってくるということはわからないわけではないのですが、しかし、そうは言っても2億円ですよ、2億円。ですから、その中のそれを原資として、全部使えとは言っていないよ。それを原資としてき

ちんと状況が見えるようになったら、少なくともそういう方向性を持って検討してみたいとか、そういう姿勢さえないということですか。これはきちんと言ってください。これは政治姿勢にかかわることだから、市長にお答えいただいた方がいいか。だから、ぜひやっていただきたいのだけれども、それは聞く耳持たないということかということはどうしても聞いておきたいです。

それから、保健所長、私はあえて申請主義なのだと、新法の救済制度は。だから、申請主義というのは、それは言っていない者が悪いというのが役所の論理ですよ。何でもそうなのです。けれども、救済制度なのですから、申請主義、受けではやはりぐあいが悪いから、情報の提供や、そして地域からそういう声が届いたら、出向いていってでも様子を聞いてくるとか、手伝いをするとかということをしていかないと、救済制度そのものの趣旨が生かされないのではないかと。それを保健所に求めようとすることについては、また別の意見、私はあります。あるのですが、しかし、そうした被害者との関係で言えば、直接的に窓口になるのは、少なくとも市町村単位で言えば保健所しかないのです。札幌まで行けということにならないですから、環境事務所。だから、そんなところにはならないので、保健所に頑張ってもらうしかないと思っております。これはどうしても、あえてもう一度伺いしたいと思います。

この二つにしました。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 障害者自立支援法の関係で減免制度という話ですけれども、先ほどお答えしたように、現時点では非常に難しいと。共産党の御意見は伺っておきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 保健所長。

○保健所長（外岡立人） この新法に関しては私もよくわかりませんし、まだ国でも正確に言ってきていません。それに対して保健所がどういうふうに対応するかということは、確かに非常に重要だと私は思います。打って出て切り死にする場合もありますので、この新法、明確になった上で、さらにアスベストの問題は非常に重要なのはわかっていますから、どういうふうに対応していくかというのは検討させていただきます。今、言えるのはこれだけです。

○議長（中畑恒雄） 古沢議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時59分

再開 午後 5時30分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 公明党を代表して質問をいたします。

初めに、行財政改革について伺います。

平成11年の地方自治法の改正によって、自治制度の大幅な改革がなされた結果、地方自治の自立が制度化されました。制度の実体化を目指す自治体の分権改革が進められている中で、推進のテーマは地方自治体が公共価値の創出企業としてのサービス提供者への展開が言われるようになってきました。サービスは何かと問われるとき、まずお客様に売れる商品をつくらないと物は売れない。行政サービスとい

う物売ののに、何をすれば売れるのだろうか、市民が求める新しい価値とは一体何だろうかなどと、いつもサービスの受け手の立場に立って物事を考えること、つまり市民の立場、目線で考えることが大事になります。

また、自治省は平成9年に地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革のための指針を発表していますが、その中で行政改革推進に当たっての基本事項として次の4点を挙げております。1、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。2、行政改革の推進に当たっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組むことが重要であること。また、今後、地方分権の推進に伴い、地方公共団体がみずから判断する領域が拡大することから、各職員がみずから施策の方向や実施方法を考え、行政運営に当たる必要があること。このため、特に首長のリーダーシップと職員一人一人の意識改革が不可欠であること。3、行政改革は行政運営にかかわるすべての職員がみずからの問題として取り組むことが望まれることから、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出すしくみを設けるよう努めること。4、行政改革の推進に当たっては、住民の参加の下にこれを進めることが適当であり、行政改革推進委員会等のもとより、幅広く住民とのかかわり合いを持つように努めること。その際、特に市町村にあっては住民との意見交換の場を持つことにも意を用いること。このようになっております。つまり、これらのキーワードは、最小の経費で最大の効果、サービス精神と経営感覚、既存の枠組みや発想にとらわれない柔軟姿勢、職員がみずから判断するための意識改革と首長のリーダーシップ、幅広い住民とのかかわりなどであります。

これらを実現するための一つの方途として、公的組織の内部統制の原則として、PDCAという四つのプロセスに分けて整理することができます。Plan（プラン）目的の定義の明確化、Do（ドゥ）活動の優先順位、Check（チェック）成果の尺度、Action（アクション）成果による自己管理、以上の事項で取り上げた自治体改革の方向は、現実に行われている行政サービスの提供プロセスやサービスの内容とずれないのかと気になりますが、これらの行政改革の方向性を明確にする手法として、最近自治体に取り入れているものに、ISO9001品質マネジメントシステムや9004の品質マネジメントシステムパフォーマンス改善の指針があります。例えばISO9004の5の2には、利害関係者のニーズ及び期待として、利害関係者、本市の場合は市民となりますが、そのニーズと期待とに対して調和のとれた対応が想定されます。そこで、明確にされたニーズと期待とを要求事項に変換し、組織内のすべてにその要求事項を伝達することによって、市民との関係の明確化が図れます。8の2には測定及び監視がうたわれており、ここには管理者はプロセスを横断的に比較することが可能な測定法を準備し、また、組織の有効性及び効率の改善を促進するために、プロセスから得るデータを財務情報に変換することが可能となります。財務的測定法には、予防コスト及び評価コスト、不適合のコストの分析、内部及び外部での失敗コストの分析など、行政のコストの考え方を明確にします。特に本市のように職員の意識を変えることや職員数の減少やコストの減少を図るときに最適なのがISO9001だと言われておりますが、本市におけるISOの取得に対しての市長の見解を伺います。

次に、行政改革の方向性を明確にすることについて考えていきたいと思います。

群馬県太田市は、市の経営方針を作成しており、「市役所はサービス産業である」と明確に位置づけ、市民満足度向上を目指した小さな政府を志向しています。経営方針は次の4点から成っております。「市民の目線で考えます」として、市民は何を望んでいるか。市民は現状をどう評価しているか。2、「質の高い行政サービスを目指します」として、市民満足度を向上させるため何をするべきか。目的意識を持ってサービスを提供しているか。3、「経営資源を有効に活用します」として、コスト意識を重視し、

効率的に経営しているか。適正に経営資源である人、物、金を配分しているか。4、「成果を検証し、改善します」として、目標とした成果が得られたか。取組結果を改善サイクルに結びつけているかと、このように常に市民サービスの向上と行政評価の充実を目指した取組をしており、昨年も市が取り組む31の行政サービスに対する満足度と重要度について市民評価を行い、4ランクに分けて満足度と重要度の高いものを重点維持項目とし、両方とも低い項目はウォッチング項目として見直しをしております。また、平成15年から土曜日、日曜日に市役所を開庁し、1日700人の市民の来庁が見られます。そのおかげで、市の税収納高が非常に増えているといえます。しかし、土日に開庁したことによって、役所のコストが上がってはおもしろくない。そこで、NPOを活用し、小さなコストで専門性のある市民をある程度役所の中に入れてコストを下げるということを先に行ってから開庁に踏み切っております。そこには、役所を24時間のコンビニにできないかという発想があり、せめて365日体制にならないかという思いがあり、市内のショッピングセンター2か所にサービスセンターをつくり、土・日も営業しております。また、170人の職員の削減をして行政NPOを設立し、170人の雇用の場を確保し、市役所の多くの部門に配置しておりますが、市役所に市民を入れることによって、職員が常に外から見られているという感覚を保ち、緊張感を維持するという大きな効果をもたらしております。

本市も介護包括支援センターの設置の課題や窓口サービスの充実などをはじめ、大幅な職員の削減を掲げておりますが、行政NPOについての見解を伺います。

次に、行政評価システムについてであります。行政評価システムは、その趣旨、目的によりさまざまな種類がありますが、評価レベルにより事務事業評価、施策事業評価、政策評価などに分かれていますが、種類も通常のスコアリング方式、バランススコア方式、ベンチマーク方式などがありますが、そのほか公共事業評価や環境評価など、内容の評価もあります。もともと目的を明確にするというのはある意味では当然ではありますが、市民のために何をやるかという意識に転換していくことが重要だと思います。市民の目線という認識は意外と忘れられがちであります。本市の評価システムのあり方についての見解を伺います。

次に、各事業の目的の明確化について伺います。

各部門、各課において、さまざまな行政サービスが行われておりますが、本当の意味での市民サービスにはほど遠いものが多く見られます。例を挙げれば、法律相談などはほとんど役に立たず、事業目的は法律相談を実施することで終わっております。これを相談の実施ではなく、相談によって問題を解決することにできないのか。本当は除排雪相談も行いましたが、業者名の紹介だけで市民が電話をかけても業者にはほとんど断られて、何の役にも立たなかったとの苦情も寄せられておりました。苦情を受けることが目的ではなく、苦情を解決することを目的にするならば、対応のあり方も変わるはずです。中小企業の貸出しに関しても、紹介を目的とせずに借り入れるまでを目的にすべきではないでしょうか。市民サービスの目的の明確化についての見解を伺います。

次に、バランスシートについて伺います。

企業はその活動により初めて売上げが上がり、経費などを差し引いた分が収益として計上されますが、行政は企業ではないので、最初から税収という売上げが確保されております。しかも、この原資は基本的に事業の成果とは関係なく入ってくるわけです。この財源がどう使われても行政は破たんすることはないと思われておりましたが、昨今の経済情勢の中での本市の状況は大変厳しくなっております。その原因は、まず財源が減少していること、これは景気の低迷により個人、法人を問わず、税収が減ってきていることや交付税や補助金の削減が主な要因となっております。そして、過去の資産から生じる維持・管理費の増大が挙げられます。その改善策、問題の解決策を含めた企画・構想・計画段階での詰めに課

題もあり、より多くの人、物、金の資源の流出が懸念されます。行政では企業の感覚とは少し違うものがあり、資金の使途と政策効果が重要となることから、財政収支を明確にすることで市内の財務運営を健全にすることができるとともに、住民への説明責任を果たすことができる手段であります。バランスシートの作成に当たっては、施策ごとに行い、施策コストの算出を知ることによってコスト意識が高まり、職員一人一人が自覚を新たにすることができるものであります。また、その結果を総括することによって、本市のバランスシートにつながることから、バランスシートの作成についての見解を伺います。

今冬は史上まれな大雪に見舞われ、除雪対策本部のほかに市長を本部長とした大雪対策本部が設置され、職員による除雪が行われましたが、これは高齢者が多く、雪の始末に困窮していた市民に大きな評価と成果をもたらしました。本市の課題である市民と行政のつながりの希薄さが多少解消された感がいたします。職員が市民の中に直接入っていき、連携することによって協働のまちづくりが可能になります。これをよい契機として職員の市民との協働とボランティア活動のあり方について考えていただきたいと思いますが、見解を伺います。

次に、組織・機構の改革について伺います。

土木部と建築都市部の統合により建設部が誕生し、また、社会教育部と学校教育部も統合されました。と同時にグループ制の導入など、組織の効率化を図ってこられましたが、その成果と今後の方向性についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

人口減と財政の関係について伺います。

市長は、当初予算の提案説明の中において、地方交付税について事業費補正などと国勢調査の人口減少を含め試算の結果、対前年度当初予算比で4.3パーセント、6億9,400万円の減と見込まれました。これにより、一般財源総額は対前年度当初予算比で2.8パーセント、10億3,098万円と大幅に減少しております。人口の減少による財政影響額は約7億円に達しようとしており、これが長年の間、継続的に繰り返され、財政の悪化を招く大きな要因となっております。この人口減少は経済にも影響を及ぼしており、交付税のみならず、税収でも影響を受けざるを得ません。応益のため400人の人が他市町村に移転したとの報道もあり、今後の最も大事な政策課題となっております。

人口減対策は、全市的な市民サービスにも影響を与えることから、市内のみならず、市民を巻き込んだ横断的な意識の向上と対策を立てる必要を感じます。高齢者や団塊の世代、若年層の流出を防ぎ、他市町村からの移入をも可能となり得るような対策を立てるための有識者や市民を中心としたプロジェクトの立ち上げを提唱いたしますが、見解を伺います。

次に、地域ごとの市民を対象とした予算説明懇談会の開催について提唱いたします。

本市の予算に関しては、広報の中で市民の皆さんに発表しておりますが、市民とのかかわりはそれだけにとどまっており、市民の理解にはほど遠いものになっていることは残念であります。市民は財政の厳しさだけを押しつけられて、施策の空白を押さえ、財源不足のせいと考え、市民に閉そく感とあきらめを与えてしまいました。お金がないから何もできないと思わせることは、行政としては施策の行き届かない言いわけには楽ですが、市民から活力感を失わせます。広報で発表するだけで市民が理解できている人は少ないと思います。情報公開があるから勝手に調べられるからよいということにはなりません。

提唱する地区懇談会は、年度の予算概要を地区ごとに説明し、新年度における主要事業の内容、各地区における事業の概要について行政が住民から直接意見をを得ることを目的とするものです。出席者は市長をはじめ関係各部長とし、市長を囲んだ自由な対話形式で行い、参加者の質問、意見の内容を集計、分析するとともに、各課に情報を伝達し、対応できるものは迅速に対応し、今後の課題とするものは引

き続き検討する。予算というものを通して市民との対話を行う政策に生かしていく場をつくるという地区懇談会についての市長の見解を伺います。

ともすれば、役所の体質として、市民に対して何でも隠したがるということが見受けられます。これは市民から何か指摘されることを嫌うためで、そのために情報を公開したがない、公開しなければ指摘されないという理屈になりますが、そういう期間が長く続くと、市民は市政に参加してこなくなります。市民の市政への参加の場をつくるべきだと思います。

次に、歳出については約9億7,000万円の財源不足が生じ、他会計からと基金からの借入れなどにより、収支均衡を図り、繰上充用から脱却したように見えますが、実質的にはいずれは返済しなければならない借金であり、会計上のテクニックの問題で、収支の悪化は依然進行しております。歳入の増加はなかなか望める状況にない中、歳出の削減が収支改善のポイントとなります。本市でも財政部を中心に、各部ごとに真剣に削減に取り組んでいるのは周知の事実ですが、内部的な見直しには限界があるということで、最近では事業仕分が見直しの手法として脚光を浴びております。

横浜市では、職員が事業計画を基に事業の目的、内容、進ちょく、自己評価などを説明し、その事業が必要か不必要か、必要なら国、県、市、民間のどこがやるかを分類します。分類作業の流れは、まず世の中に必要な事業かどうかを検討し、次にだれが事業を行うべきかを検討し、まず税金を使ってやるべきか、行政の方が効果的・効率的かなどの視点で、事業を行うのは行政か民間か判断し、行政が事業を行うべきだとなったら、さらに国か地方か県か市かを検討、そして最後に、最も正確にタイムリーに事業の必要度、内容や提供の仕方、費用対効果を把握できるのはどこか、サービスの内容や水準に地域差があってよい事業かなどの視点で仕分けすることになり、この事業を行った3市の平均では13パーセントの事業が不要と、16パーセントの事業が他の行政機関へとされ、引き続き市が行うとされたのは全体の71パーセントに過ぎなかったとのことです。歳出削減の方法としての事業仕分についての市長の見解を伺います。

次に、財政再建推進プランについてお聞きいたします。

今年2月に配布された財政再建計画については、主な対策として人件費の抑制、事業の見直し、歳入増の取組、その他財源対策等の4項目を重点に推進し、平成18年度には20.5億円の財政効果をカウントし、順次19年、20年と改善を進め、19年から21年までの3か年合計で約108億円の改善を図るとされております。通常、財政再建プランについては、その策定の根源となる数値の裏づけを必要としますが、このプランにはうたわれておりません。最も基本となるのは、市税収入の算定や交付税の基礎となる人口数であります。どのようにとらえているのか伺います。

現在までの人口減の推移から、平成21年度の人口数を想定しますと、現在の人口数から5,000人から6,000人の減少が考えられますが、再建計画の中にカウントされていないのではないかと思います。どのようにとらえているのか、また、影響額がどの程度か伺います。

また、同じく基本となる歳入と歳出の推移についても触れられていないわけですが、歳入については交付税の算出が難しいとのことですが、推定でも算出し、基礎となすべきと思いますが、あわせて伺います。

いずれにしても、本計画は雑ばくな感は免れないところで、腰を据えた本格的な再建計画を策定すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、除排雪問題について伺います。

この冬は、新潟をはじめ、東北、北海道から西日本まで広い範囲で記録的な豪雪となりました。昨年末の3か月予報では気温、降水量とも平年並みとの予想が発表されましたが、大きく外れてしまいまし

た。自然を読むということがいかに難しいことであるかを思い知らされることになりました。本市における降雪量は6メートル5センチ、積雪量は観測史上最も多い172センチに達しました。当初計上の除雪予算9億4,080万円を使い果たし、急ぎょ2億3,000万円を補正し、またさらに2億3,000万円を補正し、総額14億80万円と、これもまた過去最高の除雪額になっております。にもかかわらず、市民よりは苦情が多く寄せられ、不評を買ってしまいました。春になれば自然になくなる雪ですが、毎年間違いなく降る雪でもありますので、この際、多角的な角度から検証しながら、除排雪対策の問題について伺います。

初めに、ステーション方式について伺います。現在は小樽市内を北地域、中央地域、桜・朝里地域、銭函地域と4ステーション方式をとっておりますが、十分に機能を発揮できるかどうかという問題です。ステーションごとの能力について伺いますが、除雪延長、歩道除雪延長、除排雪車などの車両体制と業者との契約金額についてお答えください。

ステーションごとの指令システムについては問題はないのか。スムーズな運営ができていいのか、疑問を感じます。市民の苦情についてはどのように処理されているのか、ステーションと建設部に苦情が分かれているようですが、ステーションによっては対応が不十分で市民の怒りを買っている状況も見受けられます。苦情の状況と窓口の処理実態についてお答えください。

また、苦情に関しては市民の意見の反映でもあり、苦情の一本化を図り、市民の要望を的確にとらえ、対策に生かしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、ステーションによって除排雪の取組に相違が生まれておりますが、市内一円が公平に運営されているのか、4ステーションに分散することによって責任も分散されているのではないのか。そのことがちぐはぐな除排雪体制を生んでいるかとも思われますので、除排雪体制の見直し、特に指令の一本化により、より効率的な運営を図っていただきたいと思います。

次に、道路パトロールカーについては、現在どのような体制で運用されているのか。日報や報告についてはどのように取り扱われているのか。具体的な効果が見られない状況のように思われますが、素早い除排雪の対応を図るためには大事な部署でありますので、体制の強化を図るべきと思いますが、見解を伺います。

次に、市民との協力体制について伺います。

昨年も12月に例年どおり町会への説明会を行われておりますが、一方的な除排雪計画の説明になっております。質疑応答の時間はありますが、市民と行政が協働で雪に立ち向かうという意識の高揚をつくる場にはほど遠いように見受けられます。市民の方にはいくら説明を聞いてもいつもと変わらず、また雪の世界の中で春を待つだけというあきらめで家路につき、町会の役員会で説明するときも、いつもと同じですと一言で片づけられておりますが、町会の中の市民一人一人はいろいろな考えを持っております。不満だけをぶつける人もおりますが、前進的な考えを持っている人も多くおります。市民は説明会を望んでいるのではなく、一緒に頑張りたい、そんな体制をつくれないうという要望が多く寄せられております。今年は例年になくボランティアが活躍しておりますが、そのような心情の表れではないでしょうか。十把一からげの政策ではなく、町会ごとに人々の暮らしに合った除排雪対策を進めることを考えていく時期に来ていると感じます。そのためには、早い時期から町会の要望を聞きながら協働の雪対策をつくる、きめ細かな対策をつくるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、除排雪の市民周知についてはどのように考えているのか。あらかじめ周知することによってのメリット、デメリットはありますが、市民や町会の協力の下に行うことによって、1回の排雪で大きな効果を上げることと推察されますが、いかがでしょうか。と同時に、町会との協力を模索すべきと提案いたします。

これからの除排雪体制については、市民の皆さんや町会の皆さんの協力を仰ぎ、官民一致で推進することが大事と思われます。町会と市との連携での除排雪のモデルケースの検討、町会での空き地を利用しての一時排雪場の設置、雪で狭くなった道でも使える小型融雪車の導入など、民間協力の除雪対策の研究をどのように考えているのか。また、現在行われている融雪施設設置資金貸付制度も利用が増大しており、市民みずから雪対策にかかわる意識も芽生えていることから、現制度に合わせて小型除雪機の貸付制度などの導入を検討していただきたいと思います。見解を伺います。

また、市の除排雪が行き届かないことから、豊川地区においては住民負担で市道を除排雪しましたが、地域は住民1軒につき1万5,000円の負担をし、業者に定期的に除排雪をお願いし、道路の確保に御協力をしていただいたと聞いております。本来市が行うべき仕事であります。住民の方々が協力してくれらるということであれば、相応の補助金や助成金なども検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、雪たい積場の確保について祝津豊井浜、幸1丁目、中央ふ頭、望洋シャンツェ駐車場、銭函御膳水の5か所になっておりますが、今冬は不足して雪捨てに支障があったと聞いておりますが、今後のたい積場の確保についての見解を伺います。

次に、空き家対策については、苦情、要望が相当聞かれますが、件数と取組についてどのように対処されているか、伺います。

次に、除排雪の妨げになる路上駐車対策について伺います。市内の知人宅の近くの市道に長期間にわたり駐車していた仁木町の住民が車庫法違反の疑いで逮捕されましたが、市内には青空駐車車両も多く見られ、警察によるレッカー移動のシステムもないことから、除排雪に支障を来しているようですが、警察による要望も含めて、対策を講じるべきと思いますが、見解を伺います。

あわせて、屋根からの落雪防止対策と道路への雪出し対策について見解を伺います。

いずれにしても、本市における雪対策も長年における経験を積んできたはずであります。例年より降雪量が多かったとはいえ、市民には不満の残る結果となりました。今後も温暖化による影響が少なからずあると予測されておりますので、問題点を整理して今後の方策を検討していただきたいと要望して、この項を終わります。

新市立病院について伺います。

初めに、人口の推移と病院規模の問題について伺います。

平成15年6月作成の新市立病院基本構想の本市の将来推計人口によりますと、2010年には13万4,717人、2015年には12万5,548人と推移されております。この期間に病院の開設が見込まれておりますが、償還計画は5年据置き30年間償還となっており、仮に2012年に開設し、2017年から償還が始まるとしても、償還の終了は2047年となります。もちろんそのような将来にわたっての人口の推測は可能ではあります。現実性に乏しく、今ここで議論の対象とはなり得ないのでお聞きいたしますが、少なくとも直近の10年間や15年間ぐらいのスパンでの検証は行う必要があります。

そこでお聞きしますが、現在200億円と見込まれている事業費規模には、人口の減少は折り込まれているのか。人口の減少は患者数の減少に直結しており、基本構想の償還計画はこのままの病院規模では償還できる可能性が厳しいのではないかと考えられますが、見解を伺います。

次に、建設費については当初予定の学校用地は反対運動の影響も大きく左右し、第2案的な候補地であった築港地域に検討の対象が移りましたが、それはまたそれで反対という声が聞かれております。ということは、市民総意は難しいとはいえ、市民の声である以上は無視することはできないことですので、あえてお聞きいたしますが、市商連をはじめ反対を表明している方、また、最近では地域の方々か

らも学校用地の再考を求める声が出ておりますが、新病院の建設のタイムリミットを過ぎており、これ以上の遅れは現病院の老朽化とそれに伴う経営の悪化が増大するとともに、病院関係者の意欲の低下を招きかねない状況となっており、一刻の猶予もないと思われますが、市長の見解はいかがでしょうか。

次に、最短の開業開設業務スケジュールについては、初めに基本設計に向けての意見反映として、議会と市民への周知、関係団体との調整などを行い、基本設計に向けて実施することによる期間、設計業者の選定、基本設計、実施設計、施工業者の選定、建築工事、外構工事などが考えられますが、それぞれのスケジュールと最短の開設時期についてお答えください。

また、基本設計と実施設計の業者の選定にかかわる入札方式と基本設計と実施設計の業者は、単体なのか、セットで考えているのかをお答えください。

基本設計が行われる段階では、新市立病院の基本構想が固まっていなければならないわけですが、多くの問題も抱えております。医師の確保と診療科については、大変厳しい状況となっております。小樽病院では現状でも、10人もの医師の不足により産科は4月から閉鎖に追い込まれ、新病院の開設時までめどが立たない状況になっておりますが、新病院が開院されても医師の確保ができるのかは不安な状況にあります。医師免許取得後の研修制度が2年間の指導を受けながら、診療経験を積み重ねなければならない制度に変更され、臨床研修中に小児科志望医があまりの労働条件の厳しさに内科などに志望を変えるケースが多くなっており、小児科医が激減していると聞きますが、医師の確保が困難なら周産期医療を設置する方向も一考する必要はないのか。今後も研修制度が継続されることは明らかであり、医師不足が継続するのではないかと考えられます。病院が新築されるから医師の確保ができるという安易な考え方はできないと考えます。また、医師の確保が約束されないままに診療科目を決定しなければならない状況に追い込まれることも十分に考えられます。箱をつくってから中身が入らない状況だけは避けなければなりません。したがって、慎重に新病院の規模については再検討をするべきと思いますが、見解を伺います。

次に、病院敷地が築港地区土地利用推進プロジェクト委員会によって3万7,000平方メートルが1万9,000平方メートルに半減いたしました。これは建築物の高層化を想定しているかと思われますが、ここに至るまでの経過が不明であります。経過を明らかにしていただきたい。これに伴う土地の取得についてはJ Rの所有であり、了承を得ているのか、また、価格交渉については行われているのか、また、土地の利用形態が変わったことによる道路などの環境整備についてもあわせてお答えください。

なお、再質問はいたしません。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革についてでございますが、まずISOの認証取得であります。ISO9001は製品やサービスの品質管理のためのマネジメントの国際規格として定められたものであります。自治体においても市民を顧客としてとらえ、その満足度を高めるしくみをつくり、行政サービスの向上や職員の意識改革を図るため、全国の約40の自治体で認証取得がされております。この認証取得に当たりましては、庁内の体制の整備や取得までの期間、審査に係る費用などの課題もあると聞いておりますので、現時点での認証取得は難しいと考えておりますが、市民に対する行政サービスの向上を図る取組手法の一つとも思いますので、他都市の導入事例などを研究してまいりたいと考えております。

次に、行政のNPOの参画でございますが、厳しい財政状況の中で地域住民やボランティア、NPOなどの方々と協働して行政運営を行っていくのは大変重要なことと認識しております。これまでも地域の方々と連携を図りながら、各種業務の推進に当たってまいりましたが、平成17年度からはNPO法人に旧日本郵船株式会社小樽支店と手宮洞窟保存館の管理業務を行っていただいております。市民ニーズが多様化・高度化する中、市民サービスの向上を図りながら組織・機構のスリム化を進めていかなければなりませんので、公共施設の管理業務や窓口業務などへのNPOなど市民団体の方々の参画について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、行政評価システムでありますけれども、市といたしましては、これまで総合計画21世紀プランの第1次実施計画への事務事業評価、さらに同プランの中間点検時に今後の方針検討のための施策評価を行い、それぞれ評価結果は次年度予算及び今後の方針に反映させてきており、担当者の意識改革や業務の厳選、予算編成などに一定の効果があったものと思っております。一方で、評価指数の判断基準に客観性を持たせづらく主観的判断が先行したこと、事業全体を判断する指標ではなかったことなどの課題がありました。このようなことから、このたび策定した財政再建推進プラン実施計画に位置づけた事業評価システムの確立に当たっては、多様化・高度化する市民ニーズと限られた行政資源の状況下で有効性・効率性が高く、さらに市民の視点に立った行政運営を推進することを目的に、本市に適した事務事業評価システムの構築を目指しているものであります。

次に、市民サービスの目的の明確化でありますけれども、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民が公共サービスに求めるものも多様化・高度化しており、市民ニーズのすべてに対応していくことには大変難しく限界があるものと考えますが、これまでも市民の立場に立った適切なサービスができるよう努めてまいりました。今後も引き続き事業の目的を明確化し、取組内容で改善できるものは改善するなど、市民の視点に立った行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、バランスシートの作成でありますけれども、御提言のように職員のコスト意識や行政コストへの自覚を促す手法として、また、施策の選択や使用料改定時の分析ツールとしてバランスシートやコスト計算書の考え方をを用いることは有効性があると考えており、行政評価システムとともに研究していくことも必要であると考えております。

一方で、決算情報開示の手法となる市全体のバランスシート等の導入については、他都市との比較や小樽市の財務情報の年度間比較のために有効とは思いますが、資産や剰余金の評価が実態と合うのかどうか、都市間の作成手法が統一できるのかどうかなどの課題もありますので、いましばらく研究と時間が必要と認識しております。いずれにいたしましても、財政分析には今後とも創意工夫をしていくことが重要なことであると考えております。

次に、職員のボランティア活動であります。これまでも市役所の体育会系クラブがボランティア登録をして福祉除雪をしておりますし、一昨年の台風18号による農業施設被害の復旧作業にもボランティアで従事しております。今年の大雪への対応としましては、福祉除雪の観点から、除雪に従事する職員に所管業務と兼務発令をして、延べ280名が高齢者の世帯などの除雪を行いました。年明けからの降雪と積雪で高齢者世帯で通路確保や明かり窓の確保など、緊急対応が必要となりましたので、業務として位置づけて行ったものであります。市民との協働につきましては、多くの行政課題の解決のために職員が積極的に市民の中に入り、意見を聞くだけでなく、ともに行動する姿勢が大切であると考えております。また、職員のボランティアにつきましては、これまでも行われておりますが、今後も小樽市民の一員であるという自覚を持っていただき、積極的に参加をしてほしいと思っておりますので、その環境づくりに努めていきたいと思っております。

次に、機構の改革の成果と今後の方向性であります。平成16年度の機構改革では、総務部、建設部、教育部の統合などを含む大規模な組織・機構の見直しを行いました。これらの見直しにより、建設部では土木と建築、教育部では学校教育と社会教育の相互に関連する事業実施の円滑化・効率化の観点で、一定の効果があったものと考えております。また、グループ制の導入により、職員間の業務量の平準化や課全体として応援、協力体制がとりやすくなったことなど、事業の業務の効率化の面で効果があったものと考えております。財政再生推進プラン実施計画では、平成21年度まで原則退職者不補充として計画的に職員数の削減を行うこととしておりますので、業務の委託化や事務事業の見直しを行い、多様化する市民ニーズに迅速かつ着実に対応できるよう、部の再編を含め、簡素で効率的な組織・機構となるよう、継続して見直しを行っていく必要があるものと考えております。

次に、市民を中心としたプロジェクトでありますけれども、昨年12月、庁内に人口対策会議を設置し、人口の減少要因の分析、これまでの事業の検証や新たな施策などについて検討を行っており、今月中には中間報告がなされる予定であります。人口問題は行政のみならず市民全体の課題であり、今後、市民の皆さんに対し、本市の現状に関する情報提供を進めるとともに、企業・団体等と協働で取り組む体制も必要と思っております。御提言の市民を中心にしたプロジェクトの立ち上げにつきましては、検討してまいりたいと思います。

次に、地区懇談会の開催という御提言がございました。現在、さまざまな機会を通して市民の皆さんとの懇談の場を設けまして、行政全般にわたって御意見を伺っておりますけれども、今後この行政地区懇談会につきましては検討してみたいと思います。

次に、事業仕分でありますけれども、この事業仕分は行財政の効率化を図るための手法の一つで、行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い出し、「不要」、「民間委託」、「その他の行政機関の事業」、「引き続きやるべき事業」に仕分をし、歳出の削減を図るものです。本市においては、これまで財政健全化の取組の中で仕分の区分は異なりますが、同様の考えですべての事務事業を、法令等で定められているもの、義務的なものであるが選択の余地があるもの、任意のものなどに区分を行い、事務事業の徹底した見直しを行ってまいりました。今後も引き続き事務事業の見直しが必要となりますので、先進都市での導入事例も参考にして、行財政改革の取組を進めてまいりたいと思います。

次に、財政再建推進プラン実施計画でありますけれども、このたび策定した実施計画は、昨年3月に策定した財政再建推進プランの基本的な考え方や基本方針に基づき、平成18年度予算編成を踏まえて策定をいたしました。内容は、これまでの財政健全化の取組をさらに進め、退職者不補充を原則とした職員数の削減を盛り込んだ定員管理計画に加え、職員給与の独自削減など内部努力の徹底を図るとともに、平成21年度までの具体的な取組項目とそれらの実施年次、財政効果額なども可能な限り具体的に明示したものであります。御指摘のとおり、本市の人口は減少傾向にあり、市税収入などへの影響や平成19年度以降の地方交付税制度改革による影響も考えられますが、いずれも現時点でこの影響額を算出することは困難であり、一定の条件の中で策定したものであります。本市のように一般財源の多くを地方交付税などの依存財源が占める自治体では、国の財政政策の影響により、その財政影響が左右されることとなるため、それらを見込んだ計画策定は難しいものがありますが、財政再建の取組は今後も不断に続けていかなければなりません。本市財政再建のため、本実施計画に掲げた各項目を着実に実施していくことが重要なことであると考えております。

次に、除排雪問題でありますけれども、初めにステーションごとの除雪延長であります。北地区の第1ステーションは、除雪延長159.3キロメートル、歩道除雪延長28.9キロメートル、除排雪車両27台、1回目の設計変更後の契約金額は1億5,985万2,000円です。次に、中央地区の第2ステーション

は、除雪延長128.6キロメートル、歩道除雪延長43.2キロメートル、除排雪車両36台、契約金額は1億9,195万円であります。次に、桜・朝里地区の第3ステーションは、除雪延長107.2キロメートル、歩道除雪延長14.9キロメートル、除排雪車両16台、契約金額は9,902万5,000円であります。最後に、銭函地区の第4ステーションは、除雪延長71.7キロメートル、歩道除雪延長12.4キロメートル、除排雪車両12台、契約金額は7,008万7,000円であります。

次に、苦情の状況と窓口の処理実態であります。苦情件数は2月末日現在で2,615件、内容は除雪依頼が1,268件、そのほかに置き雪など除雪後の苦情が405件、排雪希望が455件、砂散布依頼が125件、その他段差解消などが362件であります。現在、苦情や要望につきましては、雪対策課を中心とする建設部所管課や市長への手紙、ホームページで寄せられた案件については、除雪対策本部が取りまとめ、職員や各ステーションごとの請負業者にその都度指示をし、処理を行っております。また、請負業者の各ステーションが受けた苦情や要望につきましては、請負業者の責任の範囲で現地対応を行うとともに、その結果を雪対策課に報告するシステムとなっております。

次に、市民要望を的確にとらえるための一本化という御意見であります。現在、苦情・要望は、市・各ステーションでそれぞれ受付をし、ステーションは除雪について出勤基準や路面管理基準に基づきみずからの判断で、また、排雪については市との協議を経て処理作業を行うシステムをとっております。このことから、苦情の種類ごとに敏速に対応する必要があり、相談窓口がそれぞれ必要なものと考えておりますが、現行システムの課題整理や相談窓口のあり方について、今後検討してまいりたいと思います。

次に、ステーションの除排雪体制の見直しと指令の一本化であります。請負業者に対する管理の体制は除雪対策本部に現場単位のステーション担当者を配置し、市内同一の除排雪基準で作業を進めるよう、除排雪業者を指導、監督する方法で行っております。しかしながら、今年の記録的な大雪やステーションごとの降雪量、積雪深に大きな格差があったこと、地域の道路状況の相違などにより、ステーション間の除排雪水準に格差が生じたものではないかと考えております。今後、除雪対策本部及びステーションの体制について検証し、効率的な除排雪に努めてまいりたいと思います。

次に、道路パトロールでありますけれども、市のパトロールの目的は、円滑な交通の確保ができていないか、どのような道路状態になっているかを把握し、排雪の要否の判断をすることや請負業者が行っている除雪作業の状況把握などです。一方、請負業者のパトロールは、道路の積雪状況や路面状況を把握して、みずから判断し、的確に除雪を実施することや排雪の指示を得るため、市に情報を報告することなどを目的として行っております。また、請負業者から提出されるパトロール日報につきましては、指定箇所の積雪深の計測、路面状況等の記載があり、それらの情報分析をし、作業班に指示を行うとともに、市の担当者にも逐次報告がなされております。

次に、パトロール体制の強化でありますけれども、迅速な相互の情報伝達を行い、情報の共有化やパトロールにつきまして今後検証してまいりたいと思います。

次に、町会の要望を聞きながらの協働の雪対策でありますけれども、これまでは町会単位で降雪間近に除雪懇談会を開催し、除雪方法について地域と話し合いを行ってまいりました。除排雪作業は市民の皆さんの協力が必要不可欠であることから、町会の方々と十分話し合いを行い、相互理解を深める必要があると考えております。このため、今年は早い時期から町会単位で市民の方々と協働の雪対策について話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪の市民周知でありますけれども、除排雪の日程を周知することで作業前に自家用車の作業範囲外への移動が可能となることや、市内全域での除排雪状況の周知が図れるなどのメリットがあり

ます。一方、デメリットとしては、道路以外から市道への大量の雪出しなどによる作業日程の狂いで、多数の市民からの苦情が寄せられた経過があります。このことから、除排雪日程の周知については、課題の整理が必要であり、今後、先ほど申し上げました町会との協力体制の中で協議してまいりたいと思います。

次に、民間協力の除雪対策の研究でありますけれども、今年度、地域の方と市との共同排雪である貸出しダンプ制度の一部について見直しを行い、貸出しロータリーでの排雪を試行しましたので、その結果の分析、検証を行ってまいりたいと考えております。また、町会での空き地利用については、これまでも実施しておりましたが、今年度初めて広報おたるで市民の皆さんに御協力をお願いしたところであります。なお、小型融雪車の導入については、今後、他都市の状況などについて研究してまいりたいと思います。

次に、小型除雪機の資金貸付制度の導入でありますけれども、現在、制度を実施している融雪施設につきましては、土地に埋め込みの固定された資産であることから、その所有が明確になり、持ち主の転換が難しいものとなっております。しかし、小型除雪機は動産であり、その所有権が容易に転換できることから、制度の適正な運用が難しいものではないかと考えております。

次に、除排雪に係る地域住民への補助金制度でありますけれども、市道除排雪の水準は、公平性を持たせるため市内同一で設定しており、それに基づき除排雪を行っております。それを超えた除排雪を住民が希望される場合は、市の貸出しダンプ制度で支援を行っておりますので、その活用をお願いしているところでございます。なお、個々の地区に対する補助金制度の創設は、難しいものではないかと考えております。

次に、雪たい積場の確保でありますけれども、市内には道路管理者専用、また、道路管理者と市民が共用している雪たい積場があります。道路管理者と市民共用の雪たい積場は現在も雪の受入れを行っておりますけれども、道路管理者専用の一部の雪たい積場は、今年の大雪で例年になく排雪の受入れを行っており、早い段階から満杯状態になり、新たに第2ふ頭、第3ふ頭間の水面を利用した雪捨場を臨時的に開設しました。通常の降雪ではそれぞれ現状の雪たい積場の確保で対応が可能ですが、今年のような大雪においては、一定の雪捨場の拡大が必要と考えております。

次に、空き家対策についての件数と取組でありますけれども、落雪等の危険家屋で市民からの通報やパトロールにおいて対応した空き家の件数は、12月から2月末までに建築指導課118件、消防17件となっております。取組としましては、通報を受けて現地の状況を確認し、所有者を調べ、判明したものに対して電話や文書により早急な雪おろしや管理の要請を行い、遠方の所有者に対しては、市内の雪おろし業者などを紹介し、対応しております。しかしながら、所有者が判明しなかったり、対応を拒否された場合や、また、雪おろしまでに時間がかかるなどで、危険回避を要する場合は、警察と連携し、緊急措置としてバリケードなどで歩行者の安全確保を図るなどの対応をしているところであります。

次に、除排雪の妨げになる路上駐車対策でありますけれども、違反駐車車両については市より車両ナンバー等を警察に連絡をし、警察が所有者に連絡をとって車両移動が行われております。今後とも警察との連携を図り、違法駐車の前放しに努めてまいりたいと思います。

次に、屋根からの落雪と道路への雪出し対策でありますけれども、初めに屋根の落雪防止対策につきましては、新築などの建築確認申請の際に、道路や隣地に落雪するような屋根の形状に対して雪止めの設置などの指導を行っております。また、既存の建物については、近隣住民からの通報やパトロールをする中で指導するとともに、広報おたるで落雪防止や雪止め設置の啓発に努めているところであります。

次に、道路への雪出し対策ですが、広報おたるや除雪により雪出し禁止を周知する一方、住民から

の通報やパトロールをする中で指導するとともに、雪出しが多い地域については雪出し禁止のポスターのてん付などの啓発に努めているところであります。

次に、除排雪の問題整理でありますけれども、問題としましては、市民要望に対する迅速な対応や除排雪水準の地域格差、また、道路管理者が使用している雪捨て場の不足、除排雪に支障となる違法駐車や道路への雪出しなどが多くあります。このため、各ステーション区域の見直し、除排雪機動力の効率的な運用、さらに雪捨て場の管理、また、市民に対し除排雪に対する協力の周知、また、国、道との連携強化など、問題解決に向け検討を進めてまいりたいと思います。

次に、新市立病院についてのお尋ねでございますけれども、まず初めに人口減少と事業費規模であります。基本構想における事業費規模の根幹をなしているのは建設工事費で、全体の病床数を算定基礎としております。新市立病院の全体病床数493床につきましては、まず平成42年までの本市の年齢別の人口、疾病分類別の入院・外来患者の推計を行い、両市立病院の過去の入院患者の動向も考慮に入れ、新病院の入院患者数を想定しております。その上で厚生労働省の想定を基に、5年ごとに平均在院日数を10パーセントずつ短縮することを前提とし、平成22年から平成42年までの必要病床数の推移を再度想定し、その平均値を採用する方法をとっておりますので、結果といたしまして、将来の人口減少などを折り込んだ事業費規模となっております。

次に、償還計画でありますけれども、事業費全体をさらに見直し、圧縮できるものは圧縮をし、起債総額をできるだけ抑えることが必要と考えております。また、起債の償還に対しましては、一定の交付税措置もありますし、負担増となる部分につきまして、新病院の効率的な経営による収支改善の中で解消していけるものと考えております。なお、そのためには常に医療環境の変化に対応した診療体制を整えていくことが必要ですし、将来的には患者動向を見据えながら、さらなるダウンサイジングを適宜実施するなど、健全経営の確立・維持に努めていくことが必要と思っております。さらに、地方公営企業法の全部適用なども視野に入れた運営体制の検討も行っていきたいと思っております。

次に、新市立病院建設の緊急性でありますけれども、現病院の老朽化に伴う医療環境の悪化は著しく、そのことが医師確保を大変困難なものとしており、このままの状態が続けば、市立病院としての診療機能の維持そのものが困難となってきます。また、このことは患者数の減少、医業収支の悪化につながり、財政再建を進めていく上にも影響を及ぼしかねません。このことから、一日も早い統合新築が必要であると考えております。

次に、最短の開院に向けたスケジュールでありますけれども、まず現在検討を進めております建設敷地を決定することが必要と考えており、その後この地区の現在の都市計画や港湾計画で定めている土地利用計画の変更手続を開始し、変更に向けた作業を進めていくことになります。これと並行しまして、基本設計を発注するための設計と条件などの整理を進め、議会や市民の皆さんに十分な周知を図った後、本年第3回定例会での補正予算を予定しており、年内に基本設計に着手したいと考えております。具体的な業務期間につきましては、基本設計に約1年間、実施設計は約10か月程度の期間が必要であり、その後建設工事には2年3か月程度の工事期間を要するものと考えております。また、建物完成後、開院までに準備期間が通常5か月程度必要なことなどを考慮いたしますと、新市立病院の開院の時期は、基本設計の着手からおおむね4年半から5年後となる平成23年の夏ごろになるものと考えておりますが、今後それぞれの業務期間の精査を行い、一日も早い開院を目指してまいりたいと考えております。

次に、基本設計と実施設計を発注する上での業者選定の考え方ですが、基本設計は設計者のこれまでの経験や実績を生かし、建設敷地の条件を含む設計と条件を理解して、病院関係者との十分な協議を行い、それを踏まえて基本計画や基本設計図などを作成するものであり、一方、実施設計は基本設

計を基に工事の発注に向けて必要な図面の作成や積算などを行うものであります。このように、性格の違う設計業務となることや、実施設計からが起債対象となることから、それぞれ単体での発注になるものと考えております。なお、発注の方式につきましては、最近の自治体病院の発注事例から、基本設計はプロポーザル方式の採用が多く見られますし、実施設計は競争入札又は随意契約の方式で採用しておりますので、これらも参考にしながら、より経済的な発注方式を検討してまいりたいと考えております。

次に、新病院における周産期医療でありますけれども、基本構想にありますとおり、総合的な診療を行う上で小児科や産婦人科は必要な診療科目と考えておりますが、全国的な医師不足の影響が各地で実際に現れてきているのが現状であります。そのため昨年の基本構想の見直しの中でも、周産期医療については、医師確保への影響の現れ方を見ていく必要があるとしておりますので、今後の状況を見ながら、地域周産期母子医療センターであります協会病院との協議も行い、方向性を出していきたいと考えております。

次に、医師確保の面からの病院の規模・機能の再検討についてであります。医師の研修制度の影響もあり、全国的に大学の医局に医師が不足している状況であります。この3月で前期講習が終了しますが、それぞれ後期研修が行われるということで、状況は徐々に改善されてきていますが、医師確保のめどを立てられるのは数年先と言われております。また、小樽市の場合、札幌に近いこともあり、新しい市立病院ができるとなると希望者も増え、状況も変わるだろうとの感触も得ておりますので、早い段階で時期を含めたビジョンを示すことが必要と考えております。なお、規模・機能につきましては、先ほどお答えしたとおり、病床数については大きくダウンサイジングを行い、開院当初は不足も予想される状況であります。基本構想自体がコンクリートされるものとは考えておりませんので、今後の状況に応じて、検討・修正を加えていくことが必要であると思っております。

次に、新病院の敷地面積の検討経過でありますけれども、築港地区土地利用推進プロジェクト委員会では、当該地区に区画道路を挟んで二つの街区があり、病院利用者の安全性や利便性を考慮した場合、一つの街区に病院建物と駐車場を集約することが望ましいと判断しております。

課題であった駐車場については、立体化することで一定の収容台数の確保が可能となること、また、近隣の環境やJR築港駅までの距離などを勘案し、築港114番地を建設地とすることが適当であるとしておりますし、このことで土地取得面積は約2万平方メートル弱に縮小が図られることになります。

土地取得については、現所有者に打診はしておりますが、価格交渉はしておりません。また、道路等の環境整備につきましては、新病院の出入口や残地の位置づけなどを踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 佐 々 木 勝 利

平成18年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成18年3月6日

出席議員（32名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大畠護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務 係 長	石崎 政 嗣
調査 係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次 長	三浦 波 人
議 事 係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、秋山京子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、3月3日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 10番、大橋一弘議員。

（10番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

○10番（大橋一弘議員） 平成会を代表して、質問をさせていただきます。

まず、財政問題について伺いをいたします。

財政健全化を考えると、類似他都市との予算・決算の比較は重要なことであり、しばしば論議の中心となりますが、小樽は予算規模が実態より大きい感じがしております。歳入合計613億3,500万円に対し、地方交付税は153億5,500万円で、全体の25パーセント。市税が147億6,200万円で、24パーセント。諸収入が113億5,500万円で、18.5パーセント。これで67.5パーセントを占めております。113億5,500万円、18.5パーセントを占める諸収入が、予算を実態より大きくしている主な要因であると思いますが、諸収入の過半は貸付金元利収入となりますが、貸付金にはどのようなものがあり、それぞれの金額と合計額はどうかでしょうか。

また、これらの貸付金のうち、返済される予定のあるものと当面見込みのないものは、どのような内訳になりますでしょうか。

また、財政再建計画の中で、108億円の財政効果と言っておりますが、このうちには現在既に実行中のものが含まれております。新しく、さらに効果を生み出す金額を見るためには、現在実行中のものを外しますと、何億円の効果が新たに増額されることになりますでしょうか。

また、財政効果が生み出された果実は、赤字解消だけで、前向きの施策はないのでしょうか。

予算で歳入の不明な部分をはっきり赤字予算にしたときは、市民の間に市の財政の現実の姿を見せることになり、予算編成上のタブーを破ったものとして、市長の覚悟に多くの市民はひそかに評価を高くしたものでした。しかし今回、あえて収支均衡予算にしたことは無理があるのではないだろうか。また決算では、赤字になるのではないかという思いがしますが、いかがでしょうか。

また、総務省は、来年度から地方自治体による地方債の起債を原則自由化にするのに合わせ、実質公債費比率が18パーセントを超える自治体の起債を制限することに決め、対象となる自治体には起債に当たり国の許可を得るように求めるそうですが、当市は16年度公債費比率が20.8パーセントであります。赤信号がついておりますが、どのような影響がありますでしょうか。

次に、広域連合と合併についてお尋ねをいたします。

新北見市が、1市3町の合併で誕生をいたしました。人口12万9,114人で、全道8番目、面積1,427平方キロメートルで、全国で4番目の広大な市とのことですが、その広い面積の中で、効率的な市政運営を図ることは大変なことと思います。合併後10年間で、議員報酬を10億5,000万円減らすと試算し、さらに市職員を14年までに200人以上減らし、総額110億円の経費削減をねらうとされています。

昨年来、新函館市、釧路市、石狩市など、合併が進む半面、合併協議が破たんした例も多く、後志管内も倶知安町、岩内町、余市町などを中心とした合併の論議は不調に終わりました。道庁は、平成9年の合併促進法の期限までに再編成をすべく、14支庁管内で説明会を開き、新たな市町村の組合せの目安

となる統計分析結果を示し、そこには後志支庁の組合せのクラスター分析も含まれると聞きましたが、それはどのようなことでしょうか。

また、地理的条件から、本州のように合併を推進することが進まない北海道の状況の中、合併以外の連携も検討する動きが出ていていると聞いております。小樽及び地域の将来像としての合併又は広域連合のシミュレーションを考えると、三つの選択があるのかと思います。

一つは、現行どおり、小樽は単独自立を目指していくことであります。

二つ目は、北後志6市町村との道です。既に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会が構成され、ごみ処理を通じて環境問題での将来にわたる連携は進められていますし、トップ同士も定期的に顔を合わせております。小樽市が中心核として構想を描くことも可能だと思います。

三つ目は、札幌との合併、札幌圏の中での生き方を求めていくかということでもあります。それぞれメリット、デメリットがあることですので、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

特に、札幌市との合併論は、小樽モンロー主義のタブーに触れる問題ですが、商工会議所議員の方々の間では、私的な話の中に、行き着くところは札幌合併しかないのではないだろうか、経済圏としての一体化が一層進行しているし、病院、学校、福祉施設、文化施設など、札幌の資源を利用することが、すべて小樽でセットしようとして無理がかかるよりもよいのではないだろうか、小樽区となっても、福岡市における博多のように、知名度、特色は生きるのではないかということが話に出てきています。

東京の社会移動研究会の平成17年3月発表の小樽市民意識調査におきまして、小樽の都市づくりをどのような方向で進めるかについて、札幌と合併して一体化したまちづくりを進めるということが19.7パーセント、札幌を無視できないが、札幌の一部となることは避けたい、小樽の個性を大切にする方向で進めるが52パーセント、合併など論外であるというのが14.5パーセントでありました。このように、2割の人が札幌との合併を視野に入れていることも、市としては受け止めるべきであり、今後の自治の形、あり方を考える一つの選択肢として、札幌市を見込んだ議論も必要と考えますが、市長の御所見はいかがでしょうか。

次に、移住促進政策についてお伺いをいたします。

一昨年来、私の知人で他市へ移転した方が3名おりました。60歳まで小樽で働き、定年を迎え、翌年には子供の住んでいる市へ移転をいたしました。今年の大雪で、高齢者の方々の中には、小樽に住むことをあきらめたという方々もいらっしゃいます。一方、定年を迎えた友人が戻ってくる話もありますし、また、市内の新築マンションには、東京から戻ってきた人も既に住んでいると聞いております。団塊の世代争奪戦が始まったと言われて、各市町村が知恵を絞って移住促進策をとっておりますが、小樽ではどのような施策をとっていますでしょうか。

小樽出身で、大企業で定年を迎えた友人が稲穂に土地を買い、秋には家を建てます。この1年間、マンションや土地を探した経験談を聞きました。不動産会社のインターネットで小樽を探しますと、案内に札幌から社員が来ることにまず驚いたそうです。次に、不動産価格が同一地区内でも違い、値切るとすぐまける。第三者から見て、値が不安定で、自分が売りに出したときに価値があるのかどうか不安になる。横浜なら、相場は100万円でも固定資産評価は30万円、小樽は評価よりも安く買える。しかし、その分資産税が高い印象になる。税の高いところには人は来ない。一方、退職者の可処分所得は1,000万円から1,500万円。今までの居住不動産を処分すれば、小樽ならすぐにも買える。小樽の問題点は、不動産探しに苦労すること。欠点は、まちに緑の空間が少ないこと。家庭菜園の借り農地も少ない。文化活動のためのコミュニティスクール、コミュニティハウス、図書館が貧弱である。転勤族で過ごしてきた奥さんたちは、文化のハイレベルになれている。以上のように話し、さらに若い人の定住についても、彼が

北海道のトップになったときも、小樽支社の社員がだれも小樽に住もうとしない。理由は、子供の教育が不安、学校に競争がない、教育は札幌でなければだめということに皆の意見が定着しておりました。そのような評価を小樽は受けているそうです。マスコミ関連の小樽人も、小樽を何回も訪れる人たちから、小樽移住の相談をよくされるそうです。しかし、そのときには、やめるようにと言っているそうです。なぜなら、60歳を過ぎてきて、いつまで雪と取り組めるものでもない。財政赤字が全国有数で、将来が不安と説明しているそうです。以上のような指摘のある点を踏まえて、より効果的な施策をとってもらいたく、今後の施策、見通しについて質問をする次第です。

除雪についてお尋ねいたします。

歴史に残る豪雪で、市民はじっと耐え忍び、今ようやくにして訪れた春の息吹に、ほっと心を開いたところであります。12月15日、16日には、ロードヒーティングがきいていないとの通報が数件ありました。冬季期間中に滑って負傷した市民も多数おられると聞いておりますが、私も12月21日朝、ロードヒーティングに薄氷が張っているみたいだなと気をとられているうちに足をとられ、ねんざをし、皆様の前に松葉づえ姿を披露するというようなぶざまなことでございました。除雪が来ないとの苦情もずいぶんありましたが、市としても懸命の対策をとってきたものと評価はいたします。ただ、除雪ステーションシステムの欠陥と思われるものも、目につく点がありました。市民からも、除雪業者からも出た質問に、4ステーション間の除雪能力に格差があったのではないかとということがありました。

それでお尋ねしますが、一つ、各ステーションの予算の振り分けの基準は何ですか。除雪延長距離なのでしょうか。

二つ、4ステーション別の契約金額は幾らでしょうか。

三つ、業者は1月はフル稼働し、一時はダンプが足りず、札幌市のダンプまで動員しておりました。それなのに、業者によっては市の単価が低く、赤字で困っていると不満を訴える業者もありますが、聞いておりますでしょうか。また、業者の言うとおりだと判断をされますでしょうか。

貸出しダンプ制度についてお聞きします。例年と違い、12月末までに絶え間のない降雪でしたので、各町会で貸出しダンプに期待する声が大でありました。予算も追加しましたが、利用回数と予算額は幾らになりましたでしょうか。

また、積込み機械は市民が負担していますが、市民負担の金額は1回7万円から15万円ぐらいと推定しますが、市民負担の総額をどのくらいと推定されていますでしょうか。

私の町内では、1月16日と2月9日に貸出しダンプ除雪ができたので、不自由なく道路が確保できましたが、これは日程的には最高に恵まれた方だと思っております。

制度上の問題点を指摘したいと思います。申込順の公平さについて、実経験からですが、1月10日、9時15分に申込みに行きましたら、順番は23番目の札でありました。途中で、1人で10件申し込む人がおりました。私の3人手前で、30件ぐらい申し込む人がいました。職員から何件ですかと聞かれて、自分で数がわからなくて、厚い書類の束を数え直しておりました。30件分の除雪日を決めるため、非常に時間がかかったのみならず、23番目であった私の順番は実質63番目となり、1日分7件の受付でありましたので、4日以内に除雪日が来るはずのものが、10日目以降となってしまいました。申込者の大半は、1人1件の申込みで順番を待っていたのに、非常に不公平な結果が出て、それ以後の人は除雪予定日の変更を余儀なくされ、不満の声が聞かれました。

2月の2回目除雪の申込みは抽選でした。やはり1業者で多数の抽選カードを持つ者が数業者あり、申込数が多数あるから、その人たちが何回も当たるのは仕方がないとしても、除雪日を業者間で交換したりして時間がかかり、40件決めるのに時間がずいぶんかかりました。例年より申込みが殺到して、予

想外の状況だったと思いますが、1回目の先着順のときに1人で多数申込みというのは、来年より受付方法を改善していただきたいと思います。

また、豊川町の市道を町会で排雪したと新聞報道されておりましたが、ほかにも市道を町内で排雪したところはあったと思います。この豪雪ゆえ、仕方がない事態ではありましたが、私の知る2町会では市道が通行できなくなり、初めて町内で金を集めて排雪をいたしました。貸出しダンプは満杯でしたので、全額自費で行いましたが、1町会では排雪5日後に市の排雪が入り、もう一町会は3日後にきれいになった通りを排雪していきました。世話役の人は、手際の悪さに非難的になってしまいました。市民の自主努力が無になる結果となったことでありますが、排雪した通りは半月ずらして排雪するなど、ステーションの配慮のほしいケースでありました。パトロールの仕方など、状況把握になお一層の工夫をいただきたいと思います。

職員の不祥事件についてお尋ねをいたします。

昨年12月、納税課職員の不祥事が発覚をいたしました。近年、病院職員の患者預り金の着服、土地開発公社、経済部職員の使い込みと、続発していると記憶をしております。今回、金額は少ないが、組合委員長の職にある者として、マスコミに大きく取り上げられました。管理者として、上司が責任を問われたのは気の毒との思いもあります。しかし、本人の勤務及び生活態度をなぜチェックできずに、直接市民の現金を扱う仕事につけていたのか、説明をいただきたいと思います。

事件が発覚した後、彼は遊びが派手で、パチンコにおいては金使いが目立った。多額の借金があり、法的整理にかかわっていたことが、複数の職員より私は知らされました。これは私生活上とは言え、上司たるもの、当然気づいていたことであると思いますが、納税という集金業務に配置したのか、人事管理が機能していないと考えますが、いかがでしょうか。

広報おたるでは、16年度分限処分、懲戒処分、勤務成績の評定が公表されました。懲戒は減給1件でありました。公務員法では、分限処分として、勤務実績がよくない場合、心身の故障の場合、官職の廃職、過員の場合に、本人の意に反する免職処分を行うことができる旨の規定を置いております。勤務成績不良者に分限免職がなされることはほとんどないと言われております。それは、任命権者の怠慢と勤務評定の未整理から来ていると言われますが、それを改革する動きも出ています。横浜市では、仕事が極端に遅かったり、市民とのトラブルが絶えない職員は、最長1年間の個別指導、改善しなければ解雇する新たな規則を昨年10月つくりました。横浜の中田市長は、これまでは問題はあっても解雇にはためらいがあったと述べ、迷わず判断できる枠組みを整えたと報じられました。また、大分県別府市では、職員の懲戒処分に関する指針と公表基準を作成いたしました。それによると、免職、停職、減給、戒告のすべてを公表の対象とし、処分内容、所属、役職、年齢も明らかにするものであります。処分内容を明確化して公表することで市政の透明化を図り、職員の意識向上につなげたいとしているが、小樽においても不祥事が続くことを考えますと、人事評価、成績主義を活用できる施策をとるべき時期と思いますが、いかがでしょうか。

次に、海の自然葬、散骨についてお尋ねをいたします。

遺灰を海や山などに返す自然葬が広がっております。元駐日米大使ライシャワー博士は、1990年、遺言で死後は日米を結ぶ友情のかけ橋になりたいと書き、空から遺灰を太平洋にまき、自然葬を行いました。石原裕次郎さんの場合、兄の慎太郎さんは海が好きだった弟の遺灰を太平洋に戻してやりたいと考えましたが、周囲で法的に無理と言われて断念し、その後一人で海に捨ててやったと本に書いてあります。このように、法律的に散骨は違法だと思われてきた時期もありましたが、1991年、法務省は葬送の祭しとして節度を持って自然葬が行われる限り問題はないとの見解を示しました。市民団体、「葬送の

自由を進める会」では、自然葬散骨を1,000回以上行っていますが、参入業者も増え、トラブルも出てきております。長沼町では散骨を禁じる条例ができ、倶知安町では「葬送の自由を進める会」の所有する森での自然葬にまちが自粛を要請しています。小樽における散骨の状況について、知り得ていることについて教えていただきたいと思います。

また昨年、一昨年と二度、私の知人の散骨が小樽の沖で家族の手によって行われました。海を愛した故人の思いを実現したのですが、世間の思いをはかり、ひっそりと行われました。小樽は海の見える景色を愛して住んでいる人も多く、今後、海の散骨を希望する人も増えると予想されますが、このことで何か不都合な点などありますでしょうか。

教育問題についてお尋ねをいたします。

子供たちの育つ家庭環境が非常に悪化しているのは、連日の子供への虐待報道でも明らかです。なぜここまで子供を傷つけるのか、理解のできない時代を迎えています。

母子家庭で働きながら子供2人を育てている人が、自分の周囲の生活保護を受けている母子家庭の一部の人の様子について、怒りを込めて話してくれました。子育てゆえに手厚い生保が教育費に使われず、親の遊興費に使われている。昼からアルコールを飲み続ける親、シンナー中毒で入院した親、金曜、土曜だけ居酒屋でアルバイトをしていると言っている、調べれば毎日勤務をしている親。悲しくなるような事例を話してくれました。働かなくても金は出る、子供の面倒は学校に任せっ放し、生活保護を安易に出しすぎると語っておられました。しかし、生保の問題は単純に質問できるようなことではありませんので、これについては答えは要りません。

今、子供たちの状況は、これから4件の事例を話しますと、一つ目、朝、親が起きてこない、朝御飯抜きで学校に行く。先生や級友が見て、御飯を食べてこないことはすぐわかります。そして、時には見かねて校長室で何かを食べさせている。二つ目に、下校すると、幼い妹と冬暖かいスーパーに行って試食品を食べる。ある日、パンをとってしまいました。しかし、親とは連絡がつきませんでした。三つ目、ふるも入っていない、服も汚れっ放し、勉強もしない、ついには友人の間のいじめに遭ってしまう。四つ目、熱があるのでよろしくと学校に電話があり、ふらふらになって子供は登校、親は保健室に任せている。以上は珍しい話ではありません。いろいろな事例があります。児童相談所から保護施設に入れても、子供は実情を言わない。3回殴られても1回だと子が親をかばう。子供の育つ土壌をつくることもできない状況があります。親のカウンセリングが必要です。親が悪くても、子供たちは頑張っています。

私も相談されても、どうしてよいかわからない時代です。子育て支援課、福祉事務所、民生児童委員、学校、社会福祉協議会、保健所と思いつくままに並べましたが、今、行政としてどのようにかかわっているのか、そして今後の施策、方針をどうしていくのか、お尋ねいたします。

次に、数年後に予測される学校統廃合について、計画をどのように進めていく予定なのか、お尋ねをいたします。

前回は、子供たちによりよい教育環境を与えるためにと、正論から入っていきましたが、1学年1クラスの学校は問題点が多いということは、父母は理解をいたしました。当初の説明会では、通学手段の不安等が論点だったところも、途中からなぜ自分の学校がなくなるのか、どうしてこの地区が対象となるのか、不公平でないのかという総論賛成、各論反対のうねりとなりました。今後、スケジュールはどのようにしていくのでしょうか。

また、「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を立ち上げると聞いておりますが、どのような内容でしょうか。

学校現場の状況について、細かいことですが、わからないことがありますので、お尋ねをいたします。

先生の学校へ登校をしない日に、出勤簿に研修、年休、特休の印が押されていますが、それぞれの意味を知りたいと思います。といいますのは、夏休みの出勤簿で、ある先生は研修6日、年休5日、特休3日、その間に土日が6日、合計20日連続で学校現場にいない状況をつくっています。また別の先生は、24日間で、登校日が2日間で、22日間学校に来ていない例がありました。今のは一部の例であります、研修、特休、年休と、権利を行使されることはわかりますが、組合せの結果として、あまりにも長期間学校現場とのかかわり合いを持たない期間を連続してつくるのは、子供の指導上、責任感の薄さを感じましたので、お尋ねしたわけです。

また、校内人事委員会があると聞いております。校内人事委員会の基本方針を読みますと、1、希望納得を原則とする。2、希望は第3希望まで記入するなど、人事に関連して数項目が定められております。かつては、校長が人事を決められず、分会長が決定するシステムと聞いております。校内人事委員会の活動の意味は、今申し上げたとおりの解釈でよろしいのでしょうか。

また、今日でも存在し、活動しておりますでしょうか。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず貸付金であります、平成18年度一般会計予算には、貸付金を総額で約108億6,300万円を計上しております。主な内訳を申し上げますと、会計間の財源の調整などの貸付金として、病院事業会計に44億円、国民健康保険事業会計に約28億400万円、融雪施設設置資金貸付事業に約1億9,600万円の計約74億円を貸付けしております。また、中小企業経営安定資金や共同住宅建設改良資金などの制度融資に係る貸付金が約26億円、都市開発公社をはじめとした団体に対する貸付金等が約8億6,300万円となっております。このうち、病院事業会計貸付金44億円、土地開発公社貸付金、約6億4,000万円、身体障害者福祉協会貸付金3,000万円、生活保護者緊急貸付金1,400万円、奨学資金貸付金、約200万円については、毎年同額で貸付けを行っておりますが、その他の貸付金については順次その額を減らしており、国民健康保険事業貸付金は、ピーク時の平成15年度決算で約33億8,700万円だったものが約4億円減少し、商工費の制度融資に係る貸付金は、10年前の平成8年度に59億円だったものが約22億5,000万円と約36億5,000万円減少しており、貸付金全体の額も、ピーク時の平成10年度に約142億8,000万円から約34億円減少しております。

次に、財政再建推進プラン実施計画の財政効果であります、このたびお示した平成19年度から21年度までの3か年の財政効果額108億円は、現行のまま何の対策も行わない場合と対策を行った場合の比較を示したものであります。例えば、職員給与については、平成19年度に職員給与の独自削減をやめ、平成15年度のベースに復元した場合と、人事院勧告による地域間格差相当分と独自削減分を合わせて10パーセント程度の削減を実施した場合との比較で、効果額を14億3,000万円としております。現実の問題として、平成18年度において既に7パーセントの独自削減を実施することとしておりますので、新たな削減は3パーセント相当の約4億3,000万円となるものであります。全体の効果額も同様の考え方で説明しますと、平成18年度と比較して、最終年度の21年度では、実施計画では38億円の改善目標額としていますが、新たな改善必要額は約17億5,000万円となるものであります。その内訳は、職員給与の独自削減で約4億3,000万円、退職手当債導入で約7億2,000万円、事務事業の見直しで約1億5,000万円、歳入増

の取組で3,000万円、財源対策で4億円などとなっております。

また、生み出された財政効果を前向きな施策に充てられないかとの御指摘でありますけれども、確かに厳しい財政状況の中で、新たな投資には限界があるとも思いますが、一例として申し上げますと、このたびの実施計画には、老朽化した新光・オタモイの両共同調理場の新築統廃合を目指しており、新たな調理場を建設するために一定の投資を行うことを予定しております。調理場の運営を民間委託することにより、効率化を図り、委託の結果生じた維持・管理経費などの経費削減分を市民との協働や民間活力の芽をはぐくむ施策の創出に充てるなど、これまでの慣例にとらわれることなく、新たな発想を持って取り組むことが重要であると考えております。

次に、平成18年度予算案を収支均衡としたことでありますけれども、地方自治法では、各年度の歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないと規定しているように、そもそも地方自治体の予算は収支均衡が基本原則であります。しかし、本市の場合、平成16年度予算編成において、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減額の影響を受けて、財政調整の基金も底をつく中で、やむを得ず収支不足額を諸収入に形式計上をし、実質的な赤字予算としたものであります。同じく平成17年度も財源のやりくりを行いました、ピークを迎えた公債費や高齢化に伴う老人保健、介護保険事業への繰出金の増などで、残念ながら2年連続の赤字予算編成としたところであります。このことは、市の広報誌やマスコミなどを通じて広く報道され、庁内はもとより、市民の皆様にも厳しい市の財政状況を再認識していただく機会となりました。平成18年度の予算編成に当たっては、平成16年度の約12億円の赤字を引き継ぐ17年度の決算見込みが厳しい中で、これ以上赤字を増やすことは市政に対する閉そく感を招くおそれもあり、何とかして赤字額の増加を食い止めたいとの思いから、あらゆる財源対策を検討して、3年連続の赤字予算編成を回避することに努めたところであります。

なお、平成18年度決算についてですが、市税や交付税については、市内の経済動向が収納率に与える影響や交付税の本算定が7月にありますので、それらを注視する必要がありますが、これらの歳入については、現在把握できる情報に基づいて慎重に見積もったところであります。

また、平成17年度の決算は赤字となる見込みであり、5月には繰上充用の措置が必要となりますので、18年度の決算が引き続き赤字となるのは避けられないものと考えております。

次に、起債の扱いでありますけれども、平成18年度からの地方債発行における許可制から協議制への移行でありますけれども、従来は発行に際して総務大臣、都道府県知事の許可が必要でありましたが、地方公共団体の自主性を高めることを目的に、協議の結果として同意を得ない場合にも地方債が発行できる制度であります。ただし、同意を得ない地方債には公的資金は借入れできませんし、原則として協議をせずに借入れすることはできないため、本市における実態としては従来との違いは生じないものと考えております。

次に、広域連合と合併の関係でありますけれども、このたび市町村合併の組合せの参考として、市町村の結びつきに関する分析と結果が公表されました。この内容は、住民の日常生活圏や地域産業の経済圏、行政活動の区域、地勢的特性を十分に踏まえ、市町村間の結びつきの分析、いわゆるクラスター分析の結果を基に、住民が一体感を感じることでできる区域を示したものであります。クラスター分析は、31の指標を基に市町村間の類似度を計算し、結びつきの強い方から順に階層構造を明確にしていくものであります。

次に、合併に関した小樽市の将来都市像でありますけれども、北海道が策定を進めています合併構想では、構想策定の基礎資料となるクラスター分析を行い、その結果などに基づいて、合併に向けた地域の自主的な動きや組合せの基準の人口規模を3万人としております。基本的には、小樽市単独での自治

体運営を、私としては目指してまいりたいと考えております。

なお、御提言の合併に関する選択肢については、それぞれ課題は考えられますが、周辺自治体からの合併への意向も踏まえる必要はあるものと考えております。

次に、札幌市との合併の問題でありますけれども、まず御質問にありました社会移動研究会の市民意識調査の結果については、承知いたしております。私としては、現状として札幌市との合併は考えておりませんが、今後、社会経済情勢に大きな変化があった場合など、将来的にはそうした動きがあるかもしれませんけれども、そのときには大いに議論していきたいと思っております。

次に、移住促進策についてのお尋ねでありますけれども、まず本市の移住促進策についてであります。北海道や北海道移住促進協議会と協働して、首都圏等へのプロモーションや移住希望者との意見交換会を開催するとともに、本市としましてはまちの概要、セールスポイントや住まい情報などを掲載した専用ホームページによる情報発信、首都圏等での相談窓口や移住ビジネスの研究などを実施しております。また、観光客を対象とした移住に関するアンケート調査や移住者からの聞き取り結果をホームページ等で公開するとともに、移住相談へのワンストップ体制など、積極的な展開を図ってきているところであります。

次に、小樽移住の今後の施策でありますけれども、北海道や北海道移住促進協議会との連携によりまして、移住ビジネスの研究等を行うとともに、市といたしましては、これまでに小樽に移住した方々の体験談を掲載するなど、ホームページの充実や、「東京小樽会」や「関西小樽会」等に協力いただき、首都圏での移住相談会や移住希望者との意見交換会の開催など、積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

今後の見通しでありますけれども、これまでのホームページへのアクセス件数は約1万3,000件に達し、移住相談も51件となっております。その中には、小樽が「杜のひろば」や「シニアネット」等の市民活動や物づくり活動等が盛んなことから、移住を検討している方もおられ、既に10世帯が小樽を訪問し、今月中には3世帯の移住が予定されております。

なお、問い合わせの年齢別で見ますと、20代から40代で3割となっており、このことから団塊世代のみならず、幅広い世代へも小樽の魅力を伝える移住PRや受入れ態勢の整備などをあわせて行うことで、今後小樽への移住は高まるものと期待いたしております。

次に、除雪についての御質問でありますけれども、初めに各ステーションに対する予算配分ですが、各ステーションごとに設定しております業務エリア内の除排雪水準別の路線延長を求め、想定除雪回数や想定排雪量及び排雪運搬距離などに基つき積算をし、砂まき作業費用やステーション経費なども含めて設計をしております。

次に、ステーションごとの契約金額であります。1回目の設計変更後の金額は、第1ステーション1億5,985万2,000円、第2ステーション1億9,195万円、第3ステーション9,902万5,000円、第4ステーション7,008万7,000円であります。

次に、請負業者が金額に不満を示していることについてでございますが、現在、委託業務が進行中であることや2回目の予算補正に係る設計変更を終えていない段階であり、請負業者から赤字が出たとの不満は聞いておりません。

なお、設計変更に当たっては、降雪量や積雪深などを考慮するとともに、各ステーションごとに除排雪などの作業内容について協議を行い、請負額を決定しております。

次に、貸出しダンプの申込件数と予算額であります。2月末現在で395件で、補正後の予算額は1億100万円となっております。

次に、貸出しダンプに伴う積込み重機の市民負担額であります。標準的なケースで試算した場合、年間の負担総額は約4,700万円と推計されます。

次に、貸出しダンプの受付方法の改善であります。1回目の貸出日の決定方法は先着順としており、例年同様に行いましたが、今年の大雪で申込数が多かったことや、1人で10件とか30件を一度に申し込むことを想定していない状況もあり、受付が一部スムーズにいかない状況がありました。来年度以降、受付方法や貸出日の決定方法について再検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の自主努力で行った排雪が無駄になったという御指摘でありますけれども、排雪を実施するときはパトロールを行い、事前に道路状況や積雪状況を検討し、いつ排雪に入るか決定しております。今回の事例につきましては、市とステーションとの連絡調整に食い違いが生じたものであると考えております。今後は今回の教訓を生かし、市とステーションとの連携調整の徹底を図り、市民の皆さんに不満を感じさせない作業に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政部納税課職員の不祥事でありますけれども、職員の個人的な事情につきましては、事件の発覚後に判明したものであり、原課の管理監督者についても、当該職員の勤務態度や生活態度から不審な点を見いだせずに発覚に至ったと聞いております。今回の事件は極めて巧妙で悪質なものであり、所属課内部で発見できなかったわけですが、今後の人事管理については、所属課と人事担当との連絡を密にするとともに、特に税金等の現金を扱うセクションにおいては、管理監督者の職員管理を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、懲戒処分と分限処分ですが、まず懲戒処分についてですが、職員の服務違反や非違行為など、地方公務員法の遵守事項に反する事件について、当事者及び管理監督者を処分してきております。現在、懲戒処分の審査基準及び公表基準を設けておりませんが、公正及び透明性の確保の観点から検討してまいりたいと思っております。

次に、分限処分についてですが、分限による免職処分の事例は極めて少なく、その理由としては、勤務実績の不良や適格性を欠くことの認定が難しいことや、心身の故障については療養と治癒の判定の問題があるためであります。しかしながら、最近では勤務評価により、勤務実績が不良若しくは不適格が認められた場合、一定の研修を行い、その結果を見て、行政処分を行う自治体もあります。今後、新給与制度の導入に合わせて、人事評価制度を導入する予定ですが、分限処分に該当するような職員については、何らかの措置を講じる必要があると考えておりますので、分限処分の基準についても検討してまいりたいと考えております。

次に、海の自然葬でありますけれども、まず、小樽における海上散骨の正確な数字は把握しておりませんが、海上散骨を希望する方からの相談がこれまで数件ありました。

また、小樽市の海上での散骨に対する考え方ですが、現在のところ法的規制はありませんが、場合によっては観光や漁業に対する影響も懸念されることから、現状ではトラブルなど発生状況の推移などを見ているところであります。

次に、教育問題に関連して、家庭環境が児童にとって好ましい状態でない場合における行政のかかわりでありますけれども、付近住民などから児童虐待について相談や通告があった場合、子供や保護者に対し、さまざまな指導等が必要となることから、福祉部の子育て支援課が調整機関となりまして、家庭児童相談員、民生児童委員、保健所、学校、教育委員会等、各関係機関の事務担当者で構成するケース検討会議を開催し、情報交換や支援の方策について検討をし、場合によっては児童相談所で子供の保護等をするようになります。

なお、今後の取組ですが、日ごろ児童と接することが多い現場の職員に、児童虐待の未然防止

や早期発見のための研修会の開催、小中学校等へパンフレット等を配布し、広報啓発に努めるほか、昨年9月に設置した小樽市要保護児童対策地域協議会の構成機関である各関係機関との円滑な連携協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の適正配置計画の進め方についてであります。少子化が進む中、子供の教育環境の改善という観点から、早期に検討を進める必要があります。そのため、専門的な分野の方や幅広い市民各層の意見をこの計画に生かすため、市内の小中学校の望ましい規模や学校配置のあり方について議論し、答申していただく、仮称ではありますが、「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を設置する予定でございます。この委員会は学識経験者、教育関係者、保護者代表などのほか、一般公募市民により構成され、児童・生徒数の推移や学校施設の状況など、さまざまな角度から議論していただくもので、教育委員会としましても、議論経過とそれに反映された市民の声を生かしながら、計画案を策定することになります。

なお、これらにつきましては、3月末の教育委員会で協議してまとめてまいります。

次に、出勤簿に押されている年休や特休などの区別についてであります。道費負担職員の出勤簿は、「道立学校職員の出勤簿の整理について」というのに従いまして、年休や特休、研修などを表示し、整理しております。年休とは、年次有給休暇を取得した場合であり、特休とは、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条に規定されている特別休暇を取得した場合に該当し、例えば結婚休暇や産前産後休暇、忌引休暇、夏季休暇など、23種類あります。また、研修とは、教育公務員特例法第20条第2項で、教員は授業に支障のない限り、所属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行うことができることとなっておりますので、これらに基づき出勤簿を整理しております。

最後に、各学校の学級担任や校務分掌の決定についてであります。校務の分掌は学校管理規則によりまして、校長が所属職員に分担させることができることとなっております。最近特に生徒指導において難しい面もありますことから、学校の教育目標の実現に向けて、学級担任などの人事に当たっては、校長が教職員の経験や特性、年齢や男女の構成、さらには本人の希望も考慮しながら、校長みずからの責任で総合的に判断して決めることになります。

また、人事にかかわる委員会が存在する学校につきましては、これは学校長の諮問により、希望を集約したりする組織としてとらえておりますが、いずれにしましても校長の主体性の下、規則に基づき進められているものと思っております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 10番、大橋一弘議員。

○10番(大橋一弘議員) まず、今、教育長の御答弁の中で、今後の統廃合のスケジュール、進め方に関しての問題で質問をさせていただきます。

今おっしゃったような形の委員会といいますが、そういうものをつくって、有識者等の考え方、答申をもらい、計画案をつくっていくというのは、非常にオーソドックスなやり方であり、そういうものなのだろうということは理解しております。ただ、我々は過去に2回、既に痛い経験をしております。1回は、中学校の問題であります。そして、記憶に新しい昨年来の問題であります。そういう現実的な問題の中で、今後どうしたらいいかということを考えたときに、きれいごとで進んでいって、それでPTAとか市民を納得させられるのかどうかという部分については、やはり疑問を感じざるを得ないので

す。これは、一つの問題点が起きるときは、あえて言いますと、いわゆる自分の子供が何年生で何年間学校に行っているかという、ある意味ではエゴ、ある意味では当然の心配から結局出てきているケースが多いわけです。ですから、そういう部分に対して、学識経験だとかいろいろな形できれいな形で答申をしましても、なかなか納得をいただけないだろうというのが、私自身も過去2回の流れの中から経験できることであろうというふうに思います。

そういうふうなことを考えますと、今進めていることは当然ながら進めていただくわけですが、私の希望といいですか、これはしなければいけないだろうなと思っていますのは、どうせ何校かずつ分けて地区割りをいずれ決定していくのですが、やはりその地区割りの部分はゾーンといいですか、そういう部分については、早い時期にこういうゾーンでまとめていくのだということを示していただきたい。それを示すことによって、その地区にいる学校関係者、そして父母は具体的に自分たちの地区がどうなって、それに対してどう物を考えていかなければならないかということを考えていけるのだというふうに思っています。地区の中で、現実感を持って早い時期から議論ができるように、そういう部分も加味して計画を進めていただきたいというふうに考えております。

それから、今度は合併の問題であります。

これは、非常に合併とかそういう問題について、早くからシミュレーションをしと言っても無理なことかもしれませんし、逆に言えば考えていかなければならない、小樽の将来像を論ずる場合には、今の時代像から言うと、これは欠かせない問題であろうというふうに思っております。市長答弁の中で、周辺の自治体からの要請とか、そういう部分も見てというお答えがありましたけれども、これ、北後志連合、つまり余市町だとかそういう隣の町村の問題に関しては、確かに小樽の方がスケールが大きいわけですから、向こうの方から小樽との合併についてこういうふうに考えたいとか、そういうことを考えて進めていくというその理屈はわかりますし、また、逆に言いますと、小樽の方に合併をして、中核都市になりたいとか、明確に大きな目的をはっきり持てないからこそ、小樽は周辺の町村との合併問題について、真剣にこのまちの中で考えないのではないかなというふうに考えております。ですから、北後志の市町村との合併問題は、小樽によほどのエネルギーが、合併したいというエネルギーがない限り、小樽の方からその論が盛り上がらないだろうと思いますし、また、どういうメリット・デメリットがあるのかという部分につきましては、やはり小樽にとってそういう北後志と連合することによって、観光だとか漁業・農業をいろいろな分野を持つまちになっていく方向が大切だということか、それとも結局あれだけの過疎地帯を抱えて広大な面積で運営ができないから、あまり乗っていく話ではないということか、そのくらいのことはやはり小樽は考えるべきであろうと。同じようにまた、札幌との問題におきましても、すぐ札幌市との合併協議に入るとかそういう世界ではなくて、いかに小樽と札幌の連携を進めていくのか、そして将来の小樽と札幌圏のいや応なしに離れるわけにもいかない隣のまちでありますから、その中におけるどうしたらいいのかということやはり企画政策室だとか、そういうところで課題として取り組んでいくべき時期だろうと。質問が出て、今まで考えていませんという世界ではないのでなかろうかと、そういうふうに思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 合併の問題ですけれども、これは今の四、五年ぐらい前から合併が進んできました、既に合併した420の首長に合併の理由とか目的をアンケート調査した結果があるのですけれども、合併に強く意識したものを三つ挙げてくださいという話があって、一番大きいのは、やはり一つは市町村

合併の流れといいますか、こういう流れにきているということ。それから二つ目が、地方分権の推進ということで分権化が進んでくるだろう。さらに、三つ目が、住民のニーズの広域化、高度化といいますか、これが挙げられておりまして、4番目が少子高齢化の進行だとか、5番目に、この厳しい財政状況という、そういうことが強く意識したものとして、上位の三つが強く意識されているのですけれども、まずそのようなことから考えますと、一つはやはり近隣町村との関係につきましては、お互いにそういう流れがないと、なかなか話が進んでいかないだろうと。現にこの5町村でもいろいろ協議しましたけれども、なかなかそういう流れができてこないというのがありますし、もっともっとやはりそれぞれの町村でいろいろなことを、問題点を、まちの将来像についてもっと大いに議論しなければ前へ進まないのかなという感じがしています。

もう一つは、札幌との関係ですけれども、これは私も全然念頭にありませんでした。今のこの道庁が策定しようとしております市町村合併推進構想の案の中でも、政令指定都市を除外しているというそういう状況もありますし、何といいましてもこの市町村の結びつきの組合せ案を示しているという、まずは基本的には小さい自治体をいかにして規模を上げていくかと。いわゆるこの地方分権、権限移譲の受皿として成り立つまちをどうつくっていくかという、そういうことに論点が集中されますので、今の段階ではそういう小樽と札幌との関係というのは非常に難しいのですけれども、先ほどお話がありましたように、いろいろな経済的な結びつきとか連携とか、そういう問題はあると思いますので、例えば昨年もうやったのですけれども、東京での観光のPR、札幌が独自にやるという話がありまして、そういう話を聞きまして、本市の東京事務所長が札幌の東京事務所長と連携しまして、ぜひそれに小樽市も参加させてほしいという、そういう取組はしていますので、今後いろいろな部分で連携は可能だと思っていますので、そういう取組をしていきたい。そうした中で、先ほど申し上げたように、機運が醸成されていくといいますが、環境が整えばそういうことも今後将来あり得るのかなというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 大橋議員の再質問にお答えいたします。

昨年度まで進めてまいりました適正配置の説明会等の内容につきまして、私ども教育委員会を含め、事務方も含め、十分中身を検討してきたところでございますが、とりわけその中で多くの説明会で出た意見の中では、全市的に見直してほしいとか、もっと意見を聞いてほしいとか、また、私どもとしては議員がおっしゃいましたように、総論では何とか理解可能ですが、各論になって大変壁にぶつかったのではないかと、そういう反省もしてございます。この1月、2月、教育委員会で、この適正配置の進め方について、いろいろと委員から御指摘をいただいたところでございますが、とりわけ教育委員会、これまで主導であったその中身を保護者の意見、また議会、議員の皆さんの意見も踏まえながら、幅広い意見を聞きながら進めていくことが大切であるということが一つ。それから、そういう説明会とか、新たに立ち上げるそういう委員会の中身をもっと市民とか、開示していく必要があるのではないかなというの、私ども教育委員会の方からたくさん出てございますし、また、先ほど大橋議員の方から貴重な意見も出ましたが、ずっと話合いを通すのではなくて、ある時点で話し合ったことが、例えば地区割りの話ということも出ましたが、そういうのも全部ひっくるめまして、やはりある時点で市民に問いかけて、また意見をもらいながら、最終的に教育委員会としての思いを決定してはいかかという、そういうことを教育委員会の方からも出てございますので、貴重な意見を参考にしながら、新しく立ち上げる委員会で十分話合いをしながら、円滑に適正配置が進められるような、そういう計画を考えてまいりたいと思っております。

貴重なご意見、ありがとうございます。

- 議長（中畑恒雄） 大橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時40分

- 議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○19番（武井義恵議員） 第164回通常国会が、1月20日に開催されました。今年の国の予算内容を検証すると、1月からは所得税の定率減税が半廃止され、6月からは住民税も増額となり、さらに年金保険料も着々と増え続ける内容となっております。また、医療費も国民保険料が4月からと、10月からは老人医療費の負担増も加わるようになっており、国民生活の向上に結びつかない小泉改革になることが必至の状況の中で開かれました平成18年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して、市長、教育長並びに関係理事者に質問いたします。

まず、議案第1号平成18年度小樽市一般会計予算についてお尋ねいたします。

小樽市の新年度予算案を見ると、3年連続の赤字予算は回避したものの、財政不足9億7,000万円については、他会計から借入れ、6億4,000万円の公的資金借換債の導入で3億3,000万円で収支均衡を図り、赤字予算を回避したものであり、手放しで喜べない内容となっております。これらの内容を背景に、市長並びに助役及び職員の協力を得て、給与の削減をするなど、みずからの身を削る努力をされておりますが、その半面、税収だけで9,000名と言われている市税滞納者対策は手ぬるいように思われますが、どのようにお考えか、まずお伺いいたします。

財政再建推進プランでは、効果的な収納体制の構築を図るとともに、他の自治体の先進的な取組を検証し、全庁的に統一的な取扱いを検討するとありますが、このように先進的な取組を検証するのではなく、市独自の取組も含め、具体的にお示ください。

また、公的資金借換債の導入ですが、向こう10年間で4,000万円の利子の負担を見込んで借入れをするとのことですが、本市には30の特定目的資金基金として、総額18億円余りの残高がありますが、市の窮状の現在ですので、これら基金の活用を大いに図るべきだと思いますが、市長のお考えをお答えください。

次に、交通政策についてお尋ねいたします。

21世紀プランのにぎわい都市形成プランでは、市内の交通円滑化や利便性を図るため、都市内交通網の計画的な整備を進める必要がある、したがって公共交通機関として、バス輸送は市民の足として重要な役割を果たしていますと述べておられます。したがって、バスの路線や運行ダイヤなどの拡充を図るなど、利用者の利便性の向上を促進しますと、公共交通機関の利用促進や交通環境の整備を示しているのであります。小樽市議会では、以前の議会で、長橋5丁目旧松山町地区へのバス乗入れの陳情を全会一致で採択したと、先輩議員から伺っております。先輩の話を総合すると、幸 - オタモイ線の循環型のバス運行がされた折に再検討するのはとのことと伺っております。したがって、その検討のときが来たのではと思いますが、市長のお考えをお示ください。

さらに、塩谷線の延長又は最上町線との循環について、私は、以前にも取り上げましたが、どのように検討してきたか、それらの経過も含めて教えていただきたいと思います。

市長が常に述べておられる市民の公平な観点から考えても、例えばふれあいパス利用においての不公平感を募らせないためにも、市民要望にこたえる時期に来ていると思いますので、重ねて要望し、次の項に参ります。

次に、ホームレス対策についてお尋ねいたします。

私は、以前にもこの問題について取り上げました。その当時の御答弁では、3名のホームレスが市内に確認されているとのことでありました。

去る1月27日、大阪地裁で、生活の本拠としての実態がある公園での住民登録を認める判決が言い渡されました。判決理由を見ると、場所の占有権と住所の認定とは本来無関係であり、占有許可を受けていないことを理由に転居届を受理しないことは許されないと指摘いたしております。そのことにより、テントの所在地は住民基本台帳法上の住所と認められ、選挙権や国民年金、国民健康保険の被保険者になることや、生活保護も法的には請求できることになるとのことでありますが、市長はホームレスから請求のあった場合にどのような立場をとられるのか、お考えをお示してください。

次に、議案第1号と密接な関係のある財政再建推進プラン実施計画について、お尋ねいたします。

このプランは、小樽市が財政再建団体への転落を回避するために、平成19年度から21年度までの3か年の合計で、約108億円の改善目標額を定めたものであります。その取組の手始めに、平成18年度の財政効果として、職員給与の削減などで20億5,000万円の取組をしようとしているものであり、さらに平成21年度は単年度収支の黒字化を図るため、約38億円の財政効果を上げ、累積収支不足の解消に努めようとして策定されたものであります。

そこで、何点かお尋ねいたしますが、まず、退職手当債についてお尋ねいたします。実施計画によりますと、財政負担の平準化を図るため、後年度の公債費負担に配慮し、退職手当債を平成19年度以降、勸奨退職者及び定年退職者に対して、元金返済分を含め、19億9,500万円を導入するとしておりますが、利子及び返済計画を詳細に御説明ください。

次に、人事評価制度導入についてお尋ねいたします。本制度については、人材育成の観点から、研修や異動の基礎的資料として、さらには平成19年度に導入を予定している新給与制度では、普通昇給や特別昇給の区別がなくなり、年1回の査定昇給が想定されているので、その査定資料として導入は必要とのことですが、とりもなおさずわかりやすく言えば、生産性向上運動と称して、旧国鉄が導入して自殺者まで出したマル生運動の導入ではないのでしょうか。人事評価、人材育成、職員の研修と称して、美辞麗句を並べておりますが、ついには競争をあおり立て、職員同士を敵視させるばかりでなく、職場からは笑い声がなくなり、活性化が図られません。実施計画では、今後の人事制度の基本的あり方を定めるとありますが、その内容を具体的に御説明をお願いします。

次に、子育て支援策の充実についてお尋ねいたします。

実施計画では、平成17年3月に策定した小樽市次世代育成支援行動計画、おたる子育てプランに基づき、子育て支援策の充実を図りますとあります。そこで、要望いたしたいのですが、小樽市の公立保育所が、地域別に見てアンバランスが見られます。小樽のまちは、蘭島から銭函までの海岸線でおよそ68.6キロという長い市域になっておりますが、中央地域に比べ、真栄地区から銭函地区まで市立保育所がありません。今、人口は中心市街地空洞化現象が激しくなっております。共稼ぎ支援策のためにも、また、男女共同参画社会形成のため、働きやすい環境の整備を図るとして、女性の労働対策と多様な保育サービスの促進事業費として1億6,429万円を予算化して、実施年度を平成18年度までとしているのであります。ぜひとも、真栄・銭函間に公立保育所という市民の声を酌んでいただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

また、安全な生活環境づくりでは、犬・猫との共生と題して、犬・猫の飼い主を捜し、動物愛護精神の啓もうなどの事業を展開するとしております。これについては、昨年から入船や奥沢地区住民から、犬のふん尿対策の要望が相次いで来ておりますが、保健所の取組も含め、お示しください。

また、ゴキブリは衛生害虫に該当するののかも含め、お示しください。

次に、報告第1号、一般会計、除雪の補正予算についてお尋ねいたします。

記録的な大雪に襲われた小樽市民にとって、除排雪作業費や原油価格高騰で上昇を続ける燃料費の出費は昨冬の3倍という世帯もあり、財政難に苦しむ小樽市も、降り続ける雪で除雪費がかさみ、大きな負担になるであろうことは想像にかたくありません。除雪費については、去る2月1日、除排雪業務委託料2億400万円、除排雪車両借上料2,600万円の補正予算の専決処分をいたしました。燃料費も大変だと思えます。したがって、今冬の原油価格高騰による市への影響はいかほどになるか、見込額をお示しください。

また、積雪の記録のとり方などでまだら配分となった国の除雪費補助は、後志管内でも明暗が分かれており、2月初めの1回目の配分が管内で該当した町村は余市町、古平町、泊村、寿都町の4町村でありましたが、小樽市の外れた理由は何だったのでしょうか。記録のとり方に問題があったのでしょうか、お答えください。

国土交通省の2回目の補助では、市町村の独自測定値も基準となることとありますが、小樽市の補助の見込みについては、今度こそ期待できていると思いますが、お考えをお示しください。

次に、市の負担は除雪費だけにとどまらず、貸出しダンプのガソリン代が予想以上に上がっていることも見逃せないと思います。その上、今冬の大雪で、貸出しダンプの申込数は2月16日現在で379件で、昨冬の貸出実績を既に超えている実情であります。したがって、貸出しダンプ料も原油価格高騰で単価が上昇していると思いますが、どれくらいの影響が出ているのでしょうか、お答えください。

また、補正予算の除雪車両借上料の2,600万円の内訳を御説明願います。

次に、灯油価格高騰についてお尋ねいたします。

2月18日の北海道新聞によると、もう限界だ、大雪に悩まされる市民から、悲鳴にも似た声が上がっている。除雪代の負担増に加えて、灯油代の高騰が家計に追い打ちをかけている。昨冬に比べ、この一冬で1家族につき、灯油代だけで数千円から3万円もかさんでいる。個人の力ではどうにもならない除雪対策であると報道されております。小樽市がまとめた2月5日付けの生活必需品価格調査でも、1リットル当たり平均78円50銭で、前月比で9.2パーセント、前年同月比では40.2パーセント上昇し、この10年間での最高値を更新しており、2月中旬にはさらに5円上昇して83円となったと伝えられております。

そこでお尋ねいたしますが、このような灯油の値上がりが続く中、市内の生活保護世帯のいわゆる冬季加算は幾らになっているのでしょうか。見直しする考えはあるのでしょうか、お答えください。

また、冬季加算は11月から3月までの5か月間となっておりますが、この期間についても、北海道では厳しいと思います。せめて半年間の10月半ばから4月半ばまでの6か月間がほしいと思うのですが、市長のお考えをお示しください。恐らく今年は4月半ばでも雪は残るのではと思いますので、市民に優しい御答弁を期待して、次の項に移りたいと思います。

次に、議案第2号平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計に関連し、小樽 - 中国定期航路についてお尋ねいたします。

小樽 - 中国定期コンテナ航路の小樽港での取扱個数が、平成17年は輸出入含めて前年より30パーセント増えたとのことであり、喜ばしいことこの上もありません。関係者の御努力を評価するものであります。この航路の好評の理由は、小樽 - 中国航路は混雑が激しい韓国の釜山を経由せず、日本と中国を直

接結んでいることが強みであり、小樽港にもすぐ入れるため、船の遅れが少なく、その上これまで欠航がないため、中国から商品補充の計画が立てやすく、在庫管理を徹底できることが荷主側から評価されているとのことであります。しかし半面、小樽港からの輸出個数は、輸入個数の30パーセントと少ないとのことですが、今後の対策をどのように考えて計画をされるか、それらを含めてお答えください。

次に、議案第10号小樽市介護保険事業特別会計予算についてお尋ねいたします。

3年に一度見直される65歳以上の介護保険料が、4月から改定されることになりました。これまで1号保険料は所得に応じて低い順に1から5段階に分かれておりましたが、新年度からは第2段階で二分される見通しであります。さらに、所得の高い第4、第5段階は、市町村の裁量で細分化できるようになっております。札幌市は、新たな1号保険料の基準月額を、現在の3,790円から4,200円ないし4,300円になると試算しているとのことでありますが、小樽市は幾らから幾らに、何パーセント値上がりするか、お答えください。

また、札幌市では、負担割合が最も重い第7段階は月額7,350円ないし7,525円に、そして最も軽い第1段階は月額2,100円から2,150円になるとの見通しをしたようでございますが、小樽市の第7段階は月額8,569円、第1段階は2,448円と私なりに試算をいたしました但、間違いないでしょうか。

また、札幌市は、2月下旬までに正式な額を決め、3月末には市議会で議決し、加入者への通知は6月ごろとしての準備を進めているとのことでありますが、小樽市の今後のスケジュールをお示してください。

また、保険料増額についての理由を、札幌市は高齢者人口の増加や介護サービス需要が増えているためとし、さらに4月から介護予防を行う地域支援事業実施も保険料上昇の要因としているようですが、本市では値上がりの理由についてはどのように分析されておられるか、お答えください。

次に、議案第14号平成18年度小樽市水道事業会計予算についてお尋ねいたします。

小樽市水道局が昨年11月から500ミリペットボトル入りの水道水、すなわち「小樽の水」の売行きが好調とのこと。このごろにしては珍しく、明るいニュースが伝わってきております。初めの1万本のうち、昨年末までに7,000本が売れたことに手ごたえを感じ、さらに1月下旬に2万本の製造を追加、その上、平成18年度には4万本を目指すとのことですが、今後どのような営業をする計画か、さらに収益の見通しとペットボトルのボイ捨て防止の指導方についてもお答えください。

次に、議案第35号小樽市企業立地促進条例案について質問いたします。

同条例案は、市内全域を対象に、工場などを新設する者に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除を2年間行うことにより、企業誘致、雇用創出を促進するものとして、4月1日の施行を目指し、提案されている条例案であります。この新条例の適用条件は、市内に工場などを新築して操業を開始し、新築した建物や設備の固定資産評価額が5,000万円以上であることになっておりますが、まずその根拠をお示してください。

また、新築した設備とは、どのようなことを指すのかも含めてお答えください。

マスコミによると、昨年12月末現在の石狩湾新港工業流通団地内の企業立地率は、小樽市域が41.9パーセントに対し、石狩市域は65.5パーセントであり、石狩市に対抗した条例案であるとしております。それならそれで思い切った対抗手段を講ずるべきものと思いますが、例えば固定資産評価額を3,000万円以上にすることなど、よいのではと思いますがいかがですか、お考えをお示してください。

また、この条例案は「工場などを新築し」とありますが、ホテルやマンションも該当するのでしょうか、お答えください。

さらに、新規進出に限らず、既存企業でも、市内に工場などを新築操業すれば対象とありますが、耐

震などのために建替えした場合も該当するのでしょうか。

施行期日は平成18年4月1日としており、それに伴い、工場等設置助成制度を廃止するわけですが、この企業立地促進条例の期限はないのでしょうか。いつまでを考えているのか、お示ください。

さらに、対象者の項で、その他規則で定める要件と、また、対象固定資産で、当該建物の敷地となる土地で規則で定めるものとありますが、具体的に規則の内容をお示ください。

この項の最後になりますが、平成18年度は何件ほどを予想しておられるか、財政も苦しい本市でもありますので、市長のお考えをお示ください。

次に、議案第36号に関連し、（仮称）新博物館構想について、教育長にお伺いいたします。

平成8年に小樽市の第三セクターとしてオープンした小樽交通記念館が、2月末に株主総会を開催し、10年間の歴史に幕を閉じる方針を決め、博物館、青少年科学技術館を統合して関連機能を集約し、一元化を図り、市の直営として、平成19年4月の開館に向けて準備を進めております。そこで、何点かお尋ねいたします。

まず第一は、交通記念館の初期にかけた約44億円の借金に加え、日常的な運営費も今後は税金で負担しなければならないので、市民負担は増えるのではと思いますが、償還金及び平成18年度の管理費はいかほどの額を予想しているのか、お答えください。

次に、同館は開館当時の入館者数を年間25万人を目標に掲げておりましたが、仮称の新博物館構想では、目標入館者数を当初いかにどの見込みを持っておられるのか、お答えください。

3問目ですが、平成17年度は嘱託・臨時職員を除くと、科学館は7名、博物館は4名、交通記念館4名で、合わせて15名で運営しておりましたが、新館構想では何名で運営すると考えておられるか、お答えください。

次に、21世紀プランの「はぐくみ 文化・創造プラン」では、博物館の整備拡充のほか、市民に親しまれる学術文化振興の拠点施設として、さらには市民が楽しく学び、利用できる生涯学習の場として、新博物館建設に向け、取組を進めるとありますが、この基本計画との整合性をどう整理するお考えか、お答えください。

次に、SL「C62の3」という交通記念館にとっての宝物を、当時の国鉄に返した経緯について御答弁してください。

私の質問の最後になりますが、博物館の改装費用を青少年科学技術館の土地売却費から賄いたいお考えのようですが、十分間に合うのかどうか、どのような予算を立てておられるか、計画内容をお示ください。

再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 武井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、18年度一般会計予算について、何点かお尋ねがございました。

まず、市税をはじめとした滞納者対策でありますけれども、市税におきましては、滞納整理に当たり、滞納者に対し文書や電話による催告を行っているほか、臨戸訪問を実施し、納付を促しております。特に、昨年10月中旬から1か月間、休日・夜間を問わず、市内及び札幌市の滞納者宅を訪問し、徴集強化に取り組みました。また、納税意識が希薄で、納税の意思が見られない滞納者については、財産や給与

の調査を行い、必要な場合には差押えも実施し、債権の確保に努めております。市税以外の収入金につきましては、平成16年度から全庁的に税外収入の確保対策に取り組み、この間、納税課職員を講師にして、納付交渉に係る研修会を開催したほか、それぞれの収入を所管する部局においては、管理職等による電話催告や臨戸訪問による納付交渉など、その取組を強化したところであります。

滞納者対策は、未納者の納付意識に負うところが大変大きいものがありますので、未納者との連絡を密にし、粘り強く交渉していくことが必要であります。今後は納入に理解を示さない未納者や悪質なケースには、市民負担の公平性の観点からも、各種補助金の交付や資金貸付けなど、市が提供する一定の市民サービスについて、統一的な基準を設けた上で制限することも検討してまいります。いずれにいたしましても、本市が置かれたこの厳しい財政状況下では、市税をはじめ、収入金の確保は大変重要でありますので、今後とも対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、特定目的資金基金の活用であります。特定目的基金の残高は、平成16年度末で約18億500万円となっておりますが、このうち約3億500万円は寄付者の名前を冠しており、その意向に沿って元金の取崩しをせず、運用利息を事業に充てております。残りの約15億円のうち、平成18年度に借り入れた4億9,100万円を含めての7億9,100万円については、財源対策として一般会計に長期の繰替え運用をしております。その他の7億円となりますが、基金は市民の大切な財産でありますので、残高と財政状況のバランスに配慮しながら、取崩し額や財源対策としての運用額、充当目的事業の拡大なども検討し、有効活用を努めてまいります。

次に、交通問題としてのバス路線の問題ですけれども、公共交通機関としてのバス輸送は、市民の足として重要な役割を果たしており、その利便性を高めることは必要なことと考えております。長橋5丁目旧松山町地区への乗り入れにつきましては、道路幅が狭く、こう配もあり、利用状況等の課題もあると聞いております。かなりの時間が経過していることもありますので、改めてバス事業者へ意向を伝え、協議してまいりたいと考えております。

なお、塩谷線・最上線延長の問題でありますけれども、この問題につきましては、利用者が少ないなど、採算面で難しいという回答を得ていると思っております。

次に、ホームレスについての住所の問題でありますけれども、国が示す住民基本台帳事務処理要領では、住民基本台帳法上の住所は各人の生活の本拠とされており、また、住所の認定に当たっては客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定することとされております。大阪市では、大阪地裁の判決に対し、控訴したと伺っており、今後の推移を見なければなりませんが、公共用地にあるテント所在地を住所とする転居届があったとしても、現状では大阪市同様、受理することはできないものと考えております。

次に、財政再建推進プランの実施計画についてのお尋ねでありますけれども、まず、退職手当債であります。平成19年度は7億円、20年度は6億5,000万円、21年度は8億5,000万円の3か年合計で22億円を借り入れ、計画期間中に生じる返済額2億500万円を差し引いて、19億9,500万円を実施計画に計上しております。退職手当債は民間の金融機関からの借入れとなりますので、償還条件は実際の借入時に決まっていくものでありますので、計画では10年間の元利均等償還を想定しております。

次に、人事評価制度の導入でありますけれども、この目的としましては、職員研修、異動、昇級の基礎的な資料とするだけでなく、職場の業務改善や組織改善に役立てるとともに、業務目的の共通理解や職員の役割分担などにも活用できるものと考えております。評価の内容につきましては、職員ごとの行動基準を設けて評価する行動評価と、業務目標を設定してその達成度合いを評価する業務評価の二つを行って、最終的に5段階で総合評価する方式で考えております。平成18年度には、管理職の一部職員に

ついて試験的に施行を行って、評価方法や評価期間を検証し、平成19年度の新給与制度の導入に合わせて、昇級基準や勤勉手当への反映基準などを決めて、平成20年度以降に本格実施を予定しております。人事評価制度については、昇級などの関係で新給与制度と関連しておりますが、基本的には人員配置の適正化を図る上で必要なものと考えております。

次に、保育所に関連して、真栄と銭函保育所間に、公立の保育所を整備できないかというお尋ねでありますけれども、真栄と銭函の間には、龍徳、若竹、さくら、新光の各認可保育所があり、入所希望者に対し対応しているところであります。しかし、入所申込みの現状は、住んでいる場所に近いとか、職場に近いことなども加味されて申込みをするものと考えていますが、現状では新光、桜方面に多くの待機児が発生している状況にあります。このため、これまで公立保育所において定員の拡大等を図り、待機の解消に努めてまいりましたが、新光、桜方面の待機児が解消される状況にないことから、18年度においては民間の認可保育所の定員の拡大をしながら、利用者に対し、入所可能な保育所のPRや窓口での案内等をして、スムーズな入所を図ってまいりたいと考えております。

なお、認可保育所は公立、私立を問わず、一定の保育水準や施設基準を満たし、国が認可しているところでありますので、保育内容に差があるとは考えておりませんので、御理解を願いたいと思っております。

次に、犬・猫の問題とふん尿対策でありますけれども、保健所では春と秋の2回、飼い主捜しを実施しております。その際に来場者へのパンフレット配布などを含め、犬の飼い方のマナーについて説明しております。また、ふん尿に対する苦情が市にたびたび寄せられておりますが、保健所ではその都度現地調査をし、飼い主のわかるものについては直接指導、特定できない場合は付近への文書回覧、広報車によるアナウンスなどにより、飼い主マナー向上の啓発をしております。

次に、ゴキブリは衛生害虫に該当するかという御質問であります。衛生害虫とは、病原体を運んで人に病気を感染させる可能性のある昆虫のことを言います。ゴキブリも、ハエやアリと同様、病原体を体表につけて運ぶことがありますので、衛生害虫に該当するものと思います。

次に、除雪費の補正予算に関連しての御質問であります。初めに原油価格高騰による除雪費への影響であります。除排雪に係る四つのJVの委託料で試算しますと、今年度の当初設計では3億6,800万円となります。このうち、除排雪車両の燃料単価を昨年度に置き替えて換算しますと、3億6,500万円となります。このことから、総体委託料の差額は300万円となり、委託料全体の比率では約0.8パーセントの増額となっております。

次に、除雪費補助についてでありますけれども、このたびの国土交通省の除雪費補助は、除雪費の不足が著しい市町村に対する緊急措置と聞いております。本市の場合は、1回目の選定基準は気象庁のデータに基づく積雪積算値でクリアしておりましたが、基準日の1月10日までの除雪費執行率が該当外とされたことから、補助を受けることができませんでした。また、2回目の補助については、本市は国の調査の求めに応じまして報告を終えておりますが、2回目の選定基準が示されていないことから、該当の当否はまだ不明であります。しかし、本市は記録的な積雪深を観測し、厳しい財政状況の中で過去最大の除雪費を計上していることから、補助金交付に向けて国に働きかけを引き続き行っております。

次に、貸出しダンプ料に対する原油価格高騰の影響であります。同制度利用の平均的な事例から、雪捨場までの距離を2.5キロメートル、4トンダンプトラック使用を仮定しますと、今年度の単価は1立方メートル当たり338円と設定されます。この単価に、昨年度と今年度の9月時点の軽油の差額を考慮し、昨年度の総排出量から試算した結果、約100万円の増額影響があったものと推定しています。

次に、2月1日専決いたしました貸出しダンプ制度の運搬車両借上料でありますけれども、今年の冬

は昨年12月からの記録的な大雪に見舞われていることから、より多くの市民の方が制度の御利用をできるよう、当初1月17日から予定していた貸出しダンプの実施日を14日に繰り上げ、さらに1日6件の枠を7件に広げたことから、運搬車両の借上料2,600万円を補正したものであります。

次に、生活保護世帯の冬季加算の額でありますけれども、国では冬季加算の額を級地区分と世帯人員数で支給額を定め、11月から3月までの5か月間支給しております。小樽市は2級地1であり、月額1人世帯2万2,160円、2人世帯2万8,690円、3人世帯3万4,240円、4人世帯3万8,830円、5人以上の世帯は1人増えるごとに1,490円加算する額を支給しております。

次に、冬季加算の見直しであります。生活保護は全国統一の基準により実施されており、平成17年度の冬季加算基準について国が見直すという動きは、現在までのところ聞いておりません。

また、国から2月21日付けで、平成18年度の保護基準改正案が示され、冬季加算については、平成17年度と同額となっております。冬季加算を含む生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡が図られるよう、政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定されるものでありますので、ある時期の灯油価格が上がったからすぐに見直すというのは難しいものではないかと考えております。

次に、冬季加算の支給期間延長の問題であります。冬季加算は冬場の暖をとるための特別な事情で対応するため、積雪寒冷地だけでなく、各都道府県を1区から6区までに分け、支給額の多い、少ないはありますが、11月から3月まで級地区分と世帯人員数により支給されております。国としては、支給期間の延長については考えていないようであります。機会を見て問題提起はしてみたいと考えております。

次に、中国コンテナ航路輸出分の個数増加対策であります。平成16年分の道内重要港湾における輸出入の状況は、輸入の約3,700万トンに対し、輸出は約264万トンで、ここ数年、輸出は輸入に対して7パーセント台で推移をし、コンテナ貨物においても同様に輸入超過で推移しております。また、道内重要港湾における全体輸出貨物量は、平成14年の約300万トン进行ピークに漸減している中での輸出個数増加は易しいことではありませんが、週2便の実現に向けて、輸出貨物の掘り起こしは必要不可欠なものと考えております。今後、関係業界と連携し、輸出コンテナ貨物の増加に向けて、企業訪問やポートセールスなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業特別会計予算についてのお尋ねでありますけれども、まず、第1号被保険者の保険料であります。基準月額で4,487円から4,897円に改定され、9.14パーセントの上昇であります。

次に、第7段階と第1段階の保険料月額でありますけれども、第7段階が8,569円、第1段階が2,448円となります。

次に、保険料決定の手続とスケジュールでありますけれども、本議会に議案第47号で追加提案いたしました介護保険条例の一部を改正する条例案を御審議の上、議決をいただき、被保険者の皆様への通知は6月を予定しております。

次に、保険料上昇の要因であります。札幌市と同様、高齢者人口の増加と介護サービスの需要増が主なものであります。具体的には、施設サービスで特別養護老人ホームの72床増床、老人保健施設の100床増床、居住系サービスでグループホームの170床増床などが上げられます。また、従来の老人保健事業などを再編成した地域支援事業が新設されたことも、上昇の要因であります。

次に、議案第14号に関連して、ペットボトル「小樽の水」の販売についてでありますけれども、初めに今後の営業計画であります。11月から始めました試験販売について、2月末までにPR用も含めて1万400本を出庫しております。現在、運河周辺や堺町通り地区、小樽駅前ビル周辺のほか、ホテル、パ

スターミナル、病院などの売店の41か所で試験販売を行うとともに、市内で開催されるイベント、スポーツ大会などへの直接販売を実施しているところであります。これまでの売上状況を見ますと、特に運河周辺などの観光地での売行きが全体の約3割を占め、好調なことから、祝津・朝里川温泉地区のホテルや観光施設などへの販売箇所の拡大に努めてまいりたいと考えております。さらに新年度からは、お客様の利便性を高めるため、郵便局を活用したふるさと小包の展開を行う予定であります。

次に、収益の見通しでありますけれども、18年度の作成本数で試算しますと、売上げで約310万円、作成費は260万円でありますので、収益は約50万円になるものと考えております。

また、ペットボトルのバイ捨て防止の指導であります。この製品は資源回収品目になっておりますことから、ラベルにリサイクルのための識別マークのほか、リサイクルに協力の旨の文言を記載し、購入された方々への啓発を図っているところでもあります。

次に、小樽市企業立地促進条例案についての御質問でありますけれども、まず、この条例の適用の対象になるのは、市内に工場等を新築することが前提となります。その上で、新築した工場などとそれに設備された機械・器具などの償却資産の固定資産評価額の合計額が5,000万円以上であることが要件となります。この固定資産評価額5,000万円以上の根拠につきましては、従来の小樽市中小企業等振興条例の工場等設置助成金の価格要件が5,000万円であり、また、同じ石狩湾新港工業流通団地における石狩市も5,000万円であることなどを勘案し、要件を5,000万円としたものであります。

次に、思い切った対抗手段を講じてはどうかという御意見であります。石狩湾新港工業流通団地は本市だけではなく、隣接する石狩市や土地所有者である石狩開発株式会社など、関係者が協力しながら工業団地全体の振興を図っているところでもあります。この条例の趣旨は、必ずしも石狩市との競争ということではなく、これまで本市の優遇措置が弱かった面を強化し、石狩湾新港工業流通団地だけではなく、銭函や勝納の工業団地など、市内全域を対象に企業立地促進を図ろうとするものであります。

次に、工場だけでなく、ホテルやマンションも該当するのかという御質問であります。この条例の対象施設は工場、物流施設、試験研究施設、高度情報処理施設及びエネルギー関連施設となっており、これ以外のホテルやマンション等は対象となりません。

また、工場等が耐震などのために建替えをした場合につきましては、この条例の課税免除の要件に該当する場合は対象となります。

次に、この条例の期限の問題ですが、この条例は石狩湾新港地域、銭函工業団地、勝納ふ頭工業団地を中心に、市内への企業立地の促進を図るものであり、その目的を一定程度達成するまでは必要なものと考えております。

次に、対象者の要件であります。第1に建築基準法による検査済証の交付を受けていること。第2に、工場立地法の届出がなされていること。第3に、公害防止のための適切な処理が講じられていること。最後に、その他関係法令に違反するものでないこととしております。また、建物の敷地につきましては、当該建物を維持し、又はその効用を果たすために使用されている土地で、緑地、植栽、舗装、さくなどにより整備されているなど、当該工場と一体的に使用されているものと認められる範囲の土地と定める予定であります。

次に、企業立地条例と平成18年度の予算との関連でありますけれども、この条例は固定資産税及び都市計画税の課税を免除するという内容であり、従来の工場設置助成金のように予算措置をし、交付するという制度ではありません。現在、既に操業開始している企業や、これから年内に操業開始が見込まれる企業などから、何件か相談が来ております。今後、この条例の制定を契機に、新規企業の融資と合わせまして、市内の既存企業にも積極的に働きかけを進めるなど、より一層強力な企業誘致活動を展開

してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 武井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、交通記念館の借入金の償還額についてであります。建設時の借入金合計は34億4,760万円、元利償還合計額約44億8,000万円でしたが、平成18年度以降の元利償還合計額は5億888万円になります。

また、平成18年度の光熱水費や機械整備などの管理費は650万円を当初予算で計上しております。

次に、新博物館の目標入館者数と職員の配置数についてであります。開設に向けた準備室を平成18年4月に設置する予定でありますことから、今後の具体的な施設プランや入館者の見込み、料金設定など、事業内容を検討する中で、適正な職員配置を考えていくこととしております。今後の設計や広報活動、事業展開などのスケジュールを考えますと、9月議会までにはお示しできるものと思います。

次に、21世紀プランとの整合性についてであります。基本計画案では、将来を見据えた社会教育の充実を図るため、その第一段階として現交通記念館を博物館・科学館の機能を持った新たな博物館として創設し、社会教育施設全体の核となる施設を目指すものとしており、21世紀プランに示しております学術文化振興の拠点施設、市民が楽しく学び、利用できる生涯学習の場としての施設と同じものととらえております。今後は新博物館の施設・機能の充実を図っていくことにより、市民や来館者の幅広い学習ニーズにこたえていくことができるものと考えております。

次に、「C62-3号」についてであります。このSLは昭和49年に役割を終え、昭和52年5月から昭和61年10月まで、北海道鉄道記念館に保存されていたものであります。昭和61年、「小樽SL復活の会」から所有者である当時の日本国有鉄道に復活活用に関する要望書が提出され、同年10月、「C62-3号」は小樽築港機関区へ移送されております。その後、札幌の苗穂工場に運ばれ、車体の調査・修復を行い、昭和63年から平成7年まで、北海道鉄道文化協議会により、小樽から倶知安とニセコ間を運行してまいりましたが、けん引力の低下や運転資金面などから平成7年に運転は休止され、JR北海道の判断により、現在、苗穂に保管されていると聞いております。

最後に、新博物館の改装費用についてであります。先ほど申し上げましたように、今年の4月から新博物館の開設準備室を設置し、ここで展示や内装などの設計工事費などを検討することになり、この件につきましては、6月議会にはお示ししたいと思っております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

○19番（武井義恵議員） 要望も含めて再質問をいたしたいと思いますが、まず、この人事評価制度の導入問題です。市長の御答弁では、勤勉手当なんかの材料にしたいと、こういう御答弁でございますが、これは非常に当時国鉄の昭和45年以降も同じような利用なのですね。そして、自殺者まで出したという内容のものです。職員が職員同士を評価するというやり方です。「人を見たら泥棒と思え」ということわざがありますが、それどころの騒ぎでないのです。本当に厳しい、内容はみんなこれと同じなのです。研修だとか、こういうこれと全く同じ三つの問題を材料にしてやった政策です。私どもはマル生運動と言っておりましたが、これは昭和45年の秋から昭和48年に、大きな1週間のストライキをもって抵抗して、ピリオドを打ったという経緯がございます。いずれにしても、小樽市は公務員の方々が働いているところです。市民が相手になるわけで、非常に私どもも当時は国鉄関係はお客が相手ですから、お客さんが不愉快な感じをするわけです。ですから、市民がサービスを受ける場合に、非常に不愉快な感じがあってはなりません。ぜひともこの辺は慎重に、どのような評価をするのか、十分理事者同士の

間で論議に論議を重ねてやっていただきたいと、こういうふうに思いますが、市長の所信をお伺いしておきたいと、こういうふうに思います。

それから、ゴキブリの件なのですが、衛生害虫だということの御答弁をいただきました。そこで、保健所にお伺いしたいのですけれども、この小樽市の21世紀プランを見ますと、駆除費に300万円の予算を盛っております。ところが内容を聞きますと、これはゴキブリとか衛生害虫の駆除ではなくて、ハチの駆除に使う予定の金だと、こういうふうに聞いているわけですが、今回たまたま塩谷のC団地でゴキブリが発生しました。これには消毒費8万4,000円もかかって、個人が負担してやっています。どうも保健所まで持ち込んだのだけれども、保健所は衛生害虫だということは教えてくれたのだけれども、具体的な対策については教えてくれなかったと、こういうことなのですが、せっかく予算を盛ってある300万円です。この辺は何に使う、本当にハチの駆除だけなのか、ゴキブリはなぜ対象としないのか。この第3次実施計画、21世紀プランの33ページにははっきりと書いてあるのにもかかわらず、しかもこれは平成17年、18年に行う事業だと、こういうふうに書いてあるわけです。ですから、17年度に起きたこういうような市民が、特にこの虫を見ると何かアレルギー体質を起こす市民だったらしくて、皮膚科にも通わなければならないような状況にまで発展したと、こういうふうに聞いています。いずれにしても、こういうような具体的な予算を盛っているわけですから、何らかの方法を講ずるべきではないかと私は思うのですが、考えがあってしなかったのかどうか、教えてください。

それから、前後いたしますけれども、この企業立地促進条例案の中で、新築した設備について、私は、お尋ねしてあります。工場の新築、これはわかります。この5,000万円という金額があるわけですが、「新築した設備」というこの表現が、私は戸惑っているわけで、工場を新築するというものはわかりますけれども、新築した設備という表現は、これは例えば新築に2,500万円かかって、設備を導入するのに2,500万円かかってもいいという、こういう意味なのか、そここのところをお聞かせください。

それから、教育委員会に、この新博物館構想との整合性の問題です。この整合性のなぜこれを聞くのかというと、今教育長から御答弁をいただきましたけれども、この市の方針によりますと、新館建設をするという、博物館をつくるということを書いてあるのですね。ところが、今のは何かちょっと言葉でもってごまかしたような答弁に聞こえたのです。この3館こちゃこちゃと統合して、私たちがこのイメージを持っていたのは、新しい館を建てて市民の本当に生涯学習の場として新博物館建設に向けた取組を進めます、こう丁寧に書いてあるのですよね。ところが、今のは何かちょっと似たような言葉を使っているけれども、なかなか中身が大きく差がついているような。したがって、これとも私は整合性を言ってくれという質問ですから、そここのところをごまかさないようにして正確に御答弁してください。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 人事評価制度の関係でお答えをいたしますけれども、この制度ですけれども、今、新しい公務員制度が議論されておりまして、近く発表されると思いますし、一方では最近では公務員に対する風当たりと言いますか、給与の問題、処遇の問題等を含めて、いろいろ問題視されている。さらには、地方分権の関係で、職員のより一層の政策形成能力とか、いろいろなものを求められている、こういう時代になってきておりますので、職員の資質向上というのは非常に大事だと思います。そういう面で、職員の方々には少人数で、いわゆる言われている小さな政府でということだと思いますけれども、少ない人数で効率的に行政を推進していくのだと、こういう観点から、やはり制度というのが必要なものだと思っておりますし、もちろん導入に当たりましては、慎重に対応していきたいと、こんなふうに

思っています。

その他の問題については、担当部長からお答えいたします。

(「議長、建設部長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 建設部長。

○建設部長(嶋田和男) 武井議員の再質問にお答えします。

先ほどゴキブリの関係で、保健所というお話でしたが、塩谷C団地で発生した事案でございますので、先に建設部で答弁をさせてもらって、その後に保健所というふうにしたいと思っています。

まず、この事案の詳細でございますけれども、あくまでも市営住宅に入居されている事案でございます。当然その案件がどこに原因があって、だれの責任なのかというところから、やはり市営住宅の入居者に対する負担は判断すべきだろうというふうに考えています。この事案についても、私どもが対応させていただいて、確かに生活に苦しい方ということもあって、いろいろと御相談に乗りました。最終的には、専門業者で駆除すべきということがあって、専門業者とも私どもが入って、何とか軽減化なり分割できないかという交渉をさせていただいて、最終的には入居者の方の理解をいただいて、分割でということで処理をさせてもらいました。そういう中では、やはり市営住宅の案件でございますので、そういった対応をしてございますので、また最終的に入居者の方も2月又は3月、2回来られまして、感謝といいましょうか、経過については御理解いただいたというふうな経過がございますので、御理解をいただきたいと思います。

(「議長、保健所長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 保健所長。

○保健所長(外岡立人) 武井議員の御質問にお答えします。

まず、予算は衛生害虫駆除費として、年間100万円ついています。3年間で300万円ですけれども、その100万円の内訳の大体7割、これは市の公共施設あたりでハチの発生したときの対策費です。それを保健所の予算として保健所が一応統括していると。それで、実際、衛生害虫などに対する対応の負担費用として大体30万円です。それは、多くはやはりハチ対応です。そして、ゴキブリに関しまして、北海道は比較的まだ新しいと思うのですけれども、どういう対応をしているか、東京とか全国を調べてみました。それに対して助成しているところはどこもありません。ただ、対応窓口として、いろいろゴキブリ対策又はそれに使う薬、そういう指導をしているところが多いです。そして、先ほど指摘されましたけれども、保健所の対応としましては、一応相談を受けた場合、必要があれば現場まで見に行きます。そして、そこでいろいろ指導しているのですけれども、それから先というのはやはり個人による対応ということで、この辺小樽が遅れているかどうかということで、全国調べましたけれども、一応基本的にはそういう助成をしているところはあります。

それと、今後、何かあったときは、現場に職員が出かけますけれども、職員は私も含めて素人ばかりです。そういった中でやるだけの対応はしようと思えますけれども、先ほど建設部長からの話がかったとおり、やはり最終的には業者の紹介ないしはそういったことになるかと思います。

(「議長、経済部長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 経済部長。

○経済部長(山崎範夫) 企業立地の促進条例案についてお答えをいたします。

まず、対象になりますのは、あくまでも工場等新築ということですから、建物を建てるというのが大前提です。ですから、建物だけであれば、その建物の評価額が5,000万円という形で一つの基準になると。ただ、普通工場をつくりますと、どうしてもそこに付随する設備といいますか、先ほど申し上げました

が、機械や器具などの償却資産を設備しますので、それもあった場合には工場等の建物にプラスして、両方合わせての評価額5,000万円を一つの基準にしようということで考えてございますので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 武井議員の再質問にお答えいたします。

21世紀プランとの整合性についてでございますが、ハード面においては厳しい財政でございますが、市民が楽しく学び、利用できる生涯学習の場として、私どもとしては機能面でより充実した新しい博物館という、そういう思いでこの計画を進めているところでございます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

○19番（武井義恵議員） 1点だけ、再々質問させていただきたいのですが、私、この人事評価制度の問題なのですが、予算特別委員会で細かくやりたいと思っておりますが、今回、偶然の一致かどうか知りませんが、教育委員会の方からは学習到達度調査100万円、これも出されているわけですね。そうして、市長部局の方からは人事評価システムが出されている。偶然の一致と私は思いたくないのですよ。そういう制度を導入して、言うことを聞く職員をつくる、こういうような全くマル生の二の舞のような感じがしてなりません。ですから、こういうような偶然の一致なら、思い過ごしならいいのですが、私はどうもそういうふうには思えない。あるいは、今の小泉政権の小さな政府なんかの表題を見ても、何かそれに追いつくような感じがしてなりません。したがって、どうもこれをやるには、念には念を入れてしないと、本当に暗い職場になります。その反応がサービスを受ける市民にいくようになる。それをまたそういうのになると、処分をすると。ますます暗くなると。こういう悪循環が続くのです。これが老婆心であればいいのですが、これが教育委員会も市長部局も偶然の一致だとは私には思われません。これは市のばかりでなくて、政府の方針でこういう方向をし、そして職員の人勤などというような制度も意に介さない、うんもすんも言わせない、そういうような労務政策、これをやるように、赤字だ赤字だと、財政厳しいという名目に応じて、そしてどんどんサービスは落ちる、職員からは給与を削減する、こういう道へうんもすんも言わせないで行くような気がしてなりません。ですから、これをするに当たっては、対応機関はもちろんでございますが、その関係理事者の間で十分論議をして、市民に反発が来ないような、反動が来ないような私は政策をとってほしいということを申し上げて、これに対して理事者の方で、よし、わかったと、おれが責任を持つというような方がいらっしゃれば、市長からは先ほどお伺いしていますから、収入役か助役に質問を向けたいと思いますが、御答弁ください。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長、総務部長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山田 厚） この人事評価制度の問題については、今お話があったように、私どもも具体的に今本格実施をするというまでには、平成18年度から管理職の一部にどういったことでどういうことになるのかという、今まだ前が見えない部分ですので、いろいろな検討を加えて、管理職の一部でちょっと試行してやってみようかということからスタートして、関係職員団体とも話し合いをする予定にしております。ただ、問題は、この人事評価制度の中で、いわゆる給与制度そのものもリンクしてくる部分があるものですから、その新給与体系というのは、平成19年度の今の再建プランでお話ししているように、地域間格差の4.8パーセント絡みの部分で、独自削減5パーセントで、おおむね10パーセント削減

をするというスタートの年との関係もあって、一定程度18年度中にいろいろな角度から、関係団体等とも協議をしながら、将来的な本格実施に向けた作業に入りたいというふうに思っておりますので、ひとつそういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 前 田 清 貴

議 員 秋 山 京 子

平成18年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成18年3月7日

出席議員（32名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	小林栄治	10番	大橋一弘
11番	大畠護	12番	前田清貴
13番	横田久俊	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○29番（斉藤陽一良議員） 一般質問を行います。

まず、財政再建推進プラン及びこのほど策定された同実施計画における人件費の削減方策についてお伺いいたします。

この計画は、昨年発表された国の新地方行革指針を受けて、17年度中の公表が求められている集中改革プランとしても位置づけられています。集中改革プランとしては、定員管理の適正化計画について、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日時点における明確な数値目標を示すことが求められています。

今回示された実施計画においては、平成17年5月1日現在2,043名である全会計の職員数を、平成21年度末までに9.8パーセント、200名程度削減し、1,843名とするとしています。期間中は退職者不補充を原則とし、290名程度が退職、そのうち医師、看護師、消防職員等の専門職員60名程度を補充、事務等の一般職は職員構成に配慮し補充するが、30名程度に抑制するとしています。

お伺いいたしますが、この30名の採用については、計画では平成20年度に事務職30名の採用を集中させています。同じく5年間に30名程度を補充するのであれば、退職者数との見合いで、各年度に採用者数を分散させる方が得策ではないかと考えますが、御見解を求めます。

次に、給与の適正化については国家公務員に準ずることを原則とし、人事院勧告に基づいて改定をしてきており、18年度は7パーセントの独自削減、19年度以降は地域間格差相当額平均4.8パーセントプラス独自削減5パーセントの合計10パーセント程度の削減を行い、特殊勤務手当は19年度から廃止を基本に見直し、退職時特別昇給1号俸と国の制度より1号俸上位の初任給については、18年度に廃止するとしています。この点については、昨年の第3回定例会の我が党の質問に対して、17年度中に廃止の方向との御答弁をいただいておりますが、廃止は一刻も早い方が望ましいと考えますが、考え方が変更されたのか。変更されたとすれば、その理由をお示しください。

また、職員給与についてはさらに財政状況や社会経済情勢を勘案し、人件費の総額抑制に努めるとしています。この原則国家公務員に準ずるという点についても、必ずしもそれにこだわることなく、地域の社会経済状況の実態に即して、より弾力的に地域の民間給与水準とできるだけ格差を少なくするよう努めるべきと考えます。この点についての市長の御所見を求めます。

人件費の総額抑制は財政再建のかなめであり、これについては不退転の姿勢で臨む必要があると考えますが、職員団体等との折衝に向けて市長の御決意のほどをお聞かせください。

次に、本市の「次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」について伺います。

この計画は、これまでのエンゼルプランにかえて、従来からの子育てと仕事の両立支援のほか、専業主婦家庭への子育て支援、児童虐待防止や子供を犯罪から守る取組など、より広い観点に立って、昨年

3月に策定されたものであります。

まず、基本方針1、地域における子育て支援の推進に関して、基本施策の工、児童の健全育成にかかわって、子供たちが学校の放課後や週末などに自主的に参加し、自由に学べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりの項目で、16年度から始まった「地域子ども教室推進事業」及び「子ども地域活動促進事業」について、主な実施状況と今後の進め方についてお示しください。特に前者での実施プログラムの特色やねらい、また平日実施の拡大などについて、また、後者については、自然体験メニューの充実状況などについてもお示しください。

次に、基本方針6、子供たちの安全の確保については、基本施策のイ、子供たちを犯罪等の被害から守るための活動の推進として、町内会などへの犯罪等に関する情報の提供や小中学校における防犯講習の実施がうたわれております。そのために個別の不審者情報がどのように共有されるかや、子供の目線に立った講習内容の改善などの課題もあると聞いております。実際の取組の進ちょく状況などについてお示しください。

また、国では18年度文部科学省予算で、子供の安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査・研究事業として、携帯電話やパソコン等を活用し、保護者や教職員の間で情報を共有するため、モデル地域において、不審者情報等をはじめとする子供の安全に関する情報を効果的に共有するシステムを調査・研究し、その実践例を広く関係者にフィードバックする新規事業に2億799万円、また、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、学校で巡回警備等に従事する学校安全ボランティア、スクールガードの養成研修、防犯の専門家や警察OB等の協力の下で、地域学校安全指導員による学校の巡回などのための予算14億441万円などが措置されております。本市ではこのような国の事業について把握されておられるのかどうか、また、これらの事業を本市へ導入される可能性について御見解をお示しください。

この項の最後に、基本方針7、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進の項の基本施策、母子家庭などひとり親家庭等の自立支援の推進及び障害児施策の充実についてお伺いいたします。

まず、前者について、母子家庭自立支援給付金支給事業の自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、常用雇用転換奨励給付金の3事業について、16年度利用実績及び17年度1月末現在までの利用状況、実施に当たっての問題点、給付限度額の引上げなど、今後の事業内容の充実等についてお示しください。

次に、障害児施策については、特に発達障害者支援法を踏まえ、前期計画において16年度の「こども発達支援センター」設置、小樽市障害児早期療育指導委員会、「子ども相談室」の開催、児童相談所と連携した巡回児童相談の開催など事業の継続と充実を図るとされておりますが、療育指導委員会の構成と役割、相談室の開催状況、利用状況、また、「こども発達支援センター」における特別支援教育との連携など、センター機能の強化を含めた充実方策について御見解を求めます。

次に、このほど策定された小樽市観光基本計画「新・いいふりこき宣言」～歴史と誇りと技が織りなす ふれあい都市「小樽」へ～について伺います。

本計画は、本市の観光施策を総合的、体系的に取りまとめ、官民一体となった観光振興の推進体制の確立を目指して、平成15年から2年の歳月を費やしてまとめられたものであります。平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とし、小樽観光の現状と課題、基本理念、担い手の多様化や産業構造の改革などについての基本的な考え方、目指すべき姿と主要施策、重点地域、推進主体、最後に観光都市宣言、また、小樽観光推進プロジェクト会議の設置などを提言されています。基本理念でうたわれている小樽観光とはまちづくりそのものの、いいふりこきと言われながらもつい自慢したくなる小樽のまちを市

民一人一人がつくり上げていくという発想には、心から賛同するものであります。その上で二、三お伺いいたします。

まず、目標設定についてであります。あえて量的目標は設定しないということですが、これまで観光入込み客数を増加させることが最優先の目標として位置づけられてきたのは事実としても、観光入込み客数のみにこだわらず、質的な目標として設定されている「観光客の満足度を高める」「宿泊滞在型観光への移行を進める」「観光の経済波及効果を高める」との3目標について、例えば宿泊客数の割合とか物販における地場製品のシェアなど、質的な課題を量的目標で表す工夫もできるのではないのでしょうか。御見解をお聞かせください。

次に、主要施策の中で、「心と体においしいまち・おたる」として、ホスピタリティ意識の向上がうたわれています。その中で外国対応の向上として、多言語表記の案内板について触れられています。この点については、この際、今後の外国人観光客の増加に対応するため、さらに一歩進めて外国語研修の充実などに具体的施策を打ち出すべきではないでしょうか。また、今回の計画に、平成12年の小樽市観光経済波及効果調査、また、16年にまとめられた小樽市観光基礎調査などの結果は、具体的にどのように生かされているのでしょうか。

例えば、平成12年度及び平成15年10月から16年9月における観光経済波及効果計測の結果については、本市の産業連関の上での観光の位置づけについて、非常に興味深い計量的な分析が行われていると考えますが、本計画では質的な目標において単に経済波及効果を高めるとしか触れられていない点については、基本的な考え方の産業構造改革のところなどでもう少し踏み込んだ分析をして、数値目標につなげるなどの努力が払われてもよかったのではないかと考えます。

また、意識調査の部分で、平成15年から16年にかけて行われた観光関連団体等意識調査で、ホスピタリティを高めるための施策として、選択肢の中で最も回答が多かった公的な認証制度の取り入れなどについては施策として計画に盛り込めなかったのか、御所見をお示しください。

次に、現在策定中と伺っております新博物館基本計画（案）についてお尋ねいたします。

博物館は、図書館と並んで教育基本法第2条、同法第7条第1項、第2項、また、社会教育法第3条に規定されるとおり、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから實際生活に即する文化的教養を高め得る権利を保障する社会教育施設の中核をなすものであります。

まず、本市における社会教育施設のあり方について、本基本計画（案）は、市民の多様な学習ニーズに対応すると同時に文化・芸術活動の支援、観光やまちづくりの施策との整合性などを総合的に考慮して、施設間の有機的なつながりを確保する必要があると述べられています。その上で機能的に類似している博物館、科学技術館、交通記念館の3館を集約し、新博物館を創設するとされています。

各館の性格としては、小樽市博物館はこれまで歴史、自然、民族、考古、郷土資料など、多くの貴重な実物資料を収蔵・展示する総合博物館の位置づけで、市民はもとより、本市を訪れる多くの観光客や他市町村の児童・生徒に対しても、ほかにかけがえのない学習の場を提供してきました。また、小樽市青少年科学技術館は、本市の児童・生徒を中心に多くの市民や一般の利用者に、理科離れが危ぐされる中、天文や物理、化学など基礎的な科学への興味や関心を喚起し、長い年月にわたって市民の科学技術への理解や応用能力のかん養に大きな役割を果たしてきたと考えます。さらに小樽交通記念館は、平成8年に第三セクターに管理を委託して開館、国の重要文化財に指定されている機関車庫3号、1号、転車台、貯水槽、危険品庫、擁壁などが構内に点在し、しづか号、大勝号などの記念物や貴重な資料を展示し、途中から導入されたアイアンホース号の動態展示などがあり、日本で3番目の鉄道の起点という貴重なロケーションと相まって、市民や観光客に親しまれてきました。

そこでお伺いいたしますが、本計画では機能的に類似しているとの認識でありますが、このようにそれぞれ性格や位置づけ、役割の異なる施設を統合して事業展開をしていくためには、相当にインパクトの強いテーマあるいはコンセプトを必要とするのではないかと考えます。機能的に類似しているとされる根拠と新たな事業展開のコンセプトについてお示しください。

次に、統合に向けての理由として、施設の狭あい、老朽化が挙げられています。3館を統合して事業展開する場合、現在の小樽交通記念館の施設規模でそれぞれ3館が現在持っている機能を十全に果たすことができるのか。従来果たしてきた機能のうち欠ける部分が出てくれば、その分だけ市民あるいは利用者の学習ニーズにこたえられないということになります。この点について具体的にお示しください。

この項の最後に、統合される新博物館における保存・収蔵などのバックアップ機能、また、企画や調査・研究に携わる学芸員や事務職員の体制についてはどのように考えられているのか、お示しください。

また、従来の小樽市博物館は郷土館的な位置づけで残し、学芸員もローテーションを組んで配置するとのことですが、展示内容は現状とどの程度変わるのか、あまり変わらないのか、今考えられているところをお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快なる答弁を求めます。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

最初に、財政再建推進プラン及び実施計画に関連してのお尋ねでありますけれども、まず人件費の削減方策についての職員の採用についてであります。計画期間は配置が義務づけられている医療技術などの専門職員や、配置基準の定まっている消防職員などを除いて極力採用しない方針であります。しかしながら、平成19年度以降、退職者が大幅に増えることもあり、組織維持のため、平成20年度当初に30名の採用を予定しております。この採用数については現時点でのめどであり、できる限り縮小したいと考えておりますが、採用の年次につきましては3か年程度に分割して実施したいと考えております。

次に、給与の適正化についてであります。国の制度を上回る給与制度は早急に是正すべきであるという考えに変わりはありません。初任給と退職時特別昇給の案件については、平成17年度中の実施で考えておりましたが、平成17年度の人事院勧告の取扱いや平成18年度の給料一律7パーセントの自主削減について職員団体と協議する中で、1年間先送りすることを決めたものであります。

次に、人件費の総額抑制であります。実施計画では、国の人事院勧告の4.8パーセント削減と自主削減5パーセントで、平成19年度以降約14億円の削減効果を見込んでおりますが、経済情勢等の変化でさらなる人件費総額の抑制が迫られることも想定されます。現在、人事院勧告制度のあり方について検討が行われるとともに、地方公務員の給与制度についても、公務員のスト権付与の問題とあわせて検討が進められております。将来的には、個々の地方自治体で人事院勧告に準拠することなく、財政状況や地域の民間給与を基にして給与水準を決めることにならないかと思っております。いずれにいたしましても、給与制度につきましては、民間の支給内容や地域の給与水準を勘案すべきものと考えておりますので、特殊勤務手当などで民間では支給されていないものについては早急に是正をし、人件費の総額抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員団体との折衝であります。平成15年度の財政健全化に向けて、私の方から職員団体に提案をしており、この実施計画の平成19年度以降の給与費削減についても、平成18年度の早い時期に新し

い給与制度とあわせて提案する予定であります。国の人事院勧告の平均4.8パーセント削減については、国家公務員は平成21年度まで激減緩和の経過措置をとることとしておりますが、本市は、経過措置期間を置く予定はありませんし、さらに5パーセント程度の自主削減を実施することを考えております。この削減ができなければ財政再建は不可能であると認識しておりますので、全職員の理解と協力が得られるよう強く働きかけたいと思っております。

次に、子育てプランの御質問の中から母子家庭自立支援給付金支給事業であります。平成16年度実績は、自立支援教育訓練給付金は申請8件、支給は3件で支給額は12万9,099円となっております。残り5件につきましては、1件は申請取下げ、4件は翌年度の支給となっております。また、高等職業訓練促進給付金及び常用雇用転換奨励給付金についてはございませんでした。

次に、平成17年度の1月末現在の利用状況は、自立支援教育訓練給付金は申請が12件、支給は前年度の繰越分を含めて12件で、支給額は59万9,679円で、今後の支給予定が4件となっております。また、高等職業訓練促進給付金は、申請、給付ともに3件で、支給額は309万円。常用雇用転換奨励給付金については、申請はありませんでした。

次に、実施に当たっての問題点ですが、常用雇用転換奨励給付金は、事業主が母子家庭の母を新たに短期間雇用し、6か月以内に常用雇用に転換して、6か月が経過したとき、事業主に奨励金として30万円を支給する制度ですが、新たに雇用するという点で利用されにくいのではないかと考えております。なお、国の方では新年度から既にパート等で雇用されている母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるよう、支給要件の緩和を図る考えでいると聞いておりますので、決定された際には、他の給付金とあわせて利用促進に向け周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、療育指導委員会ですが、構成は医師3名のほか、保健所、児童相談所、福祉施設、福祉部、教育委員会各1名の合計8名となっており、主に障害児の療育に関する指導及び助言を目的として設置・運営されております。

次に、「子ども相談室」の開催状況ですが、相談室は年3回実施され、今年度においては25件の相談に対応しております。また、児童相談所と連携した巡回相談は今年度4回実施され、利用件数は20件となっております。

次に、「こども発達支援センター」における特別支援教育との連携についてですが、教育委員会と連携を図り、就学に関する情報の交換や就学時面接及び就学審査を行うほか、教育委員会からの依頼により職員が学校訪問し、療育指導に関して助言するなど、一人一人の望ましい成長発達に向けた支援、協力を努めているところであります。

次に、センター機能の強化ですが、平成16年7月にセンターが設置されて以降、利用者数は設置時の2倍となり、増加傾向は今も続いております。これはセンター設置の目的でありました身体・知的・言語など障害種別に療育機関を分けずに、早期療養の一元化を図った結果による影響が大きいものと考えております。また、17年度より言語聴覚士を新たな専門職として配置するなど、センター機能の充実に向けて取り組んでいるところであり、今後とも利用者の障害の状況やニーズを見ながら、専門職種のあり方を検討するとともに、関係機関との連携を密にし、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市観光基本計画についての御質問ですが、まず計画の目標設定につきましては、これまではどちらかというと観光入込み客数の増加を指標として観光振興に取り組んでまいりましたが、最近の旅行形態の変化や観光目的が多様化する中、今後は観光客のさまざまなニーズに対応でき

る観光地として質の向上が求められており、本計画においても小樽観光の質的向上を図ることに重点を置くこととしたものであります。

計画の中では、質的向上について課題ごとに数量的な目標は設定しておりませんが、観光の質を図る指標であります観光客の満足度や宿泊客数の割合等につきましては、数量的な検証が必要と考えておりますので、今後とも調査を行い、その結果を分析することで、さらなる観光振興施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客への対応でありますけれども、ここ数年増加傾向にあることから、市といたしましても、観光総合案内板や誘導標識、観光マップ、PR用DVDの多言語化などに努めております。

また、関係機関との連携により、指さし会話集の作成・配布や外国語研修講座を開催したほか、平成16年度から、産学官が連携して運営する小樽まち育て運営協議会が、雇用創造促進事業として語学研修を観光関連事業者などを対象に実施しております。これまで英語、中国語、韓国語の3か国語に述べ70名が受講しておりますが、平成18年度も引き続き講座を開設してまいりたいと考えております。

次に、観光基礎調査の活用でありますけれども、策定委員会の全委員に配布をし、小樽観光の現状について共通理解を得るとともに、2年余りにわたる論議を通して、小樽観光の課題や計画の目標、主要施策など、計画全般にわたって調査結果が反映されたものと考えております。また、観光経済波及効果調査につきましては、その分析を基に各種産業と観光との連携や観光の付加価値を高め、観光消費が市内で循環する産業構造への転換を促すとの考え方を示し、その主体と役割を経済界全体が担うこととしたものであります。今後とも地域経済において観光がもたらす影響を測定するため、観光経済波及効果調査を実施してまいりたいと考えております。

また、ホスピタリティを高めるための公的な認証制度につきましては、これまで地域経済活性化会議の観光高度化ワーキンググループが、ブランド認証システムとして制度創設の研究を続けてまいりました。残念ながら具体的な施策の策定にまでは至らなかったという経緯があり、本計画の中には盛り込まなかったものでありますが、ホスピタリティの向上に向けては公的認証制度は重要な課題の一つと受け止めておりますので、今後とも関係機関と連携をし、引き続き研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

まず、「地域子ども教室推進事業」についてでございますが、子供の安全な居場所づくりを推進するとともに、地域全体で健やかな子供の育成を図ることを目的に、平成16年度より実施しております。本市におきましては、今年度毎週土曜日の午前中に小学校全校を開放し、地域の無償ボランティアの方々により子供の安全を確認しながら、詩吟やバドミントン、物づくりなど、さまざまな活動の指導に当たっており、本年1月末までに述べ677回開催し、1万6,514人の児童が参加している状況にあります。また、平日の放課後の活動については、絵本の読み聞かせを6校で実施しております。今後、さらに地域の協力を得ながら、実施する学校やボランティアによる人材を確保し、一層活動の輪を広げてまいりたいと考えております。

2点目の「子ども地域活動促進事業」については、「おたる子どもプラン協議会」が体験活動や読書活動のすそ野を広げることを目的として、平成13年度より社会教育施設などと連携して、「子ども考古調査隊」や「こども図書館司書講座」、「蘭島川水辺の楽校」など、これまで数多くのメニューを提供してきました。今後も、「おたる子どもプラン協議会」などとも連携しながら、さまざまな活動を取り入れたプログラムを提供してまいります。

また、自然体験プログラムについては、子供の水辺の活動をこれまで以上に活発に推進するため、NPO法人自然教育促進会と協議の下、庁内関係部局や関係団体から成る協議会を新年度早々に設置し、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、子供たちの安全の確保に向けた取組についてであります。教育委員会ではこれまでに各学校での安全マップの作成の促進や市P連と連携した「子ども110番の家」の拡充、また、防犯ブザーの貸与や防犯教室の開催、そして学校がPTAや町内会と連携した活動の促進について指導してまいりました。とりわけ子供の目線に立った防犯教室については必要なこととらえており、各学校の学校行事として位置づけて開催するようにお願いしておりますが、ここでは警察の方から不審者に遭遇した場合の対処方法として、相手との距離の保ち方や声の出し方、110番の家に逃げ込むなどの事柄について、子供たちが体験を通して学んでおります。

また、それぞれの学校では、町内会や地域の事業所などに対して、子供たちの登下校時の不審者からの安全確保をお願いするなどの取組も行っております。教育委員会といたしましても、日常的に子供を守っていくことが必要であると考えておりますので、今後も引き続きこの活動が市内全域に広がるよう、学校やPTA、警察などと連携を図りながら、小樽市民が一体となって子供たちの安全確保により一層努めてまいります。

次に、18年度文部科学省の子供の安全に関する事業についてであります。子ども安全プロジェクトの充実にかかわって、新規事業の「子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究」や、本年度から導入されました「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について、予算要求が出されていることは承知してございます。教育委員会においては、これまでも子供の安全確保について学校や保護者、地域の方々、警察などの協力を得ながら、さまざまな安全対策を講じているところでありますので、今後、学校や保護者などとの協議・連携を図る中で、他都市の状況も参考にしながら情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

次に、新博物館基本計画（案）での3館が機能的に類似していることの根拠についてであります。博物館法では博物館は登録博物館、青少年科学技術館は博物館相当施設としており、また、文部科学省が行っております社会教育調査の指定統計上の分類では、交通記念館は博物館類似施設とされております。3施設は、ともに資料などの展示、調査・研究などを行い、また、それらについての学習の場や機会を市民に広く提供しておりますことから、類似した機能を持つ施設であると考えております。

次に、新博物館のコンセプトについてであります。大きく2本の柱を掲げております。その一つは、北海道鉄道発祥の地にふさわしい施設として、交通資料に歴史と科学的要素を融合させた新たな博物館を創設することです。北海道鉄道史におけるゼロマイルポイントとしての手宮の役割を通して郷土小樽の歴史を紹介し、また「蒸気と科学」をキーワードとした体感することもできる科学の学習機会を創出していきたいと考えております。もう一つは、大規模企画展の開催を可能とする展示室を備え、日本はもとより、世界的な資料の鑑賞と学習の場を市民に提供することにあります。これまでの収蔵資料の活用も図りながら、多様な展示会を企画するとともに重要文化財など内外の著名なコレクションを紹介するなど、新たな博物館として集客力を高めながら、地域文化の高揚につなげていきたいと思っております。

次に、交通記念館の施設規模で3館の機能を果たすことができるかについてであります。新たな施設では、現在のイベントプラザに自動車館を設けることなどにより、中央展示館内にある自動車関連の展示物を移し替え、博物館や科学館の展示スペースを確保する予定であります。このことによりまして、これまで収蔵庫に眠っていた資料の常設展示や、交通資料に科学的要素を融合させた広範な情報提供が

できる学習の場を設けることができるものと考えております。また、学芸員や資料等が集約されることにより、調査・研究体制の充実が図られ、市民のニーズに対応した質の高い情報サービスの提供ができるものと考えております。

一方、新たな施設は広いフィールドを有していますので、空間を活用した事業展開が可能となり、今までにない幅広い学習環境をつくり出すことができ、それぞれの施設機能は全体的に充実化が図られていくものと考えております。

なお、こうした機能面を充実することによりまして、将来的には新博物館が森の自然館や鯉御殿、旧日本郵船、手宮洞窟保存館など博物館的な施設をサテライト化し、その中核施設になり得るものと考えております。

最後に、学芸員などの職員の体制についてであります。資料の保存と調査・研究は、展示とともに博物館の大きな使命ととらえております。平成18年におきましては、4月に新博物館の創設に向けた準備室を設け、新たな施設での事業計画を策定していく予定であり、その検討を進める中で、19年度における学芸員を含めた職員の適正な配置を考えていきたいと考えております。

次に、現博物館の今後の展示内容についてであります。郷土色豊かな資料を活用した部分的な展示替えを行い、より多くの観光客の方々に小樽の歴史と自然を知っていただけるように心がけていきたいと考えております。また、これまでスペースの確保ができなかった研修室を新設し、郷土学習や観光客へのガイダンスルームとして利用を図り、施設全体の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

○1番（上野正之議員） 4項目について一般質問をいたします。

まず初めに、1月6日の新春の記者会見の件について、確認のためお伺いいたします。

市長は記者会見で、病院の統合新築の資金の件で、「現状は確かに厳しい財政状況で心配されることは理解できるわけですが、起債の償還が始まるのは今から10年後ぐらいです。市の財政が10年もこういう状況が続くとは思いませんので、過度の心配は不要だと思います」と発言しております。また、新聞でも報道され、楽観的な見方と記されておりました。もちろん市長は、この発言においては確かな根拠があると思いますが、市民はあの記事だけでは市長の真意が伝わらないと思いますので、市長の真意をお聞かせください。

次に、現在は、市長も申しているとおり、小樽の財政は大変厳しい状況です。その要素の一つに、地方交付税の減額や市税の減収など収入の減少が大きな要因であり、収入の増加が図られることが財政健全化への最短の道であります。しかし、黙っていても収入が伸びることは望めません。そこで、これまで何度か質問させていただいておりますが、改めて小樽グランプリについてお尋ねいたします。

2004年6月に内閣府の地域再生計画に認定を受けました小樽グランプリ構想。私も本構想に賛同し、実際のレース運営の状況なども視察してまいりました。また、この間、チャンプカーレースの運営母体の代表をお迎えしてお話を伺い、その際、小樽のロケーションのすばらしさや実現の可能性などについて高い評価をいただき、代表の小樽開催に向けた意欲を感じ取った次第でございます。

私たちは、この市街地レースが小樽で実現することによる経済効果も推定しております。レース開催3日間の観客動員数が約15万人。その根拠としては、日本における初の市街地レースである話題性と、道央圏からのアクセスがよく、新千歳空港からも約90分で市内に入れるという利点があります。そして、

チャンプカーのワールドシリーズの日本戦ということで、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどモータースポーツファンが小樽に集まり、レースのみならず小樽の魅力ある観光を堪能していくことでしよう。

その一つに、世界に類を見ない大型客船からのレース観戦があります。宿泊施設を兼ね備えた洋上のホテルと言える大型豪華客船を世界じゅうから小樽に誘致し、他所では不可能な観光コンテンツを披露することが可能です。また、レース開催前後5日間のスタッフ等の滞在人数は約5,000人と推定されます。宿泊客の宿泊代、飲食代、移動費、お土産などの観光消費に加え、レース機材運搬、インフラ整備などを含め、約46億円の経済効果があると試算されております。また、このレースは180か国、3億世帯以上にテレビ放映され、その宣伝効果は13億円以上の価値があるというデータがあります。また、レースが実現することにより、観光産業の拡大、新しい産業の創出により事業所の拡大、投資の拡大、雇用の拡大、人口の増加、新企業の進出など、税収の拡大で財政の改善になると思われます。実際、ロサンゼルス郊外のロングビーチ市は、現在、このようなよい結果になっております。そして、このレースは単年度だけではなく、最低5年は継続でき、場合によっては長期にわたり開催が可能です。ロングビーチは32年間開催されております。

このようなことで地域経済の向上と安定が期待でき、若者が市外に移住することへの歯止めがかかります。そのことで小樽市財政への波及も十分に期待できると思います。もし小樽での開催が困難であるとするならば、国内の他の自治体が競争して開催を誘致するという引き合いも来ております。できるだけ早い時期に実現に向けた決意をお示しいただきたいと考えておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、開催に向けた準備を進めるために市民有志だけでは力不足であり、さまざまな課題解決には行政の手助けが必要となってくることが予想されます。ぜひその際には市の窓口としての専属の職員の配置についても御検討いただきたいと思います。御所見をお伺いいたします。

もう一つ、グランプリレースによる経済効果にあわせ、さきにも質問いたしましたカジノ構想も、現在、小樽商工会議所でも検討を始めましたことは御承知のことと思います。このカジノ構想については、自民党が日本では違法とされるカジノの合法化に向けた取組を本格化させ、党観光特別委員会が「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」を新設、地方自治体や有識者、経済界の意見も聞きながら、今年6月にもカジノ導入の方向で基本方針を策定する予定です。市としても、小樽商工会議所と一緒に、このカジノ構想の小樽の実現に向け、官民一体となったプロジェクトを立ち上げてはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、昨年第1回定例会で自民党の横田議員が質問いたしました韓国ソウル特別市の江西区との友好都市の提携についてお尋ねいたします。江西区の内容については、横田議員の質問、また、市長のお答えに詳しく記されておりますので、省かせていただきます。

昨年第1回定例会以降の経緯としては、11月17日から20日まで、江西区長をはじめ、江西区の親善交流協会の会員で構成された訪問団25名が小樽を訪れ、市長をはじめ、小樽の関係者の皆様と友好協力発展のため交流を深めました。今年に入り、2月11日から13日まで6名の方が再度訪問し、交流をいたしました。その要望にこたえるべく、商工会議所を中心に小樽日韓友好親善協会を立ち上げ、現在のところ約60名ほどの会員が入会し、3月30日に発会式を行うべく準備を進めております。また、再度なる来樽に対し、3月17日から20日まで、小樽から市民有志10名ほどで江西区を訪問する予定になっております。この友好都市締結も数か月後には行わなければならないと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、若手職員のプロジェクトチームについて質問いたします。

現在、小樽市は職員一丸となって行政改革や財政再建などで健全な行政運営を目指していることと思います。また、市長も職員にげきを飛ばし、知恵と工夫で何とかこの難しい局面を乗り切ろうとしていることも十分に認識しております。その中であって議場におられる部長たちは、厳しい財政状況の中でいかに豊かな市民生活を継続しようか、また、生み出そうかと試行錯誤され、日々頭を悩ませていることとお察し申し上げます。本当に御苦労さまでございます。

しかし、私は将来の小樽市役所を考えると、こちらにいらっしゃる部長たちには残念ながら限界とは申し上げませんが、先が見えている現状です。過去に若者、よそ者、ばか者がまちづくりに必要な三つの要素だという話を聞いたことがあります。未来の小樽のまちづくりを考えると、市役所の若者の発想というのがこれからの時代のキーになるのではないのでしょうか。

一昨年4月に、市の若手職員で構成された小樽ジェットプロジェクト研究会が「小樽の将来都市像を求めて」という報告書をまとめたことは、私としては大変うれしく思っていましたし、今後の市の若手職員の推進力に大きな期待を寄せたところであります。

そこで提案いたします。小樽のまちづくりを考えるということではなく、今後の自分たちの市役所をどうしていくべきなのかを若い職員で検討するようなプロジェクトチームをつくって、自由な、そして柔軟な発想で多くのアイデアを出してもらい、市長や部長たちがそのアイデアをくみ取っていくような形をつくってはどうか。このとき人選を市長や部長が指名するのではなく、庁内で公募をかけ、参加意欲のある職員を募るという方法で参加機会を広げることが、若手職員のやる気を起こさせることにつながっていくことではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1月6日の記者会見の発言内容でありますけれども、病院を統合新築した場合の起債の償還時期については、これから統合新築に着手したとしても、基本計画や実施計画策定を経て工事着工となり、起債の据置期間も考え合わせますと、病院本体の起債元金の償還が始まるのは今から10年後ぐらいという意味であります。

また、10年後の財政状況についてですが、私が市長就任以来、建設事業を厳選し、市債発行の抑制を図り、その残高の縮減に取り組んでまいりました。その効果は今後着実に起債償還額の減少として表れてまいりますので、10年後には、現在約80億円とピークにある公債費が数十億円単位で圧縮される見込みであり、財政状況も好転するとの考えを持っておりますので、それらを総合して見解を述べたものであります。

次に、小樽グランプリ構想についてでありますけれども、小樽グランプリ構想推進協議会では、チャンプカーレースの現地視察などを通じ、開催地の取組を参考にして、コースの選定、経済効果の推計やチャンプカーに関する市民説明会などを行うとともに、市が事務局の特定地域プロジェクトチームと連携して、公道レースを行うに際し、救急体制の整備、観客に対する誘導などの諸課題を検討していると伺っております。レースの開催には、コース選定に際し、市民の理解、公共性や安全性が重要であり、今後とも特定地域プロジェクトチームの事務局である総務部企画政策室と連携し、一つずつ着実に諸課

題の整理を行っていただきたいと考えております。なお、現状は課題整理の段階でありますので、今のところ専属職員の配置については考えておりません。

次に、カジノ構想でありますけれども、現在、国内では法律上でカジノは禁止となっておりますのは御承知のとおりであります。諸外国でのカジノ解禁の動向や観光振興の効果への期待などもあり、現在、国内でのカジノのあり方などが議論され、政府与党内ではカジノ導入の基本方針の策定などの検討もなされると聞いております。プロジェクトの立ち上げにつきましては、今後の立法化への動向などを見極めながら、商工会議所などと相談してまいりたいと考えております。

次に、韓国のソウル市江西区との交流であります。これまでの交流に加え、御質問にもありましたように、昨年から今年にかけて江西区の区庁長や親善交流協会の会長外関係者が来樽されたほか、江西区の専門学校からは昨年以上の人数と期間で学生が研修で小樽を訪れており、市内のNPO法人を受入れ窓口として、来年以降も継続する意向と伺っております。このように両地域の交流は着実に広がりを見せていると実感しており、近く予定される両親善協会同士の縁結びもまた一つの機会として、さらに交流が深まっていくものと期待いたしております。江西区と友好都市になることにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、前向きに考えていきたいと思っております。今年の交流状況なども見ながら、その時期等については相手側とも相談していききたいと考えております。

次に、市役所若手職員のプロジェクトチームでありますけれども、私は職員時代から市役所の仕事に対し、役職や世代にとらわれることなく、さまざまな角度から事務や事業などを見直す姿勢は大切であると思っております。今もその考え方に変わりはありませんし、今でも事の大小は問わず、各部横断的な連携による打合せの重要性は訴えてきております。また、若手職員の自由な発想を市政に生かすという点では、この間、職員研修以外にも私と若手職員との懇談会を実施し、そこで出た意見を市政に反映させております。

御提案のプロジェクトチームについても、若手職員の自主的な活動も出てきておりますので、これを大切に育てるとともに、さらに仕組みなども検討し、こうした機会の拡大にもつなげてまいりたいと思っております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

○1番（上野正之議員） 初めに、一番先の例の10年後のうんぬんという話でございますけれども、やはり市民はなかなか市長が言ったことでは理解できなかったと思いますので、事あるごとにそのような形で市民にお示しいただくことが大事ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一点でございますけれども、小樽のグランプリ構想でございますけれども、実はこれは2年ぐらいの後にもう開催という一応めどを立てているわけでございますけれども、なかなか行政は行政なりにいろいろお考えを持っていると思いますけれども、実現に向けての決意といいますか、そこまではなかなか先ほどの答弁では私は意に感じませんけれども、ある程度やはり小樽市としまして、この構想については全面的にやるのだという、もうそろそろそういうことを、決意を示していく時期に来ているのではないかというふうに思いますので、再度また伺いいたします。

また、先ほど私が申した経済効果の件でございますけれども、なかなかそれはあなたたちが考えている実行委員会、期成会が考えて、るる経済効果というふうに見られがちでございますけれども、これについてはある程度根拠を持ってお示ししているわけでございまして、やはり先ほど言ったように小樽のこれからの経済効果を考えた場合、グランプリを含めてこのもう一つのカジノ構想も積極的にやっていかなければ、せっかく糸口を、入り口をつかんでいるのに、ややもするとほかの都市に行ってしまうの

ではないかという懸念が持たれますので、そういうことも含めてお願いいたします。

職員のことについては、なかなか今すぐというわけにはいきませんが、企画政策室の方で精力的に取り組んでもらっていますので、実現が本当に可能になった場合には、また違う考えとして専門的な方をつけてくれるというふうに期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、再質問を2点ほど行います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 財政問題でございますけれども、いろいろな機会を通じまして今お示しをしております、よく市民の皆さん方の理解を得ていきたいと思っております。

それから、グランプリ構想の関係ですけれども、問題は、公道を利用したカーレースですから、これは日本でまだやっていないレースですから、なかなか日本人にはなじみがないという部分で、今、メンバーの皆さん方も地域説明会を開催してそれぞれ理解をもらっていると、そういう状況にあります。さらにはまた、同意書といいますが、こういう事業に対する同意書も今もらって歩いているということを聞いておりますので、そういった活動を通して市民の理解も得られてくるだろうと思っておりますから、一番はやはり市民の理解をどうやって得ていくかと、ここが一番大事ですから、その部分で今一生懸命努力をされているという状況です。そういう段階でございますので、その中でいろいろな課題を整理しながら進めている状況でございます。

それから、経済効果については、私もレースのオーナーの方にお会いしておりますので、そういう経済効果のあることについては十分お話を伺っておりますので、そのことについては疑問は持っておりません。

それから、職員の配置については、時期を見て考えていきたいと思っています。

○議長（中畑恒雄） 上野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 通告した要旨に沿って一般質問をします。

去る2月4日から5日にかけて、余市町で「自立と自治体間連携を目指して」と題し、地方の時代の新展開を目指す余市フォーラムが開催されました。道州制の論議を含め、多様な自治のあり方や広域連合自治にも光を当てながら、新たな自治のあり方について道内各地から集った300名の住民、自治体職員が意見を交わしました。

道州制特区構想については、2003年8月、小泉首相が北海道をモデルに道州制特区構想を打ち出し、27次地方制度調査会の最終答申で検討する必要ありと示され、2001年度からの北海道の道州制懇話会の報告以降、検討が進められていたものに弾みがつけられたかに見えました。平成大合併第2幕と道州制特区の進展の中で、北海道は地方自治制度の再編成のかぎを握っている。余市フォーラムはそのことを感じさせる内容でした。

道州制と自治の問題についてお伺いしたいと思います。

まず、道州制についてですが、機能の分担や地域の統合という観点からではなく、住民自治の原理の観点からの道州制は、どういうあり方がよいと市長はお考えでしょうか。また、道州制特区構想は、自民党の北海道道州制検討小委員会が行った関係各省への意見聴取では、道が国に対して求めていた権限

移譲についてゼロ回答であり、ここに来て暗礁に乗り上げた感があります。市長は道州制の実現に期待を寄せていましたが、この一連の国と道の動きにどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いします。

これまでに示された道州制構想には、全国の知事の間から、時期尚早、広域化に伴う問題点があるなどと指摘されています。道州制をめぐっては道と国の間での協議を先行する進め方ではなく、連合自治の構想を含めた機能強化の追求など、市町村の意向に向き合って慎重に進められるべきと考えますが、市長の見解をお示してください。

しかし、既にモデル的先行事業として、市町村で行うことで効率化が図れる事務事業や権限の移譲は実施されているようです。新年度に向けて小樽市に移譲される業務はどういった内容でしょうか、お示してください。

次に、合併新法と自治のあり方についてお伺いします。

道州制論議とともに北海道では合併新法の下、各自治体が新たな局面に直面し、自治のあり方について、それぞれの自治体がどのような展望、見通しを持つのか問われています。旧合併法の下で行われた市町村合併編入で、全国の市町村がこれまでより44パーセント減ったのに対し、北海道は15パーセントと合併は進みませんでした。北海道で合併が進まなかった要因について、市長はどのように受け止めておられますか。初めに伺っておきたいと思います。

合併新法に基づく北海道の基本的な考え方と合併推進の流れが示されていますが、その点についてお尋ねします。合併組合せの基準の内容と基準のそれぞれについて、市長の見解をお示してください。

基本的な考え方に基づき、市町村への意向調査が3月から4月にかけて行われようとしています。旧合併法では93のパターンがあり、一つのまちが二つから五つの選択肢があったのと比較しても、自治体の選択の幅を狭めた中での意向調査は、地方自治の根本精神を踏みにじるものとなっていると思いませんか。市長は意向調査に対し、どのようなスタンスで臨まれるのでしょうか、お伺いします。

新合併法では、合併協議会設置の勧告権などが盛り込まれました。高橋知事は勧告権を積極的に行使していくと明言しています。さまざまな自治のあり方を認めない、合併ありきを推進していこうとするこのような態度は、憲法に保障された地方自治の精神をも踏みにじるものだとは思いませんか。

旧合併法の下、後志管内では合併協議会が設置されながら、機は熟していないと合併見送りになったところ、自立の道を選択することとなったところなど、地方自治とは何かという根本的な問題について住民とともに意見、考え方を交え、住民参加のまちづくりの機運が大きく進みました。新しい自治のあり方を考える一つとして、今、後志グランドデザインが示されています。

小樽市の立場についてお尋ねします。新合併法の下で小樽市が合併論議に加わるのははるか先と、のんびり構えるわけにはいかないのではないのでしょうか。余市フォーラムの中でも、後志が自治のあり方についてさまざまに研究、前進しているのに、小樽市の動きがいまいち見えないと指摘されていました。後志10か町村と業務提携していく上でも、後志における小樽市のあり方を示していくべきではないのでしょうか。そのプランはあるのでしょうか、お伺いします。

北海道の自治のあり方を研究している酪農学園大学の河合博司教授は、旧合併法の下で自立プランの策定や合併に伴う住民投票が取り組まれたことを評価し、北海道の自治体には地域にしっかりと根を張った地域住民の営みなどが背景にあり、ここにしっかりと立脚してこそ道州制の論議が成り立つ、住民の生活、意向を無視した自治のあり方は未来がないと指摘しています。改めて小樽市で住民の生活や意向に立脚した自治のあり方が検討されているか、問い直してみたいと思います。

これまでの政策立案・決定に当たり、市民の意向にしっかりと向き合ってこなかった結果が、小樽市の財政状況を今に追い込み、小樽病院新築の問題でも、市営プールの問題でも、小学校の適正配置と同

じ過ちを繰り返そうとしてはいいのでしょうか。この間、小学校の適正配置問題とのかかわりで深く考えさせられたのは、住民の政策立案への参加のあり方です。学校の適正配置は小樽市の将来展望を見据え、住民の意思も含め、検討を重ねたい大きな課題の一つです。「（仮称）小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」を設置すると聞いております。委員会構成では市民公募も含まれるとのこと。小樽市のこれまでの審議会、懇話会の設置では、一般市民の公募は構成員の数人に限られてきました。学識経験者や教育関係者といった専門分野の方も必要ですから、それぞれの分野の枠組みだけは確保しながら、全員公募という形をとり、今後の審議会や懇話会のあり方の典型をつくってみてはいかがでしょうか。教育長の見解をお示しください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、道州制のあり方についてでありますけれども、現在、北海道が推進しております道州制特区構想は、地域が権限を持って取り組むことで住民サービスの向上や地域の活性化につながり、地域主権型社会が実現するというものであります。このことは、できる限り住民に近いところで地域の実情に応じて住民の意思を踏まえた行政が行われるようにすることを目指しており、地域の基礎的・総合的な行政主体としてより大きな役割権限を担う道州制の導入は、これまでの中央集権型社会から地域主権型社会へ移行するために必要なものであると思っております。

次に、北海道道州制特区構想に対する国・道の動きの感想でありますけれども、道州制特区の北海道提案について、各省庁が権限移譲案に対し移譲は困難という考えを示したとの報道がなされており、実現に向けてはまだまだ課題が残されているという感じを持っております。道州制の推進については、北海道及び市町村の自主・自立を促進するとともに、北海道経済の回復に寄与するばかりでなく、北海道全体の発展と道民福祉の向上を図るものでなくてはならないと思っており、国、道、市町村の円滑な関係が大切であると考えております。

次に、市町村の意向に向き合って慎重に進めるべきとの御意見でありますけれども、この道州制特区構想については、国と道との関係であるとともに道と市町村との関係でもあり、今後、市町村の意向を十分に反映させるべく、市長会等を通じて議論を深めてまいりたいと思っております。

次に、事務事業や権限の移譲内容でありますけれども、新たに平成18年度、北海道から小樽市に移譲となる事務権限は18権限であり、内訳は建設部が所管する宅地造成工事規制区域の指定に関する事務8権限と、保健所が所管する高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可等に関する事務10権限が移譲となることとなっております。

次に、合併新法と自治のあり方でありますけれども、まず旧法の下で北海道の合併が進まなかった要因につきましては、道内で合併協議会に参加した市町村は73.4パーセントであり、それぞれの市町村では基本的な議論をしていると思います。しかし、そのうち約6割が、合併の機運が高まらなかったことを理由に合併に至らなかったようであります。北海道の場合、合併の機運が高まらなかった具体的な理由としましては、単独での機運の高さや寂れる地域への懸念、面積・地理的条件による課題、財政力格差などの背景があるものと推察できます。

次に、市町村合併に関する道の基本的な考え方による組合せ基準でありますけれども、このたび示された合併の組合せ基準及び内容については四つの点がありまして、1点目は人口3万人ということで、

合併後の人口の目安をおおむね3万人となるよう進めるというものの、2点目は最大時間距離80分ということで、行政区域内での購買行動や通院・通学・通勤などの移動時間を80分以内とするというものの、3点目は旧法下の合併市町村への配慮をするということで、既に合併を済ませている市町村の意向を尊重するというものの、4点目は地域の自主的な動きということで、北海道が目安とした統計分析結果に基づく市町村の結びつきではなく、市町村同士で自主的に合併の組合せを示した場合は尊重するとなっております。いずれにいたしましても、市町村合併は、市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断するものであると考えております。

次に、市町村合併の組合せの意向調査への対応でありますけれども、小樽市は北海道の示した組合せの基準でもある人口規模3万人を上回っていることから、基本的には単独での自治体運営を目指してまいりたいと考えております。なお、周辺自治体の意向も踏まえる必要があるのではないかと考えております。

次に、合併協議会設置に関する勧告でありますけれども、北海道の基本的な姿勢は、市町村合併はあくまでも市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断するものとしており、新合併法の中に合併協議会の設置の促進、都道府県知事による合併協議会設置の勧告が盛り込まれておりますが、ここでも関係市町村に合併協議会の設置の勧告をする場合には関係市町村の意見を聞くことが明記されていることから、あくまで住民の意向を十分に踏まえて行われるものと認識しております。

次に、後志グランドデザインと小樽市の立場でありますけれども、後志グランドデザインは後志町村会を構成している19町村で策定したものであり、小樽市は構成メンバーには入っておりません。しかし、北しりべし廃棄物処理広域連合のように、連合により効率的な行政運営が図られるものについては、今後も管内町村との連携を強めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 讓) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

「(仮称)小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」の構成についてであります。小樽市教育委員会は今後の市立学校の規模・配置のあり方について諮問し、検討をいただくため、検討委員会を設置する予定です。その構成につきましては、学識経験者や教育関係者、保護者の代表などに入ってくださいほか、一般公募委員として数名予定しております。

この検討委員会では、教育の制度やその効果など専門的な分野で検討していただくことも多く、学校教育全般について十分な識見のある委員の方々と、一方では保護者や市民の目線でお話しいただく委員の方によって構成することにより、幅広い論議をしていただけるものと考えております。そのため全員を一般市民の公募により構成することは考えておりません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

○8番(菊地葉子議員) 道州制や自治のあり方の問題については引き続き意見を交わしていきたいと思うのですが、1点お聞きしたいと思います。

市長は、旧合併法の下で北海道で思うように合併が進まなかった要因について、機運が高まらなかった、あるいは地方が寂れる懸念もあった、そのようなことが原因ではないかというふうにおっしゃいましたが、それでは今度の新合併法でそういう問題がクリアできるとお考えでしょうかというのが一つです。

もう一点、昨日、大橋議員の質問に対しては札幌圏との合併のことも質問として出ていまして、そう

いう考え方もあるのだろうなと思っていたのですが、私は小樽の自然や環境や、それから歴史を生かしたまちとして、また、後志圏の中核市としてしっかりと立っていく、その役割はまだまだ大きいものがあり、後志圏の中での小樽市として、この先も自立したといいますか、そういう立場で臨んでいくべきではないか、その方がいいのではないかというふうに考えています。

後志のグランドデザインの中では、それぞれ個別の自治体のあり方をきちんと保障しながら、さらにいろいろな広域でできるものをやっていくという考え方ですけれども、そういうふうに後志のほかの自治体が自治のあり方について研究、前進していく中で、小樽市はそういうところと広域の業務とか広域連合とか業務の連携とかを求められていく、その見通しを持った研究とかそういうことは庁内で何か検討されているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それから、教育長にお尋ねしますが、昨日、教育長は非常に言葉を選びながら慎重にお答えになっていたと思うのです。この間の経過を見ますと、本当に地域の住民の教育に対する思いだとか、それからこの間、小学校の適正配置のいろいろな過程の中で本当に慎重に論議していかなければいけない問題だと思いますので、あえてお伺いしたいのですけれども、教育の問題で専門的に論議をする、そのためには学識経験者や教育のさまざまな専門的な知識を持った方たちも確かに必要ですし、だからこそ、そういう思いとともに保護者や地域のそこの学校に我が子を通わせるという、あるいは昨日大橋議員の中にもありました、エゴという言葉も出ていましたけれども、本当に我が子がどうなるかということも含めた問題も突き合わせながら検討されていかなければいけないと思うのです。

ですから、全部を公募するというわけにはいかないと言いつつも、教育委員会側からなったださいというふうにして選んでいく人と、また、全く教育問題について積極的にかかわってこうとする人の比率というのは五分五分あるいはもっと4・6の割合で、住民の方々の意見も尊重されなければいけないのではないかなと思うのですが、10人の中の3人を市民公募にするとか、そういうことではなくて、きちんと意見が尊重されるような配分というものについての考え方はどうなのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 合併の関係で、北海道が進まなかった要因ということでございますけれども、昨日もちょっと話しましたが、合併を進めたところの首長のアンケート調査で一番強く意識したもののとして三つ挙げてくださいという質問の中で、市町村合併の大きな流れがあると。ですから、そういう一つの機運といいますか、そういうものがやはり北海道はちょっと盛り上がりが少なかったのかなという感じがしていますので、そういうお答えをしたわけでございます。

それから、後志のグランドデザインの関係は、これは北海道町村会が北海道町村会として将来のまちのあり方をどうするのでしょうかという問いかけをして、これはそれぞれの町村で考えようという中で後志の町村会としてグランドデザインというものを考えて、将来的に19町村で後志市をつくるのだと、そういう話をした中で、合併できるところからやっていった方がいいのではないのでしょうかというような考え方が底流にあるようです。

小樽の場合の立場で見ますと、一応後志の関係については今までもいろいろな団体で連携ができないかどうか話し合いをしておりますし、特に産業振興の面で、私の方からの持ちかけで産業振興の連携会議を立ち上げて何回か会議はしましたけれども、そういう面でちょっとそれぞれの地域事情があつてなかなかうまくいかないといいますか、こういうこともあって、私の立場としては大いに連携を進めるべき

だと思っていますから、業務の内容によっては連携できるものは連携していきたい。北しりべし廃棄物処理広域連合のようなものも、ほかの業務についても、こういう同様な形で進められるものがあれば進めていきたいと、こんなふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 菊地議員の再質問にお答えいたします。

公募のあり方についてであります。委員の構成につきましては、今回の検討委員会設置の趣旨から、教育分野に関して識見を有する方々を中心に各分野からバランスよく集め、さまざまな観点から学校の規模や配置のあり方について議論をいただくもので、人選につきましては、各分野の団体から最も適した方を委員として推薦していただく方法が、私は最善であると考えております。議員御提案の専門分野ごとの枠組みで公募するという方法もあるかと思いますが、専門分野ごとにそれぞれの適正を見極めることは極めて困難であり、また、バランスよくさまざまな分野から応募を得ることは難しいものと思っております。したがって、公募委員につきましては、市民の貴重な御意見をお聞きするという観点から、数名を公募するという考えに変わりはございません。

なお、最終的には3月末の教育委員会で、また教育委員と話し合ってまいりたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

○8番(菊地葉子議員) 今の公募のあり方なのですが、そのことについては、専門分野の方々も公募にかけた場合に来るか来ないかわからないという意見もあると思うのですが、そういう専門分野の立場の人たちと同じぐらいのバランスで、一般市民の方々の公募の数をきちんと確保してほしいということで私は先ほど再質問したのですが、今までの諮問会議のあり方だとか懇話会のあり方だと、どうしても一般市民公募というのはせいぜい3名だとか5名だとか、全体のバランスの中では2割とか3割の程度なのです。そうではなくてきちんと五分五分のバランス、あるいはもっと市民の多様な意見をきちんと尊重するという意味では4・6の割合であってもいいのではないかと、そういうふうに考えるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 菊地議員の再々質問にお答えいたします。

分野ごとに選考基準を定めていくということはなかなか私、困難なことであり、透明性ということもあって、課題ではないかというふうに考えてございますし、また、道内の市町村、今盛んに小中学校の適正配置に向けて検討しているようでございますが、その手法だとかをいろいろと情報入手しましたら、先ほど仮称ではございますが、今私がその思いを話したところですが、そのような形で一応進めているところがほとんどでございまして、昨日もちょっと触れましたが、小樽の場合も協議していく中で、途中でまた皆さんの意見を聞くですとか、そういう場も設定するということで、教育委員会ともまた話し合っていく予定でございますので、そういうことで今から何対何ですとか、総枠何人ですとか、そこまですべてまで至ってございませんので、そのところは御了解いただければと思います。

○議長(中畑恒雄) 菊地議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○18番（佐々木勝利議員） 早速一般質問に入ります。初めに、市の財政問題について、財政再建とその先のということで何点が伺います。

財政危機は地方自治体を見直すチャンスと考えるべきです。初めに、なぜ自治体財政は悪化するのを考えてみます。自治体財政が悪化するのはいわゆる歳入、いわゆる地方税、普通交付税の経常一般財源は増えないのに、固定費、人件費、公債費、物件費などの経常経費が増加を続け、歳入と歳出の収支が合わなくなるからだと思います。収入が右肩上がりで増えているときには次々と新たな施策を行うことができた。いわゆるビルド・アンド・ビルドが、1992年、平成4年を境に経常一般財源は横ばいとなって、収入増を見込むことが困難となったのではないかと思います。

そこで伺います。初めに、小樽市の場合、一般財源と経常経費がどう推移したのか、具体的にお示ください。

次に、この問題を考えるときに少子高齢化社会への影響ということで、少子高齢化社会の進展は自治体財政、特に市町村にとっては脅威に感ずるところではないでしょうか。福祉や医療という住民サービス、いわゆる社会保障費の増加と結びつき、固定費の増加となる一方で、労働人口の減少、つまり税収入減につながります。このこと、いわゆる少子高齢化の進展は小樽市の財政悪化の要因と考えますが、少子高齢化の歳入と歳出に与える影響はどのぐらいになりますか。

また、財政悪化の要因にはどのようなものが考えられるかと思うとき、少子高齢化による財政構造の変化のほかに、小樽市の財政悪化の要因としてはどのようなものが考えられるか見解を伺います。

この項の最後に、少子高齢化社会の進展とともに財政状況が厳しさを増すことになります。そこで、その先、市民と自治体にはどのような意識変化が求められるかと考えるとき、第一段階としては市民の自治体行政に対する感度が高くなり、自治体の内部努力を求め、市民要求も増加することになります。それを受けて自治体は、定数削減や給与の見直しなどの合理化を行うことになります。

第二段階としては、自治体が市民サービスの見直しに着手し始め、市民はあれかこれか、要求を選択的にするようになるのではないのでしょうか。いわゆる量入制出、入るをはかって出を制すの段階と考えられます。しかし、少子高齢化社会の進展は、地域住民にどれだけ負担を求めるかが問われるようになってくるのではないのでしょうか。つまり、市民が必要とするサービス水準を前提に負担を決める量出制入、出をはかって入るを制す、そういう段階への移行が考えられます。そこで、市長は特にこれからの市民負担と市民サービスのあり方についてどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、市の総合計画について伺います。本市の重要課題である人口定住促進、少子高齢化対策、経済の活性化などの諸課題を解決し、市民が夢と希望、豊かさを実感できる魅力ある活力あるまちづくりを目指すものとして取り組んでいった小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」は、平成15年9月の中間点検のまとめを受けて、今、第3次実施計画、平成16年度から平成18年度に基づいて実施していると承知していますが、まとめの年度に入ってきました。そこで伺います。第3次実施計画における現在までの取組状況についてお示ください。

次に、2008年度、平成20年度からの新たな総合計画に向けて策定の準備に入ることとしていますが、この基本構想の基本的な考え方と具体的な進め方をお示ください。

次に、この冬の除排雪対策について何点かお伺いします。

この冬、記録的な大雪による被害や市民生活に与えた影響は想像以上のものとして、市はその対策に努力してきたところですが、市民も自助努力による雪対策を余儀なくされたことが多かっただけに、除排雪に対する市民の反応はさまざまだったと思います。そこで伺います。これまでどのような苦情や注文、要望があったのか、また、それに対してどのように対応したか、宿題になったものはどのようなも

のが考えられたのかお示してください。

次に、市内4ブロックに分けての地域総合除雪体制をとって効果的な除排雪に努めたと思いますが、地域や場所によって差があるように感じます。どのような考え方で事に当たってきたのかお聞かせください。

次に、この冬の除排雪を教訓として次の除排雪にどのように生かしていくつもりか、考えを伺います。

最後に、次の2点について伺います。

1点目、雪に強い道路、交通の確保のために力を入れた事業とその実績をお示してください。二つ目に、雪や寒さに強い生活環境づくりのための事業とその実績についてもお示してください。

次に、若者定住対策について伺います。

若者を取り巻く、とりわけ就職環境の厳しい状況が続きます。また、最近は、65歳以上の高齢者の地元離れと若年者の市外流出が目立つようになったと聞かされました。そこで、特に若者の地元定着を図るため、これまで関係団体と連携しながら、雇用の創出や就職相談を進めてきたことは承知していますが、特に今年度の具体的な取組と成果についてお示してください。

また、小樽市の人口増対策の一つとしてとられてきた若年者定住促進家賃補助事業は18年度は休止とされていますが、今後、条件緩和などをして継続してみたいかでしょうか。また、若者の子育て支援に対応した市営住宅の確保と供給について、どのように考えているかお聞かせください。

次に、「小樽市子どもの権利に関する条例」制定について。

1989年の国連の総会において全会一致で採択された「子どもの権利条約」を中心とした、子供の権利を保障していく、また、保障していこうとする活動が広がっています。しかし、私たちは日常生活の中で子供の権利というものをあまり意識していないで生活してはいまいか。昨今の子供の置かれた深刻な状況を考えるとき、改めて考えさせられ、意識して取り組まなければならないという思いを強くしています。子供の権利の本質は、一人の人間として基本的人権をみずから行使できる人格を形成していくための成長、発達する権利と考えます。「子どもの権利条約」の中には、子供が自分の意見を自由に表明することを保障した意見表明権があります。そのためには子供のときから自分の意見を表明する訓練を重ねることが大切であり、そして大人とともに社会を構成する一員として参加していくことにより、子供は、自分で考え、自分の意見を持つようになり、自分らしさというものを発揮していく人間に育つと言われています。これまで私は平成13年第4回定例会、平成15年第1回定例会、また、平成16年の第4回定例会において市の子供の権利に関する条例の必要性を述べ、一定の前向きな回答を得ているところです。そこで伺います。その後の検討状況について具体的にお聞かせください。

大事なことは、周りにいる大人たちが子供に対する態度や意識を再確認し、子供に合った環境を築いていくことが必要であり、子供にとって最善の利益を最優先にして考えていくことが重要だと感じます。条例づくりは、大人が次世代を担う子供たちのことをよく考え、そういうまたとない絶好の機会になると強く感じています。このような観点から、小樽市がこれまで積み上げたものを土台にして、（仮称）小樽市子どもの権利条約制定委員会を立ち上げ、小樽らしい条例制定に向けての取組に着手すべきと考えますがどうか。

次に、教育問題についてです。

一つは、学力テスト、学習到達度調査の実施の問題です。

この学力テストについての問題に、過日の道新の社説にこう問題を指摘しています。「昔の教訓は生きているか」と。文部科学省は、2007年から全国学力テストの実施に向けて、準備予算概算要求に盛り込みました。平成17年9月です。テストは今のところ、全国の小学6年生と中学3年生全員を対象にす

の方針。全調査には中教審でも賛否両論が出ていて、「拙速に事を運んでは、かつての学力テストの二の舞を演じはしないか。しっかり議論すべきである」と指摘されています。この学力テストは、中山前文部科学相が、平成16年11月に義務教育改革の柱としてゆとり教育の見直しとともにその復活に意欲を示したものとされていますが、全国学力テストはかつて1956年から導入されたものの、競争が加熱し、成績の悪い子を試験日に休ませるなど弊害が目立ち、1966年に廃止された経過があることを忘れてはなりません。

そして、次のような声、意見はしっかりと受け止めなければならないと思います。地方分権の時代に向かっているのに、国の権限が強まる懸念。学校の序列化を進め、学校の選択制に道を開くものである。学校間格差が拡大する事態が生じるおそれがある。それに加えて学力テストという単一の基準で学校の評価が決まれば、特色ある学校づくりを阻害するばかりではなく、多種多様な能力を持つ子供たちの成長の芽も摘んでしまうなどなどです。問題のある学力テスト、学習到達度調査には反対の声が大きいことは認識すべきです。

「あおばとプラン」に組み込まれた学習到達度調査について、財政再建と厳しい予算編成の中にあつて、国に先取りする形で、問題があるこの調査を一方的に予算化してまで強行に実施しようとするのなら何か。市教委の姿勢は認められません。厳しく問われる問題だと思います。教育長の受止め、見解を求めます。

次に、あおばとプランについて。

まず、あおばとプランそのものに問題があると指摘しておきます。目指す方向を教育委員会サイドだけの判断で決め、一方的に現場におろしてくるやり方はいただけません。認められません。少なくとも「市民と歩む 21世紀プラン」との整合性を図った義務教育改革ビジョンと銘打つならば、策定に当たって全体の共通認識に立ち、開かれた場の中で議論をし、丁寧につくり上げていくのが本筋だと思います。情報公開と市民参加、この民主的な手順を踏んで、その上に立って市民にも明らかにすることが重要だと思います。形式だけを整えて決めていく教育委員会の姿勢は厳しく問われなければなりません。教育長の見解を求めます。

また、この中に学校適正配置についても記述されていますが、この問題は先ほどからも出ているように、これまでの経過からして慎重な対応が必要なものと考えます。市教委としてこの問題をどのような手順、手続を踏んでスタートさせようとしているのか、教育長の見解を伺います。

再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政再建についてのお尋ねでございますけれども、本市の経常収支の推移でありますけれども、まず経常一般財源収入につきましては、御質問のありました平成4年度は約316億7,000万円で、その5年前の昭和62年度の約226億4,000万円と比べて90億3,000万円、39.9パーセントの伸びを示しましたが、5年後の平成9年度は約325億円と、8億3,000万円、2.6パーセント増と横ばい傾向になり、平成16年度決算では約332億6,000万円と、7億6,000万円、2.3パーセントの微増にとどまっております。

一方、経常経費充当一般財源を同じように比較しますと、平成4年度は約263億8,000万円で、その5年前の昭和62年度の約192億1,000万円と比べて71億7,000万円、37.3パーセントの伸びを示し、5年後の

平成9年度は約311億円と、47億2,000万円、17.9パーセントの増となり、平成16年度決算では340億6,000万円と、さらに増加傾向が続いております。この結果、経常収支比率は昭和62年度84.9パーセント、平成4年度83.3パーセントと改善しましたが、平成9年度は95.7パーセントと悪化をし、平成16年度は102.4パーセントと、ついに経常一般財源で経常経費を賄えない危機的な財政状況となったところであります。

次に、少子高齢化の影響でありますけれども、計数的に比較するのは税制や老人保健、介護保険制度の変更などもあり、難しいものがありますが、歳入では、個人市民税の納税義務者数の減のほか、人口減少による地方交付税の減額などの影響にも表れてきております。歳出面では、国民健康保険や介護保険、老人保健事業の給付費が増加傾向にあり、その一般会計からの繰出金の負担も増えているほか、老人医療助成をはじめとした各種扶助費の増加にもつながっているものと考えております。いずれにいたしましても、本市の高齢化率が27パーセントを超え、全国に10年先行しているという現実が本市財政に与える影響は大きいものと考えております。

次に、財政悪化の要因についての現在の認識であります。歳入の面で申し上げますと、長引く景気の低迷と人口の減少により、市の収入の根幹であります市税収入が減少していること、加えて国からの臨時財政対策債を含む地方交付税が削減されるなど、市が自由に使える収入である一般財源が大きく減少したことでもあります。

次に、歳出であります。給与の独自削減や各種手当の見直し、職員数の削減などにより、人件費総額の抑制に努めてまいりましたものの、先ほど申し上げた高齢化に伴う医療費や介護に要する経費の増加のほか、公共施設及び都市基盤整備のために借り入れた起債の償還費がピークを迎えていることなどで、これまでも財政健全化に取り組んで一定の効果を上げてきましたが、その収入の減少がそれを補いきれず、今日の状況に至らざるを得なかったものと考えております。

次に、市民サービスの水準と市民負担のあり方でありますけれども、今後、我が国は、国、地方とも非常に大きな公債費の負担を抱え、人口が減少する中で少子高齢化が進むというこれまでにない時代を迎えることとなります。そのような状況で社会保障制度全般について、将来を見据えてどうしていくのか、税と受益者、世代間でどう負担するのが極めて重要な問題であると考えております。

本市においても、今後さらに厳しさを増すことが予想される財政状況の中で、安定的に持続可能な行政運営ができる財政体質をつくり、財政再建団体への転落を避けるためには、あらゆる事務事業の再点検をし、徹底した見直しを行わなければなりません。今後は、「最小の経費で最大の効果」の原則を再認識して、業務の効率化による職員数のあり方、市が行う施策の方向性や手法、行政サービスの範囲と負担のあり方などをいま一度見直していく必要があるものと考えております。

次に、総合計画第3次実施計画の取組状況でありますけれども、基本計画の大綱に沿って申し上げますと、まず「はぐくみ 文化・創造プラン」では、菁園中学校校舎等の整備、図書館業務の電算化、放課後児童クラブの拡充、サッカー・ラグビー場の建設などのほか、18年度からは重要文化財旧手宮鉄道施設の修復工事に着手いたします。「ふれあい 福祉・安心プラン」では、保育所の定員増、延長保育実施保育所の拡大、「こども発達支援センター」の開設など多様なサービスの充実。「うるおい 生活・快適プラン」では、オタモイ住宅1号棟の建設、家庭ごみ減量化に伴う各種施策、廃棄物中間処理施設の整備など。「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、商店街の活性化支援事業、香港・台湾マーケットリサーチ事業などの地域経済活性化推進事業、観光基本計画の策定のほか、小樽市企業立地促進条例の制定を本議会に提案しているところであります。「にぎわい 都市・形成プラン」では、小樽・ウラジオストック貨物航路の開設のほか、小樽運河の浄化対策、小樽港縦貫線の整備などに取り組んでおりま

す。施策の執行に当たりましては、厳しい財政状況の中ではありますが、施策の緊急度・優先度を見極めて進めているところであります。また、残された主な課題であります市立病院の新築・統合については、引き続き実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、新たな総合計画の基本構想の基本的な考え方ではありますが、基本構想は、小樽市が目指す将来都市像とその実現に向けた市政の基本的な方向を明らかにするものであり、また、まちづくりの指針となるものであります。現総合計画基本構想の目標年次は2010年代後半ではありますが、自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、構想の見直しが必要と考えております。総合計画の策定に当たりましては、小樽市総合計画審議会条例で市議会議員、民間諸団体の代表者等で構成する審議会の答申を受け策定することになっており、新年度において審議会や庁内策定会議を設置し、また、市民アンケート、パブリックコメントなど広く市民の意見を聞きながら進めてまいります。また、全体の作業スケジュールにつきましては、19年度が統一地方選挙の年でありますので、それらのことも考慮に入れ、進める必要があると考えております。

次に、除排雪についての御質問でありますけれども、初めに除排雪に対する市民からの苦情や要望であります。苦情件数は2月末日現在で2,615件、内容は除雪依頼が1,268件、そのほかに置き雪など除雪後の苦情が405件、排雪希望が455件、砂散布依頼が125件、その他段差解消などが362件であります。それらの対応のうち除排雪の要望等につきましては、現地の状況を確認した上で地域全体の優先順位を勘案し、ある程度の時間経過はありましたが、対応してまいりました。また、段差の解消やざくざく路面解消などのため機動班を編成し、速やかな対応に努めてまいりました。しかしながら、苦情や要望に対し迅速に対応ができなかった部分があったことにつきましては、今後の課題として受け止めております。

次に、地域や場所によって除排雪に差があったのではないかとということではありますが、市道の除排雪は市内同一の基準を設定して作業を行っておりますが、今年の大雪により、地域ごとの降雪量とか積雪深の違いや道路状況の違いなどから地域格差が生じたものと考えております。この地域格差の解消に向けて、ステーション間の機械配置の調整や国や道との連携、パトロール強化、雪捨場の調整などを行ってきたところであります。

次に、この冬の除排雪の教訓を今後どう生かすかということではありますが、課題としましては市民要望に対する迅速な対応、雪捨場の問題、違法駐車、道路への雪出しなどがあります。このため総合除雪エリアの見直し、機動力の強化、市民への協力・周知、新たな雪捨場の確保など、課題解消に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。さらに小樽開発建設部や小樽土木現業所との連携をとっていくことが大事なこともと考えております。

次に、雪に強い道路交通確保のための事業と実績でありますけれども、初めに、機動力の強化につきましては17年度にロータリ除雪車の更新を行っており、これに係る金額は2,880万円であります。雪捨場につきましては、幸1丁目の雪捨場の整備を16年度、17年度の2か年で行っており、これに係る金額は4,560万円であります。防雪事業につきましては、ロードヒーティングの保守点検に努めてまいりました。

次に、雪や寒さに強い生活環境づくりのための事業と実績でありますけれども、融雪施設設置資金貸付金制度につきましては平成12年度から実施をしており、16年度、17年度の2年間で145件の利用があり、これに係る貸付金は1億2,080万円であります。ロードヒーティング整備助成金につきましては平成元年度から実施しており、16年度、17年度の2年間で8件の利用があり、これに係る助成金は150万6,000円あります。バリアフリー等住宅改造資金融資制度につきましては平成13年度から実施しており、このうち無落雪屋根等改造工事に対しましては、16年度と17年度の2月末現在までの約2年間で7件の利用

があり、これに係る融資額は596万円であります。

また、市営住宅におきましては、玄関前の除雪軽減を図るため、カバードウォークの設置を今までに6住宅で行っております。さらに冬期間におけるごみと資源物の収集困難地区の対応強化につきましては、これまで行ってきた15地区に今年度新たに38地区を加え、合計53地区を実施しているところであり、これに係る経費としましては約660万円であります。

次に、若年者の定住対策に関しての御質問でありますけれども、初めに今年度の若年者地元定着事業の取組と成果であります。インターンシップ事業やジョブガイダンス、就職促進会などを引き続き実施したほか、3月には企業見学会を予定しているところであります。これらの事業を関係団体と連携しながら継続して実施することで、一人でも多くの地元雇用が図られるよう努めておりますが、本年3月高校新卒者の就職状況を見ますと、1月末現在で求人倍率は1.55倍、就職率は62パーセントとなっております。いずれも昨年同期に比べ増加してきております。

また、産学官が連携して運営する小樽まち育て運営協議会が昨年6月に産業会館1階に設置した「ジョブポートおたる」におきましては、職業に関する情報提供や就職指導、セミナーの開催などを行っており、これまでに述べ910人の利用があり、このうち24人の雇用が決定しております。

次に、若年者定住促進家賃補助であります。当補助制度は若年者の定住対策として平成14年度から実施しており、18年2月末現在で市外から転入してきた72世帯に家賃補助を行ってきております。現在、市内で若年者の定住対策を含む総合的な人口増対策について検討を行っており、当補助制度につきましても、アンケート調査の結果を踏まえて、今後の人口増対策の中で助成制度はどうあるべきかについて検討を行っていきたいと考えております。

次に、若者の子育て支援に対応した市営住宅の確保と供給であります。公営住宅法においては同法で規定するもの以外の特定の入居条件は認められておりませんが、子育て支援にも対応する3LDKのファミリー向け住戸を一定の割合で建設してきているところであります。なお、昨年12月に公営住宅法施行令の一部が改正され、本年2月から小学校就学前の子供のいる世帯については入居収入基準が緩和され、本市では既に適用しているところであります。

次に、「子どもの権利条例」に関するその後の検討状況でありますけれども、これまでも実践主体となる家庭や学校、さらには地域や関係機関等への啓発と意識づくりが大切であるとの認識から、平成14年9月、市内に教育委員会や福祉部など関係4部から成る連絡会議を設置し、協議を進める中で、パンフレットを配布するほか、懇談会、フォーラムなどを開催し、周知・啓発に努めてまいりました。また、次世代育成支援行動計画を策定し、「子どもの権利条約」にうたわれている「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の四つの基本的な権利にかかわって、乳幼児の健診・相談事業や児童虐待防止対策、「子ども会議」などさまざまな施策を実施してまいりました。

次に、条例制定の取組でありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、啓発と意識づくりが大切であると認識しており、今後は家庭、教育現場、学校機関等における条約の趣旨の浸透度合いを把握し、条約にうたわれている一定のモラルハザードとの兼ね合いもあることから、先進都市の取組も参考にし、これら関係者との勉強の場、協議の場を設けるなど、さらに意識の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、学習到達度調査の実施についてであります。このたびの調査の目的は、小学校における教育

課程の実施状況について、学習指導要領の目標や内容に照らしてどこまでわかったのか、全体的にどこでつまづいたかなどを把握し、学習指導上の課題を明らかにすることにより、今後の各学校の指導計画や学習指導の改善に役立てるために実施するものであります。

あおばとプランでは、確かな学力の育成、豊かな心の育成など六つの目標を掲げ、具体的な取組を示しております。とりわけ学習到達度調査は、今後3年間にわたって継続的に確かな学力の育成を目指して、小樽全体の傾向や各学校での指導計画や学習指導の改善を図るため、実態を把握する基礎的な資料として必要なものと考えております。

次に、あおばとプランの策定についてであります。教育委員会では、毎年、本市の学校教育を推進するための指針であります基本方針を各学校に示しておりますが、校長会や教頭会の方々の意見をいただく中でこれまで作成してまいりました。このたびのあおばとプランの作成に当たりましては、学識経験者や保護者、高等学校の校長をはじめとする学校関係者から成る委員会を組織し、保護者の願いや期待、教育の現状等について論議し、今後の小樽の教育の方向性について答申をいただいたところであります。さらに市内の各高等学校の校長や市P連の方々の意見を伺うなど、これまで以上に広く市民の皆さんの思いや願いを受け止めてまいりました。今後は、実施に当たりまして積極的に情報を発信するなど、市民の皆さんと協働しながら、小樽にふさわしい取組としてまいりたいと考えております。

最後に、あおばとプランの中に学校規模、配置の適正化を記述したことについてであります。このプランは国などの教育改革の動向を踏まえ、平成18年度から3か年にわたる中期的な視野に立った教育委員会としての学校教育推進のビジョンについて指針を示したものでありまして、小中学校の適正配置を検討することは避けて通れないものと考えております。今後の進め方については、急速な少子化や校舎の耐震度などの現状を踏まえ、全市的な小中学校の配置の見直しを慎重に進めていくべく、学識経験者や教育関係者、保護者や公募による市民から成る検討委員会を設置し、学校の規模、配置のあり方について諮問をする予定です。

なお、先ほども話しましたが、これらにつきましては3月末の教育委員会で協議してまとめてまいりたいと思います。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

○18番（佐々木勝利議員） 教育委員会に質問いたします。再質問です。

私が前段述べて、学力テスト到達度調査の問題、ここのところの背景を含めて一応思いを語ったのです。今、回答は、前回横田議員の質問に答えたとおりのものなのです。私が言っているのは、この学力テスト問題、学習到達度調査問題というのは、これまでも問題になったものだということの認識があるのかどうかということなのです。だから、三つ掲げて、確かな学力のために今予算をかけて、その裏打ちとするような調査をする状況にあるのかどうかということも含めて私は聞いているつもりなのです。だから、質問の後段の部分だけがねらいは何かとか、そこを聞いているのではなくて、ここに至った背景といいますが、こういうものに対してどういう認識でいるのかということを今問うているのです。

そういうことからすれば、あおばとプランに位置づけてというか、これを3年間で実施していくということになれば、この学力テストと言われるやつを何の問題もなくとらえてやっていくのだと。他の都市、意外と教育行政の中にあっては、いち早くこれまでも教育委員会は先駆けてどんどんやっていくという状況にはなかったと思います。この問題について、これだけが他に先駆けて確かな学力のための裏打ちとしてやるのだと。では、確かな学力とは何ですかと問われた場合、そういうことも含めて背景を

しっかりと認識して、共通の認識に立って進めていかなければならないというふうに思っている次第です、そのところは。

だから、私も前から聞いているのもあるのだけれども、質問の前段、後段、いろいろなところがあるけれども、質問されたその部分だけをとらえて答えていくという、その部分についてのもう一度しっかりと答えてほしいというのが一つです。

それから、あおばとプランのつくり方等について私は問題提起したわけですがけれども、どちらかというと、これまでもそうですけれども、教育委員会サイドである程度の枠を決めたといっても、関係者の部分が意見集約をしたということでの報告です。私も聞いたのは、はしがきの方にもありましたけれども、この小樽の教育改革ビジョンというふうに銘打っているわけですから、教育委員会サイドで知恵を出して考えて、そしてそれを問題提起して案として示しているのだったら、私はわかるのです。これは案ではなくてもう決めたことだということなのだから、変更する余地がない。十分これから意見を聞きながら中を固めていくと、こういうような状況にあるのかどうかも含めての質問だったのです。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） まず最初に、誤解をされたら大変まずいものですから話したいと思いますが、このあおばとプランというのは、18年度から3年度に向けて全部の学校で取り組むべきところから取り組んで、3年間で何とかやりましょうということでございますので、いわゆるこの学習到達度調査につきましては18年度1年間で、あと19年度につきましては、いろいろな国の動向や道の動向がありますので、それらを十分見直しながらということで、この3年間を進める上でまず基礎的なデータを欲しいということで、18年度の予算に計上したところでございます。

次に、過去のいわゆる学力テストと今私どもがやる場所というのはかなり違いがございまして、これまでのものは集団に準拠したテストといたしますが、集団の中であなたはどのような位置づけにありますよですか、そういうことを過去の文部省が実施した、しっ皆で行った小中学校のいわゆるテストでございまして、今回、私どもは子供のその位置づけというところでなくて、目標に準拠したといたしますが、算数として1年生ではこのところ、絶対覚えてほしいということが本当に定着されているかどうか。それが定着されなければ、2年でいくらすばらしい教え方をしても、1年生で教えるべきところが漏れていたりしたらということもありまして、集団の位置づけではなくて、子供たちがどうしてもこのところを理解できないですとか、そういうところを新しい中学校の1年生に小学校の6年間の部分を私どもとしては調べてみたいということでございますので、そのところは御理解いただければというふうに思っております。

それから、あおばとプランにつきましては、皆さんのお手元でカラーのこういう運河の冊子、これまで2年間か3年間かお渡ししたところでございますが、それにつきましては各学校で十分見ていただいているところでございますが、こうした議会のときに、必ず例えば性教育にかかわりましてですとか喫煙にかかわりましていろいろな質問が出されますが、教育委員会の答えは答えてくれているのだけれども、教育委員会の方針の中のどこに位置づいているのだということを皆さんに理解してもらいたい、保護者に理解してもらいたい、学校の先生方に理解してもらいたいということで、それをここの部分ですよ、ここの部分ですよとわかりやすく示したのが今回のあおばとプランでございまして、そのプランにつきましては、これまでのものを、さらに委員会ですとか保護者の方々からの意見をいただいて、整理して見やすくしたというのが今回のあおばとプランです。あえてあおばとプランと名前をつけると抵抗

があったのかもわかりませんが、ここ数年来、小樽市教育委員会が小中学校の子供たちの基本方針を示したものに変わりございませんので、そのところは御理解いただければと思います。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

○18番（佐々木勝利議員） 聞いているところの部分に答えていないという部分がある。私が言っているのは、問題のある、また、現場段階においても、過去の学力テストとの問題等もあったりしながらやっていくためには、十分な理解の上に立って物を進めていくという姿勢があるのですかということをお願いしているのです。委員会で決めたそのことだから、一方的にいわゆる流していくと、こういうやり方についてどういうふうに考えているのですかと私は聞いているのです。あおばとプランの中身の部分については、私は触れていません。だから、一方的に物を考えた、そういうやり方というのは、今まで以上にと言った方がいいのかな、教育委員会の姿勢が問われますよということを聞いているのです。だから、そのところをもう一度。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） お答えいたします。私どもとしては、あおばとプランを作成しまして、校長、教頭に説明し、教頭から先生方にも説明いただいているところでございますが、この場をかりてまず議員の皆さんに理解していただき、そしてこのことが終了後、やはりそれぞれの学校で、校長を中心に保護者の皆さんに理解を得るような私ども努力をしまいたいと思いますし、その結果が今後の子供たちにとって豊かな学力がついていくということを、私はじめ私どもの職員も、十分市民の皆さんにこれから説明しまいたいというふうに考えてございます。

○議長（中畑恒雄） 佐々木勝利議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時50分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
一般質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 初めに、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発について質問します。

初めに、再開発事業の進ちょく状況をお知らせください。昨年の第4回定例会で私の第3ビル再開発についての質問に対し、市長は、中心市街地の活性化に向け、商業、サービス機能の集積や、まちなか居住の導入を図ることのできる核的事業であると答弁されました。しかし、いまいち具体的なものが見えません。商業、サービス機能の集積ではどんな商業施設をどのような規模でつくるのか、それはまた、都通り商店街や長崎屋と競合しないのか伺います。

まちなか居住ということで地上17階の分譲マンション建設を計画しているようですが、今、中心市街地区域には全市のマンションの40パーセントが集中しています。人口は、平成17年、住民基本台帳で1万9,642人、10年前より2,797人も減少しています。マンションが建っても人口が増えるのか疑問です。ここはどのような対策を持っているのですか。ホテルは予定していた東横インの不正問題発覚で別なビジネスホテルを探していると聞きますが、ホテルの宿泊人数を見ると、平成12年度47万8,962人に比べ、

平成16年度は44万8,677人と3万人も落ち込み、とりわけビジネスホテルは89パーセントの宿泊にとどまっています。こういう状況の中でどれほどの需要が見込まれるのでしょうか。

次に、再開発事業は第1種市街地再開発事業で行われますが、小樽市の財政負担はどのようになるのかお示してください。第3ビル再開発が市街地再開発事業で真にまちなか活性化になるのか、市がこれまでかかった事業や全国のを参考にする必要があると考えます。第3ビルと面している中央通は、市街地活性化事業として総事業費96億4,340万円をかけ拡幅工事が行われました。当時の議会会議録を見ますと、中心市街地活性化の核的事業という位置づけがされ、建物再建にかかわる経済効果、回遊性、完成後のソフト部分の使用が一番大事だということが強調されておりました。

ところが、ここに根をおろして営業を続けていた建設業、卸売業、喫茶店、雑貨店、菓子店など56件、50人が移転しています。かわって大きなパチンコ店が目立ち、小樽に移住してきた人や観光客からは、小樽らしさがなくなってしまったとの評価も少なくありません。また、中央通拡幅により、手宮側の地区は取り残されるのではないかと不安視されていましたが、中央市場の空き小間数が年ごとに増え、17年9月には26.5件、37.3パーセントになっているのは心配されていたことの表れではありませんか。この事業が中心市街地活性化基本方針をどこまで達成できたのか、何も検証事実がありません。その上、市負担の事業費の元利償還は、17年度2億3,387万円をピークに平成30年度まで続きますが、負担だけのしかかることがないのでしょうか。第3ビル再開発の前に、先に行った中央通の市街地活性化事業が真にまちなか活性化になっているのか検証する必要がある、基本方針に照らしてお示してください。

これまで再開発といえば破たんと言われるほどに、各地で深刻な事態が進行してきました。小樽で言えば築港再開発がその一例です。他方、2002年、都市再生特別措置法とそれにあわせて改正された都市再開発法、マンション建替え促進法の下、新たな市街地再開発事業の立ち上げが進められています。都市再生政策の中心は大手不動産、ゼネコンなど大企業に対しての事業の推進であり、住民が住みよく安心して暮らせるための政策的支援は見られないため、高層・超高層マンションの紛争等が頻発しています。このような住民不在の再開発は見直さなければなりません。

また、これまで全国各地の市街地再開発事業で起きている破たんの主因は、保留床の買手がいなくなったことにあり、保留床の買手に登場しているのがマンション業者か自治体です。駅前第3ビル再開発における保留床の買手の見通しと、いない場合、結局市が買い上げることにならないのかお答えください。

今、ここにプール存続をの声が広まっていますが、地権者の皆さんは廃止を求めているのか、また、再開発事業に参入している大成建設と大和ハウス工業は、両企業とも企業倫理をもって人権の尊重やコミュニケーションの大切さをうたっていますが、プール存続を求める意見要望はどのように受け止めているのか伺います。

次に、再開発のあり方について伺いますが、現在の再開発は住民の目線、立場で行われていません。よいまちをつくるためには、だれもが安心して住めるまち、そこに住みたいと願う市民の要望が基本です。これまでのようなディベロッパー、ゼネコン優先の再開発から、住民と自治体が連携して、計画の原案段階から具体化まで情報公開と市民参加、住民の意見の尊重など、民主主義を貫いてこそ可能になるのではないのでしょうか。

しかし、今進められている駅前第3ビル周辺地区市街地再開発計画は、突然市民に知らされた上、肝心な部分は情報公開しない、市民の意見は聞かない、国際ホテルの所有者になり、大和ハウスと連携で第3ビル再開発を申し入れてきたエストラストについてもどんな会社か説明できなかったことなど、大いに問題があります。この再開発計画に改めて市民参加させ、市民の総意で計画を見直すべきではありませんか。

ませんか。

次に、プールの問題について質問します。第3ビル再開発事業に市営プールを残すことは、市街地活性化にとって必要な施策であると考えます。市民参加で策定した小樽市都市計画マスタープランに示されている市民アンケート調査結果によると、今後のまちづくりのテーマについては、「高齢者や障害者に配慮した公共施設等を整備する」が第2位、中心市街地のにぎわいについては、「文化・娯楽施設を増やし、集客を高める」が第3位、中学生を対象にしたアンケートでは、まちに足りないもの、不満なものとして「スポーツの場」が第1位、これからのまちづくりに大切なこととして、「娯楽・レクリエーション施設など楽しめる場所」が第1位になっています。

この調査結果から、市営プールはまさにまちづくりのテーマであり、市中心部にあって年間5万人の利用は、市街地活性化に大いに貢献していると言えるのではないのでしょうか、いかがですか。

仮に市営室内プールを廃止した場合、年間5万人の利用者を受入れ可能な施設はあるのですか。高島プールや民間プールを使ってほしいと言いますが、小学校水泳学習、水泳スポーツ少年団、障害のある子供たち、不登校や引きこもりの子供たちが通っている団体、水泳愛好会、市の水泳教室など、今、市営プールを使っているすべての人たちをどこにどう受け入れられるのか、時間、料金、同条件でできるのか、また公認の競泳大会はどうするのか、お答えください。

小樽市史第9巻によると、昭和51年11月に室内プールが建設されたとき、プールの水を非常用消防用水として使用できる設備を行ったと記録されています。安全なまちづくり、住民の命を守ることは行政として第一義的な課題であると思いますが、プールを残し、非常用消防用水を確保すべきではありませんか。

さて、市営室内プール存続の声は、小樽市内はもとより後志、全道、全国に広がり、余市・倶知安水泳協会、北海道ハンディキャップ委員会、北海道高等聾学校、保育所、学校、PTA有志、小樽商大、北海道大学、教育大学、名城大学、酪農学園大学ほか多方面から寄せられています。プール建設時の建設申請理由に後志圏を含めた地域スポーツ振興の場と述べられていることが、まさに実践され、広く賛同の声となっているのです。このように広がっている声をどのように考えますか。

教育委員会は、プールがほかの社会体育施設より利用が多く、しかも望洋台シャンツェのようにつくられたはいいがほとんど利用がない。利用目的、年齢も限られている施設とは違い、ハンディキャップのある人もない人も、幼児から高齢者まで年齢層は厚く、しかも医学的観点からも推奨されているすぐれたスポーツの施設、貴重な市民の財産を再開発優先に廃止もやむなしとしていることは、教育基本法第7条などでうたわれていることに反するものではありませんか。

また、昨年、第3回定例会総務常任委員会で、教育委員会として正式にプール問題を議題にのせていないうちに、「当分の間、高島小プールなど既存施設の活用を検討しておりますが、今後、競技団体などとも話し合いを持ちながら、具体的な対応について詰めてまいりたい。」と報告しています。これは地教行法無視、ルール違反の拙速な報告であることは問題ですが、しかしこの間、どの団体とどんな話し合いをしたのかお答えください。水泳団体や個人利用者、小中学生からも意見を聞く会を開くべきです。いかがですか。

次は、市長に伺います。

これまで述べてきたように、室内水泳プール存続の声は大きく広がっています。21世紀プランには各種スポーツ競技会の開催、スポーツ・レクリエーション施設の充実をうたっていますが、このプランを実施する上でも、プールを廃止したらプランそのものを否定することにはなりません。また、小樽市がこれから力を入れようとしている定年後の移住についても、市のホームページで「楽しく暮らす」と

して、「高齢者のスポーツイベントや生涯学習が盛んです」とアピールしています。全道主要都市に必ず設置されている市営プールが廃止されるというのでは、アピール度も下がりませんか。

市長は、室内水泳プールで25年間障害児に水泳を教えてきた方がNHKの全国版で紹介されたのを御存じでしょうか。ここで水泳を習って全道大会で優勝した人、最近も全国大会に出場する人が出、2年後の北京で開かれるパラリンピックにも出場したいと目標に向かって頑張っています。ここで生きる目標を見だし、プールを残してほしいと願っている皆さんの願いにこたえて、室内水泳プールを存続するよう強く要望いたします。お答えください。

次に、郵政公社民営化問題について質問します。

郵政公社は2007年10月に民営化され、4会社に分割される計画です。民営化前に全道の郵便局446のうち141局で集配廃止案が示され、その中に蘭島、塩谷、銭函の3局が含まれています。道内は57局を各地の中核となる統括センターにし、その管轄下に前送施設を置き、集配業務はそこでするとしていますが、条件が整い次第、統括センターに集約していくため、いずれ集配廃止は避けられません。現在でも蘭島では1日1回の配達しかない場所もあり、さらなるサービス後退が考えられます。今年のように大雪で、札幌間の高速道路閉鎖で国道5号が渋滞になると、銭函方面は遅配が絶えないということになりかねません。郵便局の職員は地域の人たちと結びつき、ボランティア活動に参加したり、時には高齢者の除雪を手伝ったり、かけがえのない存在になっています。このような郵便局で集配廃止になったらどのような市民影響があるのか、お尋ねします。

道内では、天塩町の郵便局の外務事務が幌延郵便局に統合される計画に対し、いち早く反対署名を始め、小学生以上町民の84パーセントが署名をしたということです。郵政民営化でサービスを後退させないというのが小泉内閣の約束ではなかったでしょうか。小樽市として、3局の集配廃止計画を黙って見過ごすことはできないと思います。この計画を中止し、集配局存続要請をしていただきたいと思います。が、いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業の進ちょく状況でありますけれども、準備会では再開発事業の実現に向けて、保留床の取得者やテナントの誘致などを行うとともに、事業の基本計画づくりを鋭意進めているところであります。

次に、商業施設の業種と規模であります。準備会では、駅前第3ビルの権利者に再開発の商業スペースにどのような業種、規模で参加するのかの意向を確認するとともに、新たな商業テナントの誘致を進めておりますが、具体的な業種、規模についてはまだ確定しておりません。

また、都通り商店街や長崎屋との競合であります。準備会としてはできるだけ競合しない業種を誘致するという考えで進めておりますけれども、場合によっては、ある程度競合する業種の出店はあり得るのではないかと考えております。

次に、マンション建設による対策でありますけれども、庁内に本市の人口問題を検討するための小樽市人口対策会議を設置し、対策を協議中であります。また、21世紀プランの「うるおい 生活・快適プラン」では、特に人口の空洞化が進む中心市街地において都市型住宅の供給を促進する必要があるとし

ております。したがって、小樽駅前という立地特性を生かした再開発事業にまちなか居住機能を導入することは、空洞化が進む中心市街地の人口対策や、他都市からの移住などによる地域全体の人口対策に寄与するものと考えております。

次に、ホテルの需要見込みであります。平成15年度秋冬の観光動態調査によりますと、本市を訪れる観光客の約半数が列車を利用しており、これらの観光客や出張で本市を訪れる皆さんにとって小樽駅前という立地特性は非常に利便性が高いことなどから、準備会が委託している再開発コーディネータから需要が見込まれると聞いております。

次に、再開発事業における小樽市の財政負担であります。この事業は小樽駅前の顔として商店街の活性化やにぎわい創出に寄与するものであり、中心市街地活性化の核的事業の一つであると考えております。現在、準備会では、事業に必要な解体費、移転補償費、共有部分の建設費などの一部に国・道・市からの補助金を導入できる第1種市街地再開発事業の適用を受けることを前提に、基本計画の策定を行っております。市といたしましても、今後、この計画の熟度が高まる中で、準備会から示される施設の用途、規模、さらに全体事業費や資金計画などを見極め、国・道と連携した中でできる限り支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、中央通の整備がまちなか活性化になっているかという御質問でありますけれども、平成11年に策定したまちなか活性化計画はにぎわいのある交流空間の創出、魅力ある都市機能の充実、活力ある経済活動の促進、快適な都市居住の確保の四つの基本方針から成っており、中央通土地区画整理事業は、その方針に沿って、ＪＲ小樽駅から商業、業務の中心地区を通り抜けて小樽運河へ至る都市軸として面的整備などを行ったものであります。具体的には、車両交通の円滑化や冬期間も安全で快適な歩行者空間の整備、また、防災面では密集した木造建築物の建替えによる不燃化、電線類の地中化などの整備を行ったものであります。これらのことから、小樽の顔にふさわしい都市景観を創出するとともに回遊性が高まるなど、さまざまな形で活性化につながっているものと考えております。

次に、保留床の買手の見通しであります。準備会では保留床取得についての権利者の意向確定や、取得を希望している複数の企業との交渉を鋭意進めているところであり、民間での事業成立を目指しております。

次に、大成建設株式会社と大和ハウス工業株式会社のプールの存続を求める意見要望への受止めであります。両企業とも現在準備会で具体的な再開発計画を検討しており、その中でプールの問題も整理されるものと考えているというふうに聞いております。

次に、再開発計画への住民参加であります。この再開発事業は民間主体の事業であり、事業の成立の可否は権利者や保留床取得者の合意形成が前提となっております。市民の方が準備会に直接参加することはできませんが、市は権利者の一員として準備会に参加し、これまでも市民の皆さんの意向を踏まえ、意見を述べてきております。このたび東横インの誘致交渉を断念し、新たなホテルの誘致を行っていることから、基本スキームの再構築が必要となっております。このため、改めてプール導入の検証を準備会に要請しているところではありますが、準備会としては事業の用途、規模、建物の構造などの物理的な条件や事業の採算性などさまざまな検討をし、最終的な判断を行うこととなるものと考えております。

次に、プールの市街地活性化への貢献であります。近年、郊外居住の進展やモータリゼーションの進展などにより、市街地の魅力低下といった環境変化が起こっております。このような中、まちなかにさまざまな集客や居住機能を持つ施設を配置することは市街地の活性化につながるものと考えており、私どもとしては市営プールを否定しているものではありません。

次に、市営室内プールの水を消火活動に利用することでありますけれども、小樽市における消防水利につきましましては、国が示している消防水利の基準に基づいて消火栓を設置しているものであり、当地区においても、この基準により十分な水利を確保しているところであります。プールの水につきましましては利用可能なものでありますが、消火栓のほか防火水槽や大型水槽車などの活用により、消防活動は問題ないものと考えております。

次に、21世紀プランとの整合性でありますけれども、21世紀プランにおいては、市民一人一人が年齢や体力に応じた健康づくりや充実した人生を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を目指すため、活動の場となるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ることは重要な施策であると考えており、近年は望洋サッカー・ラグビー場の新設や手宮公園陸上競技場の改修など、既存施設の整備に努めてきたところであります。室内水泳プールにつきましましては、年間を通じて市民の健康増進に寄与するとともに、水泳の普及や青少年の健全育成の場として役割を担うものと考えており、先ほどもお答えしたとおり、現在、準備会に対し、改めてプール導入の検証について要請しているところであります。

次に、郵政民営化に伴う郵便局の集配業務廃止でありますけれども、1月初旬に日本郵政公社が検討している再編案として一部新聞などで報道されておりますが、小樽郵便局に照会したところ、具体的な内容については承知していないとのことでありました。なお、今後も引き続き小樽郵便局との連絡を密にし、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、仮にプールを廃止した場合の受入れなどについてであります。教育委員会事務局としては、直ちに新たな場所にプールを建設することは難しいものと受け止めており、既存施設での利用の可能性について調査を行うとともに、各種の教室や競技大会などの具体的な対応について検討していく必要があるものと考えております。

次に、存続を求める声についてであります。利用者をはじめ、多くの方々の存続してほしいとの思いが署名の形になったものと受け止めております。改めて関係部局を通じて、準備会に対して多くの人たちの思いを伝えてまいります。

次に、廃止もやむなしとしていることは教育基本法などに反するのではないかということですが、教育委員会といたしましては、豊かな人間性を育て、生き生きとした市民文化の創出やスポーツの推進を図るため、生涯学習の観点に立った社会教育を奨励することは大変重要なことと考えております。そのため年間を通じて利用できる温水プールは子供から高齢者までが手軽に参加できるスポーツ施設であり、生涯スポーツの推進にとって必要な施設であると認識しており、今後も存続に向けて要望してまいります。

最後に、競技団体など関係者との話し合いについてであります。準備会から計画案の説明を受けた後、小樽体育協会や小樽水泳協会に対し、事業の内容や予想される今後の対応について教育委員会事務局としての考えを説明し、あわせて競技団体から存続代替措置、新設についての意見や要望を聞いております。教育委員会事務局としましては、今後の進ちょく状況を見ながら関係者と協議してまいります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

○20番(新谷とし議員) 今日で署名が2万2,637筆になったという多くの方々のプールを残してほしいという声に押されて、若干というか、前進があったのではないかなと思いますが、市長にお伺いし

ます。準備会にプール存続を要請していきたいということですが、文書で要請しているのでしょうか。

それから、準備会には、小樽市がもちろんその中に入っているわけです。ですから、絶えず民主導という言葉が聞こえるのですけれども、小樽市が入っているということは、それは市民の声を代弁して入っているということになるのではないかと思いますので、その辺をお忘れなくお願いしたいのです。

それから、私がなぜ中央通拡幅事業を総括しなければならないのかということで質問いたしました、これは同地域にあって今後のまちづくり、第3ビル再開発にかかわる重要な問題だからと質問したわけです。先ほど市長の方もちょっと触れていただきましたけれども、今年の2月に、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」社会資本整備審議会第1次答申が出ております。その中では公共公益施設です。これが今、郊外部に立地することになって、それが中心市街地の衰退を招いていると、それが底流になっているのだということ。それから、中心市街地の再生を阻む要因としては、その立地判断を行う公共公益施設が郊外に移転しており、自治体みずから中心市街地の再生とは逆行する取組を行っている、こういう状況が見られるということが述べられております。

そして、今後の課題としては、やはり少子高齢化、先ほどから問題になっておりますが、人口減、それから高齢者が増えるわけですが、高齢者の方々が自動車の利用の比率が低くなって公共交通機関への依存度が高いことから、そういう問題も考えなければならないということが述べられております。

それから、一番大事なところ、中心市街地の位置づけとして、行政みずからが公共公益施設の集約立地や市街地環境の整備改善、居住機能の回復等に積極的に取り組むとともに、住民、商業者、地権者、交通事業者など、地域社会が一体となって中心市街地の再生に取り組むべきである、このように述べられております。

それから、あわせてそのやり方ですが、都市計画の参加プロセスは特定の利害関係者のみを対象としたものではなく、住民、地権者、民間事業者、一般消費者、NPOなど、幅広い主体が無差別に参画できる社会的意思決定の仕組みとして言われております。長期的な都市づくりを目的として公正透明なテーブルとして機能させるものであると、こういうふうに要約して、今、中心市街地にかかわる部分を言いましたけれども、やはり今問題になっております第3ビルのことでもそうですけれども、地権者とディベロッパー、あるいは市もそうですけれども、なかなか市民、住民にはわかりづらい、そういうふうになっています。ですから、どんな建物がいいのか、高い建物でそれはいいのか悪いのか、それからどんな施設が必要なのか。それらはやはり皆さんの声を聞いて進めなければならないと思います。そして、何といっても今存続要望となっているプールの問題もありますから、プール利用団体や商店街、一般消費者などを入れて、真にいいまちになるように参加させて進めるべきだと思うのですが、いかがですか。

それから、市は要請するということですが、参考までに聞いておきます。プールの床の権利とあわせて第3ビルに約1,958.21平方メートル、価格にして3億3,371万8,000円がありますが、これを権利交換しないで転出補償金をもらうのか。それであればこの補償金は何に使うのか、お伺いします。

それから、改めて聞きますけれども、スポーツ振興法第3条では「国と地方公共団体は、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができるよう諸条件の整備に努めなければならない」とあります。第12条では水泳プール、これが挙げられて、整備に努めなければならないとされております。したがって、こういう視点でぜひ頑張っていただきたいと思うのです。

それから、民間プールは料金も高いし、ほとんど既存水泳教室で使われているために、行っても1レーンしか使えないということです。専用は休館日のみとか、できないとか、既存教室と競合しないのが

すべてで、現在利用している人たちを受け入れるところがありません。障害者の皆さん方は割引もないし、大体行くところがありません。たんぼぼ会、先ほどちょっと言いましたが、ここではパラリンピックに出たいと頑張っているわけです。ですから、そんな夢、希望を打ち砕くことがないように、第3ビルに入れたら、プールを残したらどのぐらいの予算でできるのかとか、そういう計算もぜひしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 準備会の関係ですけれども、準備会に市が権利者の一員として入っておりまして、先ほどもお答えしたとおり、市民の皆さん方の意見も含めてお話をしていると。文書で要請したかということですが、口頭でやっているところです。

それから、中央通地区の関係での新しい時代の都市計画がいかにあるべきか。これに基づいてまちづくり三法が今国会に上程されているわけでございまして、この中ではさっきちょっと否定的にお話がありましたけれども、マンションのまちなか居住という問題もこの中に入っているわけです。まちなか居住を進めること、都市機能をまちに充実させる。いわゆる大型店が郊外へ行ってしまうとまちなかが寂れたから、郊外にはもう認めるなど、まちなかにそういうものをつくりなさいという、今度はそういう法律ですね。前はそれと逆だったのですけれども、今度はそうなったものですから、そういうまちづくり三法の中で、病院とか文化施設等も中心街に誘致すべきでないかという話ですから、それはそのとおりだと思っております。

それから、この準備会に市民も事業者も参加しろという話ですけれども、これはやはり民間の権利者の中でのお話ですから、そこに市民の人が入っていくという話にはなりませんので、市がそういう皆さんの意向を準備会の中で代弁をしているということです。御理解願いたいと思います。

それから、補償金のお話ですけれども、これは事業全体がどうなるのか、具体的な計画がまだできていませんので、これからどういう事業になっていくのか、中身はどうなるのか、そういうものを見極めてやっていきたい。ただ、第1種市街地再開発事業ですから、これは市の助成がなければこの事業は適用されませんので、そういう意味では何らかの支援はしなければいけないだろうというふうには思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 生涯学習を進めていく上で、いつでも、だれでも、どこでも積極的に教育にかかわり、さらには市民の健康を守っていくことは大変重要なことであるというふうな認識に立ってございます。市長の方から冒頭に話がありましたように、今、東横インの誘致交渉を断念し、新たなホテルの誘致に向けて基本スキームの再構築ということを考えているようでございますので、私たちもそれを。

（「東横インだけではないよ。大成建設もそうだよ」と呼ぶ者あり）

教育委員会としてはそれを見守りながら、進めていきたいというふうを考えてございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再々質問します。

準備会の中には入れないのだとおっしゃいますが、やはりそういうやり方が今問題になって、地域住民それから商店街の人方を入れて、そういう再開発のあり方をしていかなければならないのだという反

省の下にこれができているわけですから、ぜひ入れていただきたいと思う。なぜなら、プールを建設したとき、市民の皆さんから寄付金をいただいていますよね、寄付を。そうしたら、この方々が権利者になるのではないですか。市長は笑っているけれども、本当に、そうではないですか。

（「それに準ずることだってできるでしょう」と呼ぶ者あり）

そして、口頭で申し入れていると言いますが、この口頭ぐらいあやふやなものはありません。

（「市民の意見を聞きなさい」と呼ぶ者あり）

（「総会で決めたのは、入れたのは大和ハウス、どうやって入れたの、そうしたら、権利者ではないでしょう。笑うのでない」と呼ぶ者あり）

それで、口頭でということぐらいあいまいなものはありません。市長名で正式に文書として申し入れ、そして私たちの前に、ちゃんと幾らの投資をしたらプールができるのだということを示していただきたいと思うのです。それは今の建築技術だったらできないことはないと言っていますから、ですからそういうことで示してほしいです。本当に先ほど言いましたけれども、寄付をした一人一人の方が権利者ですから、ぜひこの方々の意見をまず市長が聞いて、そして文書で市長名で申し入れると。最低はそのぐらいいいことはしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） その寄付した人が権利者だという、権利者というのは土地・建物に所有権がある人が権利者ですから、寄付したからといって権利者だという話には、どう考えてもならないのではないですか。そういう理屈に合わないことはあまり言わないようにひとつお願いしたいと思います。

それから、できるだけ我々としても、プールは要らないと言っているのではないのですから、ぜひ欲しいなと。仮に入れた場合に何十億円かかるかわかりませんが、そういうまた新たな負担もあるわけですから、そういうことも十分我々としては検討していかなければいけないというふうに思っておりますので、要請はしていきます。

○議長（中畑恒雄） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 15番、佐々木茂議員。

（15番 佐々木 茂議員登壇）（拍手）

○15番（佐々木 茂議員） 会派代表質問も終わり、一般質問も私は6人目となりますと質問も重複してくると思われませんが、観点も違いますので通告どおり質問をさせていただきます。

まず最初に、成年後見制度の利用についてであります。認知症の老姉妹が業者に高額住宅リフォームを繰り返されて全財産を失うといった事例や、判断力の衰えた高齢者をねらった詐欺事件や悪質商法による被害が報道されております。特に身寄りのない認知症などの高齢者は契約行為自体が難しく、老人福祉法の中でも、65歳以上高齢者に対して福祉を図るために必要な場合は、市町村長が法定後見の開始の審判などの請求ができとなっておりますが、この取組については市町村によって格差が非常に大きい現状にあります。

このような背景などもあり、平成17年6月の介護保険法改正により創設された地域支援事業の一つとして、被保険者の権利擁護のため必要な援助を市町村が行う事業として、成年後見制度利用支援が明確にされたところでございます。

住民は日常生活においてさまざまな契約行為があり、認知症の方々を支えるためには、成年後見制度

の利用について積極的に協力をしなければならないと考えます。本市で成年後見制度を利用されている方は何名いるのかお伺いいたします。また、必要な方々に必要な援助が行われるよう、どのような対策をお考えかお伺いいたします。

次に、国保事業運営状況についてであります。

本市において厚生労働大臣から高医療費市町村の指定を受け、国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、給付などの適正化や国保事業の運営の安定化に取り組んでこられたと思いますが、平成15年度末における実質累積収支不足が約32億8,000万円を抱え、平成16年度国保会計決算は前年度繰越金約5億1,400万円があったことなどから、8億9,327万円を繰り越す結果となりました。平成16年度末の累積収支不足は、一般会計借入金金を約8,623万2,000円繰上償還したことにより約31億9,400万円となり、さらに昨年第3回定例会において繰上償還約3億9,036万円の予算補正を行ったことにより、平成17年度末の累積収支不足額は約28億円になる予定と伺っておりますが、依然として多額の累積赤字を抱えており、厳しい財政状況が続いて、今後、平成14年10月の老人医療制度の改正に伴う前期高齢者、昭和7年10月1日以降に生まれた方で老人保健制度の該当とならない70歳以上の方の増加により、医療費の負担増が予想され、財政運営上はさらに厳しくなるものと考えます。そこで、今後の累積赤字解消の対策についてはどのようなお考えか、御所見をお伺いいたします。

次に、地方債総額の減少についてであります。

総務省は平成17年12月24日、自治体の地方債発行見込額を示す平成18年度の地方債計画をまとめました。地方債総額は地方財政の健全化や投資的経費の抑制などにより10.2パーセント減、平成17年度比(以下同じ)の13兆9,466円に縮小。うち普通会計分は11.8パーセント減の10兆8,174億円、企業会計などの分は4.4パーセント減の3兆1,292億円となる。三位一体改革に伴い、施設費に係る国庫補助負担金を一般財源化することに対しては、引き続き地方が円滑に事業を実施できるよう施設整備事業(一般財源化)を創設、700億円を計上。また、団塊世代の定年退職に伴う大幅な退職手当の増加に対処しつつ人件費削減に取り組む団体を対象に退職手当債を特例措置するとし、2,600億円を計上した。地方債資金については、地方分権推進や財政改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、所要額を確保。公的資金のうち郵政公社資金は、19年度までの原則廃止に向け59.3パーセント減の4,800億円に縮減する。これに対し、民間資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債などの発行を推進するとし、市場公募資金を3兆5,000億円計上している。地方債の発行に際し、必要な総務大臣あるいは都道府県知事の許可については、地方財政法の改正により18年度から協議制に移行するとあり、平成18年度地方債計画のうち本市にかかわる項目とその影響額について、その概要をお示ください。

次、質問の第4項目、財政分析による財政計画。財政を比較分析することによって長期財政計画を樹立することについて質問をいたします。

地方財政は年々苦しくなっております。三位一体改革は、期待に反し、地方交付税も減額を続けていることから、三役をはじめとする職員の給与減、施設使用料の増など毎年苦しい運営を続けてきております。財政の好転が期待できない中であって人件費をいじり、使用料の増を図っても、根本的な解決策にはなりません。本市の財政を分析することにより、何が問題か、課題は何かを究明して、長期の財政計画を樹立すべきでないかと考えます。

平成17年6月に、総務省から「団体間で比較可能な財政情報の開示について」とする通知が来ていると思います。これは、財政健全化を推進していくには財政状況を積極的に開示することが求められており、わかりやすく情報を開示し、財政運営上の課題を明確にし、財政構造の改善に反映させていくこと

が喫緊の課題となっております。財政分析を行う指標は、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率、人口1人当たりの地方債残高、ラスパイレス指数、人口1,000人当たりの職員数を基本とすることになっており、各市町村の財政分析比較表は平成18年3月中に都道府県のホームページに掲載することになっております。類似団体の何番目か、道内市町村の平均と比較してどうかなどとも紹介されるので、問題点、課題点も明らかになります。庁内職員によって、あるいは市内の有識者によって構成される委員会によって財政を比較分析し、長期財政計画を樹立することについていかがお考えか、御所見をお伺いいたします。

次に、指導力不足の教員についてであります。

内閣府規制改革・民間開放推進室が2005年12月5日、都道府県・市区教育委員会や教員らを対象に行った「教員に関するアンケート調査」の結果が発表されました。「指導力不足の教員がここ数年間で増えているのか」との問いに、市区教育委員会の36パーセントが「増えていると思う」と答えており、現場は教職員の資質に疑問を持っているようだ。調査は2005年9月から10月、47都道府県教育委員会、回答率100パーセント、476市区教育委員会、同63パーセント、505私立小中学校、同50パーセント、公立小中学校などの教員260人、同9パーセントから郵送で回答を得て、個別に結果を集計しました。教員の指導力不足については私立小中学校で38パーセント、都道府県教育委員会21パーセントが「増えていると思う」と答え、「減っていると思う」は、都道府県教育委員会15パーセント、市区教育委員会7パーセント、私立小中学校5パーセントにとどまったとございます。また、「身内に教育関係者がいると採用が有利になるか」との問いには、全都道府県教育委員会が「ない」と否定したのに対し、教員の59パーセントが「有利に働く」と答えたとあります。

採用に当たっては、教師としての確かな指導力や総合的な人間力を見極めるため、人物評価を一層重視しなければなりません。また、現場研修においても、教師力を高めるため、教師のあり方については実践的な指導力を向上させることが大切であると考えます。そこで、今回策定されましたあおばとプランには教員の資質、指導力の向上が掲げられておりますが、今後どのように進めるのか御所見を伺います。

次に、新・児童生徒の問題行動対策重点プログラムについてであります。

文部科学省の「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」は、平成17年9月22日に「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」の中間報告書のまとめについて、2005年6月には山口県光高等学校で爆発物傷害事件、東京都板橋区での管理人夫婦殺害事件、福岡県福岡市での実兄刺殺事件など、児童・生徒による重大な問題行動が相次ぎ、宮城県で中学生が警察官を刃物で刺して重症を負わせる事件が発生するなど、児童・生徒の問題行動は非常に憂慮すべき状況となっております。これら一連の児童・生徒による重大な問題行動については、宮城県での警察官刺傷事件を除いて、家庭裁判所による終局決定が出されているものの、その原因や背景などの詳細は必ずしも十分に明らかにされていない。しかしながら、報道や教育委員会などから得た情報を基に判断する限りにおいても、学校、家庭及び地域社会において子供を取り巻くすべての大人たちが真しに考え、取り組まなければならない重要な課題が提起されており、これらの問題に対する対策は急務となっております。

最近の児童・生徒による重大な問題行動の概要、課題の検証、当面の対策、今後の課題と取組の4本柱。当面の対応策では、一つ目、学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進、二つ目、情報社会でのモラルやマナーについての指導のあり方などの確立、三つ目、命を大切にする教育などの充実、四つ目、家庭教育への一層の支援の充実について言及したとあります。そこで、今回の中間報告書のまとめを受けて、どのように進めるのか御所見を伺います。

質問項目も最後となりましたが、市税横領事件についてであります。昨年12月に発覚した納税課職員による市税の着服横領は、市長をはじめ市職員はもとより市民にも大きな衝撃を与えたものであり、極めて遺憾な事件でありました。今議会では、市長御自身3月分の給料月額を10分の1減額する条例改正案を提出され、みずからの責任を明らかにされております。これまでも他の自治体や金融機関などで同じような事件が新聞紙上ににぎわしておりますが、市税担当職員が着服し横領するケースは、昭和40年以来、40年ぶりのことであると聞いております。今回の事件については市長はどのように受け止めておられるのか、御所見をお伺いいたします。

本市では昨年の12月28日に事件を発表し、その後の調査を踏まえ、今年の2月8日に刑事告訴を行ったと聞いております。当然ながら事件の解明は、今後、司法当局の手にゆだねられることになります。事件が起きたことはまことに残念であると思うわけですが、納税課における収納事務の管理体制はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

最近では、市税ではありませんが、平成11年度に職員による着服横領事件が2件発覚しております。これらの事件の教訓は公金の管理体制に生かされていたのでしょうか。また、このたびの事件は、小樽市役所に対する大きな不信感を市民に与えてしまいました。小樽市の最重要課題である財政再建に支障が出るのではないかと懸念しておりますが、市民の協力は得られるとお考えでしょうか。当然のことながら、今後このような不祥事が二度と起きることがあってはなりません。再発防止のため万全の対策を講ずるべきと思いますが、最後にその具体的な方策についてお聞かせください。

再質問はいたしませんので、明確な御回答をお願いし、私の一般質問を終了させていただきます。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、成年後見制度でありますけれども、家庭裁判所へ法定後見の審判等の申立てができますのは本人、配偶者、4親等以内の親族となっており、市が把握している利用者数は、身寄りがないなどということで市長が申立人になった分のみであります。市が成年後見制度に取り組んだ平成13年度から11件の相談があり、そのうち1件が市長申立てをし、後見開始をしております。

また、本市における援助の内容ですが、成年後見制度にかかわる相談を受けるとともに、身寄りがないなど申立てをする人がいない場合に市長が申立てをすることになりますが、経済的に困難な方につきましては、申立て費用などを市が支援することとしております。

次に、国保事業の運営でありますけれども、国保事業の累積赤字の解消につきましては、まずは単年度収支の均衡をいかに図っていくかが重要であると考えております。年々増加する医療費負担や景気低迷の長期化など、国保事業を取り巻く財政環境は非常に厳しい状況が予想されますが、引き続きレセプト点検などの医療費適正化対策や健康相談、訪問指導事業などの保健事業、さらには収納率向上対策の推進に努めるほか、国に対しては医療保険制度改革の動向を見極めながら、全国市長会を通じ、国保財政の安定につながる財政基盤の強化の措置などについて強く要請しているところであります。

次に、地方債計画の影響でありますけれども、まず三位一体の改革に伴う施設整備への財源措置としての地方債の発行は平成18年度から新たに設けられたものであり、施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、補助金相当分に特別な地方債を充当することとなっており、その元利償還金は後

年度に100パーセント普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。本市の18年度当初予算における対象事業はありませんが、今後の事業選択に当たっては十分留意してまいります。

次に、定年退職者の退職手当の財源として、退職手当債の発行拡大が平成18年度から10年間の時限措置として認められましたが、これは本市が国に対して要望していたものであり、厳しい財政状況で退職金支払の財源負担が重くなる本市にとって財政負担の平準化につながるものと考えております。

次に、地方公営企業関係では、港湾整備事業で資本費平準化債の導入が創設され、単年度の公債費負担を平準化する意味から、本市の平成18年度港湾整備事業特別会計においても制度の活用を図り、予算計上をいたしました。さらに今年度創設された地方財政措置の見直しに伴う下水道事業債の特別措置分についても、その導入により一般会計繰出金を削減してまいります。

また、地方債資金についてであります。前年度と比較して公的資金の縮減が一層進んでおり、従来からの長期で安定した借入条件を継続するためには、市中銀行など民間資金からの借入手法の検討が必要となるものと考えております。

最後に、地方債発行における許可制から協議制への移行についてであります。従来は発行に際して総務大臣、都道府県知事の許可が必要でありましたが、地方公共団体の自主性を高めることを目的に、協議の結果として同意を得ない場合にも地方債が発行できる制度であります。ただし、同意を得ない地方債には公的資金は借り入れできませんし、原則として協議をせずに借り入れすることはできないため、本市における実態としては従来の制度との違いは生じないものと考えております。

次に、庁内職員あるいは有識者によって構成される委員会等により財政の比較分析を行って、長期財政計画を策定すべきとの御提言であります。財政指標の分析については、これまでも財政部を中心にやってきたところであります。また、財政再建推進プランや同実施計画の策定に当たっては庁内に推進本部を設置し、さらには小委員会やプロジェクトチームで専門的な検討も行いながら策定してまいりました。御指摘のとおり平成18年度からは、各団体の財政情報をこれまで以上に容易に閲覧できるようになりますので、財政力指数に代表される各種の財政指標等の他の自治体との比較について行政としてどう評価するのか、各市町村の主体性がこれまで以上に問われるようになると考えております。

また、本市のように一般財源の多くを地方交付税などの依存財源が占める自治体では、国の財政政策の影響によりその財政状況が左右されるため、長期の財政計画が立てにくい側面もありますが、新しい総合計画の策定や施策の選択過程においての有効性はあるものと考えております。財政再建の取組は今後も不断に続けていかなければなりませんし、庁外の知恵を活用し新たな視点で検討することや、財政分析を多面的に活用して問題点を整理するなど、多様なアプローチによって施行することも重要でありますので、御提言につきましては今後の検討課題であると思っております。

次に、元納税課職員による市税の横領事件であります。さきの提案説明でも申し上げましたが、財政健全化に全庁挙げて取り組んでいるさなか、あってはならない不祥事が起きたことは大変残念でなりません。市政運営の責任者として、市民と市政との信頼関係を著しく損ねる結果を招いたことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、その責任を痛感いたしております。

次に、納税課における収納事務の管理体制であります。徴収金の扱いは、まず徴収部門の担当係長が現金と領収書控えなど関係帳票類を照合・点検し、次に出納手続を担当する部門で同じく照合・点検するなど、二重のチェック体制で取り組んでおります。その上で、出納員である納税課長が現金引継ぎの決裁をするようになっております。しかし、今回の事件は、徴収金の一部を横領していたにもかかわらず、領収書控えなど関係書類を改ざんし、虚偽の報告をしていたため、不正を許す結果となったものであります。

次に、過去の事件の教訓が生かされたかということですが、平成11年度と今回の事件では徴収から収納までの業務の流れや仕組みが異なっていたことから、税部門の徴収業務について、あえて改善しなければならないということはありませんでした。しかし、これらの不祥事を機に、職員に対し公務員として、特に徴税吏員として重い職責を担っていることの自覚を持つよう一層促していきたいところであります。

次に、財政再建とのかかわりでありますけれども、このたびの事件は市民と市政との信頼関係が著しく損なわれることとなり、その信頼を回復するためにははかり知れない時間と努力が必要であると考えております。一方では、財政再建もまた絶対になし遂げなければならない最重要課題でありますので、まず市民の信頼回復に誠心誠意取り組みながら、財政再建は着実に成果を上げるよう引き続き努力していきたいと考えております。

次に、再発防止に向けた具体的な方策でありますけれども、今回の事件では納税者からの徴収金と市への納付額が異なっていたことから、新たなチェック機能として、今後、納税者に対し納入経過を記載した書面を送付し、定期的に納入状況を確認いただくよう考えております。これによって不正に対する抑止効果も働くものと考えており、新年度から実施してまいります。

また、人事管理面では、機会あるごとに職員の綱紀粛正について通達しているところでありますが、職員自身が常に襟を正して、公務員として自覚を持つことが大変重要なことでありますので、各種研修会などを通じて厳しく指導していく所存であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教員の資質、指導力の向上についてであります。現職研修については、任命権者であります北海道教育委員会が初任者研修や10年経験者研修などを実施。一方、管内の20市町村では、その費用を分担するなどしながら、後志教育研修センターにおいて各種の研修を実施しております。また、市教委におきましても、情報教育や特別支援教育など、今日的な課題に対応した数多くの研修会をこれまでに開催してまいりました。これらの研修会では、事業などの具体的な場面を想定した内容となるよう工夫を凝らしており、日々の指導力の向上に資するものでございます。

さらに先生方の何名かには、道内外で先進的な研究に取り組んでいる学校を視察していただき、これらを市内の先生方に発表し、それぞれの先生方の行われている実践と交流するなど、指導力の向上に努めているところでございます。今後、教師は授業で勝負すると言われておりますが、小樽市においては教員の指導力、専門性を向上させるため、教育研究所を中心に研修講座を開催し、多くの先生方に参加していただき、年間を通じた継続的な研修を行ってまいります。

また、校内における授業研究の活性化や研究団体などによる研究成果の交流などを積極的に推進するとともに、広い視野からたくさんの方々の指導を得る機会をつくってまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒の問題行動への指導についてであります。子供による相次ぐ問題行動の発生は社会全体に大きな衝撃を与えており、地域・家庭での教育はもとより、学校においても教育の原点に立ち返って、子供の心の奥に触れる指導を行う必要があると考えます。学校では命の大切さを実感し、他人を思いやる心を育てる体験活動を充実させるとともに、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝える力などを育てるなど、指導の充実に努めていただいているところであります。この冬も市内の中学生が除雪ボランティアとして汗を流すなど、お年寄りから感謝されております。今後、小樽の子供たちが地域の人々との出会いなどを通して目や声をかけていただくなど、複数の目で子供たちのよさを発見してもら

うことのできる、そんな開かれた学校づくりを一層進めるとともに、先生方の教育相談の技術向上を図る研修会の開催でありますとかスクールカウンセラーの配置など、また、学校内においても、さまざまな先生に気軽に相談できる環境づくりに努めてまいります。

○議長（中畑恒雄） 佐々木茂議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○2番（森井秀明議員） 一般質問をさせていただきます。

まず、この状況を打破するために市民の力抜きでは難しいということを、皆さん感じているかと思います。また、市民にこの責務を背負うことへの自覚を促していく必要もあると考えます。さらには、一人で複数の審議会等に携わっている人たちへの負担を減らさなければならぬとも思います。つまりは、基本は一人一役ではないでしょうか。それを合言葉に市民参加を積極的に促していくべき必要があるかと思います。一人でも多くの市民が市政に参加できるような仕組みづくりについて、現状をお聞かせください。

これからは、特に女性の力と学生を中心とした若者の力が大切かと思います。今までも幾つかの市議会に傍聴並びに出席させていただいておりますが、やはり女性や若者の姿があまり見られないと感じます。この女性、若者と連携していく手段を市としてどのような取組をされているのか、お教えてください。

審議会においても、この女性や若者の参加を促せるよう、仕組みづくりをしていく必要があると思いますが、市長におかれましてはいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

また、審議会における市民公募の割合がもっと高まるべきかと思います。現状における審議会での市民公募の割合は平均するとどれほどなのか、お教えてください。また、その割合を高めていくべきと私は思いますけれども、現在の市民公募に対する参加者の割合については妥当であるとお考えでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、除排雪についてお伺いいたします。

まず、雪対策協議会の必要性があるのではないかということから話させていただきます。今年度は雪の多さに厳しい年であったと感じます。この状況を今後においてよりよくしていくためにはやはり市民の協力が不可欠だということは、市長をはじめ皆さん思われていることだと思います。では、今後においてどのような得策があるのか。例えば石狩市においては、雪に対する市民協議会を持ち、市民と協働で雪に対する対策を考え、実践し始めています。今年度は2回以上排雪を入れる場合に、一度目は市負担、二度目以降は町内会負担で行うという形式で、3町内会をモデルとして取り組み、実績を上げているそうです。これらの意見は市民側から出ており、市側が促した行為ではありません。そのような市民意思を酌み取ることができる場を創出することが、小樽にとって今必要ではないでしょうか。

また、子供たちが通学する歩道に排雪し、車道を歩かざるを得なくなっている状況を生み出したり、グレーチングを外して側溝に排雪をした後、そのグレーチングを閉じずにそのままにしているなど、子供たちを危険にさらすようなモラルの低さを改善できるのも、行政指導を行うというよりも、市民自身から意識改善することが有効であると思います。そのようなモラル改善に向けても話し合いができれば、また、市民からの情報発信基地としても、そのような協議会が今後において不可欠ではないでしょうか。

やはり市長自身がいつも市民協働とおっしゃっているように、除排雪においても市民、町内会との協働は不可欠であり、市民有志の協議会の設置は有効であると思われますが、市長の見解をお伺いいたします。

続いて、一つ提案させていただきます。ふだんは交互通行している複線の道を、冬だけ一方通行路として認定することはできないものではないでしょうか。雪が降ると、どうしても道幅が狭くなる現状が出てきています。それに対しての複線確保は、現段階では常々行わなければならないことだということを認識しています。しかし、その道幅を常々複線に保とうと望むがために手が回らないこともあると思いますし、市民もそれを望むのが当たり前だと感じている部分もあるのではないのでしょうか。初めから冬の期間中一方通行路であると認識していれば、狭い通りですれ違うこともなく、交通もスムーズになり、排雪の必要性も下がるのではと思います。特に坂道の多い小樽では、坂でのすれ違いは日常行われておりますけれども、当然、冬になると事故が多発する場所に切り替わります。下り側はブレーキがききにくく、また、上り側はスリップし、うまく上ることができないために、両者の意思が合わないときに事故が発生すると思います。それらの場所を初めから上りだけ又は下りだけと決めておくと、そのような事故が減るのではないのでしょうか。当然その周辺の住民との協議、また、警察との調整は大変重要な部分だと思っておりますが、取り組める可能性があるのではないのでしょうか。ぜひ今後御検討していただきたく思いますが、御見解をお願いいたします。

冬の期間中に一度も排雪ができない市道はどれほどになるのでしょうか。なぜこの質問をさせていただくのかと申しますと、このたび市道認定される通りが幾つもあります。市道に認定するということで、以前より除排雪に対する期待をその周辺住民に与えてしまうのではと危ぐします。そのことは、市長におかれましてどのように思われるのでしょうか、お教えてください。

また、以前より、排雪日程をインターネット上で公開すべきではないかと話をしております。公開することで、排雪がされずとも、その日が来れば我慢できるのではと思いますし、また、公平性が保たれるのではないかと思います。情報が無いがために、早くしてくれという苦情も多いのではないのでしょうか。当然、雪の降りようとその入る予定の日程がかみ合わず、道路状況が厳しい中で早くしてほしいという意見が出ることは、公開をしてもあり得ると思います。苦情を言わなければ来ないと思われることはなくなると思います。排雪の仕事を行っている証拠を見せる上でも公開は不可欠であると思いますが、いかがでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

最後に、レジ袋税についてお伺いいたします。容器包装リサイクル法の見直しに伴い、最終案が出されました。まずはその最終案の中で、レジ袋に伴うことについての感想をいただきたいと思います。私は、これからの時代、生産性だけを高めるということでは経済は成り立たなくなってくると考えています。環境とのバランスが問われ、使い捨てを主とした時代は近い将来終わりを迎えるのではないのでしょうか。その中で、使い捨ての背景で仕事をされている人たちがその時代背景に気がつかなければ、厳しい現実と向かい合わなければならなくなると思います。そのためには、地方からその意識を高めてもらうような率先した取組をしていかなければならないと思います。特に小樽は知名度が高く、歴史的建造物を背景とし、もったいないという言葉を広く伝える力を秘めていると考えます。私は、レジ袋だけではなく、例えば割りばし、例えば使い捨てお絞、また、ホテル等で使われる使い捨てかみそりや歯ブラシなども対象にすべきだというふうに思っています。

以前にも話しましたが、ごみ袋に伴う有料化より先立って行わなければならないことだと今でも自分は思っております。質ある生産、環境を考えた消費、こういう考え方がこれからの経済にとって必要ではないのでしょうか。レジ袋税を中心とした環境に配慮する目的税に対する市長の見解をお伺いいたします。

以上をもって一般質問を終わります。再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 森井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民の市政への参加についての御質問でありますけれども、まず一人でも多くの市民が参加できるような仕組みづくりの現状でありますけれども、市民の皆さんの声を聞き、市政運営の参考とする仕組みといたしましては、市長への手紙、ホームページにおける御意見・御要望の受付、市長と語る会などがあり、また、必要に応じて公開シンポジウムやワークショップの開催、パブリックコメントやアンケート調査、モニター調査の実施、地域説明会の開催なども行っております。

次に、女性や若者と連携する取組でありますけれども、女性につきましては、平成15年に策定した男女平等参画基本計画の基本目標の中で審議会や委員会等への女性の参画促進を定め、女性登用率の目標値を平成24年度で40パーセントと設定しているところであり、平成17年度の実績としては約32パーセントとなっております。若者との連携につきましては、審議会への参加の目標値などは定めておりませんが、例えば総合計画の策定時や雪あかりの路など個別の事業の実施に当たっては、学生などを中心とした若者との連携を図っているところであります。

次に、審議会における女性、若者の参加を促す仕組みづくりでありますけれども、審議会などにはその目的、内容によって性格が異なるさまざまなものがあり、委員が限定される場合もありますが、一般的には特定の人などに偏ることなく、幅広い市民層からの委員の参加が望ましいものと考えております。

次に、審議会における市民公募の割合でありますけれども、平成17年度当初において約60の審議会などの組織が活動しておりますが、そのうち市民公募を行っているものが三つありますので、割合としては約5パーセントになります。

また、この割合の妥当性でありますけれども、確かに割合としては低いと思いますので、今後、審議会などの委員選出のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の問題で何点かお尋ねがありましたけれども、初めに市民有志による協議会の設置の件でありますけれども、小樽市では従前から、降雪時の前に各町会を対象とする除雪懇談会や町会長を対象とする除排雪計画説明会を開催して御意見をいただき、市民の声を反映することとしておりますが、除排雪作業は市民の皆さんの協力が必要不可欠であることから、町会の方々と十分話し合いを行い、相互理解を深める必要があると考えております。このため、今年は早い時期から、町会単位で市民の方々と協働の雪対策について話し合いを進めてまいりたいと考えております。なお、石狩市の事例につきましては、今後、情報を収集し、研究してまいりたいと思います。

次に、地域内に近接する複数の道路の交互通行を冬期間限定の一方通行とすることでありますが、一方通行規制については公安委員会が所管しており、交通安全の確保についての周知徹底の難しさなどから、冬期間限定の変更規制は困難とされております。しかしながら、市道においては幅員やこう配など道路形態の違いなどがあり、今後、通行確保が難しい路線もあることも認識しており、現在、一部の地域で住民が独自のルールを設け、実施している路線もあることから、今後、他地域における情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、市道認定される道路の除排雪でありますけれども、市道認定される道路の除排雪水準は、道路こう配や幅員などの道路構造及び交通量などによって定められております。今後とも市道認定を行う場合は、要望者に対し市の除排雪のあり方などについて説明をし、理解を得るよう努力してまいります。

次に、排雪日程の公開でありますけれども、排雪情報を公開することのメリットとしては、全市的な

状況を周知することにより透明性を持たせることができます。一方、デメリットとして、過去に一部試行した段階で道路への多量の雪出しや気象状況や機材の手配などにより、日程に狂いが生じ、市民から多くの苦情が寄せられた経過があります。このことから、排雪日程を公開することには多くの課題の整理が必要であるのではないかと考えております。

次に、レジ袋の削減でありますけれども、中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会の容器包装リサイクル制度見直しに係る最終取りまとめ案では、スーパーマーケットなどの小売店で無料配布しているレジ袋等がプラスチック製容器包装全体の中で大きな役割を占めているため、これらの排出量を削減することが重要な課題であるとしております。この対策として、小売店におけるレジ袋等の無料配布を抑制するため、実効性の確保を旨としつつ、法制的な観点を含め妥当な方策を講ずることについて検討すべきであるとしています。

レジ袋等は事業者の努力や消費者の選択により削減が可能であり、レジ袋等の抑制対策を講じることが廃棄物の減量意識の向上にもつながることから、この取りまとめ案を基にして容器包装リサイクル法がどのように改正されるのか、関心を持っているところであります。

次に、レジ袋税を中心とする環境に配慮した目的税であります。税収がリサイクル対策や環境保全対策に充てられ、現在の使い捨ての文化や生活習慣を見直すきっかけになる一つの手法であるものと考えております。しかし、平成14年3月に条例を制定した東京都杉並区では、附帯決議で実施時期については景気動向やレジ袋の削減状況などを配慮し、議会の同意を得ることとされ、現在もレジ袋税を導入しなくても区民や事業者の自主的な努力により削減できないかなど、議会や住民の間にさまざまな意見があることから、この条例は施行されていないと聞いております。

また、中央環境審議会の審議においても、レジ袋に対する課税や有料化などについて具体的な方策を示すことができなかったと聞いており、環境目的税の導入については難しいものと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

○2番（森井秀明議員） 再質問をさせていただきます。

まず1点。一人一役という話をさせていただいたときに、市民の皆さんに、やはり今取り組まれている理事者の方々、市役所職員の方々と同じようにいろいろな出来事に対しての責任を背負ってもらう、そういうことに対しての促しが必要ではないかということを一いつ入れさせていただきました。

今、町内会においての説明会であったりとか御意見を伺っているというお話もありましたけれども、例えば雪の状況で苦情を入れたいという形で連絡をされている方々というのは、それは市の行政の仕事がやってもらえないからではないかということが背景にあると思います。しかしながら、例えば、対策協議会のお話をさせていただきましたが、そういう苦情を話されている方がその対策協議会に入ることによって、自分もこの場で何とか取り組まなければ、また来年も同じことになる。つまりは改善するという考え方に至るのではないかと。そういうことも自分としてはやはり考え方がありまして、当然パブリックコメントであったりとか市長への手紙など、御意見を収集されているのは重々理解しておりますけれども、そこにそれぞれ住まれている方々に、ともに行うその責務というものを背負っていただきたい、そういう気持ちもありましたので、改めてそのことはお伝えしたいと思います。答弁の方は要りません。

もう一点、レジ袋税のことについてなのですが、今日の北海道新聞で「プラ容器、袋も値上げ」ということで、「市内業者が節約は限界」というような形の題目で記事が出ております。この中で弁当の容器とか、あとクリーニングのというような話もあるのですが、先ほど自助努力によってということす

けれども、どこかの販売店だけが値上げをするとか、どこかだけがそれに対しての費用をつけるというふうになると、やはり市内全体の中で、ここはついているから買いに行かないとか、ではこっちはそういう費用がかからないので買いに行くとか、そういうアンバランスな状況、いわゆる平等性がなくなるのかなというふうに感じます。それを一律できるのは、ある意味行政ではないかなというふうに思っています。特に私は、そのレジ袋税を導入する理由というのは、業者の方々に対しての圧力、プレッシャーではなくて、市民の方々が、一人一人そういうものに対して本来は費用がかかるということを認識しなければいけない。つまりは、例えばクリーニングにおけるビニールであったりとか、弁当におけるポリ容器だったりとか、そういうものを使わない、必要ないというような考え方に至っていかねばいけないのではないかなというふうに思います。

幾つかのスーパーで、レジ袋を減らすために買物かごをそのまま持ち帰れるような取組をしているところが小樽市内にもあります。それと同じように、例えば弁当容器であればちゃんとした弁当容器を用意していただいて、それを持ってきていただければそれに入れるとか、そういうような工夫とかもできるようになるのも、やはり当然民間におけるそれぞれの自助努力もありますけれども、行政の側でそれを一律して展開をしていくという行為が、そういう無駄なものとか、そういうところに行き着くのではないかなというふうに思いますので、当然、隣接市との兼ね合いとかもありますが、やはりこれだけエネルギーの背景が、石油エネルギーというものが枯渇するというふうに言われている中で、エネルギー転換がうたわれ、例えばバイオマスであったりとか自然環境エネルギーというようなお話がある状況の中で、その石油エネルギーでつくられている製品のものを抑制していくという考え方は、今後、行政に必要なというふうに私自身は思っています。

それを先ほども言いましたように、小樽市という背景の中で、これだけ歴史的背景が観光資源として整っている小樽市からその発信をしていくというのは、大変重要なことではないかなというふうに自分は思っていますので、それについて改めて見解をお願いいたします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 環境部長。

○環境部長（安達栄次郎） 森井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長からも答弁を申し上げておりますけれども、このレジ袋の問題あるいは容器の問題といたしますのはやはり全国的に非常に重要な問題であるということを、今回、中央環境審議会の中で共通の認識の中でいかにこの排出抑制をしていくのかということが議論されたというふうに私どもとしては認識しております。そういった中でも、中央環境審議会あるいは産業構造審議会の中でも、この抑制対策については具体的な方策については示されなかったわけでございますけれども、まもなく始まる今国会の中で環境省の方から、このレジ袋に対する一定の抑制対策について、容器包装リサイクル法の改正の中で一定のこの方向が示されるだろうというふうに一応聞いております。

ですから、やはりこういった全国的な問題の中で、ただ単にこの国のこれから示されてくる制度と違う方法や、あるいはこの制度を超えて、今、小樽市が違う方策を考え、市民に負担をかけるということとはなかなか難しいのではないかと。私どもとしては、今後の国の出されてくるそういう内容を見ながら対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第25号、第28号、第29号、第31号、第34号及び第37

号ないし第40号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。森井秀明議員、大橋一弘議員、前田清貴議員、横田久俊議員、成田晃司議員、佐々木茂議員、武井義恵議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、松本光世議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員。以上であります。

なお、委員中事故のある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第43号及び第44号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する議員定数に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、議員定数に関する特別委員を御指名いたします。井川浩子議員、小林栄治議員、大畠護議員、横田久俊議員、佐々木茂議員、山口保議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、松本光世議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。以上であります。

次に、議案第26号、第36号、第45号及び第46号は総務常任委員会に、議案第35号は経済常任委員会に、議案第32号、第33号及び第47号は厚生常任委員会に、議案第30号及び第41号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成17年第4回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第21号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

次に、陳情第82号につきましては、さきに設置されました議員定数に関する特別委員会に付託したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月8日から3月22日まで、15日間休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 井 川 浩 子

議 員 高 橋 克 幸

平成18年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成18年3月23日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務 係 長	石崎 政 嗣
調査 係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事 係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小前真智子議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号、第28号ないし第41号及び第43号ないし第47号並びに報告第1号及び第2号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 12番、前田清貴議員。

（12番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○12番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

「財政健全化計画」では、市民と職員の負担により、目標を大きく上回る54億円の削減効果を生み出したにもかかわらず、財政難は一層深刻化し、市は新たに「財政再建推進プラン実施計画」によって、108億円の負担増を迫っている。こうした事態を招いた要因は一体何か。

新たな負担について、市は、影響を受ける市民に対して一方的に示しているが、意見や不満の声をどのようにとらえようとしているのか。

国の「三位一体の改革」によって、交付金等が大きく削減され、第2次改革ではさらなる悪影響も予想されるが、市はどのように考えているのか。

また、地方六団体が財源確保の切実さから、国に対して消費税の地方分引上げを主張しているが、財務省はこれを利用して消費税率の引上げをねらっている。しかし、それでは不況を招き、本市の自主財源がさらに減少することから、市長は地方団体の会議の場で意見を言ってもらいたいだろうか。

財政再建推進プラン実施計画における下水道事業会計については、財政効果額の大きなものとして、資本費平準化債の導入と下水道事業債特別措置分とが掲げられているが、これらは単に財政負担を後年度に先送りするものであり、実質的な財政効果はないのではないか。

また、下水道事業債特別措置分は、一般会計からの繰出し分が交付税措置されているが、その分の繰出金を縮減すると交付税措置されなくなるため、実際の効果にはならないのではないか。

委託業務の見直しにおける処理場・ポンプ場等の委託では、薬品などの材料費も含めて発注していたものを、水道局が直接購入し、委託業者に支給することで諸経費を軽減でき、委託料が大幅に削減になるという。しかし、これでは結果的に、今まで高い単価で薬品などを購入していたということになるのではないか。

市の一般会計予算は約600億円であるが、100億円を超える貸付金が予算規模を大きくしている感があり、市民のために使える実質的な予算は500億円の中で割り振らなければならないのではないか。

貸付金は10年間で34億円減少しているというが、これはほぼ制度融資分の減少によるものであることからすれば、市内の中小企業等への打撃となっていないのか。

また、病院会計へ長期間貸し付けたままになっている44億円については、新市立病院が開院後10年を目途に黒字となり返済していく計画というが、甚だ疑問であり、いわば子会社の不良債権という見方もできると思うが、市はどう認識しているのか。

現在、小樽市の基本理念や方針を表したものはあるのか。本市が目指す都市像や基本姿勢について一言で表現した、全職員が言えるようなキャッチコピーを策定し、ホームページの掲載や庁舎の玄関や窓

口に掲げるなど広く周知することが、市民と市役所の関係をわかりやすくするものと思うがどうか。

市は新年度予算において、総合計画策定経費を計上し、人員の配置を要望するなど、次期総合計画策定に向けて作業を進めようとしている。しかしながら、地方自治法第2条第4項では基本構想の策定のみが求められていることからすれば、財政再建に全庁が力を注いで取り組むべきこの時期に、基本構想と基本計画を合わせた総合計画策定に着手する必要があるのか、疑問を感じるがどうか。

人事評価制度について、市は、人材育成を観点とした基礎資料や昇給の査定資料とするため、平成21年度までに全職員に対して導入する予定とのことであるが、求める職員像や査定の方法はどのようなものなのか。

職員の意識改革を進めるための導入と聞くと、この制度は職員間の競争をあおるなど、過去の「生産性向上運動」と一致する点があると思うが、文句を言わない職員を育成し、ひいては自殺者が出るなどといった事態にならないよう、慎重に検討してもらいたいがどうか。

市税のコンビニ納付検討についての新聞報道があったが、そもそも市税収納率を82.6パーセントまで低下させる要因は、固定資産税滞納分であることは明白であり、市は分析・検討しているのかどうか。

固定資産税を除く当該年度における市税収納率は約98パーセントであり、わずか2パーセントの未納への対策として、市が手数料を払い、コンビニ納付を行うことは、費用対効果の面では問題があると思うがどうか。

また、不祥事のあった納税課における収納事務の現行の管理体制では、書類の改ざん等、不正を発見することは極めて困難であり、例えば、領収書を納入者に渡す際には、領収書控えに納入者の確認印等をももらうことなど、納税者に信頼される仕組みやあり方を考えるべきと思うがどうか。

現在、本市における消防団員数は減少しているが、平成18年度から、国の方針で消防団への大学生勧誘の動きがあるやに聞く。大学生が消防団に入団し、地域に貢献することは、次世代育成のためにも必要なことであり、市は、卒業時に就職先に推薦状を出すなど、入団の促進策を考えてほしいがどうか。

昭和初期に、消防犬として活躍した「ブン公」は、近年、本になるなどして全国的に脚光を浴び、教育的観点から大変貴重であると言われている。このブロンズ像を制作するため、先月初めに期成会が設立されたが、観光的観点からも大変貴重な像になるのではないかと思うが、市の認識はどうか。

期成会は、像の設置場所について、小樽観光の中心地の一つである運河プラザ周辺を希望していると聞いており、市はそのような相談等があった場合には、大いに協力をしてほしいがどうか。

消防職員の服務規則の保持に関する庁達第30号については、まさに個人のプライバシーそのものに触れた内容となっており、あまりに配慮に欠けている。個人情報保護法違反や名誉き損にも問われかねないと思うが、消防本部はどう認識しているのか。

消防の職務は命がけであり、士気と市民の信頼が最重要であることから、こういった通達については、職員を守る立場から慎重にすべきと思うがどうか。

現在、市内すべての小中学校に学校評議員が導入されているとのことだが、何をしているのか動きが見えない。学校評議員の務めを定めたマニュアルのようなものはあるのか。また、教育委員会では、活動状況をどのように把握しているのか。

学校の規模にもよると思うが、学校間で活動に格差が見受けられることから、研修会等を開催し、学校評議員同士の情報交換や研さんが必要ではないか。

学習到達度調査について、市教委は新年度において予算化し、実施しようとしているが、教育現場の声を聞いておらず、一方的な押しつけと考えるがどうか。

調査の与える影響が危ぐされるが、現場での反応、問題等について十分検討したのか。

また、財政再建に向けた取組を進めている中では、教育環境の整備の方をむしろ優先すべきではないか。

昨今、児童・生徒の登下校時の安全対策が全国的な問題となり、国は自治体に防犯教室の開催や通学路の点検について指示していると聞くと、本市においても各校に早急な実施を徹底させてもらいたいがどうか。

不審者が目撃された場合、中学校ではしばらくの間、放課後活動を中止して集団下校するなど、保護者を含め学校関係者が大変な苦勞をしている状況と聞く。こうした子供の安全対策に町会など地域ぐるみで取り組む例もあるが、まだごく一部であり、市としてはこれら対策に全庁的に取り組むべきと思うがどうか。

また、携帯電話のGPS機能を利用した防犯システムの活用については、どう認識しているのか。

スクールガードについて道は、新年度において参加希望自治体を募り、10自治体を指定するとのことである。本市は、現在、全児童・生徒に防犯ブザーを貸与しているが、単に機械に頼るということではなく、スクールガードの導入も検討してはどうか。

また、市は、増加する重要犯罪や声かけ事犯から子供たちを守ることを盛り込んだ安全・安心なまちづくり条例を早期に制定すべきと考えるがどうか。

道教委が定めた中学校における修学旅行の実施基準が廃止されたことにより、道内各市町村ではそれぞれが持つ実施基準の見直しが可能となり、何校かの公立中学校では航空機が利用されていると聞く。市教委は、欠航時の交通手配が困難なことや経済的負担、リスク等の問題点があることから、航空機の利用は難しい状況にあるというが、3泊4日の行程を2泊3日にするなど、有効に時間が活用できるメリットもあることから、今後、ぜひ検討してほしいがどうか。

また、航空機の利用により、車いすを使用する生徒の修学旅行も実現できると思うがどうか。

放課後児童クラブについては、現在、小学校3年生までの発達障害児の受入れを実施しているが、新年度については、試行として4年生まで拡大するとのことである。このことは、道内でも先駆的な取扱いと評価するが、今後は本格実施と受入れ学年のさらなる拡大に向け、鋭意努力してもらいたいがどうか。

市教委は、新博物館構想の計画について、今年の9月までにある程度、案を固め、議会に報告する準備をしているようだが、パブリックコメントを求めることを必要と認めていることや、旧手宮機関庫の修復工事も終了していない中での来年4月の開館は、大変乱暴であり、問題があると思うが、もう少し慎重に行うつもりはないのか。

交通記念館の広い敷地内には、重要な鉄道資源が残されているが、市教委は3館統合のあり方について、より相乗効果を上げることを考えていく必要があり、そのためには、じっくり議論をし、より施設の魅力を高めていけるよう、構想に興味を持つ人の理解や協力を得る必要があると思うがどうか。

ウイングベイ小樽について、周辺整備などに市は約140億円を投じているが、交付税措置分などを差し引いた実負担は43億円ほどであるという。ここで働く従業員約2,000人に支払われる給与は、年間30億円ほどと推測され、それはかなり市内での消費に回っているのではないかと。これに、法人市民税約2億9,000万円と施設の上水道料金を合計すると、開業後の7年間で230億円もの効果となり、費用対効果としては評価できるのではないかと。

また、館内には映画館や大型書店、家具のアウトレットショップなどがあり、市民の利用も多く、憩いの場としての役割を持っており、今後、これらの効果を把握できるような調査を行うべきと思うがどうか。

現在、本市の基幹産業は観光という認識であるが、ここ20年ぐらいの間に産業構造は画期的に変化した一方、地場調達率は相当下がってきている。その原因として、予算配分を含め、行政内部の仕組みが従来踏襲型を続けている点、また、経済波及効果向上のため部局間で連携し、産業政策を展開しなかった点、さらには、観光産業を軌道に乗せていかなければならないときに、誘致・宣伝にとどまることなく、新商品開発や、後志と一体となって、消費者に向けてアピールする基準づくりをするなどの具体的施策を打ってこなかった点にあると思うが、市はどのように考えているか。

このたび、市は観光基本計画を作成したが、単に分析・統計だけで終わるのではなく、ソフトとハードを組み合わせるとータルにプロジェクトを立ち上げ、施策に結びつけていくことが、今後の展望を見出すためにも必要と思うがどうか。

本市への外国人観光客数は年々増加しているが、今後、対応できる人材の育成のため、語学研修強化が重要であり、観光基本計画に盛り込むべきと考えるがどうか。

現在、まち育て運営協議会が主催している語学研修は受講者が非常に少ない状況である。市は講座数を増やし、参加事業者の分野を拡大することに加え、参加によるメリットを明確にし、事業者、受講者の理解を高めるなど、研修の促進につながる方策を検討してもらいたいがどうか。

また、本市は観光が基幹産業として定着したにもかかわらず、観光関連事業所の付加価値率は一般事業所より低い。現状を打開するために、観光における経済波及効果を高める具体的な施策はあるのか。

小樽港のひき船については、現在の2隻体制から、馬力の大きな1隻に更新する考えと聞くが、これによる経費削減効果は幾らになるのか。また、新造船ではなく、中古船を購入することであるが、現在のひき船の売却先や購入物件のめどは立っているのか。

大型船の入港に当たっては石狩湾新港のひき船と相互に応援する必要があることから、新港が持つ船についても同様に更新されることが前提となり、確実に更新されるよう、管理組合と十分に連携をとってもらいたいがどうか。

現在、本市のひき船業務は業者に委託しているが、無理を言ってお願している経過もあることから、減船による人員整理の影響などにも、十分配慮してもらいたいがどうか。

雪の重みで屋根が崩落した第3号上屋について、市は200万円もかけて雪びの除去を業者に委託していると聞くが、雪おろしは契約内容に含まれていなかったのかどうか。

委託業者には、定期的に巡回し、積雪の状況や様子を確認するなどの責任はないのか。

石狩湾新港の取扱貨物量は今年度、開港以来、最大になると見込まれており、今後の小樽港に与える影響が危ぐされるが、市の見解はどうか。

新港への中国定期コンテナ船入港が週2便から1便となり、使用料収入の減少が考えられる中で、荷役機械にかかわる公債費について、使用料で回収しきれず、管理者負担がさらに増大すると懸念されるがどうか。

また、ベルトコンベヤについては、小樽港では民間が購入、設置した一方で、新港では全額公費で設置したのはなぜか。

新港のマイナス14メートルバースは大型船の入港に対応するものでありながら、現状、苫小牧港でもチップの輸送に6万トンの船は使われておらず、さらに年間の入港数も少ないと見込まれるが、334億円の巨額な費用を投入し、つくる必要があるのか。

新港は、砂浜に建設された巨大な港湾で、防波堤のほかに漂砂対策に四つの防砂堤が建設されつつあり、この建設費だけでも92億円である。この点でも巨額の無駄遣いと言えるのではないか。

農業委員会については、「農業委員会等に関する法律」に基づく設置の義務づけの基準となる農地面

積が緩和され、さらに存廃や役割の見直しについての議論があると聞くが、存廃については全国的にどのような方向にあるのか。

本市の農家戸数は減少傾向にあるとはいえ、大消費地札幌に近いという利点を生かし、特色を持って生産するといった意欲的な農家がある以上、農業委員会が果たすべき役割は重要と思うがどうか。また、予算計上を伴う積極的な施策はないとのことであるが、かつて本市農業が盛んであったころのように、活性化に努めてもらいたいがどうか。

札幌市初のPFI事業である山口斎場が本年4月1日から供用開始になるとのことだが、札幌市民以外も利用可能なのか。もし利用できるとすれば、手続はどのようなになるのか。

小樽市のすぐ隣接地での建設にもかかわらず、札幌市から銭函地域の住民や企業等にきちんとした説明が行われたかという点に疑問であり、条件的な議論も全くしていないと聞くが、この点、市はどのようにとらえているのか。

また、山口斎場の利用等に関して札幌市とも協議し、近隣の町会や企業等に広報で周知することはできないのか。

本市は、昨年、国民健康保険事業において、一般会計からの借入金、約3億9,000万円を償還したが、いまだ累積赤字は約28億円にも上る。その一方で、平成16年版「小樽市の国民健康保険」によると、保険料の滞納繰越分が目につき、さらには、平成16年度の不納欠損状況は、件数にして1万4,120件、金額にして約2億7,300万円となっているが、今後どのように改善していくつもりなのか。

本市の介護保険料は、道内主要都市の中で最高額であり、今回の引上げにより、さらに保険料を支払えなくなる人の増加が予想される。また、障害年金や遺族年金からも保険料が特別徴収され、年金者の負担も大変大きくなると思うが、市はこれらのことに対し、どのように考えているのか。

市は、保険料引下げのため、介護給付準備金を保険料に回すことや、国に対し国庫負担金の5パーセント引上げを要望することなど、積極的な負担軽減策を検討してもらいたいがどうか。

訪問介護は、ケアマネジャーが担当できる利用者数に上限があり、面倒を見てもらえなくなる利用者も出ることが危ぐされるがどうか。

また、制度上、利用者の訪問介護や家事援助は非常に制限されることが予想され、利用できなくなった部分は市が協力する、地域支援事業の中の配食サービスについては、不公平が生じないように、回数や地域を増やす、通所施設の場合、社会福祉法人以外では行われていない利用者の食費負担軽減を民間施設でも実施するなど、サービスの後退がないよう要望するがどうか。

介護保険制度の見直しについて、市は介護保険法の改正施行により、自立支援をより徹底するため、現在の「要介護1」認定者の8割を「要支援2」に変更し、新予防給付の対象者とする計画と聞くが、これまで利用者が受けていたサービス内容に大きな変更はあるのか。

過度の介護は状態改善に逆効果であるとの考えから、予防給付対象者の介護給付を制限するとのことであるが、状態に改善がないにもかかわらず介護給付を制限されてしまうのではないのか。

また、実施時期については、平成19年4月1日とする方針を昨年の第3回定例会で示しているが、半年もたたずにそれを3か月早めたとのことである。法の施行からは9か月の猶予を見ているとはいえ、利用者に与える混乱や影響を、市はどう考えているのか。

地域子育て支援センター「げんき」は今年度、富岡と長橋両地区に出向き、子育て支援事業を行った。会場は盛況で、市の予想を上回る親子が利用しており、また、約70名の子育て支援ボランティアからもこの活動の場、活動の輪をさらに広げてほしいと熱い要望があるやに聞く。会場使用料や暖房料等は、町会の好意により無料とされており、市はこの事業が多く地域に拡大していくためには町会の協力や

理解が不可欠という。今後、町会側の意向確認など、地域選定に当たっては課題があるにせよ、市にはぜひこの事業がそれぞれの地域で行われるよう要望するがどうか。

「発達障害者支援法」は、発達障害者の学童期から学校卒業後の社会参加あるいは就業支援を含め、生涯にわたっての支援を視野に入れていると思うが、本市は、卒業後のケアについてはどのように考えているのか。就業支援等にかかわる施策部分については空白であると思うがどうか。

保護者は、特に幼児期にどのように育てたらよいかの情報がなく、非常に不安を感じており、市は幼児期から社会参加に至るまでの過程を追跡調査し、個人情報等にしっかり配慮した上で、個別のケースヒストリーを作成し、情報を共有できるような体制づくりをすべきと思うがどうか。

平成7年度以降、生活保護受給者数が年々増加傾向にあり、本市財政に与える影響は極めて大きいものがあるが、受給者の中には、就労収入により、保護費が減額され、損をするという考えが見受けられる。しかしながら、実際は収入分すべてが減額されるわけではなく、就労可能な受給者に対して、指導、啓発を含め、就労を勧めるとともに、本当に就労できない方には手厚い扶助をしてあげてほしいがどうか。

高齢者の中には保護の申請をしても、葬祭費に充てようとする預貯金があるために、受給できない場合があり、市はこれらの実態を踏まえ、生活保護には厳しく優しくという姿勢で臨むことを要望するがどうか。

公園や緑地での飼い犬のふんの始末であるが、まじめに処理している飼育者がいる一方で、最近、マナーの悪い飼育者が多い状況にあると聞く。市には、こうした迷惑行為に対する苦情等が多数寄せられており、市の対応が生ぬるいとの声もあるが、罰則規定について、もっと市民に周知する必要があるのではないか。

マナー向上のためにも、例えば、公園の入口に看板を設置したり、ホームページや広報に掲載する等、より効果的な啓発に努めるべきではないか。

市は、昨年9月の「市立病院調査特別委員会」において、新市立病院の建設用地として第2候補地である築港地区に絞った旨、報告をしたが、この件に関して、事前に議会に対し十分な報告がなく、審議をした経過もなかったものと思うがどうか。

本年2月1日に提出された、国の社会資本整備審議会の第1次答申では、都市計画制度を活用し都市機能を適正に中心市街地に誘導立地する趣旨が貫かれている。この方向性からも、市立病院を築港地区に建設しようとするのは疑問に思うがどうか。

新市立病院を市の中心部に建て替えてほしいと願う、8割の市民の要望にこたえるためにも、いま一度、可能な限り選択肢を広げ、現在地周辺での建替えが可能か、ぜひ検討してほしいがどうか。

総合体育館のアスベスト対策工事が、4月末に終了するが、市民からどのような工事が行われ、工事中及び工事終了後におけるアスベストの濃度を公表してほしいとの要望がある。市は、ホームページあるいは「広報おたる」等で、多くの市民にできるだけわかりやすい形で公表してほしいがどうか。

国がつくった建設労働者のための退職金制度として、「建設業退職金共済制度」があるが、アスベスト対策工事における証紙の取扱いはどうになっているか。

市は、今後とも工事契約の段階で、業者が制度に加入しているか、下請負人も含め十分確認をするよう取り組んでほしいがどうか。

耐震偽装の疑いのある2級建築士が関与した物件が本市に2件存在する旨、報告されたが、これら物件の名称や所在地等を具体的に公表できないのか。

既に新聞報道されていることから、市民の間にも不安が広がってきており、無用な混乱を避けるため

にも、市は経過を含めて明らかにするべきと思うがどうか。

今回の事態は、建築基準法第77条の31における「確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保する」という必要性に迫られており、市民の安全にかかわる問題であるため、市は平時ではなく有事という認識に立ち、しっかりとした対応をとるべきと思うがどうか。

また、構造計算書を再チェックすることは、現状の体制では難しいのではないかとと思うが市の認識はどうか。

マンションなどの耐震偽装問題について、耐震強度が基準値を下回っていると報道されているが、それは4種類の耐震診断方法のうち、許容応力度計算法による診断結果だけで偽装と断定されているのではないか。

許容応力度計算法では基準値を下回る結果が出ていても、限界耐力計算法では基準値を満たしている場合もあり、最も実態に近い結果が得られるのはその方法であるとの指摘さえあるという。診断については、市民がより安心感を持てるようすべての方法で調査し、総合的に判断すべきと思うがどうか。

公共賃貸住宅再生マスタープランは平成20年度で終了するが、市は、高齢化社会に向けた今後の住宅の考え方として、一般の申込者数がどのくらいあるかなどのニーズ調査を行い、ある程度数字を踏まえた上で、短期的なストック計画と同時に中・長期的なマスタープラン的なものも策定すべきと思うがどうか。

また、高齢者という観点で見た場合、建設部と福祉部が共同し、調査や確認をする必要があると思うがどうか。

駅前第3ビルの再開発では、準備会が誘致する業種について、既存商店街などとの競合の可能性はないのか、ホテルは利用客が見込めるのか、建物が高層で景観と調和するのか、防災上心配はないのかなどといった疑問があるが、市はどのように考えているのか。

また、現在のビルを施工したとの理由で、準備会が協力者として参加させている会社は、米軍施設の建設において談合に関与したとの疑惑が持たれており、倫理的に疑問を感じるがどうか。

現在の計画ではプールの存続は難しいとのことであるが、市もプールの必要性を認め、改めて準備会に存続の形での検討を要請しているとのことであり、5万人の利用こそが中心市街地の活性化に寄与していることを再認識し、存続に向けて主導権を握ってもらいたいと思うがどうか。

稲北再開発事業に伴う株式会社アール・アイへの市からの貸付けであるが、再開発事業は既に終了している中で、なぜ今後17年間も続けるのか。

貸付金額は、新年度は平成16年度、17年度の3分の1程度まで縮小しており、返済能力を考慮すれば、平成35年までの長期の貸付期間を設定することは疑問である。貸付期間の短縮を図るなど、市民が納得できる方向で整理すべきと考えるがどうか。

今冬は記録的な大雪となり、市営住宅の住民は屋根の雪おろしにかかる負担が大きかったと聞くが、市はどのように認識しているのか。

今後の冬期路面対策として、特殊舗装や薬剤散布など、市として何か検討している施策はあるか。このほど作成された「小樽つつるマップ」を市民や観光客に配布したと聞くが、転倒防止などへの効果はどうか。

除排雪について、市はシーズン終了後に市民との会議の場を設ける考えとのことであるが、単に意見や要望を聞くのではなく、計画策定の過程に市民が参加し、行政と市民が共通認識に立って、それぞれの役割を果たすことが大切と思うがどうか。

昨冬、貸出しダンプ制度を3回利用した赤岩の団地は、積込み機械に要した経費が約33万円であった

が、その一方で、市はダンプの費用78万円を負担したとのことである。ダンプについては無料であるかのように思う利用者も多いと思われることから、よりコスト意識を持ってもらえるよう、実施後には各利用団体に、市がダンプにかけた費用を通知すべきと思うがどうか。

また、今冬、同団地では、排雪経費圧縮を模索し、市の協力を得て貸出しロータリを試行実施したところ、1立方メートル当たりの単価は貸出しダンプよりも安価で、効率がよいとの結果が出たという。地域の道路事情によって制約はあると思うが、今後さらに検証して、貸出しロータリに取り組んでもらいたいと思う。

大雪に見舞われた今冬、空き家の屋根からの落雪事故は118件にも上り、近隣住民から多数の苦情などが市へ寄せられていると聞く。空き家の所有者が市外に居住していたり、判明しない実態もあることから、責任の所在や経費の負担について、市はしっかり対策を講ずる必要があると考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、古沢、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第10号、第13号ないし第16号、第29号、第31号、第39号及び第40号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第1号に対し、菊地議員ほか3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第1号平成18年度小樽市一般会計予算案に対する修正案の提案説明を行います。

まず、国の新年度予算であります。衆議院において自民・公明両党の賛成で可決されています。国民の所得が落ち込み、貧富の格差の拡大が深刻な問題となっているにもかかわらず、政府は総額3.4兆円の増税となる定率減税の全廃を盛り込みました。医療をはじめ社会保障でも国民に大きな負担を押しつけようとしています。また、耐震偽装事件、ライブドア事件などに見られるようにルールやモラルの破壊が進み、国民の安全と財産が今ないがしろにされています。これらの根本には、小泉内閣が進めてきた構造改革路線、規制緩和路線があることは衆目の一致するところではないでしょうか。この内閣の発足以来5回の予算編成で実に13兆円に上る増税負担増が庶民に押しつけられてきました。これとは対照的に、この定率減税と同時にスタートした法人税率については、なお、引下げを続けるなど、史上最高の利益を上げている大企業には大盤振る舞いを続けてきました。大資産家への減税もまた温存したままです。つまり、小泉内閣の税制改革は、空前の所得を上げている部門には減税、所得を減らしている家計には負担を増やしていく、まさに本末転倒のやり方です。結局、小泉内閣はこのやり方で170兆円も新たな借金を増やしてしまいました。歴代内閣最悪の借金王と言っても過言ではありません。

さて、提出した予算修正案についてであります。三位一体改革による国の責任後退と地方財政の削減が進み、市財政は極めて厳しい状況を迎えています。こうした厳しいときだからこそ、市は一層無駄な

支出を抑え、市民の暮らしを守るという自治体本来の役割を果たさなければなりません。

今回の修正案の特徴を例えて言えば、市民とともに暮らしを守る三位一体改革修正案であります。

その第1の柱は、介護保険料の引上げに対する市独自の低所得者保険料負担助成事業の提案であります。今回の制度改正や各種控除等の廃止など税制改悪により、保険料については激変緩和措置等があるとはいえ、大きく引き上げられます。しかし、市長提出の予算案には、利用料の負担助成事業があってもこの引上げをしようとしている保険料に関しては、特段の措置が講じられていません。現行の保険料から2段階、あるいは3段階アップという対象者には死活問題になりかねません。「平から課長、部長だと喜べないよ」と苦渋の表情でつぶやいていた要介護者の声が耳について離れません。小樽市の保険料は現行基準額をそのまま据え置いたとしても、今回の改正で引き上げようとしている他の都市以上に高いことを御存じでしょうか。新所得段階の第4段階、つまり市民税本人非課税の低所得者までの保険料について、せめて据え置くための独自助成事業を提案するものであります。財源としては約7,100万円あります。

第2の柱は、障害者の自立支援制度への移行に伴い、低所得者への利用料負担助成事業の提案です。代表質問でも取り上げましたが、一度廃案になった障害者自立支援法案が、郵政解散、総選挙の後、国会において十分な審議もないままに、自民・公明両党が強引に可決、成立させたものです。最大の問題点は、応益負担の導入であります。これまでのようにサービスを受けることができるだろうか、このように心配する障害者の皆さんが大変多くいます。1割の利用料はとても払えない。こうした障害者、家族の不安もまた広がっています。そもそも障害者が人間として生活するための支援を益とみなすことには同意できません。サービス料に応じて負担が重くなるのであれば、障害の重い人ほど負担が重くなってしまふ。これが応益負担であります。例えば、旭川市にある身体障害者通所授産施設では、これまで、安い工賃といっても働けば給料が当たりました。この制度に変わってからは、通所施設に通うことによる利用料の負担の方が逆に高くなってしまいます。そのために、現在通っている80人中、新制度に移行したら既に15人が通所をやめようというふうに考えているそうです。市長は、新制度では市の一般財源からの持ち出しが2億円も減少すると答弁しました。その1割の2,000万円を負担軽減事業へと振り向けることができないのでしょうか。これが、我が党の提案している市独自の負担軽減事業であります。代表質問段階では、市長は「現時点では難しい」としました。予算特別委員会で重ねてお尋ねしました。「独自軽減策を含めて取り組んでいきたい」市長はこのように一歩進めて答えておられます。ぜひ実現させたいものであります。

さて、第3の柱です。議会費の縮減であります。本定例会には昨年12月の第4回定例会に引き続き、2本の議員定数削減条例案が提出されています。我が党は、憲法や地方自治法の趣旨に反する議会の規模縮小には賛成できません。さきの第4回定例会では、その際、提案理由とされていた議会費は他市に比べて高い、だから市民負担の軽減だ、この根拠がなくなっていました。つまり、類似する他の市に比べると小樽市の場合は、逆に議会費は安いということが明らかになりました。加えて財政問題に対する事実上の答弁拒否、答弁不能であります。いわば責任回避と言っても過言ではありません。「役に立たない議会であれば議員は少なくてもいい、しっかりした議員活動をしてほしい」。これが市民の切なる本意ではないでしょうか。私たちは当議会はだからこそ平成10年、平成14年と、この問題では議論を重ね、議会の活性化こそ、議員の資質向上こそ市民の負託にこたえる最優先すべき課題であることを再三確認してきたのではなかったでしょうか。その実践こそが今、多くの市民から問われているわけがあります。

あえて言えばこうした議論の最中に平成14年ではありますが、今、定数削減を主張しているグループの

面々が議員報酬の引上げを市長に迫りました。現在の議員定数32に議員数を削減したそのときに、議員報酬を上げると市長に再三迫った方々であります。3度にわたって市長が諮問した報酬審議会が開かれ、その末ついには審議会から引上げの必要なしと答申がされる、こういう失態を思い起こさざるを得ません。つい4年前のことです。我が党はもちろんこの引上げには反対でありました。今また選挙を前にした与党グループの駆け引き、誤解を恐れずに言えば、不成立が約束された政治的パフォーマンスに対して心ある市民の多くがどんな思いで見ているのか、大変気がかりであります。議会は政府や行政の側に属するものではありません。戦後民主主義の過程の中で地方自治、住民自治を確立していくために、国民や市民の側に属するもの、守るべき陣地であります。こうした立場を明確にしつつ我が党の対案、提案がこの第3の柱であります。

その中身であります。その1は、今述べたように議会の規模は市民とともに守っていくものであるという立場。その2は、山田市政が財政再建を市民と職員への転嫁・犠牲で乗り切ろうとしている。このときに、議会としてもその同じ痛みを共有して頑張ろうという提案であります。つまり、この間、市民にはありとあらゆる負担がかぶせられてきました。職員の給与ではこれまで3パーセント、5パーセント削減に続いて、新年度からは7パーセントの削減であります。議員報酬を7パーセント削減にしよう、そして手当については100分の20の役職加算については廃止をしよう、これが我々の修正案の第3の柱であります。修正案説明資料をぜひ御参照ください。提出した修正案の最後に資料が1枚ついております。

この結果、今期議会を構成した平成15年度のときに比べて、議員1人ではこの間の検討の結果、改善・改正している分を加えて約100万円弱、1年間で比べると3,900万円の財政効果が生み出されることになります。つまりこれは、議員数で言えば4人削減と同じ財政効果が出るということでもあります。議員定数という次の議会の構成問題ではありません。すぐれて、現在ここにいる議員各位の、しかも直ちに手を入れることができる修正案であります。

なお、この修正予算案の財源においては、これまで同様、石狩湾新港負担金や土地開発公社の土地処分、各種出資金の売払いなど不要不急の事業の見直し、中止による歳入の増額、歳出の減額などを加えています。こうした結果、予算規模においては約10億円の縮減、借入金では約4億9,000万円圧縮する内容になっています。

提案の最後になりますが、この修正案全体に対する賛同をお願いするのは当然ですが、なお、議員報酬及び手当の削減については修正案が否決された後においても、仮に否決された後においても、この1点においても我が党は共同の用意があることを表明して、趣旨説明を終わります。

○議長（中畑恒雄） これより、修正案を含め一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、委員長報告のうち我が党提案の議案第1号に対する修正案は賛成、原案に反対、議案第2号ないし第10号、第13号ないし第16号、第29号、第31号、第39号及び第40号に反対の討論を行います。

平成18年度一般会計予算は、3年連続の赤字予算を回避し、収支とんとんにしたとのことですが。しかしその内実は、平成16年度から18年度にかけて市民と職員に40億円の負担をかぶせる計画が14億円も上回って54億円の負担をかぶせてのことです。この上に立っての新年度予算編成です。普通建設事業費に代表されるように市民要求は極端に抑えられ、わずか12億円です。市長が就任した平成11年度は決算で73億3,200万円で一般会計に占める構成比率は9.6パーセントでした。それが18年度はわずか2パ

ーセントに過ぎません。普通建設事業費は御承知のように道路、橋、学校、市営住宅、公園などの公共及び公用施設の新增設に要する経費です。いずれも市民の要望が強く、地元経済立て直しにも効果のある事業ばかりです。本委員会には介護保険の3年に1回の見直しによる保険料の9.14パーセントもの値上げ、介護サービスの切捨てを中心に市民生活へ新たな負担と困難をもたらす予算です。

これとは別に、財政再建に向けての市民と職員への負担となる20億円の効果額が含まれる予算です。また、今定例会を前に財政再建推進プラン実施計画が示されました。平成12年の財政健全化計画で、40億円の負担を市民と職員にかぶせれば、赤字はなくならないけれども、再建団体転落は免れ、財政再建に向かうことができるとの計画でした。しかし、計画を14億円も上回る54億円の負担をかぶせることになったにもかかわらず、財政はさらに悪化しました。推進プラン実施計画によれば、このまま推移すれば平成19年度から21年度にかけて、新たに100億円もの財源を生み出さなければ、赤字再建団体転落という危機的状況であることが明らかにされ、これが実現できれば平成21年度は単年度黒字となり、再建のめどが立つとのこと。再建団体転落という危機回避のため、実施計画では人件費の削減と事業の見直しを中心に新たに財源を生み出そうとしています。こうなった原因は、政府の三位一体改革に名をかりた地方財政削減にあることは明白です。これは小樽市の財政のこの間の推移に照らしても明らかです。

平成17年度の決算見込みでは、現時点で19億4,700万円の赤字です。このままでは5月の出納閉鎖期を前に昨年度に続いて、またまた繰上充用で新年度予算の先食いをしなければなりません。このことは平成15年度に比べ、平成16年度に地方交付税や補助負担金が大幅に削減され、19億円の赤字予算の編成を余儀なくされた、その後遺症からいまだに抜け出せないでいることを示しています。推進プラン実施計画で、さらなる負担を市民や職員にかぶせても、平成19年度から政府が大幅な地方財政削減を行えば、この財政再建推進プラン実施計画は健全化計画に続いて、またまた破たんしてしまいます。それどころか、小樽市の財政立て直しの見通しがますます遠のき困難になってしまいます。だから、政府に対しこれ以上の地方財政削減を許さない運動を進めることが決定的に大事です。この道理を市民に知らせない北海道新聞小樽版の報道は、市民にとって有害であることを率直に指摘しておきます。

それにしても、小樽市の財政は深刻ですから、議員の方も身を削ることをしてもらえないかという市民の方がおられます。我が党はこの願いにどのようにこたえたらよいかを考え、議員が身を削るというのは議員定数削減ではなく報酬削減こそ身を削ることになるとの立場で、職員と同じように7パーセント削減のため、先ほど古沢議員が提案した議員報酬削減を昨年の5パーセント削減に続き、さらに2パーセント削減し、それを内容とする修正案として提案した次第です。詳しくは、修正案の提案説明で述べましたので省略しますが、予算特別委員会で否決した会派の皆さんもぜひ再考していただき、本修正案に賛成していただきますよう、改めてお願いする次第です。

次に、予算特別委員会で主張した我が党の見解を簡潔に申し上げます。3年に1回の見直しによる介護保険料の値上げで1号被保険者、65歳以上の方の保険料だけで8,691万7,000円もの増額です。その上、介護サービスは、介護認定が新たに7段階に振り分けられ、事実上、今まで受けていたヘルパーの介護を受けられない事態も生まれる重大事態です。

市税の納入向上のため手数料を払ってコンビニで納付できるということについてです。固定資産税を除けば市税の納入率は98パーセントであり、わずか2パーセントの未納対策で、手数料を新たにコンビニに払って行うことが果たして費用対効果でいかなものだろうか。固定資産税の未納が市税全体の収納率を82.6パーセントに押し上げているのに、固定資産税の最大の未納者である小樽ベイシティ開発、旧マイカルがコンビニに納入に行くともいいうのでしょうか。

次に、市営室内プール存続の問題では、存続を願う方々から2万4,780筆の署名が寄せられています。

今日、新たに皆さんの手元にお配りしてある多くの方々からさらに要望が寄せられました。今回の質疑で明らかになったのは、市長の室内水泳プール存続への確たる決意が感じられないということです。今回の第3ビル再開発に参入している会社等に、障害者用の宿泊施設を他に転用するなど建築基準法に反する不正改造で社会的批判を浴びている東横インが出てきたり、風俗店の宣伝広告に関連する会社が出てくると、その再開発の出発点があることを憂慮するのは私一人ではないでしょう。小樽駅前是小樽市の顔です。市長はプール存続を求める市民の正当な声に耳を傾け、民間の組合方式で再開発を行うにしても、市長のイニシアチブの発揮を改めて強く求めるものです。

先日、私どもに室内水泳プール存続を求める関係者から、こういうコメントが寄せられました。「道新さんはどうして2万4,780名の署名が集まっている運動を、それにふさわしく報道しないのでしょうか。定数問題も大切だと思いますが、その陳情は5,471名ではありませんか。議長さんに私たちが35人で署名簿を積み上げてお願いしたのに、ベタ記事の扱いでした。カラー写真で紹介してくれとは言いませんが、運動規模の広がりにもふさわしい公正な報道であってほしい」とのものです。こういうコメントが寄せられたので紹介しておきます。

次に、放課後児童クラブでの障害児の受入れは、現在、小学校3年生までとなっていますが、障害を持った子供たちの4年生以降の受入れが拡大されないと、保護者の中には働くことができなくなる方も出てきます。障害児にとっても、友達との触合いによって社会で生きるためのすべを得る機会が保障されることは、人間として生きていくためには必要です。新年度、4年生までの枠の拡大を試行的ということではなく、制度化することが緊急に求められています。ぜひこの機会に実現に向けて力を入れていただくことを強く要望しておきます。

小樽の財政圧迫の原因の一つと我が党が指摘してきた旧マイカルの問題で、この特別委員会でマイカル開業以来、市財政への経済効果をただす質問に対し、従業員の給料は、年間30億円だから市内の消費に回っているのではないかと、市税や上下水道などで230億円もの効果だと胸を張っての答弁がされたことに一言触れておかなければなりません。公明党議員と理事者のやりとりでは、先ほど引用した金額のとおりかもしれませんが、それは既存商店街が受けた深刻な影響も合わせて総合的に検討しなければなりません。マイカル開業以降の既存商店街への影響はどうであったか。小樽市統計書の比較でも、閉店など減少した小売店舗数はマイカル開業時の平成11年の中間報告と平成16年を比較すると、店舗数で171店舗減少、また従業員の比較では1,679人の減少、販売額では実に1,389億円の減少です。平成16年度は統計上マイカル独自の区分けはできませんから、旧マイカルを含んでもそれぞれ大幅減少ですから、既存商店街はどれだけの打撃を受けたかは明白です。我が党のマイカル問題でのこれまでの指摘の正しさはこの点でも証明されています。

財政問題の詳細を詳しく述べたいのですが、後で議論になる定数削減問題とも関連しますので、そこで触れることにして討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

○16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第1号一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

教育予算のうち研究指導費の中の学習到達度調査経費100万円の部分です。この予算にかかわる民主党・市民連合としての考え方を述べさせていただきます。

まず、この件に関する基本的な考えです。第1に、私たちはテスト万能主義、テスト至上主義には反対する立場に立っておりますが、テスト全般や学力把握の一手段としての役割を否定するものではありません。

ません。そして、二つ目には子供たちが今日、過酷な競争にさらされている事実と子供の成長、学力向上を願う親のニーズが多様化している事実をきちんと受け止める必要があることと考えております。

こうした考えに立ちつつ、今回の学習到達度調査の問題です。平成17年7月15日に立ち上げが決定されたと言われる検討委員会の存在。また、その検討委員会の議論の過程で市内の子供たちの学力について正確に客観性を持ったデータの必要性から、学習到達度調査の実施の方向がほぼ固まった、そういったことが事前に何ら説明、報告されることなくいきなり今年の2月に入ってから予算措置を含む形で示されたことは大変問題だと考えております。こうしたやり方が、学校現場で不信を招きさらに実施に当たっても混乱が予想される事態を引き起こしていると思います。また、この問題の中心に置かれるべき親や子供たちの声を聞き、十分に話し合うことになっていない点も問題だと思います。さらに、実施したテストの結果、その取扱いについても親や子供や教師と教育委員会の間で議論と合意に至っていない点も問題です。この間、私たちは北教組や市教委から話を聞かせてもらいました。また、総務常任委員会や予算特別委員会でも議論を重ねてまいりました。しかし、まだまだ議論不足の状態です。

本日の予算案採決に当たっては、こうした問題は残されておりますが、3月15日の予算特別委員会での「よく話し合ってやっていきたい」との教育長答弁を受け、予算案については賛成するものであります。平成18年度予算案につきましては、各会派からも多くの問題指摘がなされております。民主党・市民連合も思いは同じ部分もありますが、全体を考慮し賛成するものであります。すべての会派の賛成をお願いし、民主党・市民連合としての討論を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第10号、第13号ないし第16号、第29号、第31号、第39号及び第40号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 23番、大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

○23番（大竹秀文議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、議案第45号に関する質疑といたしましては、文化芸術振興条例の制定に当たっては、文化芸術を創造し、教育する権利を有する市民あるいは地域文化振興に貢献する文化芸術活動家や団体が参加するべきと考える。パブリックコメントを求め、幅広く市民の意見を聞きながら、さらにこの条例をもんでいくことが必要ではないか。

条例の運用に当たり、文化芸術活動の内容への行政の不介入は原則であるが、条例における市長の役割は非常に大きく、整合性が図られるのかどうか。

博物館、図書館、美術館、文学館等は文化芸術振興の上で重要な施設である。これらについては、指定管理者制度の導入の動きもあるやに聞くが、条例の精神に照らしての考えはあるのか。

アーティスト・バンクの登録について、除外者を規定しているが、それに該当しなければ、希望者すべてを受け入れるとも読み取ることができる。アーティストの登録者であれば、施設の使用料が減免されるため、文化芸術活動に寄与しようと思わなくても登録するという問題が起こり得ると危ぐするがどうか。

また、登録せずに地域で文化活動や芸術活動をしたい方々は、使用料が減免されないという差別が生じるのではないか。

この条例の制定により、現在の市が設けている表彰制度は変わるのかどうか。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、民間施設を室内水泳プールの代替とするには、料金、利用時間や施設内容の違いに加え、コース利用に制約が設けられている等、特に高齢者や障害者をはじめとする利用者には大きな負担が予想される。こうした問題を解消するために、市は何らかの具体的な対応、助成策を考えているのかどうか。

仮に準備会が室内プールを残さなかった場合、市教委は新たな場所にプールを建設する意向はあるのか。

駅前再開発に当たり、市には高齢者や障害者を考慮した方針をしっかりと持ち、近隣商店街と協調路線を歩んでほしいがどうか。

また、プール存続の要請について、市教委には主体性を持った対応が求められていると思うが、プール存続を願う利用者や商店街の方々の思いや期待を裏切ることなく、準備会や関係部局にしっかり伝えていくことを要望するがどうか。

市教委は昨年、小学校適正配置実施計画（案）を撤回したばかりでありながら、今、新たな小中学校適正配置計画に着手し、早急に検討しようとするのはなぜか。

実際、北手宮小学校に関する陳情は継続審議中であり、市民の意識の中ではまだ整理されていないものとする。予定では、最初の検討委員会開催まで3か月しかなく、市教委は市民の声をどのような態勢で聞こうとしているのか。

検討計画は最終答申までの流れが1年半と非常に早く、この進め方に前回の教訓は生かされているのか。

また、同計画は学校施設の耐震化整備計画も連動しているが、改修工事が先行すると、事前に市民の不安をあおることも予想されるのではないか。

現場での少子化問題や学校施設に関しては厳しい実態があるが、前回と同じてつを踏まないためにも、

十分な検討期間に配慮すべきと考えるがどうか。

あおばとプランの策定に当たり、市教委は学校現場の声をしっかり受け止めていないと考える。学校現場とは、あくまで教職員、子供、保護者、地域ととらえるが、検討委員会は教育委員会サイドと小中学校の校長で構成されており、現場という認識には大きな離れがあることから、改めて市教委との共通理解が必要と考えるがどうか。

みんながそろってわかる授業や楽しい学校づくりを実践している学校現場の取組を評価せず、現場との十分な話し合いを持たないまま、厳しい財政状況の中で予算化までして学習到達度調査を強行しようとする市教委の姿勢は、非常に問題があるのではないかと考える。

指導要領にどれだけ近づいたか、達成したかという学習到達度調査のねらいは、現在、実践されているわかる授業とは相反しており、現場の協力と理解を得なければ進まないかと懸念するがどうか。

また、学力テストの調査結果はいろいろな形でひとり歩きをし、問題になったこともあり、結果の分析等については極めて慎重に取り扱うべきと思うがどうか。

学習状況にかかわる調査については、既に道内13市が実施している状況であり、教師が指導方針を立てるために、調査は必須と受け止めてよいと考える。市教委が策定したあおばとプランでは、確かな学力の育成を重点の一つに挙げているが、保護者の声がプランに反映されているのかどうか。

市内高校では、生徒が在学中の3年間では勉強が追いつかないために、希望校をあきらめ、その時点で持つ学力に見合う大学に進学している状況にあると聞くが、市教委はぜひ小中学校での学力の基礎・基本を向上させ、高校へ送り込んでほしいがどうか。

また、今、小樽を支えている文化人からも、小樽の子供の学力が危ぐされている。こうした背景から、市教委には学校間の比較を絶対にしないということを前提としてでも学習到達度調査を実施し、その調査結果を十分に活用するよう要望するがどうか。

本市では、職員が教員の行動をリードしている実態があり、あおばとプランの目標の一つである教員の資質向上の文言については、教員を教職員と改めてほしいがどうか。

また、既に他の教育推進都市で実施されている指導力不足教員の認定や研修について、具体的に盛り込むべきと考えるがどうか。

教員の役割は一人一役、みんなで学校運営をやらないといった雰囲気が伝統的にあり、甘いと言われる小樽の教育にとって、このプランが画期的な指針になると思うが、現場でのプランの浸透はどうであるのか。

市教委は準備期間を設けず、プランを18年度より実施するが、机上の空論で終わらせないために、焦らずに慎重に取り組むべきと思うがどうか。

高等学校の間口については、本市におけるしっかりした方針を持つべきと考える。間口を減少させないために、これからはさまざまな分野の方からの意見を聞き、対策に取り組むことが大切である。市教委は検討懇話会の設置を検討しているとのことであるが、ぜひとも早急に立ち上げて、本市の意向を道教委の定員計画の素案づくりに間に合うように伝えていくべきと思うがどうか。

消防法の改正により、来年度から住宅用火災警報器の設置が義務づけられることとなった。京都市においては、高額な器具を一括購入することで、市民に安価で提供することが可能となり、市民の負担は市価の半額以下程度と聞く。厳しい財政下ではあるが、市民の負担軽減を図るために、市は1,000円又は2,000円なりの補助をする考えはないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第45号につきましては、継続審査と可決とに意見が分かれ、採決の結果、賛成多数により、

可決と決定いたしました。

陳情第83号につきましては、継続審査と採択と不採択とに意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

議案第46号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、第84号、第85号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきまして、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第45号は継続審査、議案第46号は可決、陳情第83号ないし第85号は採択、継続審査中の陳情は採択の討論をいたします。

議案第45号小樽市文化芸術振興条例案です。

文化芸術は、社会の発展と人間形成の上で不可欠であり、文化芸術活動に接すること、参加することをすべての人の基本的な権利として、また、文化的権利を保障するための条件整備に関する行政の責任、役割を明確にする文化政策をつくり上げることは、公共的な文化政策についての国際的到達に沿ったものです。

今、市内で文化芸術活動をおう盛に行っている団体の切実な声の一つに、活動拠点の確保や財産の保管場所の確保が困難だということがあります。また、条例案のアーティスト・バンクの登録について、議論を尽くしてほしいとの声も出されています。市民の権利としてのふさわしい文化政策の実現に当たって、こうした関係団体や市民の意見を集約する機関をつくりながら、よりよいものに練り上げていく必要があります、継続審査を主張するものです。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度とさせていただきます。

議案第46号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

今、米軍再編で横須賀母港化が計画されている原子力空母が事故を起こしたら、放射能汚染のため首都圏では175万人の死者が出ると言われています。核廃絶の声と運動が全世界的に広がっている中、今月18日は入港する外国艦船に非核証明書を提出させる、非核神戸方式の元となった市議会決議、いわゆる核積載艦艇拒否決議から31年目を迎えました。神戸方式確立以降、神戸港には米軍艦が一度も入港していません。小樽市は23年前に核兵器廃絶平和都市宣言を決議しましたが、その名にふさわしく核搭載可能な米軍艦の入港を認めない平和な港町にしていこうではありませんか。

陳情第83号米F15戦闘機の千歳移転訓練に反対の意見書提出方についてです。

21日には札幌防衛施設局長らが地元自治体の千歳市、苫小牧市と道庁を訪れ、日米協議の経過報告をしたとされています。これに対し、山口千歳市長、櫻井苫小牧市長は、改めて受入れに対し反対を表明しました。経過報告では、訓練移転の候補の可能性から、訓練移転先としての具体的協議をしていることが明らかにされています。騒音の加重、事故への不安が一層増すことは明らかで、地元市長として市民の安全と生活環境を守っていく立場からも受け入れることはできないとする苫小牧市長の見識は当然のことです。

先般、宮崎市議会が有事の際の後方支援基地になることが予想されると指摘した上で、日米両政府合意を優先する政府の姿勢についても、住民の安全・安心を最優先する地元自治体の意向を無視するものと批判し、移転計画の見直しを求め、在日米軍再編に係る米軍の新田原基地使用に反対する意見書を可決しました。

小樽市においても、米空軍の低空飛行と思われる爆音が鳴り響いたこともあり、他都市の問題ではありません。近接都市としてきっぱりと反対の意思を表明すべきです。

陳情第84号、第85号は、小樽市室内プール存続方についてです。

2万4,780筆に上る署名が添えられています。市営プール存続の取組には、全国から共感の声が寄せられています。障害を持つ子の家族が、支え合って署名行動に取り組む姿もありました。「プールがなくなったら、僕は死んじゃう」という子がいるほど障害を持つ子供たちにとって死活問題になっているのです。

民間施設のプールは、料金、距離の問題からも高齢者や障害者にとって代替施設にはなり得ません。本日新たに88本の陳情書が提出されました。市民にとって利便性が高く、近隣商店街にとっては集客性にすぐれた施設である市営プールの存続を望む声に行政も議会もしっかりとこたえていくべきです。継続審査中の陳情についても、願意は妥当、採択を主張します。

なお、第三セクターとして成り立たなくなり、清算手続を行うことになった交通記念館条例の廃止について一言申し述べたいと思います。

そもそも道立での建設予定が、小樽市で建設することになったものです。市の財政が厳しくなってきた中で、市債を起こして建設することが適切なのか。入館者年間25万人想定の見通し、運営収支の見通しが見つからないものをなぜ着工するのかと指摘されていたものです。今後の施策づくりには、こういった指摘に率直に耳を傾けることが生かされること、北海道鉄道の発祥の歴史、財産を後世に伝える特段の努力をすることが必要です。

なお、新博物館構想にはなお疑問が多く、新博物館構想に全面的に賛成の立場から、交通記念館条例廃止に賛成したものではないことを申し添えて討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第46号小樽市非核港湾条例に関して委員長報告に反対し、提案されています議案に賛成の立場で討論を行います。

今年2月3日、アメリカ第7艦隊所属イージス艦チャンセラーズビル、6日には第7艦隊旗艦ブルーリッジが室蘭港に入港しました。1月に室蘭の知人から「小樽港入港を断念したアメリカの軍艦が室蘭に向かってくるという話を聞いた。一体何がどうなっているのか」。そういった電話が入りました。その後聞くところによりますと小樽市は、正月早々からアメリカ軍艦の小樽港入港に対応し、結果としてアメリカ側の判断で小樽港への入港を取り下げることに成功したと聞きました。横須賀で起きたアメリカ兵による殺人事件など、相次ぐアメリカ兵による犯罪で市民は大きな不安を抱いています。こうした市民感情とあわせて、当時の大雪を考えたとき、小樽市がアメリカ側からの通告に対し受入れが困難と対応したのは、市民の安心・安全を守る小樽市として正しい判断だったと思います。

一方、室蘭市は、横須賀で起きた殺人事件でアメリカ兵が逮捕された直後のため、市民が不安を感じ市民の安全確保に不安があるので、今回は断念してほしいとアメリカ側に訴えたと聞いております。しかし、結果的には、そういった意向は無視されました。アメリカの軍艦は、入港したい港には地元の市

民や自治体がどう思おうと、どう行動しようと入港する。そこには、従来言われていた地元との友好親善のポーズすら投げ捨てたむき出しのアメリカ軍の論理だけが残されております。

地方自治体がアメリカ軍艦の入港を拒否できない根拠は、日米安保条約に基づく地位協定第5条だと言われております。しかし、この外務省日米安全保障課の見解はあくまで一つの解釈であると言われております。地方自治、地方分権の立場から、自治体の持つ港湾管理権は尊重されとの考えもあります。要は、市民の安心・安全を守り、港の平和利用をどう追求するかということです。議案第46号小樽市非核港湾条例は、非核三原則を持つ我が国で、核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽市がアメリカ軍のぐり押しを拒否し、条例に基づいて非核証明を求め、そのことによって平和な小樽の港の発展を進めるために必要なものです。

議員各位の賛成を改めてお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

○1番（上野正之議員） 議案第46号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論いたします。

私たちは、日本国民として、また小樽市民として、戦争のない平和な社会を願っております。この条例案につきましては、避けて通ることができないことと思います。平成会といたしましても、今後とも調査・研究し、多数の市民の御意見をお聞きしたいと思います。このようなことを整理した結果、議案第46号小樽市非核港湾条例案に対し棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度は自席にて行わせていただきます。

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第46号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第83号について、採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第45号について、採決いたします。

委員長報告は可決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について

採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、第84号及び第85号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

○11番(大畠 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第35号「企業立地促進条例案」は、工場等を新築する者に固定資産税及び都市計画税を2年間免除することにより、市内に企業を誘致する有効な制度であると思う。しかし、隣接する石狩市に追いついたとの感が否めないのではないかと。

市はこれまでさまざまな産業振興を目的とした優遇政策を実施し、一定の効果を上げてきているとのことであるが、財政難であればこそ、知恵を絞って、汗をかいて、総合計画「ゆたかさ 産業・活力プラン」推進に向け、今後も有効な施策の検討に一層励んでもらいたいと思う。

「企業立地促進条例」について、石狩市は対象を石狩湾新港地域に限定しているのに対し、本市は新港に限定していないことから、条例の趣旨を商業振興に広げ、店舗などについても課税免除としてはどうか。

現在行われている、まちづくり三法を見直すなどの中心市街地活性化の動きに合わせ、まちなかへの誘導策として実施してはどうか。

本条例は、工場等を市外から誘致することを目的としているというが、工場などに限定することなく、広く商業振興にも寄与する方向で、施策の検討を進めてもらいたいと思う。

道路交通法の改正により、駐車違反の取締りが強化される一方、駐車禁止指定緩和の流れがあり、他都市では、交通量の少ない商店街付近の道路の駐車禁止を、曜日限定で解除した例などがあるやに聞く。

本市においても、商店街や市場付近で解除可能な路線があると思うがどうか。

市はこれを機に、公安委員会の動きを待つといった姿勢ではなく、商業振興の観点から積極的に地元の意向を聞き、希望があれば駐車禁止解除に向けて働きかけてもらいたいがどうか。

また、臨港線については、中央橋から北側への観光客誘導策として、パーキングメーターによる駐車帯の導入に向けて、関係機関と話し合いを進めてもらいたいがどうか。

朝里川温泉は市内唯一の温泉地であるが、駅や国道にほとんど案内看板がないため、場所がわかりにくく、観光客への宣伝不足の印象を受ける。また、ニセコや定山溪など他の温泉地では、冬の割引があるため、多くの集客があると聞くが、朝里川温泉では年じゅう同一料金となっている。例えば、食事のおいしさや小樽らしいメニューを出すといった個性を打ち出し、集客につなげてはどうか。

周辺にはスキー場などレジャー施設もあり、温泉地としての魅力は決して劣っていないと思うが、市は温泉組合に助言し、元気ある温泉地となるよう努力してもらいたいがどうか。

昨年の豪華客船の小樽港への寄港は6隻とのことであるが、市を含む貿易振興協議会などが誘致を行い、今年は12隻の寄港が予定されていると聞く。港湾使用料などの収入や、乗客による買物や飲食など市内での消費を合わせ、市はどの程度の経済効果があるかとらえているのか。

また、今月には豪華客船「飛鳥」の寄港が予定されており、滞在中のメニューとして人力車での市内散策などが考えられているとのことである。しかし、接岸岸壁については、老朽化によりひび割れや地盤沈下などがあるというが、乗客は富裕層が多いことから、整備や雪解け後の清掃などが心配されるが、どのように対応するのか。

「飛鳥」寄港の日程については、事前に承知していることであり、乗客に与える印象を考慮し、バースの舗装補修などの改善策をとるべきではなかったのか。

また、歓迎態勢については、ひき船によるカラー放水や中学生のプラスバンド演奏を予定しているというが、クルーズ船は幾つもの都市に寄港してくることから、比較されがちであり、船上から見て貧弱な印象を与えないよう、例えばプラスバンド演奏は複数校の生徒を集めるなど、歓迎ムードが高まるような工夫をしてもらいたいがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月15日に開催されました当委員会におきまして、平成17年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案について、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について、日ロフェリー定期航路について、第2号ふ頭市営3号上屋の屋根崩落について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第35号並びに所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○ 22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市民会館と市民センターには合わせて4台のピアノがあり、維持管理上、空調管理が大事とのことであるが、市は温度と湿度をどのように管理しているのか。

ピアノの管理で最も大事なことは、調律と言われているが、市はこの点についてどのように対応してきたのか。

演奏者によっては、調律師を同行させることもあり、その調律のやり方次第では、ピアノの寿命を縮めることもあると聞く。以前、本市も被害に遭ったとのことであり、調律をするに当たっての一定のルール、若しくはマニュアルを定める必要があると思うがどうか。

本市の平成18年度予算における介護保険料の収納率は、98.5パーセントと見込んでおり、前年に比べ、大幅に高く見積もられているが、普通徴収の収納率が落ちてきている中、確保される見通しはあるのか。また、未納者への給付はどのように配慮しているのか。

本年4月から介護保険料が値上げになり、その対策として激変緩和措置が考慮されてはいるが、国が行う定率減税の廃止など、事実上の増税もあり、市民はますます過重な負担にさらされることとなる。結果的に給付抑制が起きるのではないかと心配されているが、市はその対策を持っているのか。また、今後の推移によって、さらなる独自減免の拡大を検討すべきと思うがどうか。

現在、一時保育を行っている保育所は2か所のみであるが、利用希望者が多数おり、地域的に遠くからの利用もあると聞く。家庭の子育て支援は、これから大変重要なテーマであり、市はもう少し利用しやすくなるよう、受入れ施設を増やすなど新たな検討をしてほしいがどうか。

今後、中央保育所のように公立施設を民間に譲ることは、財政再建や利用者へのサービス関係等を検討するとやはり必要なことであり、さらに内部でよく検討し、一歩前に進んでほしいがどうか。

「さくら学園」の指定管理者への移行に伴い、親の会と話合いが持たれ、利用者からは、「不便をかけないでほしい」など、いろいろな思いが寄せられたと聞くが、移行後2年近くが経過し、それらの状況はどのようになっているか。また、市と「さくら学園」の利用者との間で、意見交換や要望、苦情等を聞き取るようなシステムはあるのか。

「さくら学園」と市が所管する「こども発達支援センター」は、業務上どのようなやりとりがあり、また指定管理者とはどのような契約内容で行われているのか。

「さくら学園」で行われている「こども発達支援センター」の職員による授業は、同センターの本来業務であり、「さくら学園」がオーバーフローするなり、手に負えなくなったための対応ではないとの理解でよいのか。

塩谷の伍助沢にある旧廃棄物最終処分場では、現在、どのようなことが行われ、どのような状態になっているのか。また、建物を倉庫代わりに使用しているとのことだが、何を保管しているのか。

旧処分場では、毎月1回、汚水処理に係る水質検査を行っているとのことであるが、いまだ水処理が必要なため、土地利用のめどが立たないとのことである。しかしながら、市は処理後のBOD数値は問題ないと判断しており、放流水が河川に流れていっても全く影響はないとの理解でよいのか。

また、周辺地域は、植物の自生が見られるなど、自然が戻ってきており、地表の緑化をいち早く行うことが、環境保全の点でも重要と思うがどうか。

市に対し、小樽市商店街振興組合連合会から、新市立病院の築港地区への建設に反対する旨の要望書が提出されていると聞くが、これ以上、病院建設が遅れると医師もいなくなり、患者が市内で治療を受けられなくなることが懸念される。病院は患者のためのものであり、一日も早く築港地区に建設してほ

しいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号並びに陳情第33号、第48号、第71号、第81号及び第86号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第47号は否決、陳情第81号及び第86号は採択、継続審査中の請願、陳情は採択の討論をします。

議案第47号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案です。

2006年度の国家予算案には所得税、住民税の定率減税の廃止が盛り込まれました。所得税は2007年1月から、住民税は2007年6月からの実施とされていますが、これは2005年度予算での定率減税半減と合わせると3兆4,000億円近い増税となります。さらには、医療保険制度の改悪など社会保障分野の新たな負担増と給付削減が盛り込まれています。この改悪で、今後3年間で増税も含め3兆円、既に決定されていて今後3年間に実施が予定されている負担増が3兆9,000億円あり、合わせれば7兆円近くになり、2002年以降、毎年平均して2兆円のペースで国民の負担が増大していることとなります。社会保障の改悪では、特に高齢者、重病人に負担が集中し、年金生活の高齢者にとって、所得税、住民税の増税に伴う国保料、介護保険料の雪だるま式負担増が生活を圧迫している中で、さらなる介護保険料の引上げをしなくて済むよう、介護に係る費用の国の負担割合を引き上げるよう強く求めていくべきです。

陳情第81号「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置についてです。

障害者自立支援法が順次施行される4月を前に、障害者、その家族が大きな不安を抱えています。利用者負担制度が応能負担から応益負担へと原則1割負担が導入されたことにより、利用料の負担増が重くのしかかっています。もともと応益負担は障害者福祉とは相いれない負担方式です。障害が重く、多くのサービスを必要とするほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態となり、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援を行うという障害者自立支援法の精神からも逸脱したものです。陳情者の願意を受け止め、これまで受けていていたサービスが受けられなくなることはないよう自治体としても具体的な手だてをしっかりと尽くすべきです。障害者計画の策定に当たっては、実効性のあるものにするためにも、障害者の参画をしっかりと保障すべきです。

陳情第86号市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続き産科開設方についてです。

市立小樽病院で出産ができなくなる、小児科での入院ができなくなる。子育て中の若い世代にとってはショックな出来事です。全国的にも小児科医師の確保が困難になってきているとはいえ、病院関係者も産科継続の意思を示していることから、小児科の医師確保に尽力すべきです。願意は妥当、採択を主張します。

継続審査中の請願、陳情についても、それぞれ願意は妥当、採択を主張して討論とします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第86号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号、第81号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第47号、陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号、第78号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

○32番(佐藤利幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽観光の中心的なスポットである小樽運河浅草橋近くに建設中の紳士服販売店の建築物は、市の都市景観形成基準にのっとっているというが、周辺の歴史的建造物やまち並みと調和するものになるかどうかは疑問である。小樽独自の歴史的景観が、新築される建築物によって阻害されるような結果になってしまつては、条例で特別景観形成地区を指定している意味がない。行政が私権や経済活動を制約することには限界があるとのことであるが、民間活力導入も考慮に入れ、新旧バランスがとれたまち並み形成を進めるために、地域との連携をさらに深め、小樽らしいまち並みの保全により一層努めてほしいかどうか。

先般、東小樽交差点下の地下歩道において落書き被害があり、これ以外にも横断歩道橋や陸橋の橋脚、公園のトイレなど、比較的人目につきにくい場所での被害が目立つというが、これら公共施設の被害防止に対する抜本的な解決策もないとのことである。市では、これらの被害があった場合でも警察への被

害届を出していないというが、橋脚やカルバート、擁壁などといったコンクリート製工作物への落書き被害の実態把握を行い、被害届の提出も含め、何らかの対策を講じる必要があると思うがどうか。

また、観光施設周辺においてこのような落書き被害があった場合、観光都市として、小樽に対するイメージダウンにもなりかねないため、施設管理者や関係機関とも連携を図り、対策について協議を進めることも必要ではないか。

除排雪に関しての問い合わせ先である市内4か所のステーションで、担当業者が市民からの苦情に対し、市から許可が出ないため出動できないと答えるなど、一部に不適切な対応があったと聞く。このため、苦情・要望を受ける窓口を一本化してはどうかと思うが、各ステーションで降雪状況などが異なるので難しいとのことである。業者がこうした対応をするのであれば、担当職員を増員してでも市民要望にこたえるべきではないか。

建設部では、この冬の大雪により、休日も管理職が苦情対応を行うなど、体制を強化したというが、現行体制には限界があると思われるため、来シーズンに向けて苦情受付窓口の一本化や対応する職員増も含めて、体制を見直すべきと思うがどうか。

小樽公園の再整備基本計画の概要が示されたが、公園内の桜ヶ丘球場とグラウンドの整備・活用に向けた部分が入り入れられておらず、これらに関しては、基本計画に基づく整備が終了した後に検討されるという。小樽公園のメイン施設であり、公園の再生に当たって、利活用策や整備を当初計画の中に位置づけるべきと思うがどうか。

事業実施計画案では、公園内の駐車場の配置は、おおむね4年から7年にかけての中長期計画の中に位置づけられているが、市民が公園内施設を利用する際に、駐車場が足りなくて路上駐車している現状を踏まえ、早期に駐車場を確保することも必要ではないか。

また、今後の駐車場整備に当たっては、公園利用者の動線を阻害することのないように、十分に配慮して設置してほしいがどうか。

このたび、市営住宅の計画的な建替え、改善を目標に小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画が策定された。この計画どおりに事業が進められたとしても、現在、耐用年限の2分の1を超過した老朽住宅に居住する600戸余りの世帯すべてが建替え、又は改善された住宅に入居できるということにはならず、今後も住宅の供給戸数が足りない状況は続くと思われる。借上げ方式、買取り方式など、民間活力導入による多様な整備手法を検討し、住宅供給に努めるという基本目標を掲げてはいるが、実際に事業展開したいという民間業者もない中で、今後、入居希望者の要望にどれだけこたえていくことができるのかは疑問である。この計画では、市民要望に十分こたえていくことは難しいと思われるため、市は、さまざまな住宅問題を整理しながら、既存ストックの有効活用、適切な維持管理・改善を積極的に進め、要望にこたえていく責務があるのではないか。

平成10年3月策定の住宅再生マスタープランでは、塩谷C住宅は、B住宅と統合の上、平成18年度から建て替えられ、集会所も建設される計画になっていた。平成21年度までを計画期間として策定されたストック総合活用計画においては、簡易耐火構造平屋建てと2階建て住宅については、将来的に用途廃止するという位置づけがされており、この内容では、建替えと集会所建設を期待していた住民は納得しないと思われる。居住水準の低い住宅から改善していかなければならないというが、集会所がなく本当に困っている塩谷地区住民の状況を理解して見直したのか疑問の残る内容になっており、ほかの住宅改善事業との兼ね合いを図りながらも、できるだけ早期に着工してほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、

第75号、第80号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第30号、第41号並びに陳情第61号につきましては、全会一致により、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第80号と継続審査中の陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号及び第75号はいずれも願意妥当、採択を求める討論を行います。

陳情第80号は、市道桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方についてで、今定例会に新しく提出されたものです。

桂岡1号幹線の陳情の区間は、道路こう配8～9パーセント、220メートルの長い坂道です。歩道が除雪されていないため、住民は車道を歩かざるを得ません。車道は1種路線、除排雪後は殊に滑りやすく、高齢者の転倒・骨折など多々あるということです。歩道幅は3.2メートルと広く、この道路の桂岡バス停から下方は歩道除雪がされていますから、続けて上方の中央公園側の歩道除雪は可能です。陳情者は片側だけでもしていただきたいと述べており、住民の安全を守るため、ぜひ陳情を採択していただきたいと思います。

このほか建設常任委員会にはロードヒーティング敷設、歩道整備など多数の陳情が寄せられています。坂道の多い小樽の地形から当然の住民要望であり、願意は妥当です。住民の生活や安全を守るには、行政の役割、厳しい財政状況の中でも何からできるのか示していくべきです。これらの市民要望を実現することが、冷え込んでいる地元建設関係企業の仕事と雇用を増やすことになります。石狩湾新港の大企業本位の公共事業への投資を改め、市民生活優先の公共事業に税金を使うべきです。

今期もあと4回の定例会を残すのみとなりましたが、多くの陳情を採択することなしに継続審査のまま流しては、議会に切実な願いを負託した住民に失望を与えるだけではないでしょうか。税金の使い方をチェックし、市民が安心して暮らせるまちをつくるための予算の使い方になるよう、そして市民の負託にこたえていくべきだと思います。皆さんの賛同をぜひお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号及び第80号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 24番、松本光世議員。

（24番 松本光世議員登壇）（拍手）

○24番（松本光世議員） 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

地方自治法第91条では、市町村の議員定数について、人口区分により上限数を定めているが、提出者は、これが法で定める唯一の基準であると認めるのかどうか。

4名減とする議案第44号の提出者は、前回の提案説明において人口4,880人に対し議員1人と提案していたが、今回は約5,000人をその根拠にしている。国勢調査人口を前回の数字で割り返すと、議案第43号が提案する2名減に数字が近づいてしまうため微調整を行った結果ではないのか。

また、上限数は定められているが、下限については幾ら減らしてもいいというものではないと考える。独自の基準を持ち込むことは、法の趣旨に反するのではないのか。

議員定数の削減を求める市民の声が圧倒的に多い現状の中で、前回と同じ結果では民意が反映されないことになる。市民の負託を受けた議員がしっかりと責任を全うするためにも、それぞれの会派が、必死に歩み寄りの方途を探るべきと思うがどうか。

これまでの議員定数の議論では、小樽と他都市の状況の比較や地方自治法の解釈論などに終始している。現在、市の財政状況は、赤字再建団体への転落も危ぶまれる非常事態であり、平時の一般的な議論をしている場合ではないと思うがどうか。

また、市職員は18年度から給与が7パーセントの削減となるが、議員報酬についても少なくとも同率の削減をすべきであり、このような新たな考え方も含めて、この際、正副議長の下で各会派が話し合い、早急に結論を出す必要があると思うがどうか。

「議会にも財政危機の責任があるからみずから身を削る必要がある」との報道があるが、小樽市議会では昨年、独自に「財政再建に関する小樽市議会検討会議」を設置し、議員報酬をはじめとする議員にかかわるすべての歳出項目の見直しを行い、既に財政再建に協力してきており、このような指摘は当たらないと思うがどうか。

道内市議会における検討会議設置状況及び主な議会経費の状況を見ると、本市と人口が類似する4市においては、議会経費削減などについて協議する検討会議の設置さえなく、検討を行っている市においても、本市議会のように多項目にわたり検討を行い、全会一致で年間2,200万円もの財政効果を上げている市はない。このことは本市議会の見識の高さを示すものと思うが、提案者の見解はどうか。

定数削減の最大の理由は、本市の財政悪化であり、国が進める三位一体改革により、地方交付税など一般財源が大幅に削減されたことが原因である。自民党、公明党は政権与党であり、これ以上の地方交付税削減はしないよう、自党の国会議員に要請するべきと思うがどうか。

このたび提出された陳情第82号には5,000人を超える署名が添付されているが、新聞報道されたとおり、この署名を集めるに当たり、産業会館に開設されている「杜のひろば」が使われていた。市はこの事実をいつ時点で承知し、その後、どのように対処したのか。

運営を行う「杜のつどい」に対しては、市が福祉コミュニティ都市推進事業費として交付金を支出しており、公共スペースを使って行われたという経緯からすれば、市が施設を提供して議員定数4名削減の署名に便宜を図っていたと言われても仕方がないのではないか。

また、「杜のつどい」の代表者と本陳情の代表者が同一人物と聞くと、しっかりとけじめをつける必要があると思うがどうか。

また、議案第43号に対する質疑といたしましては、議案第43号の提出者は、議員定数を30人とする理由の一つに、地方自治法第91条の人口区分をよりどころとしているが、同法では、人口5万以上10万未満の市の定数の上限数を30人と規定しているのであり、本市の人口からして、そういった主張は理論上、無理が生じるのではないか。

むしろ、市民が望む妥当な議員数を把握し、その思いに近づけていくのが、議員として必要な姿勢だと思うがどうか。

3月17日付けの北海道新聞に、全議員を対象に行った「議員定数削減についてのアンケート結果」が掲載されているが、この中で自民党は、求められたコメントに対して、所属議員13人のすべてが同じ意見であると回答している。このアンケートは、定数削減についての議員個々の意見を尋ねたものであり、自民党の会派としての意見とは別に、所属議員それぞれの考え方があると思う。改めて所属議員に議員定数に関する意見を確認する考えはないか。

昨年の第4回定例会では、結果的に与党間の綱引きのような状態となり、両案とも否決された。議会が市民から求められていることに対してどうこたえていくかを考えるとき、現在行っている議員報酬の5パーセント削減に2パーセント上乘せし、さらに期末手当の2割加算を廃止すれば、年間3,900万円の効果額が見込まれ、しかもすぐにでも実施できるものであると思うがどうか。

次に、議案第44号に対する質疑といたしましては、小樽市議会では、市の財政が厳しい中で独自に検討会議の場を設け、議員報酬をはじめとする経費の削減に努めるなど、スリム化を果たしてきている。議員定数の削減数を議論するに当たっては、そのような状況も考え合わせ、単に他の自治体の横並びということではなく、あくまでも地方自治法の規定を目安にすべきと思うがどうか。

議員定数について道内の状況を見た場合、千歳市など人口8万人から9万人台の市は、現在いずれも28人であり、苫小牧市など人口17万人台の市が32人になっていることからすると、約14万人の小樽市の場合、30人が適数と思われるがどうか。

また今後、議会のあり方が議論されていく中で、議員の数を減らして、もっと小さな議会にしようというときには、単に減らすのではなく、行政に対する監視機能が維持されるとともに、地域協議会を設けた新潟県上越市の例もあるように、住民の意思や要望をしっかりと酌み取る工夫などもあわせてなされるべきと思うがどうか。

本市財政が豊かであれば財政再建や議員定数削減の議論などをする必要はなく、このような状況に陥った原因究明と財政の現状把握は避けては通れない。議案第44号の提案者は、予算特別委員会の答弁を基に、ウイングベイの経済効果をおよそ230億円とし、一定の評価をしているようだが、他方、既存商店街においては、商業統計の結果から264億円の落ち込みとなっている。また、国は大型の公共事業には一定の交付税措置をしているが、中心商店街が駐車場設置を図ろうとしても財源は補てんされない。零細企業は面倒を見ないという国の制度そのものに対し、提案者の見解はどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第43号、第44号及び陳情第82号につきましては、議案は継続審査と可決と否決に、陳情は継続審査と採択と不採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により議案はいずれも否決と、陳情は不採択

と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、井川浩子議員。

（5番 井川浩子議員登壇）（拍手）

○5番（井川浩子議員） 自由民主党を代表して、議案第43号は可決、議案第44号は否決、陳情第82号は不採択の立場で、ただいまの委員長報告に反対の討論を行います。

議員定数に関する特別委員会も、昨年の第4回定例会、今回の第1回定例会を含め、都合4日間にわたり慎重審議を重ね質疑が出尽くした過程でも明らかになりましたように、残念ながら意見の一致を見ることができませんでした。

以下、理由を述べさせていただきます。

平成15年に施行されました統一地方選挙では、地方分権一括法による地方自治法の改正により、本市の議員数の上限が34人と定められました。しかし、我が党を含めた議員提案による条例改正が行われ、32人の小樽市議会議員が誕生し、負託にこたえるべく現在奮闘中でありますことは、市民を含め各議員御承知のとおりでもあります。しかし、全国の地方自治体も同様であるとおり、本市の財政状況は逼迫しており、議会として何らかの施策をみずから講じるべきとの考えから設置されたのが、財政再建に関する小樽市議会検討会議であります。この検討会議は8項目の検討がなされ、7項目にわたり、全会派一致で意見がまとまり、議員報酬の削減を含めて年間約2,000万円強の議会費削減が図られたのであります。しかし、本市はこれまでに赤字予算を計上していることから、緊迫した財政状況を思考したとき、さらなる手だてが必要と考え、昨年の第4回定例会で議案第25号を我が党から議員提案させていただきました。残念ながら意見の一致を見ることができず今事態を招いていることは、先ほど申し述べたとおり、まことに遺憾であります。

よって、今定例会、再度の仕切り直して議案の可決が期待されたのでありますが、開いてみると議案の提出会派は昨年と同一、加えて同じ内容、構図となりました。仮に2案のどちらかを可決し、議員の削減を図ろうと努力するなら、どのような方法があるのでしょうか。内容の違う議案の提出会派同士がその一方の賛成に回することは極めて困難なことと思います。現下、可能なことは議員削減の1点をとらえて考えるなら、未提出会派の皆さんが解決可能な他会派提出の議案に賛成の意思表示を示すことにより、問題は即解決されるのです。2件の削減案否決では、市民の期待を裏切るばかりではなく、議員の良識を疑われ、今後に向けて財政再建に大きな悪影響を与えることは必至です。

以上の理由から、委員長報告に反対するものであり、再度各会派の皆さんへ、特に議案を提出されていない会派の皆さんへ、今からでも間に合いますので、ぜひ議案第43号への賛成をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第43号、第44号、陳情第82号はいずれも継続審査を要求する討論を行います。

継続審査を主張するのは、議員定数問題は市民の関心の高い問題であり、その根底には財政問題、議会活性化の問題、議員としていかに市民の負託にこたえる活動を展開すべきかなど、多くの課題があり

ます。とても、定例会の中のわずかな時間では、市民の願いにこたえる審議は尽くせません。また、提案者が定数削減の大前提となっている財政問題の審議を事実上拒否していることもあり、さらなる審議が必要なことは言を待ちません。また、議会の確認で、特別委員会を設置し、ここへ付託しなければならないような案件は、閉会中、継続して審議することが全会一致で確認されています。この点からも、付託案件を継続審査にして、審議を尽くすことは道理ある主張であります。

議員定数削減は、市民の意見表明の権利の縮小であり、我が党は反対です。地方自治法の改悪で、市町村議会議員の定数を大幅に削減しておきながら、この法の趣旨である人口区分さえ無視して、小樽市議会の議員定数を人口5万人以上10万人未満の市議会にしてしまうことは認められません。

今回、議員定数削減を提案している会派は、21世紀プランの基である基本構想に賛成し、2007年度、平成19年度の人口目標16万人を目指していたものではありませんか。この失敗には、口をつぐんで語ろうとせず、このままでは人口が減っていくと主張し、人口が1ランク少ない市議会並みにしてしまうことを前提にした議員定数削減です。しかも、道新小樽版の応援をもらって、4人削減の提案者は、定数削減で一致するなら、自民党こそ2人削減でなく、4人削減の28人に同調せよと迫りました。

ところが、今回の4人削減の提案説明をよく分析してみると、自民党案に同調しなければならないのは、公明党、平成会の方であることが我が党の指摘で明らかにされました。4人削減の提案者の12月議会での提案説明の根拠が、我が党の追及で一貫性に欠けるものであることが明らかにされたため、今度は4,880人に議員が1人と言っていたのを5,000人に1人と数字を微調整してきました。昨年の12月議会で4人削減の提案説明の根拠が一貫しておらず、都合のよい基準をつくっての論立てだと我が党に指摘され、提案説明の根拠のごまかしが明らかにされましたが、そのポイントは大変重要なので、もう一度振り返っておかなければなりません。

第1点は、小樽市の議会費の一般会計に占める割合が類似都市より高く、市民負担が決して軽いものではない、こう主張していました。一般会計を引き合いに出しますが、議会審議の対象は一般会計にとどまらず全会計にわたっていることは、議員の皆さんが御承知のとおりです。まして、各自治体の特徴、個性というのは、一般会計だけではわかりません。まして、小樽の全会計に占める一般会計の割合は、他の市に比べて少なく、分母が小さいので比較することは適切ではありません。全会計で比較しなければ、議会費の比率も客観的かつ公平に判断できないことは、自明の理であります。比較するなら、人口の多い都市だけを対象にするのではなく、公平性を期すのであれば、小樽よりやや人口が少ない北見市や江別市なども加えて、比較検討するのが客観的であり、公平です。こうして、小樽と人口規模が似ている6市の全会計で比較すると、議会費の占める割合は、北見市0.41、江別市0.35、帯広市0.33、苫小牧市0.28、小樽市0.26、釧路市0.22パーセントで、6市の平均は0.32パーセントで、小樽市は下から2番目、提案者の言う小樽市の議会費が高いという根拠は成り立たないということが証明されました。

2点目です。次に、人口類似都市との比較で、議員1人当たりの人口を理由に挙げている問題については、釧路市、苫小牧市、帯広市の3市に加え、今度は人口の少ない北見市、江別市を入れての比較でありました。ところが、小樽市より人口の多い類似都市、3市で小樽市の議員定数を推計すると、26人になってしまいます。これでは、自分たちの主張する28人、4人削減とは違うことになるので、28人を正当化するために、今度は小樽市より人口の少ない北見市、江別市を加え、その平均が4,880人だとし、北海道10万都市の議員1人当たりの人口の基準と理由づけ、これで割り返せば小樽市の議員定数は28人が正当なのだと結論を導き出しての提案でした。28人を正当化するために、小樽市より人口の多い都市を例に引いて、小樽市民1人当たりの議会費は負担が一番重いと宣伝し、今度は28人を正当化するためには、人口の少ない北見市、江別市を加えて計算する。要するに、議員定数28人を根拠づけられ

ば、その基準はどうでもいいという提案説明だったと、12月に我が党に指摘をされたわけです。このことを、今定例会では提案説明からそっくり消してしまいました。なぜ消したのだと我が党に指摘されて、理由は変わっていないと開き直っていました。

ところが、今回の提案説明で新しい数字が出てきました。5,000人に議員は1人との数字を持ち出して、新たな根拠づけを行おうとしたのが、最大の提案理由の焦点でした。公明党は以前から人口5,000人に議員は1人だと言っていました。しかし、なぜか昨年の12月議会の公明党と平成会の提案説明では4,880人に1人との説明でした。ところが、今回はなぜか共同提案で5,000人に1人としました。なぜ4,880人から5,000人に微調整したのか。数字の遊びと言う人もいるから、ここは大事な点で、我が党としても慎重に分析しました。なぜ5,000人に変えたか。直近の国勢調査の小樽市の人口は14万2,165人です。つまり、議員1人当たりの人口4,880人を国調人口で割れば、議員の定数は29人を上回り、公明党、平成会の方が自民党に2人削減ではなく、28人に歩み寄れという要求が実は逆に歩み寄らなければならないのは、公明党、平成会の方になってしまうから、4,880人は都合が悪い、5,000人に変更したのです。参考までに、5,000人だと28.4人ですから、28人を根拠づけるための数字の微調整、しかも重要な変更を行っての新たな提案としか考えられません。

前回の議員定数に関する特別委員会の初日に、我が党の古沢議員が、今、紹介した4人削減の根拠に一貫性がなく、自分たちに都合のよい根拠と数字を使っていることを指摘し、4人削減、28人とする根拠を崩したことに對し、翌日の道新の小樽版は根拠が崩れたとは報道せず、市民が望むのは他市との比較や法律の解釈よりも、人口減や深刻な財政危機に陥る小樽市の実情を踏まえた上での定数議論と決めつけ、続いて傍聴者の話なるものを引き合いに出して、ごちゃごちゃ数字を言うよりも数を減らし、質も上げられるよう努力するのが議員と決めつけた論評です。4人削減を誘導する道新と同じ立場からの提案説明が崩されたのは、道新にとっては気に入らないことはわかりますが、道新みずからが市民が望むという表現で法律の解釈はどうでもいいと言わんばかりの記事は、いささか理性を失っているのではないかと思います。

加えて、今回の議員定数に関する特別委員会を報道した3月21日の松田報道部長名の道新の記事には、驚きを禁じ得ません。議会で市民負担に反対した日本共産党があることを、なぜ道新はきちんとその事実を報道しないのでしょうか。市民負担は、議会全会派が一致して決めたかのように、丸ごと賛成したかのような印象を受ける。読んだ方はそう理解する報道です。これは、事実と反する報道だと改めて指摘し、日本共産党への名誉き損にも通ずるものです。議会で、市民の立場から負担に反対する会派がないとなれば、市民は議会に不信を抱くのは当然です。逆に、市民負担に反対する会派が存在するとなれば、議会に對し期待もするでしょう。議会不信にならないように、我が党は繰り返し、マスコミの皆さんに昨年5月の繰上充用の臨時会のとき、小樽市にとって、27年ぶりの赤字決算、繰上充用、小樽市の財政が危機的になっているにもかかわらず、予算特別委員会を構成して審議を尽くすこともしないばかりか、代表質問もしない。こういう会派が議員定数削減を言っているのだ。これを市民に伝えてほしいと、私はこの場からマスコミの皆さんに呼びかけました。取材していたのは北海道新聞と小樽ジャーナルのみでしたが、報道したのは小樽ジャーナルだけでした。議会が丸ごと市民負担をかぶせたかのように報道し、市民の議会不信を意図的に作りだし、有権者と議会あるいは議員をことさら対立させる道新の報道は、新聞倫理綱領に照らしてどうなのか、疑問を持たざるを得ません。

また、同記事では、市民の多くが4人以上の削減を願っているのに、公明党、平成会の4人削減に歩み寄りなかったことは極めて残念で、長く記者をやってきたが、これほど住民感覚から遊離した議会を見たことはないかと断定しています。しかし、この記事を書いた報道部長は、日本共産党の質問を取材

したのかと言えば、2日目、私が質問したとき、いなかったのです。どこで聞いていたのでしょうか。日本共産党の質問を取材もしないで、こういう断定をすることはいかななものでしょうか。新聞倫理綱領の「正確と公正」の項では、「新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。」さらに、「独立と寛容」の項では、「新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。」とありますが、これら新聞倫理綱領に照らして、筆者の記事はいかななものでしょうか。「住民の声が届かぬ場所で、自律能力を失った小樽市議会、私たちは不幸な議会を持った」のくだりは、小樽市議会の名誉を傷つけるものだとは私は考えるわけです。みずから正確に、議会の各党の態度をリアルに市民に報道せず、市民の声を議会が反映していないかのような報道を一方的にしておいて、何をか言わんやです。報道部長にとっては、小樽市議会は自分の意のままにならない不幸な議会かもしれませんが、市民にとっては見識ある態度をとった議会だと我が党は確信しています。

次に、議員定数削減の前提となっている財政問題について触れます。財政再建推進プラン実施計画では、さらなる負担を市民や職員にかぶせても、平成19年度から政府が大幅な地方財政削減を行えば、この推進プラン実施計画は健全化計画に続いて、またまた破たんしてしまいます。それどころか、小樽市の財政立て直しの見通しが、現在よりもっともっと困難になる事態に追い込まれることになります。しかし、この事態を打開することは必ずできるし、市民もそのことを強く望んでいます。

まず、小泉内閣の基本方針である構造改革、規制緩和が現在至るところで国民のためにならないということが、現実の姿でだれの目にもわかるようになってきました。ライブドアの証券取引法違反事件は、相次ぐ商法の改正で、株の売買で一晩で8億円もの現金を手にすることができる。これが、勝ち組の見本だと、堀江前ライブドア社長がちょう児のようにもてはやされていたことが、重大な誤りだったことが浮き彫りになったのがこの間の出来事でした。そのほか、アメリカ産牛肉輸入問題、沖縄米軍基地移転に伴う基地強化に反対する自治体ぐるみの運動、貧富の格差拡大に対する怒りの高まりなど、構造改革が決して国民のためにならないことがみんなの目にわかりやすくなっています。そして、何よりも小樽をはじめ、実質収支が赤字の団体が平成15年度の41団体から平成16年度には72団体へと増大していることに見られるように、三位一体改革による地方財政削減がいかに地方自治体を財政困難に追い込んでいるかは明白で、これ以上の地方財政削減を許さないという、自治体関係者や住民の怒りが高まって、政府を追い詰める条件が強まっています。今、必要なことは、議員定数削減でエネルギーを使うのではなく、全会派一致して地方財政削減を許さない運動を進めることではないでしょうか。

こういうときに、本委員会では私は自民党、公明党がみずからの国会議員で構成する小泉政権に地方財政削減をこれ以上行わないよう要求したにもかかわらず、これを拒否し、事もあるうに「地方財政削減が行われても、これに耐え得る市役所にしなければならない」という重大な答弁を行っています。この答弁は、我が党が繰り返し指摘してきたように、今回の議員定数削減は、自民党、公明党の小泉内閣による地方財政削減のしわ寄せを市民にかぶせ、さらなる地方財政削減をまたまた市民と職員の犠牲で切り抜けようとする意図を包み隠さず告白したものです。市民に負担をかぶせているのだから、議員もみずから範を示さなければならないというのは、これからも市民に負担をかけるから、議員定数削減をやった方がいい、こういうことだということが浮き彫りになりました。

道新小樽版の三位一体改革に関する基本姿勢は、国の三位一体改革がいや応なしに進んでいる、交付税を含む国からの支援は減少することがあっても、増加することはないとの報道部長名の記事に代表されています。この基本的立場からの一連の記事は、国が地方財政を削減することは避けがたい。必ずそうなるのだという印象を読者に与える以外の何物でもありません。これらの記事を読んだ市民は、地方

財政が削減されることが避けがたいのなら、自分たちも痛みを分かち合おう、議会や議員も予算削減するのは当然だとの見解に行き着くでしょう。地方財政削減によって、16年度、17年度で市民の皆さん方にどんな負担がかぶせられたか、ふれあいパスの有料化で3億1,700万円、17年度4月からの家庭ごみ有料化で、袋を買うだけで3億6,000万円、上下水道減免制度の廃止とも言えるような大幅縮小、市独自の医療費助成制度の廃止にも等しい大幅な縮小、保育料の値上げ、放課後児童クラブ有料化など、多岐にわたります。これに反対したのは日本共産党だということは、議員の皆さん、よく御承知のとおりです。

ところが、先ほど来、指摘しているように、道新はこの事実を報道していません。こういう市民に苦しみを与えることを、これから先もやるのか、この根源を議会としても大いに議論し、今、市民の中にいる私たちだって苦しみを味わっているのだから、議員の皆さんも考えていただけないだろうかという純粋な気持ち、これを思うときになぜ市民の皆さんにこういう苦労や苦しみを与えなければならなくなったのか、その最大の原因を市民の皆さんの前で、特別委員会としても大いに議論して明らかにして、今後このようなことが起きないように、議員として努力する。これが議会として一番強く市民から求められていることではないでしょうか。こういう市民の皆さんにこれからまた苦しみを与えるかもしれない、こういうときに、政府が三位一体改革の地方財政削減は避けがたいのだと、宿命なのだという立場から、市民に負担をかぶせなければならない。だから、議会も議員定数を削減して身を削れとのキャンペーンを張る立場は、小泉内閣の地方財政削減による住民いじめの立場に立っているのと同じことでもあります。これから、新たな負担を市民にかぶせるから、議員定数も削減するのは当然だとの言い分に誘導しようという、こういう言い分に我が党は同意できないのは当然です。日本共産党は、国の三位一体改革に名を借りた地方財政削減は住民に負担と苦しみを押しつけるものであり、住民いじめそのものですから、認めることはできません。この立場は、ひとり日本共産党の立場ではありません。

平成17年度、予算編成に向けて、政府は前年度に続き、大幅な地方交付税などを削減しようとしたことに対し、地方六団体が一致して反対に立ち上がり、政府と与党が17年度と18年度は地方が必要とする一般財源の総額は確保するとの合意をせざるを得なくなり、削減幅を大幅に縮小せざるを得なくさせたのです。こういう運動があるのだ、こうすれば地方財政削減を阻止することができるのだと報道し、市民を勇気づけることこそ、マスコミに求められているのではないのでしょうか。道新小樽版の議員定数削減に関する立場は、これとは全く反対で、市民の利益に反する立場だということを率直に指摘しておきます。なぜ、厳しい指摘をするかといえば、先ほど指摘した政府と与党の合意は、来年度、19年度からまた地方財政を削減しますよということが読み取れるということで、地方自治体関係者が一致して心配しているからです。だから、今こそ政府の地方財政削減を許さない闘いを強め、これ以上の削減を食い止めることが、市民を守るために、重要な課題となっているからです。

小樽市は、三位一体改革の名の下で、平成15年度と18年度の当初予算の比較で、差引きで24億円以上、国から来るお金が減らされているのです。どんなにやりくりしても、うまくいくはずがないのです。この上、来年からまたこれに匹敵するような地方財政を削り、こういうことを許していいのかどうか。これが今問われているのです。この議員定数削減のキャンペーンの中で、北海道新聞は、議会経費は国や道からの補助はなく、すべてが市の持ち出しだと、巧妙に書いています。しかし、これを読んだ市民は議会費には国からお金が来っていない。全額市民の負担だとの印象を持っています。しかし、小樽市の議会費、職員の人件費も入れて、3億9,000万円のうち交付税で基準財政需要額で財源手当されている額は3億6,000万円であることは、財政当局も認めていることを再度指摘しておきます。

最後に、道新の事実と反する記事について、改めて指摘しておきます。本会議でやるのは初めてです。昨年の財政再建に関する小樽市議会検討会議の席上、公明党の佐藤利幸議員が、道新関連の報道に関し

て、活字で訂正を要求すべきだと発言しました。ところが、翌日の道新の報道では、なぜか「北野義紀（共産）が発言した」と、こういうふうになっているのです。この事実と反する報道に関して、財政再建に関する小樽市議会検討会議は、全会派一致して道新に記事の訂正を申し入れましたが、いまだに訂正がありません。だから、私はこの問題を昨日の特別委員会で、佐藤議員に改めて見解を聞いたら、私の指摘どおりだと答弁でした。このように明々白々たる事実と反する記事を指摘されても、訂正しようとしません。これは、新聞倫理綱領、「人権の尊重」の項に「報道を誤ったときはすみやかに訂正し」とありますが、これに明白に違反している態度ではありませんか。改めて指摘しておきます。

なお、日本共産党の主張である付託案件の継続審査が否決された場合、その後の採決に当たっては、議案はいずれも否決、陳情は不採択の態度をとることを表明し、討論いたします。（拍手）

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○28番（高橋克幸議員） 公明党を代表して、議案第43号は否決、議案第44号は可決、陳情第82号は採択とし、委員長報告に反対の討論を行います。

議案第44号は、我が党及び平成会が提案したものであります。人口数と議員数の関係は比例すべきであり、人口数は市民の負担の増大につながり、また市民の議員数の削減を求める要望も大きくなっており、地方自治法や本市の過去の経験値に基づく減数であり、賛成すべきであります。

議案第43号は、現在の議員定数32人を2名削減し、30人とするものであります。30人の論拠が不明確であり、改正後、選挙を1回しか経験していないという説明は、市民の理解が得られないと考えますので、賛成できません。

さて、議員定数の削減については、近年、平成10年、平成14年、そして今回と3度にわたり、特別委員会を設置し、さまざまな議論がなされてきました。平成11年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる地方分権一括法が成立し、これにより地方自治法が改正されました。この中で、地方議会の議員定数が法定定数制から条例定数制に改正されたわけであり、この条例定数制は、地方分権の推進に対応するように、地方自治体の自主性及び自立を高めるために、地方自治体の議会がみずからの条例によって、議員定数を定めることになったわけであり、地方自治法第91条では、人口規模ごとに議員定数の上限値が定められています。本市の人口に当てはまる人口10万以上20万未満の市は34人であり、この上限数以下の定数で定めなければなりません。また、この法律では下限数が定められておらず、議員定数は各自自治体の議会がみずからの判断で条例を定めることとしており、減数の制限はありません。このことから、議会の判断は市民が大変注目するところであり、現在の厳しい社会状況の中で、議員定数の削減をどのように考えていくかという議会の取り組む姿勢が求められているものであります。

私たちが市議会議員は市民の代表であり、代弁者として市民の意見を市政に反映させることが、その使命であります。市民との関係や市民との数、すなわち人口との関係は大切であり、人口との比例は無視することができないのであります。人口減少に対しては、一定程度議員数を削減しなければ、市民一人一人の負担が増大することになります。

人口と議員数の関係であります。本市の過去の経緯を確認しますと、戦後、昭和22年より選挙が行われ、昭和58年まで議員定数は40人でありました。昭和61年、議員提案により、定数は4人削減し36人となりました。以後、平成14年には32人の定数となっているところであります。

さて、この間、議員1人当たりの人口、つまり市民の負担を見ますと、改選期で最も市民負担が

低減されていたのは、昭和38年であり、議員1人当たり5,169人であります。また、定数改正後の中では、昭和62年の4,789人となっており、やはり5,000人前後が市民の負担を検討する上で基準になるものと考えます。

我が党は、以前より5,000人という基準を一貫して主張しており、改めてここで申し上げておきます。人口については、残念ながら減少傾向がとまらず、12月に発表された国勢調査の概数によりますと、小樽市の人口は14万2,165人となっており、このままの推移でいきますと、平成19年の改選期には14万人前後になることが予想されるところであります。仮に、14万人として、先ほどの基準で検討しますと、28人が議員定数の適正値であると考えるところであります。

さて、今回の議員定数に関する考え方は、前回と同様であります。公明党と平成会提案の28人、自民党提案の30人、そして共産党の現状維持32人の3種類であります。

まず、現状維持32人の考え方についてですが、先ほど北野議員から長々とお話がありましたが、本市の人口減や厳しい社会状況の中にあつて、議員の削減に対する姿勢が求められている状況を考えるとき、共産党の皆さんが主張する現状維持という考え方は、全く理解できないところであります。また、議員報酬をさらに若干削減すれば、定数を削減しなくてもよいという案についても、言いわけにしか聞こえず、市民の理解は得られないと思います。

次に、自民党案の30人についてであります。削減による急激な変化を避けるべきとか、各層の意見を聞いた上で判断したというような説明でありますが、論拠が明確でなく、説明も不十分であり、とても市民が納得できる内容ではないと思います。

そもそも議員定数の削減の提案については、過去の議会の振り返ってみますと、昭和61年、自民党が議員定数を削減する条例案を提出し、大変な思いをして減数条例をつくられてきました。そのときの減数は4人であり、自民党が率先して議論を展開し、実現してきた内容であります。まさに、当時において大英断であったと思います。今回、同じ4人減数という同様の提案をともに提出できなかったことは、まことに残念であります。しかし、自民党の議員定数を削減するという考え方については、私どもと同一の方向にあります。さまざまな思いはあると推察をいたしますが、市民の多くの意見を受け止めていただき、今回も大英断を検討していただきたいと思っているところであります。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員の削減はまさに身を切る思いであり、痛みを伴うものであります。しかし、ここで議会の姿勢を市民に示すとともに、議員の資質の向上にさらに努力を重ね、充実した議会を目指し、市民の皆さんに理解が得られるように進めていかなければならないと考えております。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○2番（森井秀明議員） 平成会を代表し、委員長報告に反対し、議案第44号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案は可決並びに陳情第82号小樽市議会議員定数削減方については採択を主張する討論をいたします。

平成会として、ただいまお話のあった公明党高橋議員からもございましたが、ともに提案者として議員定数28人に対するの根拠も示し、また、小樽の住民の意思として、5,500名に及び署名とともに陳情も提出され、議会として決断するに十分な背景は整っていると思います。現在の小樽市は、人口減少が進み、財政再建として、市民へ負担をより求め、市職員も行財政スリム化に伴う職員数の削減を行い、平

成16年度より3パーセント、5パーセント、そして平成18年度には7パーセント削減という、年を追うごとに負担を高めている上に、市長においては25パーセント削減という自助努力をし、行政としての責任を果たしている中で、議会として何をしたいけるのかが問われているときではないでしょうか。

この背景の中で、この議案第44号に反対されている方々がしきりに言われている、地方自治法第91条における人口が5万から10万人都市の法定上限数30人を10万から20万都市の下限数にすべきというお話では、到底納得のいくお話ではありません。提案説明でも話しましたが、全国で10万から20万人都市の議員定数の全国平均は28.54人です。皆さんの主張どおりであれば、全国の他の都市が法律違反をしていることになり、大きく矛盾をいたします。現実として、人口が5万から10万人都市の上限数30人を、10万から20万都市の下限として考慮すべきという法的根拠は成り立ちません。

また、議員として過去にさかのぼり、財政の悪化の原因を追及することはやぶさかではありません。しかしながら、私たち現役議員はその時々の方々の議会の判断において、たとえ党としてその当時に反対したにせよ、その議決の責任を負うことが議員としての責務であり本来の姿だと思います。つまりは、どの施策においても、議会において市民意思として議決されてきた以上、どのような判断であれ、議会として背負わなければならないのではないのでしょうか。それらの一つ一つでの議会判断を自分たちはそのように判断しなかった、それは他の会派が賛成したことで、自分たちは関係ないと主張することは、責任逃れと言わざるを得ません。それが筋だというならば、1期目である自分を含めた11名は議員になってからのことにしか責任がないということになります。1期目の議員も議員として当然に過去の経緯における責務を負って取り組んでおります。つまりは、過去において会派がどのように判断しようと、期数が少なく、その当時いなかったとしても、過去の議会議決は、議会として全議員同等の責務があると思います。現在、小樽はこのような危機的な状況にあり、またさらに、その過去の責務を負っているからこそ、私たちは4減を主張しているのです。この危機の中でみずからを示すことが、今の小樽市議会に必要なのではないのでしょうか。

議員定数は、小樽に住んでいる住民全員の権利だと提案説明の中で話しました。議員は市民から選ばれ、市民は被選挙権を持ち、だれしもが議員となることができます。現職議員だけの権利だとは思っておりません。議員はその市民の意思を議会へ伝える責務を持ち、市民はその責務を共有することだと思います。つまりは、議員を減らしても行政へのチェック機能が衰えないよう、市民も視線を行政、議会に向けていくべきであり、小樽市としての議員定数は何人が適正なのかを常に冷静に考えていかなければならないと思います。この議員という仕事を今後にどの市民がついても全うできるようにしていくためにも、さらに議会として小樽に貢献するために、充実させていくためにも、議員定数だけではなく、開かれた議会へ向けて情報の共有のために、市議会としての報告や市民参加型への転換に対する取組、議会事務局機能の充実など、今後において、あらゆる視点で考えていかなければならないと思います。議会は別世界、自分とは関係ないなどと言わず、多くの市民に自分事として目を向けていただきたいと思います。その中で、議員定数において、現在の適正人数は4減の28人であると断言し、多くの市民各位の賛同をお願いし、議案第44号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案可決並びに陳情第82号小樽市議会議員定数削減方について、採択を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

○17番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対し、議案第44号は可決、陳情第82号を採択、議案第43号は否決の討論をさせていただきます。

2日間にわたりました今特別委員会の議論でも定数減をめぐって、それぞれの提案者からその理由が述べられましたけれども、前回同様、他都市との比較や、また地方自治法上の観点から適正な議員数は幾らかというような議論に終始した感がありました。私は、このたびの議員定数削減にかかわる議論は、そもそも本市の未曽有の財政危機の中で、市長をはじめとする市職員の給与の大幅な削減、さまざまな市民生活にかかわる事業費の削減や市民サービスの削減が提案、実施されている中で、議会も応分の責任を負い、協力すべきとの観点で始められたものと認識しております。

市長は、18年度には、給与の25パーセントもの削減、市職員は18年度7パーセント、19年度以降はさらなる削減も余儀なくされる最悪の状況を迎えている中、議会もこれまで議員報酬の5パーセントの削減、視察の隔年化、費用弁償の半減など実施されてきましたけれども、その財政効果は微々たるものに過ぎず、さらなる責任を果たすべく、議論がされるのは当然であります。私は本市の財政の状況は皆さんも御存じのとおり、もはや平時の状況ではなく、赤字再建団体に片足を入れた瀬戸際の非常時と認識しております。全道各市と比較しても、旧産炭地を入れても実質収支で赤字を20億円も積み上げている都市は本市のみであり、全道人口10万人以上の都市の中で経常収支比率が100パーセントを超えた危機的水準にあるのも本市のみであります。このような状況に立ち至った責任はどこにあるのか、その要因は多々あると思いますけれども、いずれにしても議会もその責任の多くを負うべきものと考えます。財政が非常時の折、4減による議会の協力は当然と考えます。

また、今回、共産党も、さらなる議員報酬の削減が提案をされました。予算案を修正するという同意できない形での提案でありましたけれども、このことは真しに私たちも受け止めるべきと考えます。いずれにしても、本市再生の展望など重要な懸案事項が山積している今、いつまでも決着を見ない状況は、本市、議会、市民にとって大変に不幸なことであります。本議会においても決着を見ない場合、議長と副議長が中に入り、決着を図るべく努力をしていただく時期にもう来ているのではないかと考えます。

ぜひ特段の御配慮をお願いし、以上のことを申し添えまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

委員長報告は議案は否決、陳情は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

まず、議案第44号及び陳情第82号について、一括採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

- 議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 議長（中畑恒雄） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

議案第44号及び陳情第82号について、議案は可決と陳情は採択とすることに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

- 事務局次長（三浦波人） 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

- 議長（中畑恒雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、山田雅敏議員、佐々木勝利議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

- 議長（中畑恒雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票

そのうち有効投票 30票

有効投票中

賛成 14票

反対 16票

以上であります。

よって、議案第44号は否決と、陳情第82号は不採択と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 議長（中畑恒雄） 次に、議案第43号について、採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

- 議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 議長（中畑恒雄） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

議案第43号について、可決することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（三浦波人） 1 番上野正之議員、2 番森井秀明議員、3 番山田雅敏議員、4 番小前真智子議員、5 番井川浩子議員、6 番吹田友三郎議員、8 番菊地葉子議員、9 番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

- 議長（中畑恒雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、上野正之議員、菊地葉子議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

- 議長（中畑恒雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票

そのうち有効投票 30票

有効投票中

賛成 12票

反対 18票

以上であります。

よって、議案第43号は否決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 議長（中畑恒雄） 日程第2「議案第48号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第48号について、提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、鈴木美代子氏の任期が平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） これより、採決いたします。

議案第48号について同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第9号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第9号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号の提案説明を行います。

意見書案第1号は、市場化テスト法案に関するものです。小泉内閣は2月10日、市場化テスト法案を閣議決定し、通常国会での成立を目指しています。市場化テストについては、昨年の第1回定例会でも問題点を提起しましたが、その内容は民間企業の提案に基づき、公共の業務を対象として内閣の主導により官と民が競争入札を行い、落札した方がその業務を行うというものです。ここには、四つの大きな問題があります。その一つはすべて民間主導だということです。さらに、事業、落札者の選定などを行う官民競争入札等管理委員会は、財界、大企業の利益代表者で占められ、強力な権限を持ちます。第2に、自治体にも導入しようとしていることです。自治体にこの法律が持ち込まれれば、勝つのは大企業で、地元中小企業は排除されてしまい、地域経済に大きな打撃を与えます。第3に、自治体の仕事を民間企業にゆだねると、膨大な個人情報民間企業に流れるおそれがあることです。法案では、住民票の写し、戸籍謄本、納税書、納税証明書の発行等の窓口業務を民間企業が行えるように特例を設けていますが、いったん流出すると、個人の生命、財産にもかかわる事態が起きかねません。第4は、労働者の問題で、競争入札に勝つためには、人件費の削減、非正規労働者に置きかえざるを得ないことになり、自治体が入札に負けた場合は、正規職員の分限、免職などの不安定雇用を強いることにもなります。小泉内閣による構造改革のひずみが次々と明らかになり、国民生活に深刻な問題をもたらしている今、政府に求められるのは、地域間格差の是正、国民がひとしく公共サービスを受けられるようにすることや、住民の福祉の増進のための自治体の取組を財政的に保障することであり、公務・公共サービスをもうけの対象に変えるべきではありません。

意見書案第2号は、日本郵政公社の集配局再編計画の撤回を求めるものです。日本郵政公社は2007年10月からの民営化を前に、郵便物の収集・区分・配達業務を行う集配郵便局を都市部の局に集約する再編計画を検討しています。これは、同公社が2007年の民営化に向けて進める人員削減、合理化策の一環であり、全国の過疎地を中心に966局の集配業務を廃止し、窓口業務だけを行う無集配局にするものです。この中に北海道の141局が含まれ、小樽市関係では蘭島、塩谷、銭函の3局が検討対象とされています。日本郵政公社は再編計画について、具体的な局名や内容は確定しておらず、発表できる段階にはな

いと説明しています。しかし、既に日本郵政公社北海道支社は幌延郵便局新築計画に伴って、現在、幌延町内の1郵便局、天塩町の二つの郵便局及び豊富町の二つの郵便局で行っている郵便物の配達・集荷、郵便貯金と簡易生命保険の募集・集金などの外務事務を幌延郵便局に統合し、配達・集金などは幌延から行う旨の提案をしていることから、今後さらに計画の具体化が図られるのは確実です。この計画が実施されると、特に冬期間においては、配達業務の遅れやサービス低下を招くことは明らかであり、さらに、郵便局職員と家族などの減少は地域経済にも大きな影響を与えることは必至です。また、郵便局職員は地域のボランティア活動などにも参加し、地域に貢献していることから、地域にとっても大きな打撃です。

小泉内閣は、国会で全国ネットワークは維持すると答弁したことに反し、北海道において、3割もの郵便局を廃止することは、郵便事業網を破壊するもので認められるものではありません。したがって、利潤追求優先で、道内郵便局の3割もの集配局を廃止し、道内郵便事業ネットワークをずたずたに壊す再編計画は白紙撤回をすること、郵政民営化法の国会審議での政府答弁どおり、郵便局の全国ネットワーク網とサービス水準をしっかりと維持し、過疎地の一方的切捨てを行わないことを強く求めるものです。

以上、皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

○18番（佐々木勝利議員） 提出者を代表して、意見書案第3号及び第4号の提案説明をいたします。
意見書案第3号は、安心の医療改革を求めるものです。

政府は、今通常国会に医療制度構造改革案を上程しました。この法案では、高齢者の医療負担を65歳から69歳まで1割から2割に、70歳以上の現役並み所得者には2割から3割に引き上げると、そして75歳以上を対象にした新たな高齢者医療保険制度を創設して、保険料を負担させるとしています。さらに、特徴的なこととして、人工透析医療費の限度額を引き上げるなど、患者負担増も盛り込まれており、高齢者を中心とした不安の声が今まさに広がっています。

また、医療費の伸び率を抑える総額管理制度の導入や受診のたびに1,000円程度を負担する保険免責制の導入などで、一律機械的な給付削減を行おうとする。そうすれば、ますます患者負担は大幅に増大することになります。これ以上の負担増は、だれもが安心して、最高の医療サービスを受けることができるという国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

道内は、医師のいない病院・診療所が増えており、過疎地における医療体制の整備が急がれます。今、向かう方向が逆になっているのではないのでしょうか。政府は患者への負担増ではなく、国民が健康で働き、生活できるようにする安心の医療改革を進めるべきです。

意見書案第4号は、米軍嘉手納基地のF15戦闘機の訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対するものです。

今、日米両国は、日米安全保障協議委員会に向けて、本年3月をめどに米軍再編を決着させようとしています。米軍再編は日米基地の一体化、強化を図るものと強い指摘を受けています。

その一環として、現在、沖縄嘉手納基地の米F4、F15戦闘機の訓練を一部千歳基地に移転させようとしています。この動きに対して、北海道、札幌市、千歳市、江別市、苫小牧市、余市町などの自治体は、今後予想される事故、騒音、事件などから、移転訓練に反対の声を上げています。これは沖縄の痛みを分かち合うことではなく、危険の分散・拡大であり、既に道内の矢臼別演習場で行われている、強行されている米海兵隊の実弾移転演習でもねらわれている固定化につながるものであると、強い指摘を受けております。

また、この間の矢臼別移転演習での沖縄で行われてこなかった夜間訓練の実施や嘉手納基地において、日米合同委員会で合意された騒音防止協定をほごにして行われた早朝4時からの爆音を伴う訓練など、日本政府、米軍の約束すら守らない現状に不信を感じ、認められるものではありません。千歳基地移転はやめるべきです。

以上、全会派の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○2番（森井秀明議員） 意見書案第4号米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書に対し、可決の主張をする討論をいたします。

先日、沖縄の友人が小樽を訪れました。自分は仕事の関係上、何度か沖縄は訪れましたが、在日米軍再編に伴う普天間基地の移転予定地を訪れたことはなく、その地域の自然環境について詳しくは知らなかったもので、その友人にお聞きしました。その地域は、沖縄でも数少ないジュゴンの生息地だそうです。人魚の祖先と称されるジュゴンは、水質がきれいな場所에서만生息できず、その生息地の代表的な場所がその移転先だそうです。このたびの在日米軍再編においては、そのような地域事情は全く論じられることなく進められています。つまりは、米軍が来ることそのものがよい悪いの前に調整すべきことを怠っているように思えます。

昨年12月に、千歳市議会で在日米軍再編に対しての懸念を表明する決議が全会派一致でされました。内容は、政府の一方的な動きに対し、市として受け入れられないというものです。千歳市長でもある山口氏も計画に対して、同様の理由から反対を表明しております。北海道の吉澤副知事も地元説明が政府の最終報告をまとめる直前となっていることに遺憾の意を表明しています。

移転後の訓練状況も地域の意思を酌まれることなく、日米間の地位協定に伴い判断されるため、地域の要望は何においても反映されない状況となり得ます。このように、地域・地方との協議をされずに進められている状況は、地域と在日米軍の関係をも悪化させ、例えハード的な整備を行ったにしても、このような関係では地域の経済への貢献は薄いものとなり得ます。逆に、今まである支援、経済効果を失うことも考えられます。

この背景を考えると、小樽市としても、党利党略としてではなく道民の立場として判断すべきではないでしょうか。実際に、小樽市として全く被害がないかというと、そうではないと思います。小樽市の上空は民間の飛行機が飛ぶ航路はあっても、高度の高い位置で通るために、ほとんど騒音における悩みはありません。しかしながら、戦闘機訓練は訓練内容によっては低空飛行も考えられ、近くを通ればその爆音はまちの隅々まで響き渡ることが想像できます。当然、そのことに対しての補償は存在せず、現状をのむだけとなり、小樽市にとってはマイナス要素しか考えられません。これらの地域背景、国の取組姿勢、小樽への影響を酌み、意見書案第4号に対する可決を主張し、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について、可決の討論をいたします。

まず、意見書案第1号であります。「市場化テスト法案」に関する意見書であります。

そもそも市場化テストとは何か。平成16年8月、政府の規制改革民間開放推進会議が、新たな行革手法として本格導入を提言しました。これまで、国や自治体が提供してきた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下で、官と民との間で競争入札を実施し、価格や質ですぐれた方が落札をする、これが市場化テストであります。既にこれを受けて、小泉首相からは試行的に導入するモデル事業を成功させたいとして、ハローワークや社会保険庁の業務などが事業対象として準備が進められています。民間開放の制度では、これまで企業が公共施設の建設・維持管理・運営ができるPFI制度や地方自治体の施設の管理・運営に企業が参入できる指定管理者制度などが導入されてきました。しかし、規制改革会議は、これらの制度は部分的で限界がある、このように言って、今度は市場化テストを民間開放の横断的かつ網羅的なツールだと位置づけています。まさに、民間開放の切り札として登場したのが、この市場化テストであります。

ある民間シンクタンクにおいては、こうした公共の仕事に企業が参入する、つまりパブリックビジネスの規模は50兆円程度と見て差し支えない、100年に1度のチャンス、このように見ているように、民間開放のねらいは、市場化テストが目的とするところは、企業の側にとって、もうけの場を拡大することにほかならない。何よりも日本経団連の奥田会長自身が一切の聖域を設けず、すべての公共サービスを検討対象にせよと迫っていますが、そのあかしではないでしょうか。効率のみを協調し、官から民、構造改革、あるいは規制緩和だと言って進めている公共サービスの民間化が一体何をもたらすのか。

それは、これまで耐震偽装問題を挙げるまでもなく明白になっています。建築基準法を改悪し、建築確認を官から民へと民間に移したことで、建築確認業務にもうけ優先、営利主義が一気に持ち込まれることになりました。その結果、国民に大きな犠牲、負担になってはね返ってきたことは、御承知のとおりです。1998年、7年前のそのとき、この建築基準法の一部改正の際、どの党がこの事態を予測して反対したのか、どの党が政府の言うがままに賛成してしまったのか、議会一くくりではなく、この点では明快にしておく必要があると思います。公共サービスのすべてを営利事業の対象にしようとするこの市場化テスト法で、暮らしと安全、福祉を守る国、行政の責任を果たすことができるのか。地方自治の本旨から言っても、大変大きな疑問であります。

意見書案第2号です。日本郵政公社の集配局再編計画の撤回を求めるものであります。

2005年度版骨太方針は、郵政民営化を、資金の流れを官から民へと変える改革だと強調しました。当時の新聞各紙の世論調査においても、実は多くの国民がこうした小泉首相が進めようとする郵政民営化、慎重にやってほしいと求めていた、これは御承知のとおりです。小泉首相は、こうした国民世論とは別に、強引に国会に郵政民営化法案を上程して、しかし参議院では否決、衆議院を解散して、総選挙へと続いたてんまつは御承知のとおりです。地域から郵便局がなくなってしまう。多くの国民が心配しました。小泉首相は、郵便局のネットワークは維持する、民営化すれば今よりサービスがよくなると言いました。郵便局は守っていくということを約束していたはずであります。

しかし、民営化を来年10月に控えて、逆に言えば、1年半以上も先にある民営化を前にして、郵便物の集配区分・配達業務を行っている集配郵便局の再編計画が明らかになっています。道内には、446の集配局、そのうち141局が対象になっています。近くでは、近隣仁木町など14の市町村からは集配局自体がなくなってしまう。小樽市内では、蘭島、塩谷、銭函局もその対象であります。しかも、これは民営化前に進めることですが、民営化後には第2弾が待ち受けています。248局で新たに集約することが検討されています。この第2弾の計画では、統廃合の後、道内では、結局現在の12.8パーセント、1割強の57の局しか集配局としては機能しなくなってしまう。

「万が一にも、国民の利便に支障が生じないようにしていきたい」、小泉首相がこのように言いました。その約束は一体どこに行ったかと、聞き返したいくらいであります。しかも、提案説明でも触れておりましたように、この中には、道北の天塩、雄信内、問寒別、豊富、兜沼、この五つの局からは集配に加えて、郵便貯金と簡易保険の外務事務まで廃止される。来年3月から、幌延の局に集約だと言うのですから、もはや何をか言わんやであります。もともと郵政の民営化では、郵便貯金と簡易保険を別会社にしてしまう。郵便業務だけに残された郵便局が果たして地域に残るのかということから、地域の心配は広がりました。しかし、ネットワークは守る、サービスは低下しないというふうには小泉首相は国民に約束をしたわけです。民営化が始まる前に集配局の統合化、この中に実は郵便貯金と簡易保険の外務事務が廃止されるという局が既に盛り込まれているという事実は、もはや何をか言わんやであります。

豊富町議会が、昨年の12月議会において可決した意見書、「採算性のみを重視したこの計画が実施されると、特に冬期間におけるサービス低下を招くことは明らかで、地域の過疎化はもちろん地域崩壊につながるおそれがある。外務事務統合計画には断固反対し、白紙撤回を要求する」、このように求めています。地域と住民の暮らしを守るべき議会としては、あまりにも、そして当然の議会意思決定意見書ではないでしょうか。小樽市内の3局で集配が廃止になります。小樽郵便局だけが唯一の集配局になってしまいます。市内では今でさえ、一部地域では配達遅れ、一日遅れの配達の地域、そういったところが問題になっておりますけれども、これでは一層小樽市域においてさえ地域の格差が広がってしまいます。その上、紹介した天塩、豊富のように、貯金・保険業務が廃止されれば、地域からその郵便局自体が消えてしまうことになってしまう、必至であります。こうした問題においてこそ、地方議会が豊富町議会が果たしたような役割、極めて重大だと言わなければいけません。これを許してはならないと思います。

さて、本日の本会議に意見書案として提出されているのは9本であります。この9本の意見書案のうち、全会一致で提案を決めているのが5本であります。中には、公立高校に関するものや米国産牛肉の輸入に関するものなど、明らかに市民の暮らしや子供の教育にかかわるこうしたものでさえ、当初は一部反対会派などがあって、調整会議では難産の末、全会一致を見たものであります。同時に、他の意見書案では米軍F15戦闘機訓練の千歳移転や今述べた郵便局の集配局廃止に関するもののように、これまた直接市民生活にかかわるものでありながら、ついに全会一致には至りませんでした。所属する政党が中央政府の与党だから、これはいかにも理由になりません。大変残念であります。

地方自治体を住民から遠いものにして、中央直結の名の下に、行政上も財政上も圧迫し、これを国の下請機構化しようとしてきたのは、だれであろう、その中央政府ではなかったのか。日本の政治の民主主義発展にとって、地方自治は不可欠の柱であります。言うまでもありません。その議会在議院が決定する意見書は、地方自治体の機関としての議会の意思となるもの。つまり、機関意思の決定であります。それはとりもなおさず市民の代表により構成される議会の意思決定、市民の意思決定だということを意味します。議会は決して中央政府や市長の下にあるのではなく、市民・住民の側にこそあるものであります。地方自治を住民のものとして守り発展させていく、今ほどこうした立場が議会に求められているときはありません。意見書調整会議に臨んだ一員として、若干の達成感は感じつつ、5本の全会一致に至る達成感は感じつつ、同席された方は同じく若干の達成感は感じていると思いますが、しかし、いまだ道遠しの感がぬぐえないことを率直に申し添えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表し、意見書案第3号及び第4号に賛成の討論をいたします。

まず、意見書案第3号安心の医療改革を求める意見書です。

政府与党は、昨年12月1日、医療改革協議会で、医療制度改革大綱を決定しました。平成20年度には70歳から75歳の老人の窓口負担が原則2倍になるなど、高齢者の負担を集中的にねらっております。確かに、一方で乳幼児の負担軽減対策を拡大するなどの対策もとられておりますが、そこで言われるように、豊かな暮らしの多い高齢者は、本当にそんなに多いのでしょうか。高齢者は、病気にかかることが多いと言われております。また、経済力の格差は、現役世代よりも大きいとも言われております。こうした高齢者に対する自己負担を多くするのではなく、自己負担を減らすきめ細かい対策が必要だと思っております。また、75歳以上の後期高齢者を対象に、都道府県単位で新しくつくる医療制度は、全市町村が入る広域連合が運営に当たり、財源は税金が5割、現役からの応援が4割、残り1割は市町村が高齢者から広く、そして浅く取る保険料で集めるとされています。北海道の現状、また小樽のような地方都市の現状を考えると、極めて不安な制度です。

そしてまた、国と地方が協力して医療費の伸びを抑える計画をつくることになっております。確かに、事によって国や地方は、糖尿病などの生活習慣病の予防運動を積極的に進めることにはなると思いますが、計算どおりの成果が生まれるかどうかは不安です。進行する少子高齢化、人口減少、医療過疎に歯止めをかけ、市民が安心できる医療制度改革が求められております。

次に、意見書案第4号「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書です。

F15戦闘機訓練を移転する案が出された理由は明快です。沖縄の基地負担軽減と言われております。とりわけ分散することによって、騒音を軽減しようとするものです。しかし、沖縄タイムスの現地レポートにあるように、嘉手納基地周辺住民の騒音被害は深刻であります。戦闘機が飛ぶたびに、子供たちは勉強を中断してしまいます。乳児は母乳を吸う動作をやめ、体をこわばらせる、そういうすさまじい騒音だということです。このような騒音被害が伝えられる中、千歳市への移転計画が示されたことに、多くの地域住民が強い不安感を抱いたのは当然だと思います。

さらに、沖縄では、騒音以外にも事故やトラブルも多発しております。これも、大きな不安材料だと言われております。また、アメリカ海兵隊の実弾射撃訓練の分散化に伴い、陸上自衛隊矢野別演習場で実弾訓練が受け入れられていますが、矢野別では約束された同質同量、つまり今までどおりの時間や制限で、同量、つまり同じ回数の実弾訓練をやるという約束は既にほごにされ、夜間訓練が行われているのが現状です。こうしたことを聞いているから、一層不安は強まるのです。平成17年12月13日の千歳市議会は、生活環境に対する問題やまちづくりにも影響を及ぼすことが懸念される現状においては、移転を受け入れることは難しいものであるという決議を上げております。このように、千歳への米軍の訓練移行は、地方自治体の意思としてもはっきりと反対が表明されております。

意見書案第3号安心の医療改革を求める意見書及び意見書案第4号「米空軍嘉手納基地」のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対の意見書に議員各位の賛成をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号及び第4号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、総務常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 小 前 真 智 子

議 員 斎 藤 博 行

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 8 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１７年１１～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成１７年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第７３号「発達障害児・者への具体的政策検討について」は、発達障害者支援法が平成１７年４月に施行されたことに伴い、福祉部、教育部、保健所など庁内関係部局による関係会議を立ち上げ、現状認識など発達障害者ニーズに応えるため、支援の在り方について検討を始めているところであり、引き続いて協議していくものです。

なお、陳情者へは平成１８年２月２４日に上記内容を説明し、陳情の願意である検討委員会の設置についても庁内関係会議の中で協議していく旨を説明いたしました。

以　上

「市場化テスト法案」に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則

構造改革によって、地域間の格差が拡大し、ＪＲ福知山線脱線事故、耐震強度偽装問題など、国民の生命と財産を脅かす事故、事件が相次ぎ、国民生活に深刻な問題をもたらしています。

いま政府に求められることは、地域間格差を是正して国民が等しく一定水準の公務・公共サービスを受けられるように改善すること、社会保障の充実と大企業の経済活動に対する適正な規制によって国民の安全・安心を保障すること、住民福祉増進のための自治体の取組を財政的に保障することです。

しかるに、今国会で審議される「市場化テスト法案」は、公務・公共サービスを大企業のもうけの対象にし、地方分権に反して自治体にも押し付け、職員には解雇と不安定雇用を強いるものであります。しかも同法案では、住民票写し、戸籍謄本、納税証明書の発行等の窓口業務を民間企業等が行えるように特例を設けています。家族構成や資産・所得等の個人情報扱う業務の「規制緩和・民間開放」は、個人情報の保護にも反するものであります。

以上のことから、次のことについて、政府に求めるものであります。

- 1 国民の安全と安心を脅かし、格差社会を拡大する構造改革をあらため、国と自治体の責任で、国民の安全と安心、暮らしと権利を守る公務・公共サービスを守り、充実すること。
- 2 公務・公共サービスを「もうけ」の対象に変え、格差社会を拡大する、市場化テストを制度化しないこと。市場化テストの対象を自治体業務に広げないこと。
- 3 住民票写し等の交付にかかわる窓口業務を、民間企業等が参入する市場化テストの対象としないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小樽市議会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

日本郵政公社の集配局再編計画の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

日本郵政公社は、2007年10月からの民営化を前に、郵便物の収集・区分、配達の業務を行う集配郵便局を都市部の局に集約する再編計画を検討しています。これは、同公社が2007年の民営化に向けて進める人員削減・「合理化」策の一環であり、全国の過疎地を中心に966局の集配業務を廃止し、窓口業務だけを行う無集配局にするものです。この中に北海道の141局が検討対象とされています。

郵政公社はこの再編計画について、「具体的な局名や内容は確定しておらず、発表できる段階にない」と説明しています。しかし、郵政公社北海道支社は、幌延郵便局新築に伴う計画として、現在、幌延町内の間寒別郵便局、天塩町内の天塩郵便局と雄信内郵便局及び豊富町の豊富郵便局と兜沼郵便局で行っている郵便物の配達・集荷・郵便貯金と簡易生命保険の募集・集金などの外務事務を、2007年3月下旬から幌延郵便局に統合し、配達・集金などは幌延から行う旨の提案をしています。また、上川管内では、45郵便局のうち半分近く（22局44パーセント）が廃止になるとされています。

この計画が実施されると、特に冬期間における郵便配達などの遅配やサービスの低下を招くことは明らかなです。さらに、郵便局職員や家族などの減少は、地域経済にも大きな影響を与えることは必至であり、これが地域の過疎化ひいては地域崩壊にもつながりかねません。

道内で141局となれば、現在の集配局総数446局の3割にも達するものであり、「全国ネットワークは維持する」との政府の国会答弁にも反します。このような地域の実情を無視した再編計画は効率性や採算性優先で過疎地を切捨て、北海道の郵便事業網をズタズタに破壊するものであり、到底認めることはできません。よって、以下のことを強く要望します。

（１）利潤追求優先で、道内郵便局の3割もの集配局を廃止し、道内の郵便事業ネットワークをずたずたに壊す再編計画は白紙撤回すること。

（２）郵政民営化法の国会審議での政府答弁どおり、郵便局の全国ネットワーク網とサービス水準をしっかりと維持し、過疎地の一方的切り捨てを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小樽市議会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

安心の医療改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

急激な少子高齢化や医療技術の発展等によって、国民医療費は年々増加し続けています。

2006年の医療制度改革に向けて、政府・与党は昨年12月1日に「医療制度改革大綱」を決定しました。これに基づき改革関連法案を今通常国会に提出し、成立させようとしています。

大綱では、医療費適正化のために患者の自己負担増を求める制度改革を示唆していますが、患者負担は増え続けており、特に高齢者は受診率が高く負担額も多くなっています。これ以上の負担増は、誰もが安心して最高の医療サービスを受けることができるという、国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

医療制度改革を進め、膨張する医療費を適正化するためには、患者の負担増より先になすべきことがたくさんあります。生活習慣病対策など、中長期的な取組としての健康づくりはもちろん、病院と診療所の役割整理の促進、医療機関と医療の内容に関する情報公開、受診回数の抑制や多剤投薬の解消を図ること等が喫緊の課題であります。

また、道内は医師のいない病院・診療所が増えており、過疎地における医療体制の整備が急がれます。

医療費の伸び率を抑える「総額管理」制度の導入や受診のたびに毎回1,000円程度を負担する「保険免責制」の導入などで、一律・機械的な給付削減を行えば、患者負担は大幅に増大します。その結果、医療制度への不信・不安が一層高まり、国民の生命と健康も脅かされることとなります。

政府は、患者への負担増ではなく、国民が健康で働き、生活できるように寄与する「安心の医療制度」改革を進めるように要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小樽市議会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「米空軍嘉手納基地」の F 15 戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利

在日米軍再編に関する中間報告では、「米空軍嘉手納基地」から発生する騒音軽減策として、F 15 戦闘機訓練の一部を、他の基地へ移転・分散させるとされ、中間報告に先立ち北海道に対し札幌防衛施設局長から「千歳基地が移転先としての候補地の一つである」との説明がありました。

これは、「沖縄の痛みを分かち合う」ことではなく、「危険の分散・拡大」であり、矢臼別演習場で強行されている米海兵隊の実弾移転演習でも狙われている「固定化」につながるものであること、また、この間の矢臼別移転演習での「沖縄で行われてこなかった夜間訓練」の実施や、嘉手納基地において、日米合同委員会で合意された「騒音防止協定」を反故にして行われた早朝 4 時からの爆音を伴う訓練など、日本政府・米軍の「約束すら守らない」言動に不信・不安を感じており、全く認められず、反対します。

沖縄には日本国内の米軍専用施設の 75 パーセントが集中し、米兵による暴行や傷害・放火事件、大型ヘリコプターやハリアー機の墜落・炎上、戦闘機からの照明弾や風防ガラス落下など、132 万人の沖縄県民の生活は常に危険と隣り合わせにある異常な状態にあります。

しかし、この異常な事態の根本的な解決は「沖縄の痛みを分かち合う」の美名のもとの「危険の全国分散・拡大・固定化」ではなく、米軍基地の整理縮小を確実に進め、在日米軍基地は米国へ移転・撤収するという「当たり前」のことであると確信します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 3 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	平成 18 年 3 月 23 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

最低賃金の引き上げを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小	林	栄	治
	同	佐	々	木	茂
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	秋	山	京	子

最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業間の公正競争ルール確立の上で、重要な役割を担っています。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会が答申する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されています。

しかしながら、北海道の現在の改定額は、時間額641円と一般労働者の賃金に比べて極めて低い水準に設定されており、その影響で、道内パート・臨時労働者、請負・派遣労働者ら非正規労働者の賃金も低く抑えられています。

青年単身者では1か月10万円ほどの生活を余儀なくされている人も少なくありません。低賃金労働者は年々増加しており、社会保険料の未納者や、経済的自立ができずに結婚ができない人を増加させ、少子化傾向の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる原因のひとつとなっています。

以上を踏まえ、政府においては最低賃金法を早期に改正し、生活保護基準などの社会保障制度との整合性を図ること。最低賃金制度の周知徹底、監督体制の拡充など、一層の充実を図られることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小樽市議会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	大 橋 一 弘
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	高 橋 克 幸

2005年版「少子化社会白書」は、04年の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子供の平均数)が1.28と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて「超少子化国」と位置付けました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも一年早く、今年には「人口減少社会」に転じる可能性がある」と指摘しています。これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯止めがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策について更なる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子供たちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子供たちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、今や、地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって政府においては、さらなる総合的な少子化対策として次のような施策を講じるよう、強く求めます。

記

- 1 抜本的な児童手当の拡充
- 2 出産費用等の負担の軽減
- 3 子育て世帯向けの住宅支援
- 4 子供を預けやすい保育制度の確立
- 5 放課後児童健全育成事業等の充実
- 6 労働時間の短縮、男女差別の解消など仕事と生活の調和が図れる働き方の改善

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

米国産輸入牛肉への特定危険部位混入に対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	井	川	浩	子
	同	小	林	栄	治
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	秋	山	京	子

政府は、昨年12月12日に、米国産牛肉の安全性に不安を持つ多くの国民の声を無視して、2年ぶりに輸入を再開しましたが、再開から1か月も経過しない1月20日、成田空港で検疫手続中の米国産牛肉から除去が義務づけられているせき柱（背骨）が見つかり、再び輸入停止の表明を余儀なくされました。

食品安全委員会が、リスク管理機関である厚生労働省および農林水産省に強く求めていた輸入プログラムの実効性や遵守の担保について、政府が十分検証しないまま、米国の検査体制の不安を押し切る形で拙速な再開に踏み切ったことが、こうした事態を招いたことは明らかであります。

輸入再開を求める米国からの圧力に屈し、今回の事態を招いた政府の責任は極めて重大であり、国民の食の安全を軽視したさきの政府の決定に対して、改めて抗議します。

また、輸入再開の大前提である特定危険部位の除去という輸入プログラムを遵守せず、日米間の約束を反故にした米国政府のずさんな対応に対しても厳重に抗議するものであります。

政府は、今回の事態を招いた責任を明確にするとともに、米国に対して必要な資料の請求や実態把握を行うべきであります。

日本では2001年から畜産農家の協力も得て、世界で一番厳しいBSE対策がとられ、消費者も国産牛肉の安全性を感じており、日本並みのBSE対策及び全頭検査がなされなければ、輸入を再開すべきではないことを改めて表明します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月23日
小樽市議会

議決年月日	平成18年3月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

官製談合への規制強化と「天下り」への厳しい制限を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	横田久俊
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

相次ぐ官製談合への規制強化は、公共工事の入札に参加する業者の談合に、発注者である国や自治体、公団など官公庁の職員が加わり、受注業者に天下ったＯＢと連絡をとって、見積り価格など内部情報を漏らすなど入札価格の調整や受注業者の選定に関与することに、歯止めをかける目的を持つものであり、財政構造改革を進める上でも喫緊の課題であります。

官製談合は、価格競争を骨抜きにし、不当に高値で発注されるため、税金のムダ遣いそのものであります。

本年 1 月、防衛庁の空調設備工事をめぐって元技術審議官らが、競売入札妨害容疑で東京地検特捜部に逮捕されるなど、「官業癒着」の根の深さを浮き彫りにしました。

官製談合根絶のため、官製談合防止法の改正を含め、以下の規制強化を求めるものであります。

- （１） 入札談合に関与した公務員に対する「懲罰刑」を創設
- （２） 公正取引委員会の改善措置などの対象となる特定法人の範囲の拡大
- （３） 改善措置の類型への「ほう助」の追加
- （４） 損害賠償・懲戒処分 of 調査結果の公表の義務づけ
- （５） 「天下り」禁止期間の 2 年から 5 年への引き上げ

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 3 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	平成 18 年 3 月 23 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

公立高校の存続に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上 野 正 之
	同	小 前 真智子
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

公立高校の配置のあり方については、高校教育推進検討会議の昨年暮れの答申に基づき、今後道教委として新しい方針を策定する予定とのことです。

これまで本道の高校適正配置計画については、その決定プロセスにおいて地元市町村と教育委員会が関与し、学校側など地元との協議を尊重して進められました。しかも 1 学年 2 間口校など小規模校への特例など、地元校存続の特別支援がとられてきたところです。

ところが、「効率性」などを理由として適正規模を 4 ～ 8 学級として 3 間口以下が再編の対象とされることになると、5 割近い 110 校（3 間口以下）の道立高校の存続が危ぶまれることになりかねません。分校として当面存立しても、過渡期の措置にすぎません。

高校は地域の歴史、文化にとって、極めて重要な位置をしめる社会資源です。この存廃は、地域として共同性や文化性を左右する重大事です。

よって道及び道教委においては、「効率性」を基準として高校統廃合を一方的に進めることがないよう、また地元意見を十分に尊重して進められるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 3 月 23 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 18 年 3 月 23 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

平成18年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成18年2月27日～平成18年3月23日(25日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成18年度小樽市一般会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
修正案 第1号	平成18年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H18.3.15	議員	—	(予算)	(H18.3.15)	(否決)	H18.3.23	否決
2	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
3	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
4	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
5	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
6	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
7	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
8	平成18年度小樽市住宅事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
9	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
10	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
11	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
12	平成18年度小樽市物品調達特別会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
13	平成18年度小樽市病院事業会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
14	平成18年度小樽市水道事業会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
15	平成18年度小樽市下水道事業会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
16	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
17	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
18	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
19	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
20	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
21	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
22	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
23	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
24	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
25	平成17年度小樽市水道事業会計補正予算	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
26	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	総務	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
27	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H18.2.27	市長	—	—	—	—	H18.2.27	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
28	小樽市特別職に属する職員の給与条 例及び小樽市教育委員会教育長の給 与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
29	小樽市職員給与条例の一部を改正す る条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
30	小樽市特別会計設置条例の一部を改 正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	建設	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
31	小樽市障害者自立支援法施行条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
32	小樽市福祉医療助成条例の一部を改 正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	厚生	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
33	小樽市浄化槽に関する条例の一部を 改正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	厚生	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
34	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
35	小樽市企業立地促進条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	経済	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
36	小樽交通記念館条例を廃止する条例 案	H18.2.27	市長	H18.3.7	総務	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
37	市立小樽文学館条例及び市立小樽美 術館条例の一部を改正する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
38	小樽市消防手数料条例の一部を改正 する条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
39	小樽市国民保護対策本部及び小樽市 緊急対処事態対策本部条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
40	小樽市国民保護協議会条例案	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	可決	H18.3.23	可決
41	市道路線の認定について	H18.2.27	市長	H18.3.7	建設	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
42	平成 1 7 年度小樽市一般会計補正予 算	H18.2.27	市長	—	—	—	—	H18.2.27	可決
43	小樽市議会議員定数条例の一部を改 正する条例案（ 3 0 人）	H18.2.27	議員	H18.3.7	議員 定数	H18.3.20	否決	H18.3.23	否決
44	小樽市議会議員定数条例の一部を改 正する条例案（ 2 8 人）	H18.2.27	議員	H18.3.7	議員 定数	H18.3.20	否決	H18.3.23	否決
45	小樽市文化芸術振興条例案	H18.2.27	議員	H18.3.7	総務	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
46	小樽市非核港湾条例案	H18.2.27	議員	H18.3.7	総務	H18.3.16	否決	H18.3.23	否決
47	小樽市介護保険条例の一部を改正す る条例案	H18.3.3	市長	H18.3.7	厚生	H18.3.16	可決	H18.3.23	可決
48	人権擁護委員候補者の推薦について	H18.3.23	市長	—	—	—	—	H18.3.23	同意
報告 1	専決処分報告	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	承認	H18.3.23	承認
報告 2	専決処分報告	H18.2.27	市長	H18.3.7	予算	H18.3.15	承認	H18.3.23	承認
意見書案 第 1 号	「市場化テスト法案」に関する意見 書（案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	否決
意見書案 第 2 号	日本郵政公社の集配局再編計画の撤 回を求める意見書（案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	否決
意見書案 第 3 号	安心の医療改革を求める意見書 （案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	否決
意見書案 第 4 号	「米空軍嘉手納基地」の F 1 5 戦闘 機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地 に移転・分散することに反対する意 見書（案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	否決
意見書案 第 5 号	最低賃金の引き上げを求める意見書 （案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	可決
意見書案 第 6 号	さらなる総合的な少子化対策を求め る意見書（案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	可決
意見書案 第 7 号	米国産輸入牛肉への特定危険部位混 入に対する意見書（案）	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第 8 号	官製談合への規制強化と「天下り」 への厳しい制限を求める意見書 (案)	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	可決
意見書案 第 9 号	公立高校の存続に関する意見書 (案)	H18.3.23	議員	—	—	—	—	H18.3.23	可決
その他会 議に付し た事件	財政の健全化について(総務常任委 員会所管事項)	—	—	—	総務	H18.3.16	継続 審査	H18.3.23	継続 審査
	経済の活性化について(経常任委 員会所管事項)	—	—	—	経済	H18.3.16	継続 審査	H18.3.23	継続 審査

() 内にある修正案第 1 号は、平成 1 8 年 3 月 1 5 日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
69	北手宮小学校に関する方針撤回方について	H17.10.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
70	「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
77	小樽市室内水泳プールの存続方について	H17.12.12	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
79	小樽駅前室内水泳プール存続方について	H17.12.12	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
83	米F15戦闘機の千歳移転訓練に反対の意見書提出方について	H18.3.2	H18.3.16	不採択	H18.3.23	不採択
84	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
85	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
87	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
88	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
89	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
90	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
91	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
92	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
93	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
94	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
95	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
96	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
97	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
98	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
99	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
100	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
101	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
102	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
103	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
104	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
105	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
106	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
107	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
108	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
109	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
110	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
111	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
112	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
113	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
114	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
115	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
116	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
117	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
118	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
119	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
120	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
121	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
122	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
123	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
124	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
125	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
126	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
127	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
128	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
129	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査
130	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	—	—	H18.3.23	継続審査

[illegible]

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反対方について	H17.10.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
72	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について	H17.11.30	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
76	利用しやすいふれあいパスについて	H17.12.12	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
78	ふれあいパス利用時に現金使用ができるような改善方について	H17.12.12	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
81	「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置について	H18.2.24	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
86	市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続き産科開設方について	H18.3.6	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
10	市道桜 1 8 号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
11	市道桜 1 7 号線の除排雪方について	H15.6.25	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
14	市道桜 2 号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
75	朝里川温泉 1 丁目 3 0 6 番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について	H17.12.12	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査
80	桂岡 1 号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について	H18.2.6	H18.3.16	継続審査	H18.3.23	継続審査

議員定数に関する特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
82	小樽市議会議員定数削減方について	H18.2.24	H18.3.20	不採択	H18.3.23	不採択